

## 第367回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
6月22日	木	本会議	開会 会期の決定（15日間） 議案の上程17件（予算1、条例11、その他5） 提出者の説明 濱田知事
23日	金	休 会	議案精査
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	議案精査
27日	火	本会議	質疑並びに一般質問 上治議員 はた議員 坂本議員
28日	水	本会議	質疑並びに一般質問 畠中議員 西森(美)議員 戸田議員
29日	木	本会議	質疑並びに一般質問 明神議員 三石議員 委員会付託
30日	金	休 会	委員会審査
7月1日	土	休 会	
2日	日	休 会	
3日	月	休 会	委員会審査
4日	火	休 会	委員会審査
5日	水	休 会	
			委員長報告 採決 議案の追加上程（第18号） 提出者の説明 濱田知事 採決 議案の上程（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号—議発第7号） 採決 議案の上程（議発第8号） 討論

6日	木	本会議	岡田(竜)議員 採決 議案の上程（議発第9号） 討論 土居議員 岡本議員 採決 議案の上程（議発第10号） 討論 細木議員 採決 継続審査の件 閉会
----	---	-----	--

## 第367回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（6月22日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程、提出者の説明	5
濱田知事	6

### 第2日（6月27日）

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員出席者	18
議事日程	18
諸般の報告	19
質疑並びに一般質問	
上治議員	19
1 政治姿勢（県民がよい結果として実感でき元気で豊かな生活ができる成果、新たな感染症発生に対する取組、県民座談会「濱田が参りました」「再び、濱田が参りました」を通して感じた現状、物価上昇長期化の中での県経済成長に向けた対策、濱田知事に2期目を目指す上で期待すること）について	19
2 デジタル化・グリーン化・グローバル化（データ駆動型農業の普及とメリットの実感、環境制御技術を生かし切れていない農家への支援、林業分野におけるデジタル技術活用の方向性、水産分野における活用の方向性、生活面で	

の活用の取組状況と方向性、県庁での取組状況と方向性、民間事業者への太陽光発電設備の導入支援、脱炭素先行地域の取組を成功につなげて他市町村に広げる取組、企業の海外展開支援、大阪観光局等と連携したセールス・プロモーション、台湾とのチャーター便における今後の取組) について……………	20
3 中山間対策の充実強化（伝統的な祭りや民俗芸能の現状把握と継承に向けた支援、特定地域づくり事業協同組合設立への支援、中山間地域再興ビジョンの将来像に若者の人口増加を掲げること） について……………	23
4 教職員の不祥事（続発していることに対する受け止めと対応） について……………	24
5 関西圏との経済連携（近鉄グループホールディングスとの今後の取組、関西でアンテナショップを成功させるためのプロモーション） について……………	25
6 観光振興（下期への取組の方向性、らんまんの効果を県下全域にもたらすための取組、地域観光クーポン事業の狙い） について……………	26
濱田知事……………	26
井上副知事……………	30
杉村農業振興部長……………	31
武藤林業振興・環境部長……………	32
松村水産振興部長……………	33
中村中山間振興・交通部長……………	34
徳重総務部長……………	34
松岡商工労働部長……………	35
山脇観光振興部長……………	35
岡村文化生活スポーツ部長……………	37
長岡教育長……………	38
沖本産業振興推進部長……………	39
上治議員……………	39
はた議員……………	40
1 政治姿勢（広島ビジョンと被爆者の落胆の声の受け止め、マイナンバーカードのトラブルへの現状認識と県内事例の把握、問題の徹底究明とマイナ保険証の中止、カード返納手続と相談窓口の設置・周知、都会との賃金格差を埋める手だてと最低賃金の地域間格差是正、実質賃金向上に向けた直接支援、医療・介護・福祉分野における人材確保の認識と対策、公契約条例の検討） について……………	40
2 新型コロナウイルス感染症（積極的検査と施設等での拡大防止対策、本県の死亡数の多さへの認識と改善の手だて、後遺症の実態把握と国保保険料の減免） について……………	44
3 ハラスメント対策の抜本的な見直し（土佐清水市のセクハラ問題の報告時の認識と対応、市の安全衛生管理責任と県教委の責任、第三者機関設置を含め	

た対応の検討状況と実効性ある取組への改善、防止対策の在り方の見直し) について……………	44
4 障害者雇用での虐待・差別・排除（県と労働局の報告関係と返答にかかる期 間、当事者へのフォローなど今後の対応策、特定求職者雇用開発助成金の実 態把握）について……………	46
5 子供の社会参画・行政の施策づくりへの参画（子ども条例における子供の意 見表明権、意見反映の新たなシステム、下田小・中学校の子供たちの行動の 受け止め、意見への対応）について……………	48
濱田知事……………	49
徳重総務部長……………	52
山地子ども・福祉政策部長……………	52
家保健康政策部長……………	54
長岡教育長……………	56
はた議員……………	57
濱田知事……………	58
長岡教育長……………	58
はた議員……………	58
長岡教育長……………	59
坂本議員……………	59
1 政治姿勢（知事選に向けた各政党との距離感、高野前参議院議員の辞職表明 会見の感想と投票率への影響、高知市長選挙の構図の知事選への影響、防衛 費増額の必要性和財源の評価、マイナンバーカードトラブル解消措置の自治 体への負担、現行保険証廃止への評価、LGBT理解増進法の評価と自治体 の取組への影響、GX脱炭素電源法による制度設計の安全性と国民への説明 及び未来世代への負担、伊方原発稼働延長の可能性への不安、出入国管理法 改正への評価、入管施設での人権、国連人権理事会からの見直し要求）につ いて……………	59
2 選挙における無投票と連続する低投票率（県議選での無投票増加と投票率低 下の受け止め、投票率向上への取組と効果、主権者教育の拡充、知事選の投 票率を高める対応）について……………	62
3 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対応（現状と今後の見通し及び県 民の過ごし方並びに情報提供の在り方、医療機関との協定の締結状況、連携 協議会設置・体制整備の計画への反映、公立病院経営強化プラン策定への対 応、外来協力医療機関の偏在と今後の見通し及び新たな感染拡大時の対応、 生活福祉資金特例貸付の償還免除の状況、自立支援の状況、生活保護につな げざるを得ない方への支援）について……………	63
4 子育て支援（こども未来戦略方針の加速化プランで優先すべき課題と県が先	

行して取り組む課題、事業の窓口一本化、保育士確保につながる人材育成と 処遇改善、県独自の取組) について……………	65
5 災害対応（住民主体による市町村の事前復興の取組、事業継続力強化計画の 認定件数、策定を促す取組、認定事業者に求められる取組、災害ケースマネ ジメントの県版手引策定、地域防災計画への位置づけ、地域福祉計画への位 置づけ、実施者への研修、災害救助法4号基準の適用事例、解釈をめぐる内 閣府との協議、ちゅうちょない適用の判断) について……………	66
6 四国カルスト県立自然公園の探勝路整備事業を踏まえた公共事業の在り方 (工事特記仕様書による希少植物の保全と検討委員会の事前設置、バリアフ リー観光アドバイザーやEバイク利用者からの意見聴取、今後の公共工事で の自然環境の保全、生物多様性こうち戦略改定における公共工事との向き合 い方の検討) について……………	68
7 会計年度任用職員の勤勉手当支給など処遇改善（今後のスケジュール、財源 確保への決意、市町村への助言) について……………	69
濱田知事……………	69
土居選挙管理委員長……………	76
長岡教育長……………	76
家保健康政策部長……………	77
山地子ども・福祉政策部長……………	78
中岡危機管理部長……………	80
松岡商工労働部長……………	81
武藤林業振興・環境部長……………	82
徳重総務部長……………	82
坂本議員……………	83
濱田知事……………	84
武藤林業振興・環境部長……………	85
坂本議員……………	85

---

**第3日（6月28日）**

出席議員……………	87
欠席議員……………	87
説明のため出席した者……………	87
事務局職員出席者……………	88
議事日程……………	88
諸般の報告……………	89

質疑並びに一般質問

島中議員	89
1 経済政策（ゼロゼロ融資の総括と保証債務残高への評価、ソフトランディングの具体策、事業再構築への手だて、土木工事以外での県内事業者への優先発注）について	90
2 交通安全対策（小中学生の事故件数及び登下校中の負傷者数と原因、県民の意識向上とハード整備、信号機のない横断歩道での一時停止率を上げる取組）について	92
3 ヤングケアラー（支援を必要としている子供を見逃さない取組）について	93
4 県民の政治参加（高齢者施設入所者の投票機会の確保、10代の低投票率及び学校教育との関係の認識とその対策）について	94
5 農業用燃料タンク（震災対応タンクの普及が遅れている原因と今後の取組、賠償責任保険加入率の現状と今後の取組）について	94
6 物部川の流域環境問題（濁水対策における関係機関の連携、ダムの土砂排出方法の検討、2025年度以降の県営発電所の売電契約）について	95
7 再生可能エネルギー（電気の地産地消）について	97
8 南米移民（子孫の方々との絆）について	98
濱田知事	98
松岡商工労働部長	101
池上会計管理者	101
江口警察本部長	102
山地子ども・福祉政策部長	103
土居選挙管理委員長	103
長岡教育長	104
杉村農業振興部長	104
荻野土木部長	105
笹岡公営企業局長	105
島中議員	106
西森(美)議員	106
1 政治姿勢（災害時における市町村への支援や連携及び県の役割、県職員の平時からの姿勢、切れ目のない子育て支援の総括と今後の課題、さらなる少子化対策の推進、時代にマッチした新たな取組、少子化対策に特化した部局創設と積極的な政策展開、子供の医療費助成格差の解消）について	107
2 災害対策・南海トラフ地震対策推進地域本部（設置の経緯と取組の総括、風水害対策への位置づけ、災害対策支部設置に至らない風水害時の役割、危機事象における役割）について	109
3 個別避難計画の作成（避難行動要支援者名簿の掲載へ取り組む市町村の評価	

と技術的助言、災害時個別支援計画の実効性を高める医療的ケア児等コーディネーターとの連携) について……………	110
4 非常時の保健活動体制 (保健師のマンパワー不足の現状と課題、統括保健師がマネジメントを進める上での教訓と今後の取組、市町村保健師支援の教訓とガイドラインへの反映) について……………	110
5 浸水対策 (久万川・紅水川・江ノ口川の各流域ごとに残された課題と今後の方向性、市町村との重なり合う役割への柔軟な対応) について……………	111
6 COPDー慢性閉塞性肺疾患対策 (本県の状況と課題、市町村への働きかけ、取組への決意) について……………	112
7 不登校対策 (学びの保障、保護者に対する相談支援体制) について……………	112
8 災害対策から考える男女共同参画の推進 (こうち男女共同参画プランに防災の観点を充実させる取組、都道府県防災会議の女性割合目標達成に向けた取組、多様な視点を地域防災計画に盛り込むための取組、市町村防災会議の女性割合の実態と参画促進、女性リーダー活躍促進の取組) について……………	113
濱田知事……………	114
中岡危機管理部長……………	118
山地子ども・福祉政策部長……………	120
家保健康政策部長……………	121
荻野土木部長……………	123
長岡教育長……………	124
西森(美)議員……………	124
荻野土木部長……………	126
西森(美)議員……………	126
戸田議員……………	127
1 少子化対策・婚活 (積極的に婚姻件数を増やすこと) について……………	127
2 南海トラフ地震対策 (避難路の安全対策の現状と今後の取組、事前復興の取組の進め方、県管理道路における橋梁の耐震対策の状況、災害時の水の確保) について……………	128
3 道路標示 (整備状況と今後の方針) について……………	129
4 公共交通の維持 (市町村の行うデマンドバスや乗合タクシーなどへの支援の拡充) について……………	131
5 教員採用試験 (志願者減少の理由と背景) について……………	131
6 通信制高等学校に通う生徒の運賃学生割引 (JR四国への今後の対応) について……………	131
7 商店街の空き店舗対策 (利用推進に向けた補助の拡充) について……………	132
8 食品衛生法改正 (関係する業種や事業者への周知、漬物製造業者への支援) について……………	132



9 農業現場の課題（外国人技能実習生の受入れの現状と今後の労働力確保の取組、耕作放棄地の現状と今後の取組）について……………	133
10 林業振興の取組（就業者の現状と今後の育成・確保策及び花粉飛散の少ない苗木の供給、高品質な製材品の供給体制整備に向けた取組）について……………	133
11 第4期産業振興計画（肥料・資材の高騰など農業者の厳しい状況への対応）について……………	134
濱田知事……………	134
中岡危機管理部長……………	135
荻野土木部長……………	136
家保健康政策部長……………	136
江口警察本部長……………	137
中村中山間振興・交通部長……………	138
長岡教育長……………	138
松岡商工労働部長……………	139
沖本産業振興推進部長……………	139
杉村農業振興部長……………	140
武藤林業振興・環境部長……………	141
戸田議員……………	142

---

#### 第4日（6月29日）

出席議員……………	143
欠席議員……………	143
説明のため出席した者……………	143
事務局職員出席者……………	144
議事日程……………	144
諸般の報告……………	144
質疑並びに一般質問	
明神議員……………	145
1 次元の異なる少子化対策の財源確保について……………	145
2 食料・農業・農村基本法の間取りまとめへの意見について……………	147
3 地方創生のインターンシップについて……………	148
4 地域人教育の調査研究について……………	149
5 南海トラフ地震臨時情報の周知について……………	150
6 感染症に見舞われたときの事業継続計画策定について……………	151
濱田知事……………	153

松岡商工労働部長	154
長岡教育長	155
中岡危機管理部長	155
明神議員	156
三石議員	157
1 知事の政治姿勢（県勢浮揚を図る上で不易と考えていること、裸の王様にならないよう大なたを振るうこと）について	157
2 県民世論調査の結果活用（南海トラフ地震対策に関する結果の分析と防災意識を高める取組、カーボンニュートラルの実現に向けた取組に対する認識への受け止めと対策、県政への生かし方）について	157
3 こども食堂の意義（目的と到達目標）について	158
4 国旗・国歌（海外と日本での認識の違い、市町村立施設での常時掲揚への働きかけ、私立学校における令和4年度卒業式と令和5年度入学式での国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況、県庁全体での問題意識の共有と未実施校への要請と応答状況、公立小・中・高等学校における卒業式と入学式での実施状況、国旗の常時掲揚の考えの市町村教育長への伝達と反応、昨年度のステージ型や一面式かつ壇上での卒業証書授与スタイルによる卒業式の実施状況）について	158
5 私立学校の振興や大学の魅力向上（各私立学校への補助金額、総合教育会議での協議）について	161
6 情報活用能力の育成（小・中・高等学校における実態）について	161
7 高知市の学力向上対策（派遣している指導主事の学校訪問の現状、派遣の継続、高知市と高知市以外の教員の人事交流の現状）について	162
8 「教育の日」の形骸化（取組や今後の展開）について	162
9 教員採用試験の抜本的な改革（教員の魅力発信、志願者増に向けた取組）について	162
10 県庁職員の接遇及び本庁舎の環境改善（挨拶などのマナーに対する評価、玄関ホールを管理する上での意図と計画性、障害者や外国人にも優しい空間への改造）について	163
濱田知事	164
中岡危機管理部長	166
武藤林業振興・環境部長	167
徳重総務部長	167
山地子ども・福祉政策部長	169
岡村文化生活スポーツ部長	169
長岡教育長	171
井上副知事	175

三石議員	175
岡村文化体育スポーツ部長	176
徳重総務部長	176
三石議員	176
議案の付託	177

## 第5日（7月6日）

出席議員	179
欠席議員	179
説明のため出席した者	179
事務局職員出席者	180
議事日程	180
諸般の報告	181
委員長報告	
金岡危機管理文化厚生委員長	181
下村商工農林水産委員長	183
上治産業振興土木委員長	186
明神総務委員長	188
採決	190
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第18号）	190
濱田知事	190
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	191
議案の上程、採決（議発第2号—議発第7号 意見書議案）	191
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	192
岡田(竜)議員	192
議案の上程、討論、採決（議発第9号 意見書議案）	194
土居議員	194
岡本議員	197
議事進行について	
弘田議長	198
西森(雅)議員	198
弘田議長	199
議案の上程、討論、採決（議発第10号 意見書議案）	199
細木議員	199
継続審査の件	200

## 議事進行について

弘田議長	200
西森(雅)議員	201
岡本議員	201
閉会の挨拶	
弘田議長	201
濱田知事	202

---

## 巻末掲載文書

委員会報告書	203
意見書に関する結果について	208
議案の提出について	211
人事委員会回答書	212
議案付託表	213
議案の追加提出について	217
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	218
意見書議案の提出について	
議発第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書議案	220
議発第3号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書議案	223
議発第4号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書議案	226
議発第5号 ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書議案	228
議発第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書議案	231
議発第7号 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書 議案	233
議発第8号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書議案	236
議発第9号 マイナンバーカードの健康保険証利用の運用停止及び現行健康保険証の 存続を求める意見書議案	239
議発第10号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書議案	242
継続審査調査の申出書	245
委員会審査結果一覧表	247
議決一覧表	248

## 招 集 告 示

### 高知県告示第341号

高知県議会定例会を、令和5年6月22日に高知県議会議事堂に  
招集する。

令和5年6月15日

高知県知事 濱田 省司

### 議 員 席 次

1番	戸 田 宗 崇 君	2番	上 治 堂 司 君
3番	桑 鶴 太 朗 君	4番	土 森 正 一 君
5番	榎 尾 絢 子 君	6番	上 田 貢 太 郎 君
7番	今 城 誠 司 君	8番	金 岡 佳 時 君
9番	下 村 勝 幸 君	10番	田 中 徹 君
11番	土 居 央 君	12番	横 山 文 人 君
13番	西 内 隆 純 君	14番	加 藤 漠 君
15番	西 内 健 君	16番	弘 田 兼 一 君
17番	明 神 健 夫 君	18番	三 石 文 隆 君
19番	畠 中 拓 馬 君	20番	依 光 美 代 子 君
21番	大 石 宗 君	22番	武 石 利 彦 君
23番	西 森 美 和 君	24番	寺 内 憲 資 君
25番	西 森 雅 和 君	26番	久 保 博 道 君
27番	樋 口 秀 洋 君	28番	岡 田 竜 平 君
29番	田 所 裕 介 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	坂 本 茂 雄 君	32番	は た 愛 君
33番	細 木 良 君	34番	岡 田 芳 秀 君
35番	岡 本 和 也 君	36番	中 根 佐 知 君
37番	塚 地 佐 智 君		

## 第367回高知県議会定例会会議録

令和5年6月22日（木曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 戸田宗崇君  
 2番 上治堂司君  
 3番 桑鶴太朗君  
 4番 土森正一君  
 5番 榎尾絢子君  
 6番 上田貢太郎君  
 7番 今城誠司君  
 8番 金岡佳時君  
 9番 下村勝幸君  
 10番 田中徹君  
 11番 土居央君  
 12番 横山文人君  
 13番 西内隆純君  
 14番 加藤漠君  
 15番 西内健君  
 16番 弘田兼一君  
 17番 明神健夫君  
 18番 三石文隆君  
 19番 畠中拓馬君  
 20番 依光美代子君  
 21番 大石宗君  
 22番 武石利彦君  
 23番 西森美和君  
 24番 寺内憲資君  
 25番 西森雅和君  
 26番 久保博道君  
 27番 樋口秀洋君  
 28番 岡田竜平君  
 29番 田所裕介君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 坂本茂雄君  
 32番 はた愛君  
 33番 細木良君

34番 岡田芳秀君  
 35番 岡本和也君  
 36番 中根佐知君  
 37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 井上浩之君  
 総務部長 徳重覚君  
 危機管理部長 中岡誠二君  
 健康政策部長 家保英隆君  
 子ども・福祉政策部長 山地和君  
 文化生活スポーツ部長 岡村昭一君  
 産業振興推進部長 沖本健二君  
 中山間振興・交通部長 中村剛君  
 商工労働部長 松岡孝和君  
 観光振興部長 山脇深君  
 農業振興部長 杉村充孝君  
 林業振興・環境部長 武藤信之君  
 水産振興部長 松村晃充君  
 土木部長 荻野宏之君  
 会計管理者 池上香君  
 公営企業局長 笹岡浩君  
 教育長 長岡幹泰君  
 人事委員長 門田純一君  
 人事委員会会長 澤田博睦君  
 公安委員長 小田切泰禎君  
 警察本部長 江口寛章君

代表監査委員 五百藏 誠 一 君  
監査委員 高橋 慎 一 君  
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 山本 和 弘 君  
事務局次長 中島 勝 海 君  
議事課長 吉岡 正 勝 君  
政策調査課長 飯田 志 保 君  
議事課長補佐 杉本 健 治 君  
主査 宮崎 由 妃 君

議事日程(第1号)

令和5年6月22日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期決定の件  
第3  
第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算  
第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案  
第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案  
第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案  
第5号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案  
第6号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案  
第7号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

- 第8号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案  
第9号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案  
第10号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案  
第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案  
第12号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案  
第13号 権利の放棄に関する議案  
第14号 権利の放棄に関する議案  
第15号 県有財産(立木)の処分に関する議案  
第16号 宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案  
第17号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋耐震・補強)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

午前10時開会 開議  
○議長(弘田兼一君) ただいまから令和5年6月高知県議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。



## 諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしておりますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしておりますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしております。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元にお配りいたしております。

次に、知事から高知県債権管理条例第15条の規定に基づく非強制徴収債権の放棄の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしております。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしております。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき令和4年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしております。

次に、去る5月29日に四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしておりますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末203、208ページに掲載〕



## 会議録署名議員の指名

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3名にお願いいたします。

13番 西内隆純 議員

17番 明神健夫 議員

37番 塚地佐智 議員



## 会期の決定

○議長（弘田兼一君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から7月6日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月6日までの15日間と決しました。



## 議案の上程、提出者の説明

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしております。

〔提出書 巻末211ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和5年度高知県一般会



計補正予算」から第17号「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上17件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田省司知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和5年6月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位並びに県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

私は4年前、大切な故郷をもっと元気になりたい、多くの若い人が戻ってこられるような魅力あふれる県にしたい、これまでの行政経験を生かして高知に恩返しをしたいとの強い思いを持って知事に就任いたしました。しかしながら、就任早々待ち受けていたのは、世界中で猛威を振るうこととなる新型コロナウイルスとの闘いでした。この間、県民の皆さんの健康と生活を守るため、時に試行錯誤を重ねながらも臨機応変に決断を下し、全力で対策を実行してきました。

そして、先月、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、コロナ禍への対応は大きな転換点を迎えました。現在、社会経済活動の正常化に向けた動きが急速に進んでおり、あらゆる分野で積極的に打って出るべき局面にあります。まずは、連続テレビ小説らんまんの放送や台湾からのチャーター便の就航といった追い風をしっかりと捉え、経済効果が県内の隅々にまで行き渡るよう、観光誘客や外商拡大の取組を確実に前へ進めます。昨年来の物価の高騰

に対しては、今議会に提案した補正予算の執行を通じて影響緩和を図り、あわせて省エネルギー対策の推進など社会経済の構造転換を促す施策を迅速かつ的確に講じます。

このように直面する課題に真正面から取り組み、徹底して成果にこだわりながら、12月の任期満了まで全力で駆け抜けてまいります。

また、先々の県政を展望しますと、令和7年の大阪・関西万博の開催を見据え、関西圏との経済連携の強化の取組をさらに進め、県勢浮揚につなげなければなりません。加えて、新たな時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化という潮流を先取りし、産業、生活、行政の各分野にわたり、県の施策を一層進化させる必要があります。

さらに、中山間地域の再興に向けた道筋を示す新たなビジョンの提示が急務です。昨年の県内の出生数は47都道府県で最下位という衝撃的な結果が示されました。中山間対策と少子化対策を一体的に捉えて、より多くの若者を中山間地域に呼び込むなど、対策のギアを上げ、総合的な人口減少対策に取り組まなければなりません。あわせて、未来を担う子供たちの教育の振興、健康で支え合う地域共生社会の実現、防災・減災や産業振興に資するインフラ整備といった、県勢浮揚の基盤となる取組を着実に進めることが必要なのは言うまでもありません。

これら中長期の県勢浮揚に向けた取組はいずれも道半ばです。さきの2月議会で表明させていただいたとおり、再び県民の皆さんの御支持をいただけるのであれば、私は次の4年間も知事として、引き続き県政のかじ取り役を担わせていただきたい。そして、山積する困難な課題に立ち向かい、私自身の手で未来を切り開いた上で、より元気で豊かな、そして温かい高知県を次の世代に引き継ぎたい。それこそが私の使命であるという決意を改めて強くしています。

私自身が取組の現場にお伺いし、県民の皆さんと対話を行う「再び、濱田が参りました」については、令和3年5月から先月までの2年間をかけて全市町村にお伺いさせていただきました。訪問先では様々な御意見をいただき、地域における新たな担い手の確保を求める声を各地でお聞きしたことを受けて、空き家対策の強化をはじめとして、移住者受入れのための新たな施策を講じるなど、現場の声を県の施策に反映してきました。

今後も、県民の皆さんとの対話を通じて県政に対する共感を得ながら、皆さんと共に、課題解決に向けて一歩でも二歩でも確実に前進していくという共感と前進の姿勢を貫いてまいります。

今議会では、主に物価高騰に対応するため、総額54億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額7億円余りの債務負担行為の追加を含む一般会計補正予算案を提出しています。

物価高騰対策のうち、事業者に対しては、現下の影響を軽減するため、医療施設や社会福祉施設に対する給付金の支給に加え、農業者及び漁業者の燃料や飼料の購入費への支援を行います。あわせて、物流の効率化や労働環境の改善などに取り組むトラック事業者への支援制度を創設します。また、影響の長期化を見据えた各分野の構造転換が進むよう、省エネ設備の導入や新分野への事業展開に取り組む事業者を支援します。

加えて、生活者に対する支援として、家計負担の軽減と脱炭素化の推進を図るため、省エネ性能の高い家電製品の購入を促進します。また、子育て世帯を支援するため、デジタルクーポンの付与などを通じて子育て応援パスポートアプリの利用促進を図ることに加え、学校給食費や私立学校の授業料の負担を軽減します。

このほか、広域観光組織が行う観光需要喚起

策に対する支援や、新型コロナウイルス感染症の外来対応を行う医療機関における資機材整備への支援などに係る予算を計上しています。

続いて、基本政策の取組などについて御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてであります。

令和2年度にスタートした第4期産業振興計画は、4年間の計画期間の最終年度を迎えました。この間、各分野の取組はコロナ禍によって様々な影響を受けましたが、そうした中においても成果を上げるべく工夫を重ねてきました。

その結果、例えば外商分野においては、地産外商公社の活動を契機とした昨年度の成約金額は、関西戦略の取組の効果もあり、過去最高の57億5,400万円となりました。さらに、防災関連産業は、昨年度の売上額が126億3,000万円と2年続けて100億円の大台を突破し、本県産業の柱の一つとして成長してきています。また、1次産業の分野では、I o Pクラウドや森林クラウドをはじめとする情報基盤の運用が本格化し、それぞれの生産現場で多くの事業者にも業務の効率化やコストの削減といった効果を実感していただける段階に進んでいます。

現在、県経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受けて、個人消費や観光を中心に持ち直しの動きが広がりつつあります。一方で、本年4月の高知市の消費者物価指数が前年同月比で3.2%上昇するなど、物価高騰が依然として続いており、企業活動や個人消費へのさらなる影響が懸念されます。加えて、各産業分野で人手不足が深刻です。このような現状に対して、事業コスト上昇分の円滑な価格転嫁と持続的な賃金引上げの好循環の実現を図ることが喫緊の課題であります。

本年度は、こうした社会経済情勢の変化にも的確に対応しながら、第4期計画に掲げる目標

達成に向けて全力で取り組み、コロナ禍でダメージを受けた県経済の本格的な回復につなげます。

加えて、急速な人口減少や脱炭素社会への移行など、本県を取り巻く環境が大きく変化している中、県経済の持続的な成長を成し遂げるためには、先々を見据えた戦略を講じていかなければなりません。このため、本県における中長期的な産業振興戦略の在り方について、先月有識者による検討委員会を設置しました。これまで戦略の柱として掲げてきた地産外商に加え、コロナ禍による社会変容を背景としたイノベーションの推進といった観点から議論を深め、次期計画の策定につなげます。

観光分野では、長らく新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきましたが、昨年の県外観光客入り込み数は370万人と、感染拡大前である令和元年の8割を超える水準まで回復してきています。

本年3月の観光博覧会、牧野博士の新休日の開幕以降も多くの観光客にお越しいただいており、牧野植物園の先月の来園者数は、月別の記録を取り始めた平成12年以降で過去最高の5万3,000人となりました。また、佐川町や越知町の主要なスポットでもコロナ禍前の来客数を大幅に上回るなど、県内各地で盛り上がりを見せています。さらに、8月には、よさこい祭りが第70回の節目の大会として4年ぶりに通常開催されます。主催団体とも連携し、祭りの成功に向けてしっかりと準備を進めます。

こうした機を捉えて国内外へのPRを精力的に行い、県内への観光誘客と周遊促進を図ることはもとより、県産品の外商拡大などの幅広い波及効果を生み出し、県経済の底上げにつなげたいと考えています。

関西圏との経済連携の取組のうち、情報発信の拠点となるアンテナショップについては、都会では味わえない極上の田舎を体感していただ

けるよう、来年7月の開設に向けて店舗のデザインや機能を練り上げています。これに先立ち、関西で有数の集客力を誇るあべのハルカスにおいて、来月28日から約半年間の期間限定の店舗を設置し、県産品のPRと販売を行います。この取組を通じて、アンテナショップの開設に弾みをつけたいと考えています。

また、外商分野では、先月、関西のバイヤーを対象にした県産品商談会や産地視察を行い、飲食店や量販店など19社に御参加いただきました。今回の商談会を確実に成果に結びつけられるようフォローアップも行いながら、さらなる外商拡大に向けて関西圏の企業や団体と連携した販売活動を強化します。

さらに、観光分野では、観光博覧会の取組の一環として、関西のメディアとタイアップしたイベントや、牧野博士ゆかりの地である神戸市と連携した周遊企画を実施し、多くの方から大変御好評をいただいております。

今後、大阪・関西万博の開催を見据えて、県内市町村や事業者も含めたオール高知でこれらの取組をより一層推進し、県経済の成長スピードを加速させます。

次に、デジタル化、グリーン化、グローバル化という、新たな時代の潮流を指し示す3つのキーワードに関連する施策について御説明申し上げます。

1つ目のキーワードであるデジタル化の取組のうち、農業分野では、昨年9月に本格運用を開始したIOPクラウド、SAWACHIの利用農家数が先月末時点で1,000戸近くにまで増加しています。本年度は、営農指導体制を強化し、SAWACHIに集積されるデータを最大限活用して、農家に寄り添った支援を進めています。あわせて、既存ハウスの長寿命化と環境制御装置の導入による高度化を促進し、本年度末の目標であるSAWACHIの利用農家数

3,000戸を目指します。

また、水産業分野では、海水温や潮流などの情報を一元的に発信するシステム、NABRASについて、本年1月の運用開始後、先月末時点の閲覧数が約14万回に上るなど、多くの漁業者に活用していただいています。林業分野においても、森林資源情報を搭載したシステム、Clowoodの運用が本年4月に始まり、これまでに県内の林業事業体の約半数がシステムを利用するなど、着実に普及が進んでいます。引き続き、各産業分野におけるデジタル化をさらに加速し、生産性の一層の向上や付加価値の創出につなげます。

また、産業分野に加えて、行政分野におけるデジタル化を加速する取組として、本年4月から、職員の働き方の変革を目指した県庁ワークスタイル変革プロジェクトを新たに開始しました。今後、全所属で業務内容の調査分析を進め、デジタル化を前提に業務の抜本的な再構築を図ります。また、庁内のモデル職場において、9月からペーパーレスでどこでも仕事ができる環境とするよう、デジタル機器の導入をはじめ必要な整備を進めています。こうした取組を通じて、職員が高い生産性や豊かな創造性を大いに発揮できる県庁を目指します。

2つ目のキーワードであるグリーン化に関しては、豊かな自然資源をはじめとする本県の強みを生かす観点から、脱炭素社会推進アクションプランにおける一連の施策をバージョンアップし、取組を進めています。こうした中、本年4月、国の脱炭素先行地域として須崎市と日高村、北川村、黒潮町が新たに選定されました。既に選定されている梶原町も含め、地域の脱炭素化を目指した先駆的なプロジェクトの実現に向けて、引き続き市町村をしっかりとサポートします。

加えて、今議会に提案した補正予算では、製

造業や宿泊業などの事業者における省エネ設備の導入や、家庭における省エネ性能の高い家電製品の購入について新たな支援策を講じており、オール高知で脱炭素化を進めます。

また、吸収源対策と持続可能な林業振興に向けた取組では、近年40%程度の再造林率を70%にまで引き上げるための抜本強化策の検討を進めています。現在、施策の方向性を関係者の皆さんにお示しし、御意見をお伺いしています。今後、いただいた御意見を踏まえて具体策を取りまとめ、9月末までに抜本強化に関するプランを策定します。

3つ目のキーワードであるグローバル化に関しては、県産品の輸出拡大をさらに進めるほか、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の終了を機に、インバウンド観光や外国人材確保の取組を本格的に展開しています。輸出拡大の取組のうち、食品分野では、コロナ禍からの回復が進むアメリカや中国をはじめとした有望市場において、見本市への出展や商談会の開催に積極的に取り組んでいます。加えて、本年度から水産物輸出促進コーディネーターを新たに配置し、輸出に取り組む事業者の販路開拓や商品開発の支援を強化しています。

また、ものづくり分野では、本年4月、業種を問わず参加できる海外ビジネス交流会を立ち上げ、海外展開に取り組む県内事業者の裾野の拡大を図っています。加えて、今月には海外現地サポートデスクをタイとベトナムに設置し、現地における販売拡大に向けた支援を強化します。

こうした中、高知新港の活性化に向けた航路の誘致活動が実を結び、来月20日から、韓国の釜山港との間に新たな船会社による定期コンテナ航路が就航することとなりました。これにより、特に県内企業との取引が多いアジア各国との貿易がより容易になり、新港の利便性が一層



向上するものと期待しています。

インバウンド観光の取組については、コロナ禍により延期を余儀なくされていた台湾からの定期国際チャーター便の就航が、先月10日ようやく実現し、大変うれしく思っています。これまでに2,000人を超える観光客をお迎えし、本県の豊かな自然や魅力ある食を堪能いただいています。今後も、より多くの台湾の方々に本県を旅行先として選んでいただけるよう、現地旅行会社と連携したプロモーションの展開や旅行商品の造成を進め、販売活動を強化します。このような取組を通じて、本年10月末までの期間限定で就航しているチャーター便の継続運航を図り、さらには早期の定期便化につなげます。

こうした国際線の定期便化に必要な高知龍馬空港の新ターミナルビルについては、県が設置している検討会議において整備に向けた検討が進められています。今月12日の会議では、大阪・関西万博が開催される令和7年の供用開始を目指して、既存施設の改修などを含め、まずは国際線の受入れに必要な最小限の整備を行うとの方向性が示され、議論が行われました。今後、具体的な整備手法について検討を深め、9月を目途に整備案が取りまとめられる予定です。県としましては、検討会議の案に沿って整備を進めたいと考えています。

また、本年度、高知新港に寄港する外国客船は過去最多となる61隻が予定されています。既に多くの客船が寄港しており、県内の観光地や商店街は外国人観光客でにぎわいを見せています。引き続き、市町村や関係団体と連携しながら万全の準備をもってお迎えし、インバウンド回復の流れを着実に取り込み、さらなる誘致につなげます。

外国人材確保の取組については、水際対策の緩和に伴い、本県における技能実習生の受入れが増加してきています。こうした動きも踏まえ、

本年度は、これまで多くの受入れ実績のあるベトナムについて、8月上旬にラムドン省との人材交流に関する覚書を締結するよう最終の調整を行っています。また、これまで関係構築に取り組んできた東ティモールについて、来月以降、日本初となる技能実習生を本県において受け入れることとしています。さらに、昨年度から連携を始めたインドについて、新たに宿泊業における技能実習生の受入れに向け、来月大阪にある総領事館を訪問し、10月にはミッション団を派遣して現地の宿泊事業者と意見交換を行う予定です。

引き続き、時代の変化を先取りし、絶えず施策のバージョンアップを図りながら、各産業の足腰をより強くすることで、県経済を持続可能で一段高い成長軌道に乗せていきます。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、先月8日、感染症法上の位置づけが5類感染症に引き下げられ、行政の関与を前提とした特別な対応から、季節性インフルエンザと同様の通常の対応に移行することとなりました。これまで3年以上にわたり、県民の皆さんをはじめ、市町村、医療・福祉従事者の皆さん、医師会などの関係団体の方々には、様々な感染症対策に御理解と御協力をいただきましたことに、改めて心から感謝を申し上げます。

5類移行に際し、医療面での対応について関係者と調整を進めてきた結果、外来診療が可能な医療機関は、移行前の275機関から320機関にまで拡大しました。あわせて、ほぼ全ての高齢者施設で医療機関のサポートが受けられる体制を構築するなど、今後の感染拡大に備えて必要な医療提供体制を確立することができています。

引き続き、新規感染者数の推移や新たな変異株の出現などを注視し、感染状況に応じて県民

の皆さんに対して的確な情報提供を行います。あわせて、これまでに得た知見も生かし、医療従事者をはじめ関係者の御協力をいただきながら適切に対応していきます。加えて、本県におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症への対応を記録として整理し、次なる感染症への対処に最大限生かします。

第4期日本一の健康長寿県構想については、本年度、デジタル化や国の動向を捉えた取組の展開といった観点から各施策の見直しと強化を図り、3つの柱に基づく取組を進めています。引き続き、各施策についてPDCAサイクルによる検証を行い、次期構想の策定につなげます。

1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進のうち、血管病重症化予防対策では、これまでの取組により糖尿病性腎症患者の透析導入時期を5年程度遅らせる可能性が見えてきました。こうした成果の現れを背景に、透析予防強化プログラムについては、先月2つの医療機関が新たに加わり、現在12の医療機関で実施しています。今後、県内全域に取組が広がるよう、プログラムの効果に関する冊子を作成して周知・啓発を図ることに加え、市町村や医療機関と連携してプログラムの普及に向けた計画づくりを進めます。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化では、昨年度、通信・医療機器を搭載した車両、いわゆるヘルスケアモビリティを活用したオンライン診療が県内で初めて宿毛市で導入されました。導入後は、県内外の行政や医療関係者が相次いで見学に訪れるなど、高い注目を集めています。本年度は、医療機関を対象とした研修会などを通じて導入のメリットを積極的に発信することにより、さらなる普及を図ります。

地域共生社会の推進については、分野を超え

た多機関協働型の包括的な支援体制の整備をたて糸として、地域の人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりをよこ糸として展開しています。

このうち、行政が主体となるたて糸に関しては、全市町村で包括的な支援体制が早期に整備されるよう、市町村長を対象とするトップセミナーの開催を契機に、市町村と具体的な体制づくりについて個別協議を開始しました。今後、個別協議で明らかとなった課題への対応を含め、アドバイザーの派遣などを通じて市町村に対するきめ細かな支援を行います。

地域が主体となるよこ糸に関しては、支援ネットワークの構築に向けて、福祉専門職や地域ボランティアなどを対象に、困っている人に寄り添い、支援につなぐというソーシャルワークの知識と実践を学ぶ研修を開始しました。宅配業などの民間事業者や民生委員・児童委員と連携した地域の見守り活動の拡大と合わせて、支援体制の充実を図ります。

さらに、たて糸とよこ糸で織りなす地域共生社会の拠点として、あったかふれあいセンターが幅広い世代に様々な用途で活用されるよう、遠隔診療などに必要となるネットワーク環境の整備を進めます。こうした高知型地域共生社会の取組を県内全域で展開し、地域における重層的な支援体制の構築を図ります。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりでは、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の強化に取り組んでいます。こうした中、市町村において母子保健部門と児童福祉部門の機能を一体化したこども家庭センターへの移行が来年度からスタートします。今後、円滑な移行に向けて市町村への個別訪問やアドバイザーの派遣を行うなど、引き続き地域の実情に応じた支援を行います。

また、子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の

解消につなげるため、育児経験者による相談体制の充実や地域ボランティアの拡大など、子育て家庭に寄り添った住民参加型の支援を進めます。あわせて、産後ケア事業の利用拡大などを通じて、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

第2期教育大綱の最終年度となる本年度は、デジタル技術を活用した学力向上対策の強化などの観点から施策をさらにバージョンアップしました。引き続き、目標の達成に向けて全力で取り組み、あわせてこれまでの施策を検証した上で、次期大綱を策定します。

教育のデジタル化に関しては、1人1台タブレットの導入から数年が経過し、現在は児童生徒が日常的にタブレットを活用して学習する段階に進みつつあります。この流れをより確かなものにし、児童生徒の理解力や個性に応じた学びを一層進められるよう、本年度から県内6地域の小中学校において、AIデジタルドリルの効果的な活用に向けた実証研究に取り組んでいます。また、高等学校では、AIデジタルドリルやデジタルノートなどの学習ツールを活用する学校を拡大しました。

一方、放課後をはじめ学校外におけるタブレットの活用の伸び悩みが課題となっています。このため、学校外でタブレットの活用ができる環境を一層充実すべく、放課後児童クラブや放課後子ども教室における無線LANの整備を進めます。あわせて、教員向けの研修や好事例の周知を通じて、授業や家庭学習におけるタブレットの積極的な活用を図ります。

また、中山間地域の高等学校を中心に進めております遠隔授業については、本年度から実施校を14校から16校に拡大しています。加えて、教員不足が課題となっている、プログラミング

やデータ活用などについて学ぶ情報Iの配信を新たに開始しました。こうした取組を通じて、デジタル技術を日常的に活用した学習スタイルの定着を図り、学力向上につなげます。

不登校対策については、不登校の児童生徒数が全国平均を上回るペースで増加するなど、依然として厳しい状況が続く中、これまでの対策の成果や課題を踏まえ、取組を一層強化しています。具体的には、不登校生徒数の減少などの効果が現れている中学校の校内サポートルームについて、設置校を7校から11校に拡大し、ICTを活用して個々の生徒に応じた学習の充実に図っています。

また、課題のある地域で集中的に対策を講じるため、校内サポートルームの設置校区内の小学校に担当教員を配置し、小中合同の校内支援会を開催するなど、小学校から中学校にまたがる継続的な支援体制を構築しています。さらに、元の学校への登校にとらわれない多様な教育機会の確保に向けて、先日、外部の有識者で構成される協議会を立ち上げ、不登校特例校の設置やフリースクールとの連携について検討をスタートさせました。こうした一連の取組を着実に進め、不登校対策のさらなる充実につなげます。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

第5期南海トラフ地震対策行動計画の2年目となる本年度は、想定死者数を約8,800人から約4,300人に半減させる目標の達成に向けて、取組を一層強化しています。このうち、津波からの早期避難意識の向上については、テレビCMやSNSによる広報などを通じた啓発活動に取り組んでいます。加えて、防災への関心が薄い30歳代から40歳代をターゲットにしたイベントや防災学習会を新たに開催します。こうした機会を通じて、早期避難の必要性を県民の皆さんに

直接訴えかけていきます。

また、事前復興まちづくり計画の策定に向けては、市町村に直接出向き、先行事例の紹介や計画策定の進め方などについてアドバイスをしています。その結果、昨年度策定に着手した黒潮町と高知市において、地域住民との意見交換を行うなど策定に向けた作業が進んでおり、年度内には宿毛市をはじめ5市町が新たに着手する予定となっています。令和6年度末までに沿岸19市町村の全てで計画の策定に着手されるよう、引き続き地域の実情に沿ったきめ細かな支援を行います。

加えて、津波浸水予測区域にある住居や事業所の高台移転を促進するに当たり、市街化調整区域における開発規制が厳しいとの声を市町村などからお聞きしています。このため、先月、県と市街化調整区域を有する高知市など4市町で構成する協議会を開催し、地域の現状や課題について情報共有を行いました。今後、関係市町とともに検討を深め、年内に市街化調整区域における規制緩和の方針をお示ししたいと考えています。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

今月2日の台風や前線の影響による大雨により、国内各地で土砂崩れや住宅の浸水といった被害が発生しました。本県においても同様の被害が生じており、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

こうした中、今月1日、日高村において国が整備を進めてきた3本目となる日下川放水路と、四万十市において国、県、市が整備を進めてきた楠島川放水路などの運用が開始されました。これに伴い、両地域における浸水被害の大幅な軽減が見込まれます。また、今月10日、国道33号越知道路において新たなバイパス区間が開通しました。これにより、異常気象時における通

行規制区間の解消に加え、仁淀川流域の観光復興といった様々な効果が期待されます。

今後も、国に対する積極的な政策提言を行うなど、関係市町村と連携して災害に強い県土づくりを進めていきます。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

中山間対策については、本年度、喫緊の課題である担い手不足への対応や集落活動の活性化といった観点から各施策の強化を図っています。具体的には、地域おこし協力隊のさらなる増員に向けて、SNSを活用した募集活動を開始したことに加え、協力隊のネットワーク組織とも連携して隊員を対象とする研修会を行いました。あわせて、コロナ禍で活動が停滞している集落活動センターの再始動や、安定的な雇用環境づくりに資する特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた市町村への支援を強化しています。

また、中山間地域が再び活力を取り戻すための道しるべとなる中山間地域再興ビジョンについては、年度内の策定に向けて、4月に庁内のプロジェクトチームを、今月7日には有識者などで構成する外部委員会を設置しました。あわせて、より具体的な中山間地域の課題やニーズを把握するため、市町村や各産業団体などへのヒアリングを行っています。

こうした中でいただいた御意見も踏まえ、地域の再興に向けて、中山間地域の目指す姿や中期的な目標について検討を進め、9月上旬頃には外部委員会にビジョンの骨格案をお示ししたいと考えています。

昨年度の本県への移住者数は1,185組と、統計を取り始めた平成23年度以降で過去最多となりました。一方で、新規相談者数は伸び悩んでいることから、本年度は相談者の獲得に向けた取組を強化しています。具体的には、これまで十分にアプローチできていなかった移住関心層や



Uターン希望者に対し、デジタルマーケティングの手法を活用してイベントなどの情報発信を積極的に行い、相談窓口への誘導を図っています。あわせて、移住コンシェルジュが移住から就職の相談までをワンストップで対応できるよう体制を整えました。

また、移住者向けの住宅確保などを目的とした空き家対策では、昨年7月に開設した空き家相談窓口における相談件数が500件を超えました。本年度は、出張相談会の開催回数を増やすほか、設計事務所、建築会社、不動産会社の3者で構成する専門家グループとの連携を強化するなど、相談体制をさらに充実しています。加えて、4月からSNSによる情報発信を新たに開始し、来月には著名人によるセミナーの開催を予定するなど、空き家の掘り起こしに向けた広報啓発活動を一層強化しています。こうした取組を通じて、第4期産業振興計画に掲げる目標である年間移住者数1,300組の達成を目指します。

次に、少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

昨年の本県の出生数は、前年比で369人減の3,721人と、47都道府県で最少となりました。こうした中、今月、国において、次元の異なる少子化対策の実現に向け来年度から集中的に取り組む施策を示した、こども未来戦略方針が決定されました。この中には、児童手当の拡充や保育所の柔軟な利用をはじめ、必要な対策が包括的に盛り込まれており、本県がこれまで提言してきた内容も数多く反映されています。

このような国の方針に呼応して、少子化の傾向を何としても反転させるべく、これまでの取組の成果や課題をしっかりと分析、検証した上で、全庁を挙げて本県の特성에応じた新たな施策の展開を図ります。あわせて、国の施策が本県の取組の大きな後押しとなるよう、全国知事

会などとも連携して、引き続き積極的に政策提言を行っていきます。

出生数の激減の一因は若い女性人口の流出にあると指摘されています。少子化対策の強化の観点からも、若い女性が職場や地域で活躍できる環境の整備が必要です。こうした環境整備が進むよう、現在、本年3月に策定した女性活躍推進計画アクションプランに基づき取組を行っています。

具体的には、4月から高知家の女性しごと応援室の開室日を拡大したほか、デジタル人材の育成や起業に向けたサポートを充実するなど、女性の就労支援を強化しています。加えて、男性の育児休業の取得促進に向けた取組などを通じて、男女の性別役割分担意識の解消を図ります。引き続き、こうした施策を着実に実行し、オール高知で職場や地域における女性の活躍を後押しします。

高知工科大学の新学群については、来年4月にデータ&イノベーション学群として開設することが正式に決定しました。新学群の特色は、データ活用力とビジネス実践力を併せ持つ文理統合型の教育を行うという点と、学生が県内企業などをフィールドにして様々な課題解決に挑戦するという点にあります。まさにアフターコロナ時代の社会経済を牽引するデジタル人材を輩出する学群が本県に誕生することとなります。

また、卒業生の就職先は、情報通信業や製造業をはじめ、1次産業、金融業、サービス業など多岐にわたる分野が想定されており、県内産業界における活躍が大いに期待されます。新学群の開設が県内事業者の課題解決と学生の県内就職の拡大につながり、ひいては県経済の発展に資するよう、県としても大学と連携した取組を一層推進します。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和5年度高知県一般会計補正予算の1件です。

条例議案は、職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案など11件です。

その他の議案は、権利の放棄に関する議案など5件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明23日から26日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月27日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月27日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分散会

令和5年6月27日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 戸田宗崇君  
 2番 上治堂司君  
 3番 桑鶴太朗君  
 4番 土森正一君  
 5番 榎尾絢子君  
 6番 上田貢太郎君  
 7番 今城誠司君  
 8番 金岡佳時君  
 9番 下村勝幸君  
 10番 田中徹君  
 11番 土居央君  
 12番 横山文人君  
 13番 西内隆純君  
 14番 加藤漠君  
 15番 西内健君  
 16番 弘田兼一君  
 17番 明神健夫君  
 18番 三石文隆君  
 19番 畠中拓馬君  
 20番 依光美代子君  
 21番 大石宗君  
 22番 武石利彦君  
 23番 西森美和君  
 24番 寺内憲資君  
 25番 西森雅和君  
 26番 久保博道君  
 27番 樋口秀洋君  
 28番 岡田竜平君  
 29番 田所裕介君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 坂本茂雄君  
 32番 はた愛君  
 33番 細木良君  
 34番 岡田芳秀君  
 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 井上浩之君  
 総務部長 徳重覚君  
 危機管理部長 中岡誠二君  
 健康政策部長 家保英隆君  
 子ども・福祉政策部長 山地和君  
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君  
 産業振興推進部長 沖本健二君  
 中山間振興・交通部長 中村剛君  
 商工労働部長 松岡孝和君  
 観光振興部長 山脇深君  
 農業振興部長 杉村充孝君  
 林業振興・環境部長 武藤信之君  
 水産振興部長 松村晃充君  
 土木部長 荻野宏之君  
 会計管理者 池上香君  
 公営企業局長 笹岡浩君  
 教育長 長岡幹泰君  
 人事委員長 門田純一君  
 人事委員会会長 澤田博睦君  
 公安委員長 小田切泰禎君  
 警察本部長 江口寛章君  
 代表監査委員 五百藏誠一君  
 監査委員 高橋慎一君  
 事務局長  
 選挙管理委員長 土居秀喜君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 中島勝海君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 飯田志保君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 大川美千子君  
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和5年6月27日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

- 第8号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 権利の放棄に関する議案
- 第14号 権利の放棄に関する議案
- 第15号 県有財産(立木)の処分に関する議案
- 第16号 宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第17号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋耐震・補強)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問  
(3人)



午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。



## 諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

第2号議案及び第3号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末212ページに  
掲載〕



## 質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第17号「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上17件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

2番上治堂司議員。

（2番上治堂司君登壇）

○2番（上治堂司君） おはようございます。自由民主党会派の上治堂司であります。

まず、冒頭に、このたび自由民主党参議院議員高野光二郎の行動により、県民の皆様が多大な御迷惑をおかけいたしましたことを心より深くおわび申し上げます。高知県支部連合会としましては、事の重大さに鑑み、最も重い除名という処分をこの6月23日に自由民主党本部に上申したところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、会派を代表しまして質問をさせていただきます。

濱田知事は令和元年12月に就任され、残された任期も5か月余りとなりました。2月議会定例会における西内健議員の代表質問の中で、知事の2期目に向けた決意を聞くという質問に対しまして、知事は、これまで培ってきた行政経験、人脈を生かして、ふるさと高知の活性化にしっかり貢献していきたい、そして高知県のありべき姿の実現に向けて、その道筋を私自身の手で切り開いていきたいという強い思いで、次の知事選への出馬を表明されました。2期目への出馬を期待しておりました多くの団体や県民の皆様も、これから秋の知事選に向けてしっかり応援していくことと思います。

さて、知事は共感と前進を県政運営の基本姿勢として、令和5年度の重点取組に関西連携、中山間対策、観光振興、健康長寿対策を掲げ、さらにアフターコロナ時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つの視点から施策を強化した上で、徹底して成果にこだわると述べられているところです。

県民の皆様がよい結果として実感ができ、元気で豊かな生活ができていける成果とは何か、具体的な内容も含めて知事にお考えをお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応についてお伺いをいたします。新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが、去る5月8日に季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、3年以上続いたコロナ禍への対応は大きな転換期を迎え、社会経済活動の正常化に向けた動きが一段と加速することが予想されます。

県では、高知県からのお知らせとしまして、5月8日の高知新聞に、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う主な変更点としまして、医療体制等や基本的感染対策について、今後の方針、考え方を掲載し、広く県民にお伝えしたところです。



その内容を見ますと、今後の様々な対応は事業者や個人の判断に委ねられ、新型コロナウイルス感染症に対して恐怖心がなくなるようにも感じました。しかし、医療・福祉・介護等に関係します方々からは、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではないので、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患の方に対しての配慮が十分でなければ、再びクラスターが発生し、第9波の波が来るのではと危惧しているとお聞きをしております。また、本日の新聞にも、第9波の可能性という記事も出ておったところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症を含めて、今後新たな感染症の発生に対してどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、知事は就任後、約40年離れていた高知県の各市町村の現状を把握するために、また県政運営の基本姿勢である共感と前進をより進めていくため、県民と広く意見交換を行い、県政に反映しようと、令和2年度から県民座談会「濱田が参りました」、そして令和3年度から「再び、濱田が参りました」を行い、県内を2巡したところでございました。知事は、2期目に挑戦するに当たって、知事が思い描く高知県のあるべき姿にまだまだ至っていない現実であると述べられております。

約3年間にわたって行ってきました「濱田が参りました」、「再び、濱田が参りました」を通して現場の生の声を聞くことで、より深く本県の現状を肌で感じる事ができたと思っておりますが、肌感覚で本県の現状に対する認識はどうであったか、知事にお伺いをいたします。

次に、物価高騰対策についてお伺いします。ロシアによるウクライナ侵攻を契機とした原材料価格の上昇に加え、急激な円安の進行などから、エネルギーや食料品など様々な物価の高騰が続いています。総務省が先日発表した5月の

全国消費者物価指数は、変動の大きい生鮮食品を除いた総合指数が前年同月比で3.2%の上昇となり、前年同月を上回るのは21か月連続となっております。

このような中、県内企業の賃上げの動きは一定進んでいるものの、物価上昇を上回るまで至っていません。先月発表されました本県の3月実質賃金は前年同月比3.0%減で、8か月連続のマイナスとなっております。このような物価高騰が続く中においては、事業者がコストの上昇分を価格転嫁し、しっかり収益を確保することで、賃金の引上げを行うことが重要であります。

今月政府において決定をされました経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針においては、新しい資本主義を通じて経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、さらなる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げるとされております。私も、円高や物価高騰の先行きが見通せないことを考えますと、一時的な影響緩和策だけではなく、中長期を見据えた対策について一段と力を入れて取り組んでほしいと思っております。

そこで、今後も物価上昇による本県経済への影響は続くと考えられますが、県としてどのような考えを持って、県経済の成長に向けて対策を講じていくのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、井上副知事にお伺いします。副知事は令和3年4月に就任され、任期は令和7年3月までの4年間です。就任以来約2年間、知事の側近として知事を補佐し、特に県庁内の事務総括としてしっかり支えてきているところでありますが、出馬を表明しました濱田知事に、2期目を目指す上で期待をすることについて副知事にお伺いをいたします。

次に、ウイズコロナ、アフターコロナ時代の

成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化についてお伺いします。

まず、デジタル化の推進についてお伺いをいたします。デジタル化につきましては、県議会では令和4年12月に議会デジタル化の基本方針を取りまとめています。今後、ペーパーレス化等を進めていくために、本年8月頃、全議員にタブレット端末が配付される予定で、デジタル化を計画的に進めていくことにしております。

県におきましては、令和3年3月にデジタル化推進計画を策定し、特に中山間地域においてこそデジタル技術が必要かつ有効であることから、デジタル技術を積極的に活用することにより、地場産業の高度化や新たな産業を創出するとともに、行政サービスを含む生活インフラの確保を図り、暮らしの質を向上させ、地域で若者が安心して暮らし続ける地方をつくり出していくこととしております。

こうした推進計画の下、生活、産業、行政の3つのポイントで、デジタルの恩恵により暮らしや働き方が一変する社会の実現に向け、全庁を挙げて取り組まれております。今年度は、デジタル化推進計画の最終年度であります。これまでの取組により成果が見え始めたもの、あるいは実証から実装に向けて新たな課題が浮かび上がってきているものもあるのではないのでしょうか。

そうした中で、まず農業分野においては、ハウス内環境データや出荷データ等の様々なデータを生産性の向上や経営改善に結びつけるデータ駆動型農業を推進され、多くの農家では生産性の向上と所得増につながってきているとお聞きをしております。

そして、さらに農業のデジタル化を加速する動きとして、令和4年に農業データ連携基盤であるIOPクラウド、いわゆるSAWACHIの本格運用が開始され、今までよりもデータ等

が分かりやすく、分析や比較が簡単にできるようになり、これまで以上に農家の生産性の向上や経営改善に結びつけることになったとお聞きをしております。様々な要因で資材や燃料が高騰し、厳しい状況にある今こそ、農業現場においてはこのSAWACHIのようなデジタル技術を活用して増収や経営の効率化を図ることで、厳しい状況を乗り越え、農業経営を持続させていくことができると期待をしております。

そこで、今後データ駆動型農業を県内にどのように広げ、農家にどのようにメリットを実感していただくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

一方で、高齢化が進む農業では、パソコンやスマートフォンなどの電子機器の苦手な農家の方がおられます。環境制御技術を栽培に生かし切れていない農家に対してどのように支援をしていくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、林業分野においては、森林の現状が把握できる航空レーザ計測による精度の高い地形・森林資源データが令和3年に整備され、そのデータを基に森林簿や林地台帳などの森林に関するデータベースを拡充しています。それらのデータを搭載した森林クラウドによる森林情報の高度利用は、令和4年に県と市町村で運用を進め、本年度4月から林業事業体も含めた本格運用を開始しております。今まで作業員が間伐等の森林整備を行う際に、山を歩き、やぶをくぐって収集していた一本一本の木や山の勾配といった様々な森林の情報を、パソコンで収集できるようになったことで、事前調査の時間や経費の削減につながると、林業界では期待を寄せているとお聞きをしております。

ドローンを使った植栽用苗木の運搬などの先進機器の活用に加えて、森林クラウドでのデジタル技術の活用による省力化等が期待されてい

るところであります。林業分野におけるデジタル技術活用の今後の方向性について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、水産分野において、県では、生産・流通・販売の各段階においてデジタル化を図る高知マリンイノベーションを推進されております。漁船漁業では、利益を重視した操業を目指して、メジカ漁場予測システムの開発や二枚潮発生予測の精度向上、そして黒潮牧場の高機能化の取組が進められています。自然相手のなりわいではありますが、このような予測情報とともに、潮の流れや海水の温度、気象状況などの有益な情報を一元的に発信するシステム、NABRASの活用による、新たな水産業の実現に大きな期待をいたすところでもあります。

デジタル技術活用の今後の方向性について水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、生活分野における医療福祉・教育分野では、県は、ヘルスケアモビリティによるオンライン診療や、教育における小規模な高等学校への遠隔授業の実施を進めてきております。さらに、市町村をフィールドとして、農業用水の遠隔管理や生活用品の輸送手段の確保をテーマとして、デジタル技術の実証に取り組む市町村を支援するなど、中山間地域が抱える課題への対応にも取り組んできました。

中山間地域の大きい課題の一つであります見守り活動や移動手段の確保や買物支援といった、生活面でのデジタル技術活用の取組状況と今後の方向性について中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

行政分野では、県庁において県民サービスの向上と行政の効率化を目指して、行政手続のオンライン化やRPAによる行政事務の自動化を進めています。今年度は新たな取組として、県職員の働き方の変革を目指して、県庁ワークスタイル変革プロジェクトもスタートされました。

これまでの県庁のデジタル技術活用の取組状況と今後の方向性について総務部長にお伺いをいたします。

次に、グリーン化の推進についてお伺いをいたします。県では、令和4年3月に脱炭素社会推進アクションプランを策定し、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取組を進めているところです。令和5年度もオール高知での課題の解決に向けて、豊富な自然資源といった本県の強みを生かした取組を強化するとともに、事業者のグリーン化の取組や県民の行動変容を促す取組を推進することとしております。その中で、豊富な自然資源を生かしたCO<sub>2</sub>削減につながる取組の推進の一つに、民間事業者や家庭での太陽光発電設備導入への支援を行うことになっていきます。

今議会では、原油価格・物価高騰対策として、国の臨時交付金を活用しまして、電気料金等の高騰の影響を受けています事業者、医療施設、社会福祉施設、私立学校等を支援することとしておりますが、カーボンニュートラルの推進の観点から、そうした各施設に、積極的に太陽光などの自然エネルギーを活用し、自家発電する仕組みを進めていくことは大事なことであり、またこれからの電気料金高騰対策にもつながっていくと考えます。

そこで、各施設等への太陽光発電設備の導入をどのように支援していくのか、林業振興・環境部長にお伺いします。

また、本年4月に国の脱炭素先行地域の第3回選定結果が公表され、本県からは北川村、須崎市、日高村、黒潮町の4市町村が選定され、県内市町村における脱炭素の取組は全国の中でも進んでいる状況にあると思います。

一方で、カーボンニュートラルに取り組む必要性を感じているものの、まだ具体的な取組にまで至っていない市町村もあり、オール高知の



体制で取り組んでいるとは言えない現実もあります。

今後、先行地域に選ばれた市町村の取組をしつかりと成功につなげるとともに、他の市町村にも脱炭素に向けた行動を広げていくには、県の後押しが大事であると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、グローバル化の推進についてお伺いたします。コロナ禍の影響緩和による世界的な需要回復を捉え、また国内の少子高齢化による人口の減少を見据え、海外市場への販路開拓や外国人観光客の誘致など、海外に目を向けた施策を展開するために、県産品の輸出拡大、インバウンド観光の推進、そして外国人材の受入れ対策を軸に、県ではグローバル化を一層推進することとしております。その施策の中の県産品の輸出拡大は、事業者、品目ともに年々増加傾向にあり、県では新たに食品、水産物、工業製品の分野ごとにアドバイザーを設置し、事業者の掘り起こしを行っているところであります。

令和5年度には、タイ、ベトナムへの現地サポートデスクの設置により、県内企業の海外展開を支援しようとしておりますが、タイ、ベトナムをターゲットにした経緯も含めて、どのような取組を進めていくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、昨年10月の訪日外国人の入国制限の緩和以来、本県を訪れる外国人観光客が少しずつ増え始めている状況です。令和7年の大阪・関西万博により、関西圏からのインバウンド誘客を促進するために、大阪観光局と連携したセールスプロモーションを展開していかなければなりません。

今までの取組状況と今後の方向性について観光振興部長にお伺いをいたします。

また、台湾とのチャーター便につきましては、

県民のおもてなしの心もあり、台湾の方々から高い評価をいただいているとお聞きをしております。

この機会を捉え、11月以降の定期チャーター便の延長や将来の定期便化を見据え、台湾でのセールスとプロモーションの抜本強化が必要であると思いますが、今後の取組について観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、中山間対策の充実強化についてお伺いをいたします。

県内34市町村には多くの農山漁村地域があり、長い歴史において風土とともに地域の文化、伝統の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきているところです。しかし、本県の中山間地域は、急速な少子高齢化や人口減少が進んでおり、そのこともあり、令和5年4月1日時点で県人口は67万人を割り込んだところであります。

県では、これまで中山間対策を抜本強化し、暮らしを支える、活力を生む、しごとを生み出すの3つの柱と関連施策による取組を市町村と連携・協調しながら展開をしてきているところでもあります。

かつて土佐は民俗芸能の宝庫と呼ばれていましたが、県が行った民俗芸能緊急調査によると、約900件あった芸能は、現在約500件になっているということでもあります。地域に伝わる貴重な民俗芸能を絶やすことなく次世代へ継承していくことは、美しい日本を守るという意味でも重要であると思います。しかし、現状は過疎化や少子高齢化の進展により、本県の中山間地域の活力も衰え、それにより伝統的な祭りや民俗芸能も衰退している状況です。

県としては、こうした中山間地域における伝統的な祭りや民俗芸能の現状をどのように把握し、その継承に向けてどのような支援を行って

いこうとしているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、特定地域づくり事業協同組合についてお伺いをいたします。この件につきましては、2月議会定例会において私から一般質問をさせていただきました。また、去る5月26日に私の所属します産業振興土木委員会の出先機関調査では、馬路村が令和5年4月からスタートしました特定地域づくり事業協同組合の現状と課題について調査したところです。その調査の中で、4月から採用をされました2名の方々からお話をお聞きして、この協同組合の制度はまさに中山間地域の人材不足を補う方法としては、大変すばらしい制度だと感じたことであります。しかし、協同組合を設立し、立ち上げていくには、様々な課題も多くあることから、県内では今2町村しか設立をされていない現状であります。

県としては、中山間地域の活性化、また地域の就業機会の確保を図るため、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けてどのように支援を拡充していくのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、中山間地域再興ビジョンの策定についてお伺いをいたします。県では、中山間地域の振興なくして県勢浮揚なしとの考えの下、各分野において全庁的に様々な施策を展開しており、住民主体で地域の活性化に取り組む集落活動センターの取組や、高知型地域共生社会の拠点であります、あったかふれあいセンターの整備等に支援を行い、一定の成果を上げてきています。しかしながら、令和3年の集落实態調査では、人口減少、若者不足、担い手不足、リーダー不在等が挙げられ、結果として住民の皆さんが将来に不安を抱いているといった現状が改めて確認されています。

知事は、こうした切実な声を踏まえ、2月議

会定例会の提案説明の中で、中山間対策を改めて県政の中心にしっかりと位置づけ、地域で頑張っている皆さんと共に未来を切り開いていく道しるべとして、中山間地域再興ビジョンを策定すると述べられました。そこで、その策定に当たって最も重視すべき点は、様々な課題が担い手不足に起因するという現状をしっかりと踏まえますと、思い切った若者人口増加対策を講じ、総合的に取り組んでいくことだと考えます。

知事は、今議会でも中山間対策の充実強化について述べられました。改めて、中山間地域再興ビジョンの将来像に、若者でにぎわう中山間地域、いわゆる若者の人口増加を掲げるべきではないかと思いますが、知事の御所見をお伺いをいたします。

次に、教職員の不祥事についてお伺いします。

先日、一部新聞等で、小学校の教頭だった教諭が臨時講師に対してセクシュアルハラスメントを行ったという報道がございました。この報道にあった事案の処分については現在検討中とのことですが、本県では昨年来、教職員の不祥事が相次いでおります。

県教育委員会によると、昨年度からこれまでの間に不祥事で懲戒処分を受けた教職員は、市町村立小中学校では3人、県立学校では地方公務員法に基づく失職も含め5人とのことです。また、現在裁判中のものや、懲戒処分事案ではありませんが、教育実習生に対するハラスメント事案もあっているところでもあります。

本来、子供たちの模範となり、道徳心や社会性を育むべき教職員が、このような不祥事を起こすということは断じてあってはなりません。また、教職員の不祥事が相次ぐという事態は、本県の教育界に対する県民の信頼を著しく損なうものともなります。加えて、現在教員の成り手不足が全国的にも問題となっている中で、教職を目指す若い人たちがこのような状況にある

本県の教職に就こうと、どれだけ思ってくれるでしょうか。県教育委員会には、極めて重く受け止めてもらわなければなりません。

そこで、教職員の不祥事が続発していることについてどのように受け止めておられるのか、また昨年来続く不祥事に対してどう対応し、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、関西圏との経済連携についてお伺いします。

知事は就任以来、県経済の発展、活性化には関西圏との経済連携が重要であることから、令和3年に関西・高知経済連携強化戦略を策定し、観光推進、食品等外商拡大、万博・I R推進の3つのプロジェクトとプロモーション等の横断的な取組を推進することとして、コロナ禍にありながらも着実に事業を進められてきました。

令和4年度には、ステップ1の戦略として、見る・知る・興味をもつをテーマに、9月に関西圏における外商の抜本強化策の策定を行い、食や観光などの情報発信拠点となるアンテナショップの設置を決定いたしました。そして、令和5年度には、ステップ2として、体験・購入・ファンづくりをテーマに、キッチンカーを活用した本県の食文化等の発信や、アンテナショップの設置に向けた設計等の開設準備などを進められております。

このように、令和7年の大阪・関西万博の開幕や、令和11年の大阪I Rの開業などの大規模プロジェクトを見据え、観光推進や外商強化等の取組をオール高知の体制で戦略的に切れ目なく展開し、本県の認知度向上や県産品の販売拡大を図ることとされています。

そうした中で、本年度、量販店、飲食店、ホテル、百貨店などの幅広い業態で展開する関西大手グループ企業と連携し、効果的、効率的に県産品の認知度向上と販売拡大を図ることを目

的に、事業を進めていくということで現在行っております。この事業は、公募型プロポーザルの結果、近鉄グループホールディングスの企業と連携して、あべのハルカスでの期間限定店舗の開設などに取り組むこととなりました。

しかしながら、期間限定店舗の準備段階において、県内事業者等の商取引情報の流出があり、事業者からの信頼を失い、出ばなをくじかれたことは大変残念なことだと思います。しかし、関西圏との経済連携は、県内事業者にとりましては大いに期待することですので、再発防止を徹底し、外商拡大に向けた取組を進めていただきたいと思います。

そこでまず、関西圏との経済連携を進める上で、関西大手グループ企業である近鉄グループホールディングスと今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、令和6年度オープン予定のアンテナショップの運営は、地産外商公社が担うこととなっております。地産外商公社は、令和4年度に県内事業所の取引を仲介した外商成約額が過去最高となっております。そして、東京銀座のアンテナショップまるごと高知の売上高は順調で、実績、経験ともに十分であります。

一方で、関西での商取引は、一般的に価格に対してシビアであると言われることから、東京とは違ったやり方が求められ、近鉄百貨店から人材派遣を受ける方向で調整を進めているとお聞きをしておりました。しかしながら、今回の商取引情報の流出事案を受け、関西での商取引に精通する近鉄百貨店からの人材派遣がなくなったことは、大変残念に思います。

そうした中、関西でアンテナショップを成功させるためには、まずは多くの方々に県産品の魅力を知ってもらうプロモーション等の仕掛けが必要であると考えますが、どのように取り組んでいくのか、産業振興推進部長にお伺いをい





その結果、1つ目の、いきいきと仕事ができる高知におきましては、地産外商公社の活動を契機とした昨年度の成約金額が過去最高となるなど、県内事業者による外商拡大が一層進みました。加えまして、本年度過去最多の61隻が予定をされている外国客船の寄港など、インバウンド需要も取り込み、県外観光客の入り込み数はコロナ前の水準を取り戻しつつあります。

2つ目の、いきいきと生活ができる高知では、地域の様々な活動拠点となります集落活動センターや、あったかふれあいセンターの整備が着実に進んでまいりました。また、高等学校における遠隔授業が広がるなど、中山間地域での教育環境の充実も図りました。

3つ目の、安全・安心な高知では、四国8の字ネットワークや浦戸湾のいわゆる三重防護をはじめといたしまして、防災・減災に資する県土づくりが着実に進んでおります。あわせまして、南海トラフ地震に備えた受援体制の強化を図りますなど、ハード・ソフトの両面から防災対応力の一層の向上につながっております。

さらに、知事就任以降、対応を強いられてまいりました新型コロナウイルス感染症対策におきましては、本県独自の融資制度やきめ細かな給付金の創設によりまして、県内事業者の事業継続を図りました。加えて、発熱などの症状を有する方が検査から診察までをワンストップで受けられる検査協力医療機関を、医師会の協力を得て整備をいたしまして、全国に先駆けて個別の医療機関名も公表するといった形で、安心して県民の皆さんが医療を受けられる体制の確保に努めてまいったところであります。

そして、本年度は、私の任期の最終年度であります。任期の総仕上げといたしまして、できるだけ具体的な成果を県民の皆さんに実感していただきたいという思いを強くしております。

具体的には、令和7年の大阪・関西万博の開

催を見据えまして、関西圏におけます外商活動を強化し、本県の認知度をさらに高めます。また、連続テレビ小説らんまんの放送や、台湾からの定期チャーター便の就航などを追い風にいたしまして、観光の誘客と周遊促進を図り、確実にその効果を県内全体に波及させてまいります。

加えて、中長期的な展望に立ちまして、施策の仕込みを怠りなく行っていくということが重要であります。具体的には、新たな時代の成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化という潮流を先取りし、産業、生活、行政、この各分野におきます施策を一層進化させます。あわせて、中山間地域が活力を取り戻すための道しるべとなります中山間地域再興ビジョンを策定し、県民の皆さんにお示しをしたいと考えております。引き続き、先々の県政を見据えまして、徹底して成果にこだわりながら、県勢浮揚に向けた取組を着実に前進させます。

次に、新型コロナウイルス感染症を含めました新たな感染症の発生に対する今後の取組についてお尋ねがございました。

感染症法上の5類移行後は、行政の関与を前提といたしました特別な対応から、幅広い医療機関が担う通常の対応となりましたけれども、これまでに新型コロナウイルス対応について大きな混乱は生じていないと考えております。

しかしながら、現在全国的にも新規の感染者数、入院患者数は増加傾向にありまして、今後県内でも急拡大に転ずる可能性も考えられるところであります。県民の皆さんに、感染状況に応じた的確な情報提供を行いますとともに、通常の対応としての入院、外来などの医療提供体制の確保に引き続き取り組んでまいります。

一方、今後の感染症危機対応に生かすために、3年間にわたります新型コロナウイルス感染症

への対応の記録と、その評価や課題を整理する作業を現在進めております。それらの取りまとめを県の医療関係者などで構成いたします高知県感染症対策連携協議会で議論をし、本年度中に改定をいたします感染症予防計画などの中に、今後備えておくべき対応、あるいは数値目標などを盛り込む予定といたしております。

具体的には、新たな感染症に備えました入院や外来、宿泊療養などの提供体制の確保でございますとか、本県において不足しております感染管理認定看護師、ICNなどの人材育成に係る数値目標を定めることとしたいと考えます。また、新型コロナ対応の際の最大業務量も踏まえまして、確保すべき保健所の体制、人材育成などについても計画に盛り込むこととしたいと考えます。

これらの計画の実効性を担保するために、新たな感染症発生時に、病床確保などに関しまして御協力をいただきます医療機関、薬局などと県との間で平時から協定を締結するということとしております。

国におきましては、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置することとしております。県としての今後の感染症健康危機対応も、南海トラフ地震対策と同様に、全庁的な横断的取組が求められるというふうにご考えます。このため、これまでの新型コロナへの対応から得られました教訓なども踏まえまして、常に最悪を想定し、先手を打った対応を図っていくということを主眼にいたしまして、万全の体制を構築してまいります。

次に、県民座談会「濱田が参りました」、「再び、濱田が参りました」を通して感じました本県の現状に対する認識についてのお尋ねがございました。

この3年間の県民座談会を通じまして、151か所の現場視察と、378名の方との意見交換会での

様々なお話をお伺いしたところであります。そこでは、産業や地域振興、教育、防災など様々な分野で御意見、御提言をいただきました。中でも、空き家の多さ、そして中山間地域の担い手不足の深刻さ、この2点を肌で実感いたしましたところであります。

移住者の方からは、地域にはたくさんの空き家があるけれども、所有者が残した荷物、老朽化した設備の問題などで現実には利用できないといった切実な声がありました。一方、所有者の方々からは、実家への思い入れなどもあり、空き家を手放せないというお話もお聞きをするところであります。

こうした状況を踏まえまして、令和4年度には県庁内に空き家対策チームを設置いたしまして、所有者に活用を促す、要は背中を押すための空き家決断シートの配布、あるいは相談会の開催、ポータルサイトの開設などを行ってまいりました。昨年7月に開設をいたしました空き家相談窓口には、所有者から累計500件を超えます相談が寄せられまして、紹介できる市町村の住宅の戸数も令和4年度末で400戸を超えているという状況にあります。

また、中山間地域におきましては、1次産業の後継者の不在、生産者の高齢化により担い手不足と、農繁期、収穫期に人手が不足するという声を多くお聞きいたしました。そのため県では、地域の仕事を組み合わせ年間を通じた仕事を創出する、そして地域の担い手を確保いたします特定地域づくり事業協同組合の設立を、御紹介もいただきましたように、県としての支援もしてまいりました。

現在、既に設立済みの2町村に加えまして、12の市町村が設立の意向を示しております。さらに、令和5年度には新たな補助制度を設けるなど支援を強化することとしております。加えて、地域おこし協力隊につきましても、隊員数

の倍増に向けまして、新たにSNSによる募集情報の発信の強化、そして広域観光やスポーツなどの分野での県版の協力隊の拡充、こういったことにも取り組むこととしております。

この県民座談会を通じまして感銘を受けましたことは、前の世代から自分たちが引き継いだ集落を、少しでもよい形で次の世代に引き継ぎたいという気概をお持ちの方がたくさんおられたことであります。そうした地域への熱い思いを持つ方々と触れ合いますことで、私自身が元気をいただくということができるという恩恵をも被っております。また、県民の皆さんに県の最新の施策を私自身が直接お伝えするということも非常に重要だというふうに感じております。

今後とも、県民の皆さんとの対話を通じまして、県政に対する共感をいただきながら、共に課題解決に向け、一步でも二歩でも確実に前進をしていく、そうした共感と前進の姿勢を貫いてまいりたいと考えております。

次に、物価上昇が長期化をする中で、県経済の成長に向けた対策についてお尋ねがございました。

今般の急激な物価の高騰は、コロナ禍からの回復を目指します県内事業者の経営に大きな影響を及ぼしております。また、賃金の引上げが物価上昇に追いついていない現状でありますので、個人消費が落ち込むといった、正常化しつつある経済活動の停滞を招くということにつながる懸念をされていると承知いたします。

私は、この難局に立ち向かいまして、ピンチではありますけれども、ピンチをむしろチャンスと捉えまして、コロナ禍から回復途上にあります県経済を、ぜひ持続可能な成長軌道へと移行させたいという思いを持っております。

このため、まずは県内事業者の方々への影響に対して機動的に対応したいと考えてまして、農業者、漁業者の燃料費などへの支援、中小企業

の資金繰り対策といった影響緩和対策を講じてまいったところであります。加えまして、御指摘もありましたように、物価高騰の長期化を見据えますと、その影響を受けにくい、足腰の強い産業への構造転換を進めていくということが何よりも重要であると考えます。

そのために、各産業において省エネルギー設備を導入して、これによってエネルギーあるいは重油等のコストを将来的に下げていく効果を狙っていくと、あるいは新たな分野にチャレンジをしていくことによって新たな収益源を生み出していき、こういった取組を一層後押しするために、今議会に補正予算をお諮りしているところでございます。

こうした取組を進めていくことによりまして事業者が付加価値や生産性を高め、収益を確保いたしますことで賃金の引上げにつながるといった好循環をつくり出していきたいと考えております。あわせまして、全国知事会とも連携をし、国に対して地域の实情に応じた政策提言を行ってまいります。

今後も日本銀行高知支店や業界団体と連携を図りまして、県内の経済状況を注視しながら、県経済の回復はもちろんのことでありますが、持続的成長につながっていく施策を積極的に検討し、講じてまいりたいと考えております。

次に、中山間地域再興ビジョンの将来像に若者の人口増加を掲げることについてお尋ねがございました。

本県の今年4月1日時点の推計人口は、67万人の台を下回りまして、その減少ペースも最近加速をいたしております。また、この人口トレンドを将来反転させるために重要となります出生数は、昨年、前年より369人も減少しまして3,721人となり、この数字は47都道府県で最下位という大変厳しい結果となりました。

高齢化が進展をしております本県におきまし

ては、当面人口減少自身は避けられない、そういった状況にあると考えますけれども、多くの中山間地域におきましては、若者人口の流出、とりわけ女性の流出が多いということによりまして、人口減少、少子化がより顕著に現れると、そうした傾向が見られるところであります。

中山間地域再興ビジョンの策定に向けました市町村長との意見交換の中でも、全ての市町村長の方々から、中山間地域の再興に向けては、人口減少、少子化が最大の課題であるとの御意見をいただきました。私自身、人口減少がさらなる若者の流出、人口減少につながっていくという、いわゆる負の連鎖、負のスパイラル、そしてそれが加速しつつあるという現状に対して、大変強い危機感を持っているところでございます。

また、一方で住民の方との座談会では、後継者や担い手の不足に苦しむ声、そして地域を将来世代に引き継ぎたいという熱い思いをお聞きし、気持ちを一つにしているところでございます。こうした声を、あるいは思いをしっかりと受け止めまして、地域に再び活力を取り戻していくためには、人口減少、特に若者の減少という課題を克服し、中山間地域の負の連鎖を断ち切ることが何よりも重要だと考えます。

中山間地域再興ビジョンにつきましては、10年、20年先の中山間地域の再興に向けた道筋をお示ししようというものでありますので、その担い手となります若者の人口増加が大変重要なポイントになると考えます。このため、このビジョンにおきましては、改めて若者でにぎわう中山間地域、すなわち若者の人口増加を、目指す姿として中心に掲げまして、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を進めてまいりたいと考えております。

最後に、近鉄グループホールディングスとの今後の取組についてお尋ねがございました。

近鉄グループホールディングスとは包括連携協定を締結いたしまして、これまで関西圏での外商の拡大、本県への観光誘客の促進などに多大な御支援をいただいております。また、当グループの小林会長には、関西・高知経済連携強化アドバイザーに御就任をいただきまして、関西戦略の推進に関して、大所高所から様々な御助言をいただいているところでございます。このように関西戦略を進めます上で、関西を中心に幅広い分野で事業を展開する企業グループと連携をし、御支援をいただくことは大変有意義だと考えております。

しかしながら、このたびの、御紹介もございました情報流出の事案によりまして、県と近鉄グループとの間の距離感が近過ぎるのではないかと、あるいは県は大企業の力に依存し過ぎているのではないかとといった疑念を、県内事業者の皆さんの中で生じさせる結果となってしまったというふうには受け止めております。

今後は、このようなことが二度と起こりませんように、組織的な対応、そしてコンプライアンスの遵守を徹底いたしまして、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。その上で、近鉄グループホールディングスとは適度な距離感、緊張感を保ちながら、関西圏の有力なパートナーとして、引き続き連携をしてみたいと考えております。

まずは、来月28日から、あべのハルカスでの期間限定店舗あるいは高知フェアの開催といった取組におきまして、しっかりと成果を出していくということによりまして、県内事業者の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) 濱田知事に2期目を目指す上で期待することは何かとのお尋ねがありました。



知事は今議会の提案説明において、次の4年間、県政のかじ取りを担わせていただけるのなら、人口減少など山積する困難な課題に立ち向かい、自分自身の手で高知の未来を切り開き、より元気で豊かな温かい高知県を次の世代に引き継ぎたいとの熱い思いを語られました。

これは、県民座談会「濱田が参りました」、そして「再び、濱田が参りました」を通じまして、県内全市町村を2巡し、市町村長の皆様をはじめ地域地域で困難な課題に直面しつつも前を向いて頑張っておられる県民の皆様の声を直接お聞きし、改めて決意をされたものと受け止めております。

濱田知事が次の4年間を担うこととなれば、これまでの間、コロナ禍への対応によって十分に進めることができなかった政策や、これまで仕込んできた政策を存分に実行していただき、知事の言葉を借りますと、道半ばである取組を着実に成果へとつなげていただきたいと思います。

そのためにも、具体的な施策を立案し実行する幹部職員に対しまして、時に厳しく、自らの思いを直接語り、指示をする場面がますます増えることを期待しております。そして、期待に応えて成果を上げた職員を知事が大いに褒めるといった場面が増えますことも期待をしております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、データ駆動型農業の普及と、農家にどのようにメリットを実感していただくのかについてお尋ねがございました。

ハウス内環境データや出荷データなどの様々なデータを、農業の生産現場に生かしていくデータ駆動型農業につきましては、I o Pクラウド、SAWACHIを核として推進しているところでございます。そのSAWACHIの利用農家

数は先月末で1,000戸近くになっておりますが、本年度末には3,000戸にまで拡大することを目標に取組を強化してまいります。

具体的には、まず組織的にデータに基づいて栽培管理を見直すことで収量増などの成果を上げておられるJAの生産部会の取組手法を、県やJAの指導員が共有し、施設園芸の主要7品目を中心に産地単位での普及を図ってまいります。さらには、施設園芸の他の品目への拡大も行いながら、あわせて中山間地域で栽培の多い雨よけ栽培や露地品目にも取組を広げ、県内各地に広く普及を図ってまいります。

また、現在データ駆動型農業に取り組んでおられる農家の方々にメリットを十分に実感していただくためには、収量増や経費節減といった効果を目に見える形で示していくことが大変重要であると考えております。そのため、指導員が、生育状況に応じた最適なハウス内環境のつくり方や肥料の使用量の調整など、データに基づくきめ細かな営農指導を徹底してまいります。

次に、環境制御技術を栽培に生かし切れていない農家に対してどのように支援していくのかについてお尋ねがございました。

環境制御技術を栽培に生かすには、ハウス内の環境データを日々確認し、季節や天候、生育状況などに合わせて栽培管理をその都度改善していくことが重要でございます。しかしながら、データを見るだけで栽培管理の問題点に気づけていない、または気づけていても環境制御機器の操作が苦手とどのように改善すればよいのか分からないなどの理由で、栽培管理に十分生かし切れていない方々がおられます。

そのため、県とJAの指導員が、SAWACHIに集積されているデータを定期的に分析し、分かりやすいグラフや表でお示しすることで、農家の方々に栽培管理の問題点を理解していただけるよう取り組んでまいります。また、

農家の方々の現在の技術レベルに合わせて、温度管理などについて具体的な改善方法をまとめた処方箋をお示しすることで、問題点を一つ一つ一緒になって解決していく、農家に寄り添った営農指導を強化してまいります。

こうした取組を進めていくためには、まずは指導員の能力が重要となりますことから、県やJAの指導員のデータ分析能力や、作物の生育診断技術の向上にもしっかり取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) まず、林業分野におけるデジタル技術活用の今後の方向性についてお尋ねがございました。

林業は様々な地形条件の下で広大な面積を対象として行われることから、森林情報の効率的な取得を可能とするデジタル技術は、森林施業の効率化や省力化に向けて有用なツールになるものと考えております。このため県では、森林情報の高度化や高度利用、施業集約の省力化などに向けて、デジタル技術の導入に向けた取組を進めてまいりました。

具体的には、航空レーザを用いて計測したデータを解析し、樹木の高さや材積、詳細な地形などのデータを令和3年度に整備しました。そして、このデータを活用する仕組みとして森林クラウドを構築し、本年4月より林業事業体や市町村による利用を可能としました。これにより、これまで現地で取得していた森林情報を、今後は事務所で取得できるようになることから、事務管理の効率化や省力化が進むことが期待されます。

一方、森林クラウドは、搭載されたデータを利用するための機能を追加することや、データの活用方策を掘り起こすことにより、一層効率化などに資するツールになるものと考えております。このため、来年度に向けて、造林補助事

業の申請といった手続をサポートする機能改修を行うこととしております。また、測位情報やドローンで撮影した画像情報など、現地で取得した情報を、森林クラウドを通じて活用する方策の実証にも取り組むこととしております。

このような取組に加え、森林クラウドの操作研修なども行いながら、デジタル技術を活用した森林施業の効率化、省力化を進めてまいります。

次に、民間事業者への太陽光発電設備の導入についてお尋ねがございました。

カーボンニュートラルの実現に向け、自家消費型の太陽光発電設備の導入は、豊富な日照時間といった本県の特色を最大限に生かすという点から重要な取組です。このため、昨年3月に策定した高知県脱炭素社会推進アクションプランにおいて、自家消費型太陽光発電設備の導入促進を重点施策に位置づけ、取組を強化いたしました。

具体的には、昨年度より、太陽光発電設備の設置支援の対象を、福祉避難所などから県内に本社または主たる営業所がある法人に拡大するとともに、事業規模を3倍以上といたしました。その結果、病院や専門学校、製紙業などの幅広い業種、計9事業者に対して一般住宅の約230戸分に相当いたします1.16メガワットの太陽光発電設備の設置や蓄電池の導入を支援したところです。

こうした民間事業者の取組につきましては、本年度構築するポータルサイトに掲載するほか、事業者向けのセミナーや省エネルギー診断の機会に紹介するなど周知を図りながら、民間事業者による太陽光発電設備のさらなる導入につなげてまいりたいと考えております。

最後に、国の脱炭素先行地域での取組を成功につなげるための支援、またその他の市町村に脱炭素化に向けた行動を広げていくための取組

についてお尋ねがございました。

国の脱炭素先行地域は、選定された地域における家庭部門及び業務その他部門の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量について、2030年度までに実質ゼロを目指すものでございます。

この地域での取組は、脱炭素化を通して地域の課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現する取組でもあります。例えば、今回選定された須崎市と日高村では、新たな熱供給の仕組みの導入などを通じて、ミョウガやトマトといった施設園芸のコスト削減、付加価値の向上を目指しております。県においては、こうした課題解決に向けた取組が成功につながるよう、取組開始段階から農業部門が関わり、技術的な支援を行っているところです。引き続き、県の関係部局をはじめ国とも連携した伴走支援を行ってまいります。

また、現在脱炭素先行地域への応募を13市町村が検討してございます。こうした市町村につきましては、事業計画を検討する段階から県が関わることや、既に選定された市町村との情報交換の場を設けることで、地域の課題と脱炭素化を結びつけるアイデアや関係者との連携体制構築の手法を共有し、早期の応募につなげてまいります。

一方、県内には先行地域の検討にまで至っていない市町村もありますので、そうした市町村に対しては、脱炭素化を進めていくための地球温暖化対策実行計画の策定を支援いたします。具体的には、排出削減目標の設定の考え方といった県のノウハウや、国の支援策についての情報提供を行うほか、黒潮町や日高村の計画策定を支援した実績のある県の地球温暖化防止活動推進センターと連携した働きかけなども行っております。

これら一連の取組によりまして、先行地域の取組の成功と拡大につなげるとともに、県内市

町村の脱炭素化に向けた行動を広げてまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) 水産分野におけるデジタル技術活用の今後の方向性についてお尋ねがございました。

漁業者の減少や高齢化が進む中、漁業生産量を維持・拡大させていくためには、効率的な漁業生産体制への転換による生産性の向上が必要であり、水産業の各段階でデジタル化を図る高知マリンイノベーションの取組を進めております。利益を意識した操業を支援するため、コストや水揚げ情報などから、操業ごとの利益を見える化するツールを昨年度カツオ一本釣り漁業などで開発し、本年度はキンメダイやサバなどの沿岸漁業へ拡大していきます。

また、効率的な漁場の探索を支援するため、AIを活用したメジカの漁場予測システムの開発を行っており、協力いただいている漁業者への試験的な予測情報の提供を開始しております。加えまして、画像から養殖魚の体重を推定するシステムや、県内の企業が開発した効率的に養殖の給餌が行えるシステムなど、デジタル機器の漁業現場への普及を図っております。

さらに、定置網や養殖業に大きな被害をもたらすおそれのある急潮や赤潮からの被害を軽減するため、それらの発生予測手法の開発に取り組んでおります。本年1月に運用を開始いたしました情報発信システム、NABRASでは、海水の温度や潮の流れなど、操業に必要な情報を一元的に発信するとともに、急潮や赤潮の発生が予想された際にはSNSを活用して、プッシュ型で直接漁業者にお知らせする仕組みも構築をしております。

今後は、こうしたデジタル化の効果を、より多くの漁業者や事業者に実感していただけるよう、開発を進めていくとともに、その成果をしつ

かりと普及していきたいと考えております。現場での課題やニーズを的確に捉え、デジタル技術を活用することにより、効率的な操業で利益が確保でき、就労環境が改善されることで、漁業経営の安定、さらには新たな担い手の確保につなげていきたいと考えております。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、生活面でのデジタル技術活用の取組状況と今後の方向性についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、県では昨年度中山間地域デジタル化支援事業を創設し、デジタル技術を活用して中山間地域の課題解決を図る市町村を支援しております。昨年度は6つの市町村がこの事業を活用し、ドローンによる物資の輸送や、棚田の水門を遠隔で管理するシステムの導入などに取り組み、2年度となる今年度は、より実際の利用に近い形での動作試験や、その結果を踏まえたシステムの改良など、来年度の実装を目指し取組を進めております。

加えて、今年度は新たに4つの市町村が地域内を移動するバスの予約や、その到着を知らせるシステムの構築、地域の商店で店舗にない商品が注文でき営業時間外にスマートロッカーでその商品が受け取れるシステムの構築、電力や水道のスマートメーターを活用した高齢者の見守りなどに取り組むこととなっております。

今後は、これらの事業により得られた成果の横展開を進めますとともに、より高度なデジタル技術の活用の可能性についても検討を進め、中山間地域の課題の解決につなげてまいります。

次に、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた支援についてお尋ねがございました。

特定地域づくり事業の取組は、単なる労働力の確保にとどまらず、産業や地域活動の担い手を育成することで地域の活性化につなげていく取組であり、本県の中山間地域にとって大変有

用な取組だと考えております。実際に先行して設立された東洋町や馬路村の組合では、合わせて7名の方が県外から移住し、組合職員にされており、産業の担い手確保にとどまらず、地域の人口増にもつながっているところでございます。

他方、議員御指摘のとおり、組合設立に向けては派遣先事業者の確保や、組合に赤字が出た場合の公費投入に対する懸念、市町村職員の事務負担の増加といった課題があり、県ではこれまで、事業者確保に向けたノウハウの提供や助言、組合の事業計画策定を支援する専門のアドバイザー派遣、高知県中小企業団体中央会と連携した設立手続への支援などを行ってまいりました。

こうした取組の結果、特定地域づくり事業の活用意向がある市町村は昨年から大幅に増加し、12市町村となっており、今後はこれらの市町村において確実に組合が設立されるよう支援していくことが重要となってまいります。このため、今年度からは新たに組合を立ち上げる際の経費への支援制度を創設するとともに、人的支援体制を強化、拡充することとしております。あわせて、職員やアドバイザーなどによる伴走支援を引き続きしっかりと行い、組合の設立につなげてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 県庁のデジタル技術活用の取組状況と今後の方向性についてお尋ねがございました。

業務内容が多様化、高度化する中、限られた職員で県民サービスを安定的に提供するためには、業務の効率化や質の向上といった働き方改革に取り組む必要がございます。そのため、議員からお話のありました行政手続のオンライン化やRPAなど様々なデジタル技術の活用に取り組んでいるところでございます。



電子申請では、昨年度末までに3,242手続をオンライン化し、また電子契約では、昨年度3,267件の利用があるなど、効率化やコスト削減につなげてまいりました。RPAでは、昨年度末までに115業務に導入をいたしまして、多くの業務で作業時間の削減率が90%を超えるなど、大きな効果を確認しております。

今年度開始いたしました県庁ワークスタイル変革プロジェクトでは、こうしたデジタル技術をさらに活用した新たな働き方を実現することとしております。まず、場所や紙にとらわれない働き方の推進として、9月から一部の所属でペーパーレスやフリーアドレスを進め、生産性や創造性を発揮できる職場環境の整備に取り組めます。

加えて、抜本的な業務の再構築、いわゆるBPRとして、全庁の業務を見える化するための調査を現在進めており、8月末までに調査結果を取りまとめる予定でございます。これにより、定型的、反復的な作業などを見つけ出し、全所属で選任したDX推進員を中心に、電子申請やRPAなどのデジタル技術を効果的に活用した業務の最適化を進めます。

これらのプロジェクトの成果を庁内で共有し、継続的に環境整備や業務改善を積み重ねていくことで、新たな働き方を全庁に拡大してまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

**○商工労働部長（松岡孝和君）** 企業の海外展開支援についてお尋ねがございました。

県では本県経済の活性化を図るため、事業者の海外展開の取組をこれまでも支援してまいりました。その結果、例えば、ものづくり分野における産業振興センターが行う海外への外商支援による成約額は、平成27年度の2.6億円から昨年度は15.1億円と拡大してまいりました。

しかしながら、今後さらに人口減少、国内市

場の縮小が進むことを考えますと、より多くの県内企業の方々に、海外に目を向けていただくことが必要であります。このため、本年度、県内と海外における支援体制を抜本的に強化、拡充いたしました。

具体的には、まず県内においては4月に産業振興センターにもものづくり分野の海外展開をサポートする総合相談窓口を設置するとともに、海外戦略アドバイザーを新たに配置するなど、体制の強化を図ったところです。これによりまして新たに海外展開に参画する企業の掘り起こしを行い、経済ミッション団への参加や海外戦略の策定などにつなげてまいります。

次に、海外では高い経済成長が続く一方、洪水などの自然災害が多い東南アジアを、本県の防災関連などの製品や技術の有望な市場と考えております。このため、まずは県内企業へのアンケートでニーズの高かったタイとベトナムに現地サポートデスクを今年7日に開設いたしました。

このサポートデスクは、現地の企業や政府機関とのネットワークを持つコンサルティング会社に委託し運営いたします。このため、輸出の際の市場調査や商談支援をはじめ、県内企業のような問合せにも即座に対応が可能です。また、県内企業が現地を訪問した際に、商談や事務作業に利用できるスペースも確保しているところです。

このように抜本強化した支援体制によりまして、これまで以上に多くの県内企業が海外ビジネスに取り組み、成果を上げることができるよう、しっかりと支援してまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

**○観光振興部長（山脇深君）** まず、大阪観光局などと連携したセールスプロモーションの取組状況と今後の方向性についてお尋ねがございました。



県では、これまで大阪観光局や関西エアポートなどから助言をいただきながら、大阪の都市型観光と高知の自然・体験型観光を組み合わせたモデルルートを作成し、海外の旅行会社へのセールス活動を行ってまいりました。これらのモデルルートを活用し、シンガポールやタイ、オーストラリアなどからの団体旅行が関西経由で高知に来ていただいております。一定の成果にはつながってきているのではないかと考えております。

また、これまで協議を重ねてきた中で、大阪観光局が近く開設を予定しております日本の観光地を紹介するサイトや観光アプリにおきまして高知県の観光素材を取り上げていただくこと、また大阪観光局が行う海外メディア招請事業において高知県も取材をしていただくこと、高知県と共同で海外プロモーションを行うことなどの御提案をいただいております。

加えまして、関西エアポートからは、関西空港から四国への外国人旅行者の動向などの情報をいただいております。淡路島や徳島祖谷地区など、本県までのルート上の主要な観光地との連携についても御尽力をいただいております。大阪・関西万博の開催を再来年に控えまして、今後も大阪観光局や関西エアポートとの連携を一層深め、外国人観光客の誘客を図ってまいります。

次に、台湾からの定期チャーター便における今後の取組についてお尋ねがございました。

台湾からの定期チャーター便の搭乗率は、初就航した5月10日以降の平均で9割を超えておりました。先週土曜日までの計14回の運航で2,300名を超える方が台湾からお越しをいただいております。本年10月までとされており、定期的なチャーター便を延長させ、将来的な定期便化につなげていくためには、まずは現在就航しているこの定期チャーター便について、高い搭乗率

を維持していくことが必要だと考えています。このため、これまで以上に本県の魅力的な観光素材を現地の旅行会社に紹介するなど、多様な旅行商品づくりを支援してまいります。

加えまして、台湾においてラッピングバスやインターネット広告、テレビ放送など各種メディアによる情報発信を、より一層強化いたしまして、台湾での高知県の認知度のさらなる向上と、安定的な旅行商品の販売につなげていきたいと考えております。

次に、連続テレビ小説らんまんを生かした観光誘客について、これまでの状況と今後の取組の方向性についてお尋ねがございました。

4月から始まったらんまんでは、土佐弁が飛び交い高知の風景も出てくるなど、牧野博士のふるさと高知のPRにつながっていることを大変ありがたく思っております。このらんまんの効果を最大限に生かすため、この春には首都圏や関西圏での電車広告や、全国の蔦屋書店24店舗で高知フェアを開催するなど、博覧会の周知に努めてまいりました。

これまでの状況で申しますと、牧野植物園や佐川町など博覧会のメインエリアを中心に、相当多くの観光客の方にお越しをいただいております。一定順調なスタートが切れたのではないかと考えております。

一方で、9月末にはドラマの放送が終了いたしますので、今後はこれまで以上にプロモーションやセールス活動を強化していく必要があります。このため、テレビや雑誌など様々な媒体において、10月以降も本県の情報発信が継続できるよう、現在全国規模のメディア関係者などとの協議を進めているところです。メディアの方々からは、朝ドラを通じて高知に興味を持つ方が増えている、視聴者が興味を持つスポットに合わせた番組を制作したいといったお話もいただいております。

今後、関心が高まっている牧野博士に関する情報はもちろんのこと、ヒメノボタンやバイカオウレンといった秋冬ならではの草花、県内各地の自然、歴史、食など幅広くメディアで取り上げていただけるよう努めてまいります。

また、旅行会社に対しましては、秋冬の旅行商品づくりに向けた観光説明会を首都圏などで開催し、濱田知事によるトップセールスも行ってきたところです。加えまして、受入れ体制の強化として、ドラマと関連づけた特別イベントをこの秋に県東部と西部で開催することとしています。さらに、高知城の冬のナイトイベントや土佐の豊穰祭など、県内の秋以降のイベントも併せてPRをし、切れ目なく誘客を図り、博覧会後半の盛り上げにつなげていきたいと考えております。

最後に、らんまんの効果を県内全域に波及させるための広域観光組織の役割と、地域観光クーポン事業の狙いについてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

これまで広域観光組織は、市町村のそれぞれの強みを組み合わせた旅行商品づくりや情報発信に取り組み、地域への誘客と広域エリア内の周遊の促進という役割を担ってきました。

例えば、東部地域では、単独の市町村では対応が難しい、200人を超えるような規模の修学旅行について、広域観光組織が窓口になることによって、モネの庭やむろと廃校水族館の見学、ユズの収穫体験、伊尾木洞の散策など、コース分けの調整を行い、広域全体での受入れを実現させてきました。また、観光客の問合せなどに対し、周遊ルート の提案やお勧めスポットの紹介、二次交通の案内などを行うことで、広域観光のハブ機能の役割も果たしています。

らんまんに関連いたしましても、広域観光組織が中心となって、草花スポットを巡る旅行商

品や地域キャンペーン、タクシープランなど主体的に企画、実践をしていただきたいと考えております。

今回の広域観光組織が行うクーポン事業は、各地域への誘客や宿泊を促すことはもとより、その地域の中で、より周遊を促し、地域内の隅々に経済効果を波及させていこうとするものでございます。今後も、広域観光組織にはそれぞれの特徴を生かして、地域への誘客や周遊促進の中心的役割を担っていただけるよう、県としてもしっかりと支援をしてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 中山間地域における伝統的な祭りや民俗芸能の現状の把握と、継承に向けた支援についてお尋ねがございました。

県では、本県の民俗芸能全体の現状を把握し、今後の保存、伝承に資することを目的として、令和元年度から令和3年度にかけて、高知県民俗芸能緊急調査を実施いたしました。その結果、調査対象とした民俗芸能981件のうち、約4割が一時中断、あるいは途絶えている状態であることが確認されております。過疎化や少子高齢化の進行に伴い、地域の民俗芸能も衰退しつつあることが改めて明らかになったものと受け止めております。

このことを踏まえ、県といたしましては、地域に伝わる貴重な民俗芸能を絶やすことなく次の世代に継承するとともに、中山間地域の活力の向上にもつなげるため、大きく3つの取組を進めております。

第1に、本年度から県内の民俗芸能の保存と活用に向けた支援を拡充しております。具体的には、これまでは国指定や県指定の民俗文化財のみを対象としておりました保存・活用への財政的支援につきまして、活動の実態がより厳しい状況にある市町村指定や未指定のものまで対

象を拡大いたしました。

第2に、本県の民俗芸能の認知度の向上、民俗芸能を支援する仕組みづくりなどに向けた取組についても強化してまいります。本年10月には、初めての取組といたしまして、広く県民の皆様には本県の民俗芸能の価値や現状を御理解いただくとともに、民俗芸能の担い手の方々の意欲の増進などを図る場づくりとして、仮称でございますが、土佐の伝統文化まつりを開催することとしております。この土佐の伝統文化まつりでは、県内各地の民俗芸能団体による野外ステージでの公演をはじめ、伝統的な祭りの練り歩きをイメージしたパレードや、民俗芸能の現状と課題をテーマとしたパネルディスカッションなどを行う予定であります。

第3に、中山間地域における伝統的な祭りや民俗芸能を支える担い手の確保についても取り組んでまいります。都市部の住民や学生の方々などからの協力を募る新たな仕組みを市町村とも連携しながら整備するため、関係部局との協議検討を開始したところであります。

こうした取組によりまして、市町村をはじめ多くの県民の皆様による地域社会総がかりでの支援の輪の構築につなげ、民俗芸能の振興と継承を図りますとともに、中山間地域の活力の創出にもつなげてまいりたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 教職員の不祥事が続いていることへの受け止めと対応についてお尋ねがございました。

児童生徒に規範意識を育むべき教職員の不祥事が続いていることにつきましては、本県の公教育に対する信頼を大きく損なう危機的な事態として大変重く受け止めております。子供たち、また県民の皆様に対して誠に申し訳なく思っております。

県教育委員会では、今回の事態への対応とし

て、昨年来不祥事の防止に向けた様々な取組を行ってまいりました。まず、県立学校に対しましては、臨時開催を含め複数の県立学校長会議において教職員の規範意識等の徹底を求めるとともに、大学の専門家による研修や校内研修の実施、チェックリストによる教職員自身の振り返りといった具体的な不祥事防止対策を実施いたしました。

また、市町村立学校に対しましても、小中学校長会において私から直接不祥事防止の徹底を求めてまいりました。さらに、学校経営計画に不祥事防止の取組を明記するよう要項を改正した上で、教育事務所等を通じて進捗状況の確認及び指導・助言を行っております。加えまして、市町村教育委員会を対象とした不祥事防止研修会の実施や、各市町村の校長会を通じて、校内研修の促進なども要請してきたところであります。

また、ハラスメントに特化した対応として、県立学校については、学校長を対象にハラスメント防止研修を実施するとともに、教育実習における適切な対応を整理した通知を発出した上で、各学校の対応状況の確認も行っております。

加えまして、市町村教育委員会及び県立学校に対し、ハラスメントの具体例や対応、相談窓口などを記載したガイドブックを改めて周知するとともに、今回の報道を受けて、ハラスメント等の防止や、適切な対応に関する通知を発出したところであります。

今後につきましても、市町村教育長会、県立学校長会、小中学校長会など様々な機会を捉えまして、教職員の規範意識等の徹底を図ることはもとより、ただいま申しあげましたような不祥事防止に向けた具体的な対策に、継続的かつ粘り強く取り組んでまいります。

また、ハラスメント対策につきましても、より適切な対応を図るため、現在事実確認や当事

者への対応、被害者へのケア、あるいは再発防止等に関する留意点などを整理したマニュアルの作成を進めております。

加えまして、被害者と加害者の主張が異なる場合などに、客観性をより高めるため、事実認定に係る意見等をお伺いするとともに、ハラスメント対策全般についても助言等もいただき、法律や心理、福祉などの分野に知見を持った第三者による組織体の設置についても、現在検討しているところであります。

教育委員会としましては、こうした一連の取組を着実に実行し、不祥事の防止につなげていきますことで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 関西でアンテナショップを成功させるためのプロモーションなどについてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたとおり、新たに進出する関西圏アンテナショップを成功に導きますためには、本県の知名度のさらなる向上と、関西での商取引を円滑に行うためのノウハウが必要となります。

このため、まずは来月28日から、関西で有数の集客力を誇るあべのハルカスにおいて、およそ半年間の期間限定店舗を設置いたしまして、県産品のPRと販売に取り組みます。この店舗により、関西圏での知名度が低かった県産品の認知度の向上を図りますとともに、県内事業者の皆様の販売拡大につなげてまいりたいと考えています。同時に、売れ筋商品や顧客層、価格帯といったマーケティングデータを収集・分析いたしますことで、アンテナショップの商品構成やレイアウトといった店づくりに生かそうというふうに考えております。

さらに、移動可能なキッチンカーを活用することにより、多くの来客が見込まれるイベント

に出店をいたしまして、本県の食を代表いたしますカツオのわら焼きタタキを実演販売したいと考えております。本来、高知に来なければ味わえない本場の味を提供し、食通が多いと言われる関西の方々に高知の食のポテンシャルの高さを実感していただきますことで、高知ファンの獲得及び拡大につなげてまいります。

加えまして、関西で抜群の知名度を誇る本県出身の著名人を起用したPRや、関西のメディアとタイアップした露出の拡大に取り組み、さらなる認知度向上を図ります。

このように、本県の食をはじめとする魅力を効果的に発信するプロモーションを間断なく、かつ戦略的に展開いたしますことで、魅力的なアンテナショップを目指してまいりたいというふうに考えております。

○2番(上治堂司君) それぞれに丁寧な御答弁ありがとうございました。

中山間地域再興ビジョン策定におきましては、10年、20年先まで中山間地域が存続できるためには若者の人口増加が大事であり、少子化対策と一体となった取組を行うようなビジョンにしていくというふうに申されたわけでございます。ぜひそのようなビジョンにさせていただきまして、そして取組がビジョンだけではなく進んでいかなければなりませんので、ぜひ一步一步進んでいくように期待もいたしたいというふうに思います。

また、台湾とのチャーター便でございませけれども、これを何とか定期便へということでございます。これにつきましては、私ども県議会のほうもこれは一生懸命共に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、最近全国各地で頻りに揺れの強い地震が発生をしておるところでございます。南海トラフ地震も年々発生の切迫度が高まっておる状況でもございます。



また、道路整備においては、知事の提案説明の中にもありましたが、越知道路のバイパスが開通したことにより、通行規制の解消につながるなど、まさに道路整備というものは命の道、あるいは生活の道として大変重要であるわけがあります。

そうした中で、去る6月14日に議員立法によりまして、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律というものが参議院で可決をされ成立して、大変喜ばしいことであるというふうに思っております。ぜひ県におかれましては、県民の安全・安心につながる国土強靱化の取組を一層着実に進めていくようお願いもするところでもございます。

また、本年度でデジタル化の推進計画が最終年度でございます。デジタル化につきましては、今日様々答弁ございましたけれども、今後デジタル化推進計画の策定に向けて、またこれから新たな検討が進められていくというふうに思いますが、これまでの成果を踏まえた上で、引き続き本県の産業である、特に中山間地域の課題解決につながるようなデジタル技術の活用についての策定もお願いをいたしたいというふうに思います。

知事におかれましては、共感と前進を県政運営の基本姿勢として施策を行っておるところでございます。どうか任期までしっかりと県勢の発展に御尽力をされまして、来るべき知事選では御健闘いただき、2期目がスタートができますよう御期待を申し上げまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩



午後1時再開

○副議長(今城誠司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番はた愛議員。

(32番はた愛君登壇)

○32番(はた愛君) はた愛でございます。日本共産党高知県議団を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

私は、市議として市民の暮らしの現場、自治体の現場を見てきました。特に、働く世代の暮らしの深刻さの改善を求め、県政でも中心に据え、追及していきたいと思っています。低賃金、非正規労働の蔓延、この悪循環の中で、子育て支援を行政が行っても、若者が仕事を求めて都会へと出ていく流れは止まらず、幅広い分野で人手不足が広がっています。このままだと社会基盤の崩壊につながりかねません。改めて、県政がこの負の循環を食い止め、転換していく先頭に立つときではないでしょうか。

住民との距離感が遠いと言われる県政の中で、どんどん現場の実態を紹介し、一步でも二歩でも前に進み、高知での暮らしに希望や安心感を抱けるよう、社会の進歩のために全力を尽くしたいと決意をしております。

それでは、まず初めに知事の政治姿勢から伺います。

平和行政について、核兵器禁止を目指す問題について伺います。5月19日から21日まで、広島で先進国首脳会議、G7が開かれました。今回のサミットは被爆地で初めて開催されるということで、核兵器のない世界に向けたメッセージが出るのではないかという期待が内外から寄せられました。

しかし、発表された核軍縮に関するG7首脳



広島ビジョンの文章は、それを真っ向から裏切る内容になっています。核兵器のない世界という言葉は使われていますが、それは究極の目標とされ、永久に先送りされる位置づけとなっています。

さらに、許し難いことは、核兵器について侵略を抑止し、戦争と威圧を防止する兵器だとし、核抑止論が公然と宣言されていることです。つまり、いざというときには広島、長崎のような非人道的惨禍を引き起こすこともためらわないというのが核抑止論です。これを事もあろうに被爆地から発信するというのは何事かと言わなければなりません。

広島ビジョンでは一言も触れられていないことがあります。核兵器の非人道性の告発、批判は一言もありません。NPT——核不拡散条約第6条に基づく核保有国の核兵器廃絶への義務についても一言も書かれていません。そして、世界の92か国が署名し、既に国際法として地位を確立している核兵器禁止条約についても全く無視をしています。こうしたG7広島サミットの姿勢に失望と批判の声が広がっています。

広島で被爆をし、核兵器廃絶運動を続けているサーロー節子さんは21日、広島市中区で記者会見し、G7サミットについて、大変な失敗だった、首脳の説明からは体温や脈拍を感じなかったと残念がり、自国の核兵器は肯定し、対立する国の核兵器を非難するばかりの発言を被爆地からするのは許されない、広島に来てこれだけかと思うと胸が潰れると失望感をあらわにしました。

長崎で被爆をした日本原水爆被害者団体協議会事務局長の木戸季市さんは、一縷の望み、希望を完全に打ち砕かれて今は怒りに震えている、核抑止論に立った議論で戦争をあおるような会議になったと怒りの声を上げています。核抑止論の根本的な見直しと、核兵器禁止条約に正面

から向き合う姿勢が岸田政権やG7諸国に求められます。

核兵器の非人道性の告発、批判が一言もない広島ビジョンをどう受け止めているのか、また被爆者の落胆の声をどう受け止めているのか、併せて知事に伺います。

次に、マイナンバーカードについて伺います。健康保険証の廃止などを定めた、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が今年2日、国会で可決、成立した後も、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々明らかになっています。5月時点で他人の情報にひもづけられていた事例は、厚労省によると7,300件以上。公的給付金の受取口座が本人名義ではなく、家族や同居人名義になっているケースは約13万件、全く他人の口座が登録された例も748件報告されています。共同通信が今年実施した世論調査では、保険証廃止の延期、撤回を求める声が72.1%にも上り、岸田内閣の支持率も急落しています。

6月21日の全国保険医団体連合会、通称保団連の記者会見では、19日までに集計されたトラブル事例アンケートについて、システムを運用している医療機関のうち65%の医療機関でトラブルが発生し、マイナカードを使った保険資格の確認では、3,640件で無効、該当資格なしと表示され、資格が確認できず10割負担を患者に請求した医療機関は全国推計では1,291件です。さらに、他人の医療情報へのひもづけは49か所、高知県でも確認がされております。これは、別人の情報に基づいて医療行為や薬の投与が行われる危険性があり、生命に関わる重大な問題です。

保団連は、重大な事故につながる、直ちに運用を停止し、改正法案自体を廃案にと訴えています。県内の医師からも、トラブルは必ず起きる、安心できる根拠のないマイナンバーに無理

に移行することは難しいなどの声が上がっています。こうしたトラブル事例を2月の時点で把握していたにもかかわらず、マイナンバー法の可決、成立のため、国民に報告せず隠蔽してきた政府の責任は重大です。

医療機関でのマイナンバーによるトラブルや、他人の口座がひもづけられたトラブルの現状認識と、県内でのトラブル事例を県は把握されているのか、知事に伺います。

また、保団連の調査では、高齢者等の介護施設での扱いで、顔認証や暗証番号の資格管理はできないと回答した施設は94%に上ります。何よりも、健康保険の資格を持ちながら大量の資格確認ができない被保険者を生み医療機関を混乱させることは、受療権の侵害であり、国民皆保険を土台から崩すことにつながります。

6月7日付読売新聞社説では、身近な健康保険証を廃止し、トラブルが続出しているマイナンバーカードに一本化するのは無理がある、廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だと、選択制に戻すのも一案としています。

国に対し、問題の徹底究明を求めると同時に、マイナ保険証は中止し、紙の保険証を継続発行することを求めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

岸田首相は、こうしたトラブルが続出しているにもかかわらず、6日に開かれたデジタル社会推進会議で、運転免許証、介護保険証、銀行口座開設時のオンラインによる本人確認などもマイナンバーカードに一本化することを表明しました。国民不信を招いた反省は見られません。現在、私たち日本共産党県議団にも、セキュリティー面で不安なため、マイナンバーカードを返納したいという相談が増えてきました。

マイナンバーカード返納の手続はどのようにすればよいのか、また返納などの相談窓口の設置と周知をするべきと考えますが、併せて総務

部長に伺います。

次に、若者の県外流出と賃金問題について伺います。知事は4月27日の会見で、4月1日時点の県人口が67万人を下回ったことについての認識と人口減少への展望を聞かれ、残念な結果だと重く受け止めている、社会減に関しては改善している一方自然減が深刻で、出生数の減少が大きく影響している、若い女性に魅力ある仕事を増やし、子育て支援策を強化するなど、より踏み込んで検討していく必要があると回答しています。

合計特殊出生率は、令和3年、全国平均が1.3、高知は1.45、全国14位です。東京は1.08で合計特殊出生率は一番低いのですが、人口は唯一増えており、改めて都会への一極集中が地方の人口減少や若者の県外流出につながっていると考えます。

実際、仕事を求めて高知を離れる若者たちに、なぜ都会に出ていくのか聞いてみました。一番の理由は賃金の格差、高知が低賃金だからです。東京と高知の最低賃金の格差は、全国の最高額と最低額の差でもあります。年間、週40時間働いた場合で比較をすると、2007年で25万2,285円だったものが、2022年には45万6,615円と格差は拡大をしています。また、全産業の平均賃金では、全国が月額31万1,000円ですが、高知では26万5,000円と、全国との賃金格差は月額約4万6,000円です。12か月にすれば55万2,000円です。やはり、この賃金格差を埋めることなくして、高知県の人口減少も少子化問題も解決しないと思います。どう格差を解消していくのか。

都会との賃金格差を埋める手だては現在どうなっているのでしょうか。また、物価高騰の中で、最低賃金の引上げの必要性、特に地域間格差の是正について知事に認識をお聞きします。

高知県の産業構造は、どの産業もほぼ99%が中小零細企業で成り立っています。物価高騰の

直撃の中で崖っ縁に立たされている多くは、フリーランスなど自営業の方、一人親方の皆さん、また全労働者のうち約4割にも及ぶ非正規労働者です。

知事は4月24日、経済産業省の副大臣に政策提言に行かれています。その中で、大企業の賃上げを隅々まで広げる必要がある、中小企業に設備投資を促し賃上げにつなげるには一定期間が必要で、複数年にまたがる補助が必要、また物価高騰の中で賃金をいかに上げるかは最大のポイントだと話しています。つまり、知事の賃金への見解は生産性向上への投資が先だということ。

しかし、現場では生産性が上がっても利益が生まれる状況がない、賃金アップは難しいと県内の経済界の方も指摘をしています。目の前で倒れそうになっている地元企業、地元産業を助け、真に実質賃金が上がったと実感できる手だてを県が打つときではないでしょうか。

格差解消のためにも、実質賃金が上がる環境づくりこそ必要です。社会保険の負担分への公的支援など直接支援が効果的だと思いますが、知事の認識をお聞きいたします。

次に、高知県で最大の雇用と経済効果を持つ分野でありながら、人手不足で厳しい状況に置かれている医療・介護・福祉の分野への手だてについて伺います。福祉産業は、高知県の産業の中でその割合は高く、特に少子高齢化の中では県民の命と暮らしを守る大事な分野です。その現場を担う労働者はかけがえのない社会的財産です。しかし、ケア労働と言われる医療、介護、保育の現場で働く人たちの賃金はそもそも低く、国による賃金アップの制度も導入されましたが、実態としては行き届いているとは言えません。

現在、物価高騰が追い打ちとなり、さらに厳しい状況が続いていますが、4月、医療や介護

施設の経営者、医師、看護職員、介護職員の5つの関連団体でつくる医療団体連絡会議が基調報告を行い、電気料金は2割増し、食材も高騰で入院給食の提供に影響が出ている中、賃上げや労働者確保が課題になっている、現状の報酬水準では医療・介護の提供体制の維持すらできないところまで来ていると、早急な報酬引上げを求めています。

また、高知市内の保育現場でも、国の保育士の配置基準や報酬が実態に合わない中で、保育の質を担保しようとする、人員確保のために賃金を下げざるを得ない事態も生まれています。ケア労働は、公定価格と人の配置基準があることから、職員確保が絶対条件となっています。その結果、人材派遣会社への支払いが高騰し、経営に深刻な影響を与えています。政府が2019年・2020年末に行った調査では、派遣会社への手数料が看護師、准看護師の平均で91万8,000円、介護職員が50万1,000円、保育士が76万9,000円となっています。介護職員の人材確保をめぐる、財政制度等審議会が5月末に発表した建議、意見書では、介護事業者の5割が人材紹介会社を活用している、人手が不足している事業者が高額の経費を支払っていると、添えられた資料では、人材紹介会社の手数料の相場は年収の30%程度だということです。

現状は、行政が様々な支援策を行っても、それが人材紹介の手数料に流れ、結果として経営や処遇改善につながらない状況が生まれています。だからこそ、公的な紹介事業の充実とともに、看護職員、保育士、介護職員などの人材確保への支援や加配支援など、働く環境の改善と、働きたくなる職場をつくる対策が急務だと思います。

課題認識と県としての具体的対策を子ども・福祉政策部長、健康政策部長、教育長それぞれにお聞きいたします。

知事は、物価高騰の中で賃金アップが最大のポイントだとも発言をされていますが、そうであるなら、既に全国や県内の自治体で取組事例がある公契約条例への取組も必要ではないでしょうか。

県発注事業の現場で働く労働者の賃金を確保し、向上させるためにも、県版の公契約条例の検討が必要ではないでしょうか、知事に伺います。

次に、新型コロナウイルス対策について伺います。

5月19日、私ども日本共産党県議団は、知事に対し新型コロナ対策と物価高騰対策について緊急要望をさせていただきました。

新型コロナ対策では、5月8日に感染症法上取扱いが季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、非常事態から日常へと移行する節目となりましたが、5類移行は医療費等の原則自己負担化や、医療機関への支援の削減など大きな課題を抱えており、受診控えや医療体制の逼迫が懸念されています。そもそも新型コロナ感染症は非常に強い感染力を持ち、1年間に何度も流行を繰り返すことで、結果として極めて多くの方が亡くなっていますし、深刻な後遺症被害も報告されており、決して季節性インフルエンザと同等とは言えません。

この間の感染の広がりや、全国5,000の医療機関から報告を受ける定点把握で見ると、推計で2万2,432名も増加し、入院患者も4,003人です。9波が始まった可能性があるとして、昨日尾身氏も発言を行いました。大流行が懸念をされています。

全国的な感染増加からも、積極的な検査と施設等での感染拡大防止対策についてどのように考えているのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

今後の取組の充実を図る上で、これまでの県

の取組の検証が必要だと思います。保健所、医療機関、県民がこの感染症に立ち向かってきましたが、人口10万人当たりの累計死者数は、2023年3月31日のデータでは大阪府97人、北海道89人に次いで高知は88人、全国3位です。高齢化率トップの秋田県の64人や、同じく高齢化率の高い鳥取県の48人、新潟県の21人と比べても、残念ながら極めて多くなっています。

高知県の人口当たりの死亡数の多さの原因をきちんと検証し、今後の対策に生かしていくことが極めて重要だと考えます。現時点での認識と改善の手だてを健康政策部長にお聞きいたします。

次に、後遺症問題です。日常生活もままならず、仕事や学業を諦めたなど深刻な事態も報告されています。周囲に理解されず苦しんでいる実態も、我が党の吉良よし子参議院議員の事務所が実施したアンケート調査で明らかになっています。広島県、山梨県の調査では、感染者のおよそ4分の1が後遺症を経験し、その4分の1が生活に支障があると回答しています。この割合を当てはめれば、高知県は累計感染者は約17万人ですので、1万人に上ります。

後遺症を専門に6,000人以上の治療に当たってきた、ヒラハタクリニックの院長は、症状は人それぞれで200種類以上あり、適切な治療を行えば回復に向かうこと、そのためにも感染後2か月間は決して無理をしないことが大事だと述べています。

県内の後遺症を抱える方について、調査などの実態把握ができないか、お聞きをいたします。また、国民健康保険法第77条の減免措置の特別の理由がある者として、診断書があれば新型コロナ後遺症の方も減免対象と解することができるのではないか、健康政策部長に併せてお聞きをいたします。

次に、教育現場のハラスメント対策について



伺います。

今年の4月14日の県立学校の校長会において教育長は、教育実習生に対するパワーハラスメント問題を取り上げ、被害者及び家族に謝罪した上で、二度とこのような事態を生じさせないよう、対策を実施、検討することを表明しました。5月2日、被害者、家族に直接謝罪した際にも、再発防止のための仕組みをつくっていくことを確約していますが、その矢先、また新たなセクハラ問題が6月21日、地元紙に報道されました。

この問題でも、日本共産党県議団に、学校、市教委、県教委とのやり取りをしても問題が軽視をされ、納得がいかない対応だと、厳正な対応を求める相談が3月22日に寄せられていました。繰り返されるハラスメント問題から、県教委のハラスメントへの根本的認識や対策など、その責任を問わなければなりません。以下、お尋ねいたします。

この問題は、土佐清水市の小学校の教頭が20代の臨時教員にしつこく交際を迫り、深刻なセクハラで、ストレスから来る突発性難聴を発症し、退職へ追い込まれたという重大な問題です。懲戒処分を検討中とのことですが、加害者は、事もあるうにハラスメントの相談窓口を担う管理職の教頭です。昨年5月頃から始まったセクハラは、昨年の8月末に校長に相談があり、校長は、完全なセクハラ、訴えられたら終わりぞと教頭に注意し、業務以外で女性に近づかないように命じたといえます。

その際、セクハラを行った教頭は、校長の前で臨時教員に謝罪をしたとのことですが、その後も嫌がらせ、ハラスメント行為が続きました。本来、この時点で県教委への報告が市教委からあるべきだったと指摘をしておきます。

元教頭は、昨年5月から8月頃にかけてラインを使い、俺の愛に応えて、ラストチャンス

ください、21時にフジグランの高架下で待っています、来てください、暇なので何時間でも待ちます、自分の女にしてみっといい女にすると送信し、また無視され、ばかにされた、その悔しさや怒りに対して仕返しをするいい機会などと送信しています。被害者は、その過度なストレスの影響で突発性難聴を発症し、昨年12月に病休、年が明け今年の1月には退職へ追い込まれ、現在に至っています。

問題行為はラインだけではありません。県教委の幹部の名をかたり、採用試験で口利きの便宜を図るかのような手紙を偽造するなど行っています。一連の行為は、高知県の迷惑防止条例にも抵触するのではないのでしょうか。

また、セクハラの内容を分類すると、対価型と言われ、要求に従わなかったら不利益を与えるぞと脅すタイプです。また、管理職という権威的な力も働いており、エントラップメント型とも言えます。行為が繰り返される事実も踏まえば、継続性、粘着性、悪質性は高いと誰が聞いても判断できる内容です。

しかし、県教委は昨年12月に土佐清水の教育長や校長から報告を受けているにもかかわらず、今年1月、加害教頭からの降格の申出を受け入れ、4月から別の学校に教員として配置をしました。処分に関わる重大な事案としての認識をしていないと言える対応は、県教委の組織としての責任が問われる重大な問題です。県教委自身、安全管理義務を怠っているのではないのでしょうか。

本来、市教委や校長から報告があった時点で、県教委は双方からの聞き取りや、被害者と加害者の勤務現場を離すことなどを早急に行うべきです。その取るべき指示すらしていない、これはハラスメントへの認識を疑うものです。

12月1日に報告を受けたとき、重大なハラスメントだと思わなかったのか、また県としての



組織的対応に問題がなかったと言えるのか、教育長に認識をお聞きます。

また、県教委は12月1日以降、病休を消化した被害者側の代理に対し、自己都合退職を勧める説明をしていますが、なぜこの時点でも公務災害申請を確認していないのか。厚労省は労災認定の基準にハラスメントを明示しています。

県は、雇用主である土佐清水市に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理責任を求めべきではなかったのか。結果、自己都合退職へと追い込んだという認識があるのか、県教委が果たすべき責任について、認識を教育長にお聞きいたします。

県教委に本人の意見が届いたのはこの6月6日です。その間も3月2日には県教委は、ハラスメントではあるが、身体的接触のない事案で慎重な検討が必要などと答え、認識が非常に軽い対応をしています。被害者は、ずっとしつこく交際を求められ、断れば脅される、この粘着性、継続性のあるハラスメントに厳正な対応を求めてきましたが、その声はまともに届かず、この1年以上、未来ある若い先生がどれだけ苦しい思いをしてきたでしょう。

令和2年9月、県教委教職員・福利課が示したハラスメント対策ガイドブックでは、ハラスメント行為は信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当し、懲戒処分等に該当する場合があると書かれてあります。つまり、ハラスメント行為は大小にかかわらず、県教委の責務となる事案です。県教委、市教委、学校の対応内容は、法令や県自身が設けたガイドラインすらないかのような対応で、あまりにもひどいと言わざるを得ません。

さらに、3月の教育実習生へのパワハラ問題を振り返っても、共通性があります。教育実習生の被害者家族が学校に訴えたときも、校長からの直接の聞き取りはないまま、被害者側の求

めるパワハラ認定と不当な成績の見直しも、当初は拒否をしていました。相談窓口があっても、相談を聞き取る機能がないに等しく、被害者が対応に納得がいかない場合の不服申立てもできないという相談体制の実態が浮き彫りとなっています。

県教委が、県立学校の教職員に対して実施しているハラスメントに関するアンケートでも、ハラスメントが起きる原因は何だと思いかとの問いに、起きたときに解決する仕組みがないからと3分の1の教員が回答し、その比率は年々増加しています。

今年3月1日、本会議質問で吉良県議が求めた第三者的な場での聞き取り、調査、認定ができる組織、機関の設置について、教育長は、より客観性を高めるといった観点から、一般業務から独立した立場の組織、機関の設置も含め、対応の在り方など検討すると答弁しています。

当然検討されてきたと思いますが、検討状況をお聞きいたします。あわせて、第三者機関の設置と外部相談員の機能の充実では、弁護士、教職員組合代表も交えたハラスメント対策委員会の設置なども必要です。その認識と実効性ある取組へ具体的にどう改善していくのか、教育長にお聞きをいたします。

例えば、徳島県は教職員のハラスメントの防止等に関する要綱をつくり、ハラスメントで認識すべき事項や問題処理の具体的な対応例などを明確にして、問題が生じた場合の適切な対応を示しています。

県教委も、徳島県の取組も参考に、教職員の保護及び教職員の能力が発揮されるよう、いま一度現在のハラスメント防止対策の通知も含め、在り方全体を抜本的に見直すべきときではないでしょうか、教育長に伺います。

次に、障害者雇用における虐待、差別について伺います。

現在の障害者虐待や差別について、労働局からの県への報告では、令和4年度の通報件数は10件で、身体的虐待が1件、心理的虐待が5件、経済的虐待が4件です。過去5年では経済的虐待が最も多く、次いで心理的虐待となります。この経済的虐待とは、賃金の未払い、最低賃金以下での雇用などです。

そのうち令和4年度に県が関わったAさんのケースについて伺います。高知の特別支援学校を卒業後、パートで就職したAさん、20代は、職場で異常な監視の上、食べるのが遅いと昼食時間を与えられず、ほかの職員とは全く違う差別的な嫌がらせ、不当な労働環境を強いられました。また、Aさんの同僚が県に対し、会社及びほかの職員が行うAさんへのいじめをやめさせてほしいと相談されていたことが後日確認できましたが、相談内容は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や労働基準法などにも抵触する可能性が高い事案です。県や労働局はどのような対応をしてきたのでしょうか。

県は、相談者に対し3月24日付で、使用者による障害者虐待が疑われる事案となります、使用者による虐待の所管は労働局になるため、県から労働局へ報告させていただきます、今後報告を受けた労働局が調査等を行うことになると思いますので、所管である高知労働局へ御連絡くださいとメールで回答しています。

県は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第24条に基づき、労働局に報告を行うこととなります。また、第26条では、労働局長は障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することとなりますが、実際はそのような対応があったことが確認できない状況です。

法律に照らしても、県と労働局は報告や連携を取る関係性がありますが、県と労働局、相互

の報告関係の実態はどうなっているのでしょうか。労働局から報告が県へ返るまでの期間はどれくらいなのか、子ども・福祉政策部長に実態をお聞きいたします。

驚くのは、県から報告を受けた労働局は、相談に来た被害者Aさんに対して、電話番号の一つも聞き取らず、具体的な調査への対応はなかったとのこと。こんな状態で障害者の権利、労働者を守ることができるでしょうか。

相談が受け付けてもらえない、県からの報告に対してもどうだったかも分からない、このような状況は改善する必要があります。障害のある方は、相談や手続にさえ負担があり、諦めてしまうことがあります。だからこそ、その苦痛や不安を抱える当事者に寄り添った行政対応が問われてきます。

県の報告後も労働局が動いていないのか、虐待や差別が継続しているケースが起きていることについて、県は労働局に報告した後であっても、連絡が可能な当事者などには現状を聞き取るなど、フォローしていく必要があると考えます。今後の対応策を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、障害者などの雇用に関わる特定求職者雇用開発助成金について伺います。この助成金は、事業者が労働局に申請し、雇用する際に助成金を雇主が最大3年間受け取ることができる制度です。この助成金の支給期間との関係について、相談から見えることは、助成金が切れる頃にハラスメントを受け、退職へ追い込まれるケースが複数存在しているということです。複数の障害者の方、御家族の方は、本当に納得できない、物扱い、もう働く勇気が出ないなどつらい思いを訴えています。

助成金制度が悪用されている蓋然性が高い事案が複数発生し、続いている点からも、助成金の申請実態及び助成期間が過ぎてからの雇用の

定着率を含めた実態把握が必要です。そういった取組を労働局に求めることができないか、認識と対応を子ども・福祉政策部長に伺います。

最後に、子供の社会参画と行政の施策づくりへの参画について伺います。

この4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定されたもので、全ての子供に対し、自立した個人としての健やかな成長と権利の擁護を保障し、社会全体として子供施策に取り組むため、国や地方自治体の責務を明らかにしています。また、基本理念として、子どもの権利条約に定める4つの基本原則、差別の禁止、子供の最善の利益の追求、生命・生存・発達の権利、子供の意見尊重も盛り込まれています。

今回、日本国憲法に基づくこども基本法に子供の意見表明権が明記され、全ての子供について、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保され、その意見が尊重されるとされたのは大きな前進です。

平成25年に改定された現行の高知県子ども条例において、子供の意見表明権など具体的な子供の権利は明文化されておりませんが、その前文には、全ての子供は生まれながらに人としての尊厳と権利を有するとされるなど、子供に権利があることが明記されています。また、改定時に提案者からは、子供の権利を否定するものではないと説明され、条例に基づき、子供が参画する子どもの環境づくり推進委員会の下、推進計画も策定されてきました。

これらを勘案すれば、本県の子ども条例のいう子供の権利には、こども基本法同様、子供の意見表明権が含まれると考えますが、知事の認識をお聞きいたします。

国では、小学校1年生から20代までを対象と

する、「こども若者★いけんぷらす」が運用開始されています。子供たちに政策決定のプロセスへ参加する機会を与え、出された意見に対しては、職員が必ず読み、政策づくりに生かすこと、また反映しなかった場合の理由についても説明する仕組みになっています。基本法第11条は、地方公共団体に、子供施策の策定、実施、評価に当たり、子供や保護者、関係者の意見を反映させる措置を講ずることを求めています。

子どもの環境づくり推進委員会の取組の内外でも、子供の参画の取組を一層発展させることが必要です。例えば、意見を広く集める仕組みとして、推進委員会の中での取組や政策づくりに参加する機会の確保など、新たな意見反映のシステムが必要だと思いますが、子ども・福祉政策部長に所見をお聞きいたします。

子供の意見表明権に関わって、具体的な事例についてお聞きをいたします。6月12日、下田小・中学校の子供たちが県庁を訪ね、知事宛てに14名分の手紙を持って子供の意見表明に訪れました。手紙の中身は知事もお読みになったと思いますが、内容に少し触れたいと思います。遠くて大きな学校には行きたくない、不登校になってしまうという不安の声や、地元の安全な高台に小中一貫校を造ってほしいという切実な願いでした。自分の意見を真剣に話す子供たちの姿は、テレビ放映などで全国の子供たちに勇気を与え、子供の権利の重要性を広めました。

こども基本法では、子供の意見を尊重するように明記しています。子供たちは、知事が県のリーダーだからと知事を頼って県庁まで来ました。子供たちの勇気と行動力を知事はどのように受け止められたのか、知事にお聞きをいたします。

子供の意見表明権を保障するためには、関わる大人が子供の意見に真摯に向き合うことが必要です。そもそも下田中学校の統合が決定され

る過程に、当事者の子供の意見をないがしろにする大きな問題がありました。地域住民の統合反対の声が圧倒的多数であるにもかかわらず、2020年、突然四万十市長が下田中学校校舎を利用して大学を開設すると議会で発表しました。地元の思いを無視した行為に、保護者や住民から大きな怒りが上がりました。中学生による学校存続を求める同級生全員署名や、何回も手紙が四万十市長に提出されてきました。

その最大の問題と言えるのは、海拔30メートルの高台の中学校校舎を大学に渡すために、中学生を海拔4メートルの津波浸水区域に引っ越しをさせたことです。子供たちは当事者でいながら、意見を尊重してもらえない無力感の中、傷つき、大人不信、行政不信となって、知事への手紙になったといえます。

この大学誘致については、2020年7月7日、四万十市より県に対して大学誘致に関する要望がありました。対応した知事は、幡多に大学ができるのは夢のよう、できる限り応援はさせていただきたいと、大学誘致を推進する表明をしています。しかし、大学誘致事業が断念された今、子供の意見を尊重し、もう一度立ち止まるときではないでしょうか。地元で禍根を残さないように努めることが、推進してきた県や自治体の責任ではないでしょうか。

子供の意見を受け止めた今、知事はどのように対応されていくのか、お聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) はた議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる広島ビジョンと被爆者の落胆の声をどのように受け止めているのかとのお尋ねがございました。

核兵器の廃絶は、国家間で取り組むべき重要な課題であり、世界人類共通の願いであります。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国といたしまして、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の核軍縮・不拡散の取組を主導する必要があると考えております。こうした中、G7初の核軍縮に関する共同文書として発表されました広島ビジョンは、核兵器のない世界の実現に向けた一歩として、意義が大きいものと受け止めております。

岸田首相は、厳しい安全保障環境の中、自国民を守るという現実に対応しながら、核兵器のない世界という理想を目指すことが政治にとって大きな責任であると述べられています。今回の広島ビジョンでは、この現実と理想をいかに両立させ、どう結びつけていくのか、こうした考え方が示されたものと考えております。

一方、広島ビジョンに対します被爆者の落胆の声は、議員からも御紹介をいただきましたけれども、報道を通じて承知をしております。核兵器の廃絶に向けた切実な思いはしっかりと理解をしておるつもりであります。核兵器のない世界の実現に向けまして、政府には引き続き核兵器の保有国と非保有国の橋渡し役を担っていただき、より一層実効性のある取組が積み重なっていくように期待をいたしております。

次に、医療機関でのマイナンバーによるトラブルや、他人の口座がひもづけをされたトラブルについての認識、県内でのトラブル事例の把握についてお尋ねがございました。

今回のマイナンバーカードをめぐるさまざまな事務的なミスが全国的に発生をしておることにつきましては、大変残念なことだというふうに感じております。国におきましては、6月21日にマイナンバー情報総点検本部を設置するなど、対応を急いでおられるところでありますけれども、国民の不安の払拭、そして信頼回復に努めていただきたいというふうと考えております。



県内におきます状況ということでございますが、健康保険証に関しましては、県内の医療保険者に問合せをいたしましたところ、現段階では個人情報の第三者への漏えいをはじめとしたトラブルなどは確認をされていないという回答がございました。また、家族以外の口座が登録をされたトラブルにつきましては、現時点では本県では該当がないというふうに把握しておりますが、信頼性を損なうものでありまして、あつてはならないと考えております。

今回問題になりました、いわゆるひもづけにつきましては、今後登録の手順を確認した上で、個人データの点検、修正作業を、マイナ保険証につきましてはこの7月の末までに、マイナ保険証以外の制度につきましては秋までに行うという国の方針が示されております。県といたしましても、国や市町村と一体となって点検などを行いまして、その結果については速やかに公表してまいりたいと考えております。

次に、マイナ保険証の中止など、マイナ保険証の今後の運用についてお尋ねがございました。

ただいま申し述べましたとおり、現在マイナカードに関連した各種のトラブルが生じておりますけれども、このことによりまして、マイナンバー自体が持つ情報化社会の基盤としての意味が否定されるものではないというふうに考えております。また、マイナ保険証には、投薬歴や病歴などを効率的に把握ができて、また適正な投薬や治療ができるといったメリットも大きいと考えておりますので、健康保険や医療に活用していくという方向性そのものは正しいと考えております。

このため、この対策をしっかりと取りまして、再発防止を行った上で、経過措置でございますとか資格確認書の交付といった措置も活用をしながら、段階的に国民の理解を得ながら進めていくということが望ましいものと考えておりま

す。この点、岸田総理は来年秋の現行の健康保険証廃止に関しましては、政府全体で総点検と再発防止を強力に進めて、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提だというふうに表明されています。

県といたしましても、国と市町村と一体となりまして、この総点検などを行い、できるだけ早期に県民の不安が払拭できるように取り組んでまいり考えであります。

次に、賃金をめぐります地域間格差の是正などにつきましてお尋ねがございました。

大都市部との格差を縮小し、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける、そうした高知県となりますように、県では産業振興計画を官民協働、市町村との連携の下、推進しております。

こうした取組を重ねました結果、1人当たりの県民所得の水準で見ますと、平成23年度から令和2年度までの伸び率で見た場合、全国の6.3%に対しまして、本県は10.1%と高い伸びとなっております。また、地域の実情に応じて決定をされます最低賃金の直近5か年の伸び率を見ましても、全国で10位以内の伸び率となるといった形で、この産振計画に基づく取組は一定の成果が現れているのではないかとこのように考えます。

今後、最低賃金も含めまして、県民所得のさらなる向上、大都市部との格差是正の取組をさらに強化していく必要があると考えます。そのためには、特に中小企業におきましてデジタル化の推進、構造転換を後押しするといったことによりまして、生産性、付加価値の向上を図り、経営基盤を強化していく、賃上げができる経営体力をしっかりと確保していただくということが不可欠だというふうに考えます。

今後も産業振興計画をさらに進化させまして、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現を目指して、全力で取り組んでまいり



ます。

次に、実質賃金の向上に向けた支援といたしまして、社会保険の負担分に公的な支援をしてどうかというお尋ねがございました。

経済活動が営まれる中で、持続的な賃上げを実現していくためには、ただいま申し上げました生産性の向上あるいは価格転嫁の実現、こういった賃上げしやすい環境整備に取り組むことが何よりも必要ではないかと考えております。

御提案がございました社会保険の負担分などの賃金に対する直接補填をしていくという、こうした取組の効果は、事業者の収益力の向上には直接的にはつながりません。したがって、長期的な賃上げあるいは事業継続に結びつかない、そういう意味で効果は限定的なものにとどまるのではないかとこのように考えます。

このため、本県におきましても、国と歩調を合わせまして、下請取引の適正化を宣言いたしますパートナーシップ構築宣言を拡大することによりまして、適正な転嫁の受入れの環境を整えていくといった取組、あるいは事業者の新たなチャレンジへの支援などによりまして、事業者の収益を上げていく取組、こういったものを中心に取り組んでいるところでございます。

さらに、賃上げを促す効果が出ますように、この新たなチャレンジと一体的に賃上げを行っていただく場合には、県からの補助金の加算率、補助率のかさ上げの措置を設けているところであります。今後も本県の経済状況を注視いたしまして、事業者の方々のお声もお聞きしながら、必要な国への政策提言と経済対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる公契約条例の検討についてのお尋ねがございました。

労働条件の最低基準は、最低賃金法あるいは労働基準法などによりまして定められております。県の発注事業につきましても、関係法令に

基づいて適正な労働条件を確保しなければならないことは言うまでもございません。

このため、県では具体的な措置といたしまして、法令の遵守義務あるいは労働関係法令に基づく使用者の責任を契約書に明記いたしますほか、清掃、警備などの労働集約型の業務につきましては、契約上、最低制限価格の設定も行っているところであります。

こうした中で、お話のありました公契約条例を制定して、特定の契約におきまして最低賃金を上回るような下限額を設定して、これを上回るような賃金を支払うように受注者に義務づけるといったような取組も行われておりますけれども、ただいま申し上げましたような国全体としての法制の枠組み、そしてそれを踏まえた県の契約条件の設定などを考えますと、あえて公契約条例をこれに加えて制定するという必要性は、現在のところ感じておらないところであります。

しかしながら、一方で、現在依然として物価高騰が続いておりまして、事業コスト上昇分の円滑な価格転嫁、そして持続的な賃上げの好循環を図ることが喫緊の課題であるという認識は、ただいま申し上げたとおりでございます。したがって、県といたしましても、率先して適正な価格転嫁を受け入れるべき立場にあるという考え方に立ちまして、本年の3月から公共工事の労務単価につきましては、前年度比で4.1%引き上げるといった形で、賃上げ環境を整える取組を進めているところであります。

今後も県の行います公共工事や庁舎などの清掃業務などなどに係ります労務単価の見直しも行いながら、県の発注事業におきまして、適正な労働条件が確保されるように取り組んでまいります。

次に、子供の意見表明権についてのお尋ねがございました。

本県の子ども条例におきます子供の権利とは、児童の権利に関する条約あるいは日本国憲法などで保障された、子供が有している人権のことを指すというふうに解釈をされております。児童の権利に関する条約第12条におきましては、自由に自己の意見を表明する権利を確保することが定められておりますので、本県の子ども条例におきます子供の権利にも、いわゆる意見表明権が含まれている、保障されているというふうに考えております。

最後に、四万十市の下田小・中学校の子供たちの行動に対する受け止め、そして対応についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えいたします。

頂きましたお手紙には、子供たちの学校を大切に思う気持ち、また学校に対する強い愛着でございませうとか、統合に対する不安などが率直につづられておまして、その思いは私にも伝わってまいりました。また、自分たちの思いを伝えるために、直接知事室まで足を運ぶという行動力には驚きましたし、そうした意味で、子供たちの気持ちはしっかりと受け止めたつもりでございませう。

しかしながら、地域におきます公共的な課題を解決していく上には、社会的なルール、約束事に従って手続を取っていくということが必要ではないかと思ひます。そうした意味で考えますと、市町村立学校の存廃と申しますのは、その市町村におきまして議論が行われ、決定されていくというのが地方自治の大原則だと考えます。

この過程の中で、違法にわたるような事案が発生したというようなことがあれば別ですけれども、そうしたことがない限り、県や国がこれにいたずらに介入すべきものではないというふうに考えております。本件につきましても、四万十市におきまして地域の方々と十分に話し合

い、判断をされた結果として、尊重すべきものだというふうに考えております。

ただ、現にこうして納得をされていない方々がおられるということも事実でありますので、四万十市に対しましては、今回のお手紙の件はお伝えをいたしまして、引き続き地域の皆さんの理解を得ていただくように努めていただきたいと、そういうお願いをいたしたいと思ひます。私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) マイナンバーカードの返納手続と、返納に関する相談窓口の設置及び周知についてお尋ねがございました。

マイナンバーカードの返納につきましては、住所地のある市町村で手続を行うこととなっております。具体的には、返納を希望される本人がマイナンバーカードを持参の上、市町村が定める返納届を提出いただくこととなります。

相談窓口につきましては、国が設置している個人番号カードコールセンターがあるほか、所在地の市町村の窓口にお問合せいただくこととなります。周知につきましては、市町村において適切に対応されるものと考えます。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、介護職員の人手不足についての課題意識と対策についてお尋ねがございました。

高齢化の進展に伴い介護ニーズの増加が見込まれる中、本県では令和7年に550人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材の安定的確保が喫緊の課題と考えております。

公的な紹介事業につきましては、社会福祉法に基づき、高知県社会福祉協議会に高知県福祉人材センターを設置し、無料職業紹介や福祉就職フェアなどを実施しております。今年度は、高知労働局と連携し、新たな相談窓口を設置するとともに、U・Iターン者に向けた移住ポー

タルサイトでの情報発信の強化など、マッチング機会の充実を図ってまいります。

人員の配置につきましては、介護施設の多くはケアの質向上のため、配置基準以上の人員を配置しておりますが、人材確保のためには働く環境の改善を進めていくことが必要です。このため、ノーリフティングケアの推進やICT・ロボットの導入支援、認証評価制度の普及を通じまして働きやすい職場づくりを進めるとともに、介護職員がより専門性の高い業務に専念できるよう、介護助手の導入を促進してまいります。

さらに、介護施設や職能団体などの関係者と一体となった人材確保の取組を進めるため、本年5月に高知県若い世代の福祉・介護人材確保・育成検討会を開催するなど、将来の担い手となる小・中・高校生に向けた福祉教育の推進や、介護の魅力発信について、関係者との連携を一層強化してまいります。引き続き、福祉人材センターやハローワークなどの関係機関と連携し、介護人材の確保に取り組んでまいります。

次に、障害者雇用での虐待等における県と労働局の相互の報告関係及び労働局からの情報提供に要する期間についてお尋ねがございました。

事業主等による障害者への虐待に係る相談は、市町村や県、労働局で対応をしております。市町村または県が相談を受けた場合は、初期対応として当事者や通報者、事業所の協力の下、調査を行い、虐待の事実が確認できた場合には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき市町村は県に通知を行い、県は労働局に報告を行います。

事業主等による障害者虐待については、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は労働局が行い、虐待を受けた障害者に対する生活支援等につきましては市町村及び県が対応をしております。県からの報告を受けて、労働

関係法に基づく指導権限を持つ労働局は、事実確認及び是正勧告等の対応を行い、その結果を県に情報提供し、県は虐待を受けた方の居住地の市町村に情報提供を行うこととなっております。

県が通報等を受けてから、労働局の対応結果が県に情報提供されるまでの期間は、令和3年度及び令和4年度の虐待事案14件のうち、最も長いもので約8か月、平均すると2.3か月となっております。

次に、障害者雇用での虐待等の当事者に対するフォローなど、今後の対応策についてお尋ねがございました。

事業主等による障害者虐待が発生した場合には、市町村及び県が虐待を受けた障害者に対して生活支援等を行っており、労働局に報告した後も、労働局から情報提供を受けながら、引き続き当事者のサポートを行っております。

議員からお話のありました事案につきましては、第三者から匿名で県に通報があったため県では当事者の情報を把握していなかったことから、虐待を受けた方への面談等が行えていない状況となっております。

障害者虐待防止法第26条において、労働局長等が権限を行使する際には県と連携を図ることとされております。今後は、県としましても労働局との連携を一層強化し、当事者に係る情報提供を必要に応じて労働局に求め、居住地の市町村と共に当事者に寄り添った支援に努めてまいります。

次に、特定求職者雇用開発助成金の実態把握を労働局に求めることの認識と対応についてお尋ねがございました。

特定求職者雇用開発助成金は、障害のある方などを雇用した事業主に対して国が助成を行っているものです。お話のように、助成金に関する事業主の対応が障害者にとって不利益となり、

結果的に虐待につながるようなことは、あってはならないことです。

県や市町村に助成金に関する虐待の相談があった場合には、事業所の協力の下、助成金に関する雇用状況等の調査を行うとともに、指導権限を持つ労働局とも連携し、実態の把握に努めているところです。

お話にありますように、つらい思いをされている障害のある方の相談は、県や市町村の窓口でお受けをしておりますが、虐待を受けた方の中には、自ら声を上げづらい状況もあります。そのため、障害者虐待を発見した方には、ちゅうちょなく県または市町村に通報していただきたいと思っております。

県としましても、悩みを抱える方が相談しやすいよう、虐待に関する相談窓口の周知を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを目指し、労働局をはじめ関係機関と連携して取り組んでまいります。また、助成金制度が障害者の虐待につながることはないよう、助成金の実施状況や雇用の定着状況等につきまして、機会を捉えて、労働局と意見交換や情報共有を行ってまいります。

最後に、子供の意見を反映するシステムについてお尋ねがございました。

高知県子ども条例で設置している子どもの環境づくり推進委員会では、子ども条例において、委員は15歳以上の子供を含む県民から知事が任命すると規定されており、現在5名の高校生が委員として、推進計画の作成や変更に関する調査審議、計画の取組状況について知事に意見を述べるなどの役割を担っていただいております。

本年4月1日に施行されましたこども基本法第11条では、国や地方公共団体において子供施策を策定、実施、評価するに当たり、子供や子育て当事者等の意見を反映させるために必要な

措置を講ずることが規定されております。子供の意見を反映させるために必要な措置につきましては、施策の目的等によって様々であることから、国からは子供を対象としたパブリックコメントの実施や、審議会等の委員への子供の参画促進などの手法が例示されております。

現在、国においては、子供施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項を定める、こども大綱の策定に向けての検討が進められています。県におきましても、こども大綱の策定に向けた動きを注視しながら、子どもの環境づくり推進委員会の取組に加え、子供施策の当事者である子供の意見を幅広く聞き、反映させるための仕組みづくりに取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、看護職員の人手不足についての課題認識と対策についてお尋ねがございました。

看護職員は、医療を提供するために欠かすことのできない存在であるとの認識の下、看護職員を増やすこと、広く県内への就職を促すこと、職場への定着と離職の防止を図ることに課題意識を持って対策を進めているところでございます。

まず、看護職員を増やす対策では、看護師養成施設の運営に補助し、県内養成定員を一定確保するとともに、高校生に看護師養成所等の情報を提供するなどして、志望者を増やす取組を行っております。

次に、県内就職を促す対策として、県内医療機関と協働して就職フェアやインターンシップ事業、高知県看護協会に委託したナースセンターによる人材紹介事業などを実施しております。あわせて、高知市、南国市などの中心部以外の地域では、人口当たりの看護職員が少ないことから、当該地域にある指定医療機関で勤務した場合に償還を免除する奨学金制度を設け、看護



職員の地域偏在の是正にもつなげております。

最後に、職場への定着と離職を防止する対策としては、看護職員のキャリアアップに必要な研修の実施や、勤務環境の改善に向けたアドバイザーの派遣を行っております。このアドバイザー派遣事業では、夜勤交代制勤務や多様な勤務形態の活用例、給与体系の見直しなどへの具体的な助言を行うことで、医療機関の自主的な改善を促し、看護職員が働きやすい環境づくりにつなげております。引き続き、高知県看護協会をはじめとする関係機関の御協力を得ながら、看護人材の確保に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の積極的な検査と施設などの感染拡大防止対策についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行の5月8日からは、県内44医療機関の定点報告となっており、その6週目となります本年第24週、6月12日から6月18日の定点医療機関当たり3.73人ということで、全国の5.16人よりも報告は少ないものの、現在全国的に増加傾向にあります。

国の専門家会合、厚生労働省のアドバイザリーボードでは、夏に一定の感染拡大が生じる可能性があるとして評価しており、県では症状を有する場合の早期受診や、高齢者や基礎疾患を有する方へのワクチン接種を呼びかけているところでございます。

また、医療機関、高齢者施設で感染拡大のおそれがある場合は、早期に保健所に相談していただくこととしており、感染者への早期の治療薬投与や施設内の感染対策の指導・助言などにより感染拡大の予防に努めています。感染の拡大が懸念される状況になれば、希望する施設を対象に集中検査を実施してまいります。

感染の急拡大に伴う医療の逼迫や病原性の高い新たな変異株の出現などが見られた場合は、国の動きとも連携して感染対策や医療体制を強

化してまいります。

次に、コロナによる死亡数の多さの原因について、認識と改善の手だてについてお尋ねがございました。

これまで全国で新型コロナウイルス感染症に罹患された方のうち、7万人を超える死亡が確認されております。亡くなられた方に対しましては、改めて御冥福をお祈りいたします。

本県では、今年5月7日までの感染者数約17万人のうち、602人の死亡が確認されており、議員のお話にもありましたように、都道府県別では人口当たりの死亡率は3位、感染者数当たりの死亡の割合、致死率になりますけれど、これは1位となっております。

本県の死亡率や致死率が高い原因といたしましては、死亡者の9割強を占める70歳以上の高齢の感染者が全感染者に占める割合が全国より高いこと、中でも基礎疾患を有し、長期入院、長期入所されておられる医療機関、高齢者施設における集団感染が数多く発生したことが挙げられます。

第6波以降を中心に、死亡者の8割強の方が医療機関、高齢者施設での療養中の死亡でございまして、このほとんどは集団感染が発生した施設でございます。このため、医療機関や高齢者施設における平時からの集団感染対策や、早期の治療開始などの指導・助言の強化に努めてまいります。

また、高齢者施設におけるワクチン接種の実施状況を把握し、遅れが見られる場合は早期の接種を呼びかけることとしております。これらを通じまして、医療機関や高齢者施設での集団発生を減らし、死亡に至らないように努めてまいります。

最後に、後遺症対策などについてお尋ねがございました。

罹患後症状、いわゆる後遺症への対応につき



ましては、かかりつけ医への相談を基本としつつ、後遺症状を疑う症状があった場合に、相談、診療が可能な医療機関への受診を推奨しております。現在、県内で56の医療機関が対応可能と回答があり、県のホームページで公開しております。受診時の症状によりましては、さらに高知大学に設置している専門外来に紹介する体制を構築しております。

また、後遺症状に悩む方々からの相談は保健所で対応し、個々の内容に応じた支援につなげていくこととしており、実態調査までは考えておりません。なお、医学的な知見につきましては、国の研究班の結果等を参考に医療機関と共有してまいります。

次に、市町村国民健康保険における保険料減免につきましては、各市町村の条例に基づき実施されますが、現在新型コロナウイルス後遺症のみをもって減免の対象とする県内市町村はございません。一般的に、新型コロナウイルス後遺症に限らず、病気や失業に伴い前年から大きく所得の減少があった場合などには、関係書類を提出することによって減免の対象となり得るというふうに考えております。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、保育士の人材確保や加配支援など働く環境の改善と、働きたくなる職場をつくるための具体的対策についてお尋ねがございました。

人格形成の基礎を培う時期である乳幼児期の子供の成長を支える保育士の確保と処遇改善は、重要な課題であると考えております。県教育委員会では、保育士の確保に向け、これまで保育士を目指す学生への修学資金の貸付けや求職者と保育職場のマッチングを行ってまいりました。

また、職場環境の改善に向けましては、経営者を対象とした研修や保育士の補助を行う職員

配置への財政支援などに取り組んできております。あわせて、保育士が安心して働き続けられるよう、配置基準の見直しや収入の引上げについて、知事部局とも連携して国に対し提言を重ねてきたところであります。

こうした中、国におきましては、今月こども未来戦略方針を閣議決定し、保育士の配置基準の改善が盛り込まれるとともに、民間給与動向等を踏まえました保育士のさらなる処遇改善を検討する方針が示されております。県教育委員会としましては、こうした国の制度改善が着実に実現するよう、さらに国に働きかけるとともに、引き続き保育士の確保と職場環境の改善に取り組んでまいります。

次に、土佐清水市からハラスメント事案についての報告を受けたときの認識と、県としての対応についてお尋ねがございました。

御指摘の事案につきましては、昨年12月1日に土佐清水市教育委員会から、市内小学校に勤務している臨時教員が休んでいる、休んだ原因は定かではないが、その教員は同小学校の教頭に交際を迫られていた旨の一報がございました。県教育委員会では、直ちに詳細な報告の提出を求め、その内容を確認した結果、懲戒処分を視野に入れるべき重大なハラスメント事案であると判断をいたしました。

このため、服務監督権者である土佐清水市教育委員会に対し、同教頭にてんまつ書を作成させること、本人からの事情聴取を行うこと、被害者の方から事情をお伺いすることなど要請を行いました。また、処分の検討を進める中で、数回にわたって弁護士相談を行い、任命権者として直接被害者側の方にお会いするなど、適切な対応を行ってきたものと考えております。しかしながら、断続的に懲戒処分の量定に影響を及ぼす新しい事実が発覚したことなどから、時間を要しているところでございます。

管理職の行為により、結果として臨時教員が退職に至りましたことは大変残念であり、申し訳なく思うところであります。今後、できる限り早く事実関係を確定させ、厳正に対処してまいりたいと考えております。

次に、安全衛生管理責任への認識などについてお尋ねがございました。

労働安全衛生法における安全衛生管理責任は、それぞれの事業者が雇用する労働者に対して負うものであり、市町村立学校の教職員に対しては、各市町村が法令に基づいて責任を果たすべきものと認識をしております。

なお、議員のお話にありました公務災害につきましては、地方公務員災害補償法に基づき、当事者からの請求により手続を行うこととなり、雇用主が請求を促さないことに法的な責任を負うものではありません。しかし、ハラスメント行為によって心身の不調が生じた場合には、公務災害に該当する可能性があることにつきまして、各市町村教育委員会や県立学校に周知してまいりたいと考えております。

次に、ハラスメント対応に関し、第三者機関や対策委員会の設置、対策の抜本的な見直しについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

まず、ハラスメント防止に係る第三者的な組織につきましては、午前中にもお答えをしましたように、法律や心理、福祉などの分野に知見を持った第三者による組織体の設置を現在検討しております。この組織には、事実確認において当事者の主張が異なる場合などに意見等をお伺いすることと、ハラスメント対策全般について助言等をいただくという、両方の役割を持たせることを考えております。

このため、議員からお話のあった教職員組合代表につきましては、個別事案において当事者と関係する可能性がございますので、第三者組

織のメンバーとしては想定しておりません。

また、ハラスメント対策の実効性を高めるため、他県の取組も参考に、ハラスメント事案への適切な対応を整理したマニュアルの作成について、既に取り組を進めているところでございます。こうした取組を通じまして、これまで以上にハラスメント対応における客観性を高めるとともに、必要に応じて対策の見直しも図りながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○32番（はた愛君） 第2問をさせていただきます。

知事の答弁ですけれども、まず核兵器禁止条約に基づく核兵器の非人道性に対する批判がない、今回のG7の広島ビジョンに対する回答をいただきましたが、一步前進ということで、被爆者の落胆の意図を読み取っていただけない内容だったかと、答弁だったかと思えます。改めて、この広島ビジョンが、核兵器禁止条約が指摘をする非人道性、このことに触れていない、この1点について、触れていない点について知事はどうお考えか、2問をいたします。

それと、マイナンバーカードですが、国民の理解を得るようにしていくということなんですけれども、国民は理解できる状況ではないんです。今、保険証、現状の紙の保険証は継続発行してもらわないと、医療現場も、また当事者も困るという状況ですので、紙の保険証を継続発行するというのを国に対して求めていただけないか、その見解を知事にお聞きいたします。

それと、第2問、教育長にお聞きをいたします。

土佐清水のハラスメントに対しての答弁がありました。市教委から報告があつて、それに対する県の責任が今問われているわけです。市教委に研修をすとか、通知を徹底すとか、そういうことを求めているわけではなくて、県

として責任があるのではないかと、そのことを明確に答弁すべきではないでしょうか。

お聞きしたいのは、第三者の委員会の設置について、3月の吉良県議の質問に対しても検討ということで、今回も検討中ということで、実施に向けた動きが全く見えない。この第三者の検討委員会について、今全体を調査すると、この事例も含めて、過去の事例も含めて、全体を徹底的に調査して、同じようなことは繰り返さないように、外部の第三者から助言をいただくということを早急に行うべきだと思うんですけども、検討検討とずっと言っていますので、いつ実施をするのか、その点について、第2問をまず行います。

○知事（濱田省司君） はた議員からの2問目の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる広島ビジョンにおきまして、核兵器の非人道性について言及がなかった点について、どう捉えるかということでございます。この点につきまして、このビジョンの策定の過程で、G7の各国の中でどういったやり取りが行われたかということは、私も必ずしも情報がございませんので、これを詳細にお答えすべき立場にはございませんけれども、この広島ビジョンの中では、核戦争に勝者はなく、また核戦争は決して行われてはならないことを確認するという文言も入っております、G7の各国がこうした形で初めて、最終的な核廃絶に向けた目標ということを共有したと、このこと自身には意味があるのではないかとというふうに考えまして、一步前進というお答えをさせていただいたところでございます。

2点目でございますけれども、マイナンバーカードに関しまして、紙の保険証の継続発行を求めてはどうかということでございますが、このマイナンバーカードの保険証利用に関しましては、今のところ来年秋の切替えを想定されて

おりますけれども、その後1年は経過措置として、今の紙の保険証でも適用ができるということだというふうに承知しておりますし、さらにその後も当面の間は、必要な場合には資格確認書の発行をするということで、マイナ保険証によらないで、必要な場合には診療が受けられるという手だては確保されているということだと思いますので、こういった手だてを活用いただくことで、段階的に移行していくということが望ましいのではないかとという考えを答弁させていただいたところであります。

○教育長（長岡幹泰君） 基本的に市町村学校教職員は、その市町村の職員ということになります。したがって、例えば私どもが聞き取りを行うといったようなときに、市町村教育委員会を飛ばしてこれを実施するということはありません。ただ、私どもがしなければいけないということにつきましては、基本的にこれがどのような、いわゆる懲戒処分当たるのか、これを検討してその事実を確認した上で、懲戒処分を実施するということになります。そういった意味で、我々として現在懲戒処分を検討しているところであります、事実を確認した上で、厳正な対応を取っていきたいというふうに思っております。

そして、2つ目についてでございますけれども、第三者委員会の在り方についてでございますけれども、現在この委員としては、大学関係者、大学等の学識経験者、弁護士、医師、そして臨床心理士、社会福祉士、こういった方々を考えておまして、この人選を現在進めているところでございます。

以上です。

○32番（はた愛君） 第3問を教育長にお聞きいたします。

土佐清水のセクハラ問題について、12月1日に市教委から報告を受けたけれども、その際、

懲戒免職の対象事案だというふうに認識をしたと答弁をされましたけれども、懲戒免職の対象事案と認識をしながら、なぜ4月に学校に配置をしたのか。本来、懲戒免職事案であれば委員会付にする必要があったのではないかと思います。なぜ学校現場に配置をしたのか、お聞きをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 12月の段階で、我々としては懲戒処分事案だというふうに考えておったところです。この段階で懲戒免職処分ということにつきまして認識をしたものではございません。1点。

そして、もう一点について言いますと、この点につきましては、いわゆる個別の人事異動事案になりますので、そういった意味で、ここで御説明をすることは差し控えさせていただきたいと思えます。

○副議長（今城誠司君） 暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩



午後2時50分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番坂本茂雄議員。

（31番坂本茂雄君登壇）

○31番（坂本茂雄君） 県民の会を代表して質問させていただきます坂本茂雄でございます。

県民の会は8年前、中山間地問題、少子高齢化や人口減少、南海トラフ地震対策など多くの課題が山積している中、あらゆる災害に強い県土づくりを進め、産業振興を軸とした県経済の活性化、県民の健康と福祉の向上など、より豊かな県民生活の向上につながる政策の実現を図

るとともに、平和憲法を尊重し、脱原発の方向を目指し、県民生活の向上と県勢発展に全力を尽くすことを決意して会派を結成しました。

今回、新たな議員も迎え、会派の構成議員も変わりましたが、会派としてスタートした初心を忘れることなく、県民に寄り添い、身近であったかな県政をつくるために、県民目線を第一に、県勢浮揚のため是々非々のチェック機能を果たしていく決意ですので、今後とも県民の皆様、そして知事はじめ執行部、職員、各会派同僚議員の皆様にはよろしくお願い申し上げます。

それでは、知事の政治姿勢から順次質問させていただきます。

まず、知事選に向けて、知事が各政党に対して行った推薦依頼と政党との距離感についてであります。知事は、この秋に再選を期して戦われる県知事選挙において、行政トップという立場なので幅広く推薦をいただいて臨みたいとのスタンスで、自由民主党、立憲民主党、公明党、国民民主党、日本共産党、社会民主党の6党に推薦願を提出されました。

県議選挙投票日翌日の記者会見で、知事は、県政与党の第1党として支え、助言してもらってきていた自民党が議席減という結果は率直に残念だと述べられ、その際に、自民現職と入れ替わる形で当選した無所属候補の中には県政運営に与党的な立場を取る人が多いとの認識を示し、県議会と執行部の立ち位置、構図に大きな変化はないのではないかと強調されています。本来、幅広く推薦をいただきたいのなら、日常的に等距離でなければならぬと思うのですが、今までのような距離感で、幅広く推薦をいただくスタンスなのかと疑念を抱かざるを得ません。

知事が推薦依頼をされたそれぞれの政党との距離感はどのようなものなのか、お聞きします。

次に、知事の言う県政与党の第1党として支え、助言してもらってきていた自民党の高知・



徳島選挙区の高野光二郎参議院議員が、秘書に対する暴行事件で辞職されましたが、この事案以外にもハラスメント的対応があったことも報道されています。知事は会見で、公人として、この類いのお話が発覚してきているということであれば、しっかりと説明責任を果たしていただいて、信頼回復に努めていただくことが何よりも必要だと話されています。

16日の辞職表明会見の様子を御覧になって、説明責任を果たし、信頼回復に努めるような会見だったのか、どのように感じられたか、お聞きします。また、このような事案、そしてその対応が政治の信頼喪失につながり、投票率の低下などにもつながる一因であると思うのですが、知事はどのように考えられているか、お聞きします。

次に、知事選と同時に行われるであろう高知市長選挙の構図が知事選に及ぼす影響についてお聞きします。6月16日の記者会見で、高知市長選の質問に答えて、選挙の全体の構図であったり、選挙の争点であったり、そういったものの展開次第では、どちらかの候補者をという選択肢は今の時点では否定することはできないと答えられ、岡崎市政への評価と多選についての質問には、お互い胸襟を開いて話し合いをしながら折り合いどころを見つけて、コロナの対応なども含めて連携して対応できてきたと思う、そういう意味では感謝している部分も多いが、多選の問題に関しては、一般論としては3期目までというのが世間的な一つの相場観ではないかと言及されています。

この言葉を一般論として受け止めると、3期の倍の期数に挑戦される現職は、どちらかの候補者をという選択肢とはならないとも受け止められますが、今後さらに煮詰まっていく市長選挙の構図が知事選にどのように影響すると考えられているか、知事にお聞きします。

続いて、閉会したばかりではありますが、今通常国会では、いわゆる与野党対決法案が多く、しかもそれらの法案が、国民に対して理解が得られないまま強行採決されたものもあると受け止めています。その中でも、知事としてそれぞれどのように評価し、自治体への影響などをどのように受け止めているか、順次お聞きします。

まず、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法、いわゆる防衛費財源確保法についてです。この防衛費財源確保法には、2024年度以降の防衛費増額のため、税外収入を積み立てる防衛力強化資金を新設することが盛り込まれています。また、増税については、復興特別所得税の税率を現行の2.1%から1%引き下げ、新たに1%の付加税を課して防衛費に充てて、2037年までとしていた復興特別所得税の課税期限については、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さで延長することなども議論されています。当然のことながら、復興財源の軍事費への転用は、被災地の願いと真っ向から反し、受け入れられるものではないことは誰もが思うことでしょう。

さらに、巨額の予備費で生じる剰余金に頼る構図なども含めて、5年間で43兆円に増やすというようなやり方で財源を確保してまで防衛費の増額を図る必要があるのかと思いますが、その是非について知事にお聞きします。また、財源措置という面を見たとき、今議論されている財源の確保の仕方が妥当であるのか、知事の評価をお聞きします。

続いて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法など関連改正法についてお聞きします。現行の健康保険証は2024年秋に廃止し、マイナンバーカードとひもづけしたマイナ保険証に一本化するというマイナンバー法など関連改正法に対して、



国会での審議が進めば進むほど国民の批判が高まりました。そして、マイナカードに関する相次ぐトラブルについては、先ほど共産党のはた議員が指摘されたとおりであります。

そこでお聞きしますが、この相次ぐトラブル解消のための措置が自治体に負担を強いていることになるのではないかと考えますが、どのように受け止められているか、知事にお聞きします。

また、このままではマイナ保険証一本化、現行保険証廃止によって医療難民すら生じかねず、マイナ保険証への来秋一本化、現行保険証の廃止については見直されるべきだと考えますが、知事はどのように評価されているのか、お聞きします。

次に、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法についてお尋ねします。今回のLGBT理解増進法案は、G7の中で唯一、同性カップルに対して国として法的な権利を与えず、LGBTに関する差別禁止規定を持たない議長国日本に対して、広島で開催されたG7サミットという外圧によって成立へと動き出したと言えます。今回提出された原案が、修正協議を経て、「差別は許されない」が「不当な差別はあってはならない」と修文されたり、「全ての国民が安心して生活することができること」という条文が新設されたことで、支援団体や当事者からは、目的であるはずの性的少数者に対する理解を阻害する懸念があるとの声も上がり、一部ではLGBT差別増進法ではないかとも言われています。

このように、本来の立法目的の肝である「全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする

差別は許されないものであるとの認識の下に」との文言が削除された法律を知事はどのように評価しているか、お聞きします。また、自民党の一部国会議員らは、この法案を規制の道具と捉えているようで、この法案はむしろ自治体による行き過ぎた条例を制限する抑止力が働くことなどを強調したいと述べ、LGBTに関する教育について規制するためにLGBT法案が必要だなどと発信していることなどに対して、既に存在する各自治体のパートナーシップ制度や差別禁止条例に対し、抑制される可能性があるとの懸念も抱きますが、知事はどのように受け止められているか、お聞きします。

次に、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案、つまり「原子力基本法」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「電気事業法」、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の改正案5つを束ねた、いわゆるGX脱炭素電源法についてです。この法律が成立したことで、2011年の福島第一原子力発電所事故をきっかけに、原発の運転期間が最長60年と定められていたものが、60年を超えた運転が可能となりました。知事は2月定例会でこの法律についての質問に答えて、原発の活用については安全性の確保が大前提となる、国においては丁寧な議論を重ねていただき、安全性を最優先とした制度設計を行っていただきたい、またその際には、国民に対しても丁寧な分かりやすい説明を行う努力を続けていただきたいと答えています。

しかし、今回の改定によって指摘される問題点からも、今回の制度設計は、決して安全性が最優先されたものではないように思うのですが、知事はどのように受け止められていますか。ま

た、国民に対して分かりやすい説明がされたとの評価をしているのか、併せてお聞きします。知事は、この法律は福島原発事故の教訓をないがしろにし、国民の安全を脅かし、未来世代に大きな負担を負わせることになるものだとは思わないのか、お聞きします。

また、このことによって、伊方原子力発電所における稼働が延長されることも可能となることに何らの不安を感じないのか、知事にお聞きします。

この項の最後に、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律、いわゆる出入国管理法の改悪についてお尋ねします。法案の審議過程で、申請回数を制限することが必要な根拠として引用した背景に、難民審査参与員への審査における意図的偏重な配分があったことや、大阪出入国在留管理局による飲酒常勤医師の診察の隠蔽とも思える実態などが明らかになりました。

識者からは、ますます外国人との共生が必要となるのに共生と逆行する法案を通してしまった、人権尊重に消極的な国として評価が下がり、高度人材も含め働きに来る人も減る可能性があるとの指摘もある中で、これまでの外国人の収容、送還のルールを変え、難民の収容や難民認定など、人の生命や自由に関わる改悪出入国管理法を知事はどのように評価しているか、お聞きします。

とりわけ、出入国在留管理庁の収容は数年に及ぶこともあり、2007年からの14年間で、入管施設では17人の方が亡くなられています。入管が人権保障、人権尊重の行き渡らない場であってはいいはずがありません。

知事は、裁判などで明らかにされているウィシュマ・サンダマリさんの映像を見て、そこで人権が尊重されていると思うのか、お聞きしま

す。

また、国連人権理事会の特別報告者らは、収容を前提とした原則収容主義、監理措置制度の不備、無期限収容と司法審査の欠如、子供の収容に関する問題、難民申請3回以上で強制送還可能にということなどを挙げて、国際人権基準を満たしていないと見直しを求められたことについてどう受け止めているか、知事にお聞きいたします。

次に、選挙における無投票当選と連続する低投票率の課題について質問させていただきます。

県議選挙も終え、引き続きの低投票率に対して、低投票率の一因として候補者自身が招く要素もあるかと思う中で、自らも反省しつつ、いかに低投票率の改善を図っていくかということが問われていることに、我々は改めて向き合わなければならないとの思いで質問させていただきます。

まず、9選挙区で無投票となったことについてであります。今回の県議選挙で無投票選挙区は9選挙区に上り、52.9%を占め、議席としては12議席で32.4%を占めており、前回の5選挙区からいうと大きく増加し、本県の無投票当選は、選挙区も議席も全国を上回る比率となっています。

無投票選挙になりますと、その選挙区の有権者は政策論戦に触れる機会を失い、立候補者に対する有権者による民主的なチェックが利かなくなる一方で、議員は選挙を通して有権者の声を拾い上げることができず、その結果、政治と有権者がますます離れてしまい、地域をはじめ候補者にも有権者にも悪影響をもたらすことになると言われる。

無投票当選が増加することをどのように受け止められているか、知事にお聞きします。また、県議選の投票率は2003年に6割を割り、2011年の52.65%、15年の49.84%、前回の46.58%を下

回る41.29%と今回過去最低を更新し、有権者の4割以上を占める高知市選挙区も今回が38.02%で、過去最低を4回連続で更新しています。このように低投票率に歯止めがかからないことについてどのように受け止められているか、併せてお聞きします。

低投票率の原因が全て10代の有権者によるものではありませんが、県議選での10代の投票率は17.37%で、2016年の10代投票が始まって以降県議選は2度目で、前回は5.89ポイント下回っています。

そのような中で、令和元年に実施した高校3年生の政治や選挙に関する県のアンケート調査結果では、親や学校から投票に行くように言われたから行ったという高校生が32.4%、家族と投票に行ったという高校生が83.8%と圧倒的に多いことから、親と子供の投票率の高さには関連性があると思われまます。だからこそ、全体の投票率を高めるための取組は急がなければなりません。

全世代向けの取組として、平成29年3月発行の総務省、投票環境向上に向けた取組事例集にある、他県の期日前投票の投票時間の弾力化や投票所等への移動支援等の実施などについても検討されてきたことだと思ひます。また、10代投票率が全国1位のことが多く、全世代でも総じて全国の上位となっている山形県では、各種の審議会に若者枠を設置したり、山形県遊佐町の少年議会の取組などは、若者対策として参考になると思ひます。

以上述べたことなどを踏まえて、本県の取組状況とその効果について選挙管理委員長にお聞きします。

また、全世代が最終的に主権者意識を高め、投票行動につながるためにも、将来の有権者である小・中・高等学校での教育、啓発が大切になってきます。県教委として、各種選挙におけ

る低投票率の中でも特に若年層の投票率の低さは顕著で、若者の政治離れや政治に対する無関心さといったことが社会問題となっていることから、国や社会の問題を自らの問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育てる主権者教育を意識した啓発事業を行うべく、その対策を急がれていることと思ひます。そして、将来の有権者となる小学生から大学生などを対象に、政治、選挙に対する関心を高めてもらうことを目的として、将来の有権者育成事業に取り組まれていることだと思ひます。

私たちの暮らしと政治はつながっており、誰もが安心して豊かに暮らす社会を実現するために政治は非常に大切であり、県内の小学6年生、中学3年生に対する教育だけでなく、小・中・高等学校における民主主義教育、政治参加教育など、いわゆる主権者教育をどのように拡充していこうとされているのか、教育長にお聞きします。

さて、今秋には知事自らが候補者となる予定の高知県知事選挙があります。現在の県下の各種選挙における低投票率の現状を踏まえ、知事選挙に向けて投票率を高めていくために、予定候補者としての知事は何が大事と考えられているか、お聞きします。

次に、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対応などについて質問させていただきます。若干、午前中からの質問と重複する部分があるかもしれませんが、お許し願ひたいと思ひます。

5月8日までは、新型コロナ感染症は発熱外来のある県内の医療機関について新規感染者を把握し、県が毎日発表していたが、8日以降毎週水曜日に定点把握による前週の感染状況を発表する方式に切り替えてからも、全国の傾向と同じく増加傾向にあります。全国で6月12日から18日の新型コロナウイルスの患者数が1医療機関当たり5.60人だったと発表し、前週比1.10

倍で増加傾向が続いています。

そのような中で、はた議員も指摘をされましたけれども、昨日政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会長を務められた尾身茂さんは、感染の第9波が始まっている可能性があるとの認識を示されています。特に、沖縄県の感染状況は深刻で、5類に移行した直後から1か月余りで4.73倍に急増し、沖縄県によると、新型コロナの入院患者数は500人を超え、今年1月の第8波を既に上回っているとのこと。既に、沖縄では救急医療の制限を余儀なくされており、医療崩壊が起こり得ることへの危機感を募らせています。

県内でも、感染状況の全容が明らかにならず、死者数も公表されなくなったことから、余計にアフターコロナの今に不安を抱かざるを得ない県民の皆さんも多くおられます。知事は提案説明で、引き続き新規感染者の推移や新たな変異株の出現などを注視し、感染状況に応じて県民の皆さんに対して的確な情報提供を行います、あわせてこれまでに得た知見も生かし、医療従事者をはじめ関係者の御協力をいただきながら適切に対応していきますと述べられています。

定点把握から考えられる現状と今後の見通しとともに、県民にはどのように過ごしていただきたいと考えられているか、知事にお聞きします。また、今後感染状況に応じた的確な情報はどのような形で提供されるのか、併せてお聞きします。

5月8日以前には見受けられた高齢者福祉施設と医療機関の連携、医療提供体制の不十分さを今後どう改善していくのかという課題について健康政策部長に順次お聞きします。2月定例会では、知事はこれまでの教訓を踏まえ、感染症の特性に応じて柔軟に対応していくということが肝要であり、新たな感染パンデミックが発生しても、感染症の特性を踏まえた上で、社会

経済活動への制約は最小限にとどめるべきだと考えているとの基本姿勢でした。

そのため、県と医療機関の間で、病床、発熱外来、自宅療養者などへの医療の確保や、高齢者施設に対する医療支援に関する協定をあらかじめ締結し、平時からの連携体制を強化しなければならないとしていましたが、締結状況はどうなっているか、健康政策部長にお聞きします。

また、保健所や地域の関係者の連携強化のために、平時からの県、保健所設置市、医師会、消防機関、高齢者施設の関係団体などによる連携協議会の設置と体制整備を、令和5年度までに策定する予防計画及び医療計画へ反映することの見通しについて健康政策部長にお聞きします。

そして、公立病院については、本年度中に公立病院経営強化プランを策定する予定ですが、感染症の発生、蔓延時に担うべき医療提供を義務づけられるという新たな役割を反映した経営強化策が取りまとめられるように助言していくということでしたが、その対応はどのようになっているか、健康政策部長にお聞きします。

さらに、補正予算には、県内の医療機関の診療体制を広く整えるため、外来対応医療機関の設備整備を支援する補助金が計上されています。これを計上するに当たって、事前に521医療機関に意向調査を行い、390機関からの回答があり、301機関がコロナ外来を実施し、そのうち264機関が、公表されることによって診療報酬上の加算が得られるとお聞きしています。

このことから、外来対応をしてくださる協力医療機関の全体が見えてくるかとは思いますが、その配置において市町村間の偏在などの課題はないか、健康政策部長にお聞きします。また、外来協力医療機関の今後の見通しはどのようになり、新たに感染拡大が生じたときの対応は十分だと見込まれているのか、お聞きします。



社会福祉協議会の皆さんは、生活福祉資金のコロナ特例貸付の窓口で、生活に困窮する人々に向き合い、顕在化した様々な地域生活課題に向き合い、支援されてきました。そのような中で、コロナ禍の下、生活福祉資金の緊急小口資金、総合支援資金など特例貸付の償還が始まるに当たって、これまでも丁寧に寄り添っていただきたいということを求めてまいりました。

低所得などの理由で償還を免除された金額と件数の全国及び県内の状況について子ども・福祉政策部長にお聞きします。

そして、償還免除者に対する自立支援の状況や、免除されなかった人の自立支援の状況について子ども・福祉政策部長にお聞きします。

また、生活保護制度を必要な人に届く仕組みにするために、財源と人員両面で必要な措置を図ることが求められていますが、償還免除という厳しい状況の方々の中で、生活保護につなげざるを得ない方々への支援はどのようにされているか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、子育て支援についてお聞きします。

まず、こども未来戦略方針についてです。岸田政権が、2030年代までが少子化傾向を反転させるラストチャンスと打ち出した少子化対策は、何が異次元なのかとの声もある中で、こども未来戦略方針が閣議決定されました。児童手当の大幅拡充、高等教育費の負担軽減、出産費用の保険適用、106万円・130万円の壁の見直し、出産育児一時金の引上げや、ゼロ歳から2歳児の伴走型支援、こども誰でも通園制度——仮称ですが、これの取組など、必要な政策を速やかに実施するほか、高等教育のさらなる支援拡充などは前倒しで実施するとしています。来年度から順次始め、3年後には3.5兆円規模にするという少子化対策を実行する財源については、まだ合意が得られるものとなっていないことから、必要な施策を実施に移すのにまだまだ紆余曲折

があるのではないかと懸念されます。

知事は提案説明において、こども未来戦略方針にも言及されていますが、加速化プランにおいて実施しようとする多様な施策の中でも、知事として優先されるべき課題はどのようなものと考えられているか、お聞きします。また、知事は国の方針に呼応して、少子化の傾向を何としても反転させるべく、これまでの取組の成果や課題をしっかりと分析、検証した上で、全庁を挙げて本県の実態に応じた新たな施策の展開を図るとの決意も述べられていますが、国の実施が遅れるものでも、県が先行して取り組もうとする課題はないのか、知事にお聞きします。

今回のこども未来戦略方針に掲げられている事業は、幾つかの省庁で横断的に取り組まれることとなるものもあろうかと思うのですが、県では窓口を一本化して、ワンストップで市町村や県民からの相談に応じられるようなことができないうか、知事にお聞きします。

2月定例会でも、保育士の配置基準の見直し等について質問させていただきましたが、今回のこども未来戦略方針にも、「幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～」が盛り込まれており、本気で取り組まなければならない課題として、引き続き保育サービスの拡充と保育士の確保、処遇改善について質問させていただきたいと思います。

例えば、現場ではコロナ禍での対応として、3密を避けるために部屋を増やせば、当然保育士を確保しなければならない、そのために園児が減少したとしても、確保が困難な非常勤保育士を継続して雇用しておかなければならないということで、御苦労されてきたお話も聞きます。

そんな中で、今後念願かなって配置基準が改善されたとしても、基準を満たすための保育士の確保に追われることとなります。保育補助とはいえ、無資格者の配置は質の低下にもつなが



り、あってはならないと指摘されてきたことを招きかねない中で、保育士の養成もセットで行わなければなりません。そして、処遇改善も求められており、各種の処遇改善加算が実効性のあるものでなければなりません。

そこで、2月定例会に続いてお聞きしますが、保育士確保にもつながる抜本的な人材育成と処遇改善をどのように行うのか、教育長にお聞きします。

また、保育士を県内に招き入れるぐらいの本県独自の取組ができないか、知事にお伺いします。

続いて、災害対応について順次お尋ねします。

まず、事前復興についてです。2月定例会では、事前復興としての仮設住宅確保の重要性について質問させていただきました。今回は、12年目の3・11の夜、石巻市雄勝町の、雄勝地区を考える会代表をされている宮城大学特任助教の阿部晃成さんとオンラインでつないだ、私たちの住む下知地区の講演会で、石巻市雄勝町が10年間の復興過程で人口が約4分の1に減少したことの分析から、復興の過程で被災者を見捨てないこと、そのためにも事前復興計画そのものが住民主体で策定されなければならないということを変更して学ばせていただきました。

高知県は、令和4年3月に事前復興まちづくり計画策定指針を取りまとめ、今年2月には復興方針草案をまとめられました。その基本理念は、事前復興まちづくり計画策定指針において、被災後それぞれの地域に住み続けることができるよう、自分たちの地域の被災状況をイメージするとともに、新しい町の姿を描くランドデザインの本柱として示した県の基本理念であります。これらの復興理念に沿った備えを前倒して行うことこそが事前復興ではないかと思っておりますし、そうすることで知事の言う安全・安心な高知に一步近づくのではないかと思っていま

す。

私は、これまで事前復興まちづくり計画策定指針の在り方や策定過程について、一貫して住民が主体となって進めていただくことを求めてまいりました。そして、県は沿岸19市町村で策定議論をしていく際に、そのことを留意して進めていただくと言われてきました。

着手するに当たって、市町村ではそのような取組になっているのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、なりわいの再生について事前に取り組んでおく課題として、事業所BCPの視点で商工労働部長にお聞きします。これまで事業所BCPの策定が、50人規模未満の中小事業所などではあまり進んでいないと踏まえて、一步前に踏み出すためにも、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を、経済産業大臣が事業継続力強化計画として認定する制度が進められており、認定を受けた事業者は税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられることになっていますが、この制度についてお聞きします。

この、国の制度による事業継続力強化計画の本県の認定件数について、まず商工労働部長にお聞きします。

県では、この計画策定を促すためにどのような取組をされているのか、併せて商工労働部長にお聞きします。

そして、認定事業者には、計画策定後、次への備えとしてどのようなことが求められているのか、商工労働部長にお聞きします。

次は、災害ケースマネジメントについてであります。令和2年9月に初めて災害ケースマネジメントの課題をこの議会で取り上げて以来、県は南海トラフ地震対策行動計画に盛り込み、本年度中には市町村と個別支援体制の構築に係る協議検討、手引等の作成をすとし、来年度

からは市町村において個別支援体制の構築に着手するとの計画を予定されています。

一方、内閣府では、昨年3月に災害ケースマネジメントに関する取組事例集や、今年3月に災害ケースマネジメント実施の手引きを取りまとめられています。この内閣府の事例集や手引を参考にすることはあっても、高知県版への単なる焼き直しではなく、想定される様々なフェーズの様々な課題の見極めが必要となりますので、想像力を働かせながら、どのように寄り添う支援をしていくのかが求められます。そのためには、県版手引の策定過程で、実際被災地に関わってきた方々から直接学ぶ必要性もあります。

県版手引をどのように策定する予定か、危機管理部長にお聞きします。

また、国は災害ケースマネジメントに関する内容を防災基本計画に位置づけていますが、県はじめ市町村も地域防災計画に盛り込む必要があるのではないかと考えますが、危機管理部長にお尋ねします。

災害ケースマネジメントの実施による支援が必要な被災者の中には、被災による生活の困窮、病気の悪化、コミュニティからの孤立などにより、福祉的な支援が必要となる方もおられます。災害に起因し福祉的な支援を必要とする被災者については、平時から福祉サービスを受ける被災者と同様に、平時の福祉サービスの枠組み制度を活用して支援を実施することも考えられます。平時と災害時の支援は同一の枠組みで実施できれば、支援をシームレスに行うことができるという利点があることから、地方自治体においては、平時の福祉政策の検討実施の段階から、平時の枠組みを活用した災害ケースマネジメントを実施することについても積極的に検討されることが必要だと思います。

そこで、県や市町村の地域福祉計画に災害時

の取組の一環として、災害ケースマネジメントを規定するとか、重層的支援体制整備事業等、平時の福祉政策を活用した取組ができるように位置づけておくことが求められるのではないかと思います。子ども・福祉政策部長にお聞きします。

災害ケースマネジメント実施者への研修で担い手を増やすことについては、県職員、市町村職員の研修を事前に行っておくことが必要だと思います。そのことが、平時から住民に寄り添う伴走支援のできる職員を養成することとなり、平時には地域共生社会づくりを担える職員の養成にもつながると思います。

手引策定後には、災害ケースマネジメント実施者への研修をどのようにしていくつもりか、危機管理部長にお聞きします。

災害対応の最後に、災害救助法について子ども・福祉政策部長にお聞きします。災害救助法は、1946年の昭和南海地震を契機に1947年に成立し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としています。

災害救助法の最大の特徴は、災害時に被災者救助、衣食住の支援、応急復旧行動などが実施される根拠を明確にしていることと、そのための国の予算措置が明確にされていることです。救助の種類も一般基準や特別基準の例にしても、災害ごとに様々な通知文書が出されて、災害に応じた対応がされているだけに、災害形態や規模が多様になっている今こそ、自治体はこの災害救助法の改定等をしっかりと見極めて、いかに被災者に寄り添った救助をしていくのかが求められています。今回は、対象となる災害については、災害救助法施行令第1条で1号から4号まで定められていますが、とりわけその4号適用について質問します。

内閣府も、災害救助法の目的が被災者の保護

と社会の秩序の保全のためであることから、何よりも迅速な法適用が必要であり、災害時に迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべきとの見解を示していますが、本県はこれまでに4号基準を適用した災害はどのようなものがあるのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

また、その場合、内閣府との協議において、多数の者が避難して継続的に救助を必要とするという場合の多数とか避難の解釈をめぐって4号適用を渋るということなどはなかったのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

県のホームページには、市町村職員向けの災害救助法についてのページに、対象となる災害の4号適用について示されています。これからも災害が頻発する可能性のある時期を迎える中、今後も県民の保護のために、ちゅうちょすることなく積極的に4号適用の判断をお願いしておきたいと思いますが、子ども・福祉政策部長の決意をお聞きいたします。

次に、四国カルスト県立自然公園の探勝路整備事業を踏まえた、公共事業の在り方について質問させていただきます。

高知県が行った四国カルスト県立自然公園の探勝路整備事業において、希少植物の自生地が一部失われた問題で、県議会商工農林水産委員会でも昨年来継続して議論がされており、5月25日に現場を視察させていただき、関係者の方々とも意見交換をさせていただきました。

6月12日には、希少植物等保全対策検討委員会の初会合が開催されていますが、報道によりますと、県からの説明に対して委員からは、1年2年では多分戻らない、造ってしまったものをどう活用していくか、どうやって自然に、元に戻していくのか早く議論していくべき、観光誘致を行う立場にあるが今回の工事はやり過ぎだ、ここまでの道が必要だったのか、自然への

配慮が足りない開発だなどと厳しい意見が相次ぎ、高知大学名誉教授石川慎吾委員長は、将来の世代にわたり自然資源を残していくということを念頭に議論していくべきと言われていたとのことです。

このような事態を招いたこの天狗高原遊歩道の工事に至る過程で、県は工事の特記仕様書で希少植物の適正な保存などについて求められていなかったのでしょうか、林業振興・環境部長にお聞きします。また、今回設置したような希少植物等保全対策検討委員会をなぜ事前に設置して、十分な検討がなされなかったのか、併せてお聞きします。

また、今回の探勝路整備の際に、アスファルトで舗装した理由として、車椅子やEバイクでも散策できればということが挙げられています。

バリアフリー観光のアドバイザーやEバイクの利用者などからの意見を聴取するとともに、それを反映させたことによってこのようになったのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

県は、大規模な公共事業などを実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのように影響を及ぼすのかを調査、予測、評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聞きながら環境の保全について適正な配慮をするために、本県でも高知県環境影響評価条例を基に対応してきています。しかし、その際には、対象となる事業としての種類や規模が定められている中で、今回の整備事業はその対象となっていないとの見解をお持ちかと思いますが、種類、規模によって対象とならなくても、今回のような事案が生じるということを鑑みれば、平素から工事周辺地域の生物多様性や生態系の情報を把握した上での対応が求められるのではないのでしょうか。

今まさに観光は、らんまんブームで高知県の自然がアピールポイントになっている時期でも

あります。その高知県で今回のような対応がされているとしたら、四国カルストの観光客にとっても、あの整備された探勝路での散策に二の足を踏まれるのではないのでしょうか。

今回の事案も踏まえ、今後の県の公共工事における自然環境の適正な保全などにどのように生かしていこうと考えられるのか、知事にお聞きします。

今年度が生物多様性こうち戦略の改定に当たっているとのことですが、この戦略には、本県の現在の状況は、生物多様性に対する理解は進んでいるものの、その劣化に歯止めをかける行動に結びついていないのではないかと想定されていますとあります。しかし、劣化に歯止めをかけられていない一つの理由として、公共工事の進め方によるものがあると思われま

そこで、生物多様性こうち戦略の改定に当たっては、そのような公共工事との向き合い方などについて検討できないか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

最後に、会計年度任用職員の勤勉手当支給など、処遇改善について総務部長にお聞きします。

昨年6月定例会で、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書議案を提出し、その際の賛成討論の中でも、会計年度任用職員は常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況であり、安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員等のさらなる処遇改善、雇用安定は急務であり、とりわけ短時間勤務の会計年度任用職員については、地方自治法上、各種手当のうち期末手当のみしか支給できず、給与の引上げが反映される勤勉手当の支給を求める声が多いことに言及しました。しかし、残念ながら提出会派の私ども県民の会、そして共産党会派以外の会派の皆さんには反対をされることになってしまいました。

その後、国では全国の会計年度任用職員の声に応える形で、会計年度任用職員に対する勤勉手当支給については、地方自治法第203条の2第4項の改正により、パートタイム会計年度任用職員に支給できる手当に勤勉手当を追加する形で規定され、2024年4月1日施行となりました。委員会審議の中でも総務大臣は、必要な経費については支給に向け各自治体に対する調査を考えており、その結果を踏まえて、地方財政措置をしっかりと検討するとの考え方も示されていますし、附帯決議においても適切な給与決定に向けた助言、必要となる財源の確保等が盛り込まれています。

そこで、県は今後条例改正を含めて、どのようなスケジュールで会計年度任用職員への勤勉手当の支給に取り組んでいかれるのか、総務部長にお聞きします。

なお、総務省は必要な経費について、支給に向け各自治体に対する調査を行うとのことなので、しっかりと地方財政措置が図られ、財源確保に努めていただくよう、決意を総務部長にお伺いします。

また、県内各市町村でも遅れることのない措置が図られるよう助言ができるのか、総務部長にお聞きいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、秋の知事選挙に向けまして、推薦依頼をしたそれぞれの政党との距離感についてお尋ねがございました。

私は、引き続き共感と前進を基本姿勢といたしまして、一層元気で豊かな高知県を次の世代に引き継いでいきたいという考えの下、2期目の県政運営に当たるべく、秋の知事選挙に挑戦をすると、そうした意思を表明いたしました。



その場合、行政トップの立場としては、できるだけ幅広い支持を結集することが、中央に対しましても政策を進める上でも力になります。そうしたことから、県勢浮揚のために、与野党問わずそれぞれの政党に対して幅広く支持、御協力をいただき、政策を進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、高野光二郎前参議院議員の辞職表明会見への感想、投票率への影響についてお尋ねがございました。

今回の高野氏によります元秘書への暴行につきましては、国民の負託を受け、高いコンプライアンスを求められる国会議員として、あるまじき行為であるというふうに考えております。こうした事態を受けて開かれました今回の記者会見におきましては、高野氏が辞職という政治家として最大の決断をもって責任を取ったというふうに受け止めております。

一方、会見におきまして、暴行の経緯などを明らかにせず、また報道関係者からの質疑にも応じない形で会見場を後にされました。こうしたことは、県民の皆さんへの説明責任を十分に果たしたとは言えない状況だと考えておりました、私としても残念に思うところであります。

こうした一連の対応の投票率への影響につきましては、一概には言えないとは思いますが、有権者の皆さんの政治不信あるいは政治への無関心を招くことを通じて、投票率の低下につながりかねないという懸念は持っております。我々政治家は、有権者の皆さんからの信頼あってこそ、その任にあるということ肝に銘じ、常に襟を正さなければならないと改めて考えているところでございます。

次に、高知市長選挙の構図が知事選挙にどのように影響するのかについてのお尋ねがございました。

今年の秋に行われます高知市長選挙には、こ

れまでに桑名龍吾前県議会議員と岡崎誠也現市長、お二人の方が立候補を表明されております。一方で、このほかにも出馬を模索する動きも見られておまして、現時点で市長選挙の構図はまだ固まっていない状況だと考えております。このため、今この段階で知事選挙への影響について申し上げるような段階にはないというふうに考えているところであります。

次に、国の防衛費の増額の必要性、財源措置への評価についてお尋ねがございました。

ロシアのウクライナ侵攻をはじめとしまして、国際情勢がさらに厳しさを増している中でございますので、国民の生命、財産を守るために防衛費予算を増額し、我が国の防衛力の強化を図る、その必要性については理解ができるところであります。

政府におきましては、増額に必要な財源を確保するために、歳出改革や税外収入の活用など、できる限り国民負担を避ける方針といたしております。この点は、県議会の議決でも求められた点であると承知しておまして、一定程度評価をできるものではないかというふうに考えます。

一方、財源の一部というふうにされております法人税などの増税の実施時期も含めまして、安定的な財源の確保が課題であるというふうに認識をいたしております。将来世代に負担を先送りすることがないように、今後国会においてしっかりと議論を行っていただきたいと考えております。

次に、マイナンバーに関するトラブルへの対応につきまして、自治体に負担を強いることに関します見解がどうかというお尋ねがございました。

今回の一連のトラブルの主な原因は、人為的なミス、システム不具合といったところにありまして、急速にカードの普及が進む中で大量に



事務処理を行わなければならなかったと、そういった事情は背景にはあったとは思いますが。

しかしながら、マイナンバー制度はデジタル社会の基盤でございまして、今後行政の効率化、住民サービスの利便性向上を行っていくための、まさしく要となる重要な制度であります。その信頼を大きく損なう形で、個人情報に関わる取扱いのトラブルが頻発をしておりますことは、大変遺憾に思います。

先日、国はマイナンバー情報総点検本部を設置いたしまして、マイナポータルで閲覧可能な全ての情報項目について、ひもづけの正確性を秋までに点検するという方針を決定いたしました。総点検を行うこと自体は信頼回復のため、そしてデジタル社会に向けた取組を引き続き推進していくために欠かせないというふうに認識をしております。

一方で、このことによって地方自治体に対して過度な人的な負担を生じさせることがないように、国には効率的、そして効果的な点検の手法などを具体的に、かつ早期に示していただきたいと考えております。

次に、いわゆるマイナ保険証への来年秋の一本化、そして現行保険証廃止の評価についてのお尋ねがございました。

いわゆるマイナ保険証の活用は、医療機関におきまして正確な診療などの把握あるいは重複した投薬の防止など、被保険者にとってより適切な医療につながるといった様々なメリットも期待をされているわけでありまして。ただ、いろいろな御事情がある中で、マイナ保険証への切替えによります保険証の廃止についていけないという思いをお持ちの方も、少なからずおられるというふうに思います。そういった方には、現行の紙の保険証を経過的に使用する、これは1年間そういう想定がされておりますし、また保険証に代わる確認書、資格確認書を交付する

といった対応が既に示されておるところであります。

今後、トラブルの再発防止、信頼回復に取り組みまして、国民の不安を払拭するというのが大前提となるというのは当然であります。ただいま申し上げましたような経過的な措置も既に設けられておりますので、こうした措置も活用して、段階的に理解を得ながら進んでいくということが望ましいのではないかと考えております。

次に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に関する評価、各自治体の取組に影響を与える可能性がないかと、こういったお尋ねがございました。

まず、今般成立しましたLGBTの理解増進法におきましては、基本理念といたしまして、性的少数者であることを理由とする不当な差別があってはならないということが明文化をされたところでありまして。こうした形で、LGBTの理解増進に関する施策のよりどころとなります法律が成立をいたしましたことは、性的指向などに関する多様性が尊重される社会に向けまして、一歩前進したというふうに受け止めております。

また、この際、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意するという条文が新設をされたわけでありまして。この条文の趣旨は、性的な少数者も多数派もお互いの人権を大切にす社会実現を目指すと、そういったものと承知をしております。各自治体におけます多様性の尊重に向けた取組を抑制するようなものではないというふうに考えております。

県といたしましても、この法の趣旨にのっとりまして、市町村におきます、いわゆるパートナーシップ制度の広域的な調整役あるいは橋渡し役を担うといった形で、多様性が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

ります。

次に、GX——いわゆるグリーントランスフォーメーションであります——脱炭素電源法の成立を踏まえました原子力発電の安全性の確保、そして国民への分かりやすい説明がどうかといった点についてお尋ねがございました。

御指摘がありました福島第一原子力発電所事故の教訓をないがしろにし、国民の安全を脅かし、未来世代に大きな負担を負わせるのではないかという点につきましては、安全性に関する御懸念の点だというふうに受け止めているところでございます。

この点につきまして、いわゆるGX脱炭素電源法におきましては、高経年化しました原子炉に対する規制の厳格化や、原子力発電の運転期間に関する規律の整備に関する枠組みが示されたところでもあります。その中では、運転開始後30年目からは10年ごとに原子力規制委員会が検査を行うといったことなど、安全性の確保に関する仕組みが盛り込まれました。

現在、原子力規制委員会におきまして、専門的な見地から審査基準あるいは手続などの整備が進められておる段階でありまして、この過程におきましても、安全性を最優先として検討を続けていただきたいというふうに考えます。

一方、国民に対する説明が十分かという点に関しましては、率直に申し上げまして、この間いわゆる電気料金の値上げなどについて世論が集中をしたというようなことはございましたが、今回の法案審議の過程において十分な議論がなされなかったのではないかという声もございませし、あまり大きな報道もされなかった、結果的に国民の皆さんにあまりこれが周知をされるチャンスが多くなかったという面はあるのではないかというふうに受け止めております。

このため、国におきましては、不安の声あるいは懸念の声をしっかりと認識いたしました上

で、引き続き国民に対しまして、丁寧で分かりやすい説明を行う努力を続けていただきたいというふうに考えております。

次に、伊方原子力発電所の稼働延長の可能性への不安についてのお尋ねがございました。

伊方発電所につきましては、1号機と2号機は既に廃炉の方針が決定をいたしておりますが、3号機は稼働開始から28年が経過した、そういう段階であります。したがって、今回の法改正によりまして、3号機につきましては従来の想定よりも稼働期間が延長される可能性はあるというふうに考えます。

原子力発電施設の稼働に当たりましては、万全の安全対策を講じていただくということが何よりも重要であると考えております。四国電力に対しても、この点は平素よりお願いをいたしておるところであります。

さらに、国民が原子力発電の稼働期間の延長に不安を感じることをないように、国の規制委員会におきましても、その規制に係ります制度の詳細について、安全性を最優先に検討を続けていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、出入国管理及び難民認定法の改正の評価についてのお尋ねがございました。

今回の法改正は、主として本国への送還を逃れるために難民申請を繰り返すことで収容が長期化する、送還忌避問題を解決するためになされたというふうに承知をいたしております。具体的には、テロリストや3年以上の刑に処せられた者につきましては難民申請中であっても送還することとされたほか、難民申請が3回以上になりました場合には相当の理由を求めるといった規定が新たに置かれたというところでございます。

ただ一方で、今回の改正におきましては、御指摘もありましたスリランカ人女性の長期収容

に伴います死亡事案を受けまして、例えば、家族や支援者などの監理人の下で生活をできる制度を創設する、あるいは常勤医師の確保などの改善策も講じられているというふうにお聞きをしております。加えまして、ウクライナなどの紛争避難民など、条約上の難民には該当しないものの、準難民として在留できる人道上の配慮制度も新たに設けられたということでもあります。

今回の法改正に関しましては、様々な御意見がございますけれども、ただいま申し上げましたように、一方では外国人の人権を尊重しながら、適正な出入国管理を実現するという意味で、バランスが取れたものとなっているのではないかというふうに、私としては受け止めているところでございます。

次に、この件に関連いたしまして、スリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリさんの人権が尊重されていると思うかどうかというお尋ねがございました。

この、入管施設に収容されておりましたウィシュマさんが、苦しまれた上にお亡くなりになられたわけであります。出入国在留管理庁の一連の対応におきまして、人道上の配慮が足りなかったのではないかというのが私の率直な感想であります。御本人、御遺族の皆様のことを考えますと、大変心が痛む思いでございます。今後は、施設に収容された方の精神面、体調面などを十分考慮していただきながら、これまで以上にきめ細かな人道上の配慮がされていきますことを願いたいと存じます。

次に、国連人権理事会におきます見直しの要求につきましてのお尋ねがございました。

この件に関連して、国連人権理事会の特別報告者からは、我が国におきまして入管施設に収容させる原則になっていること、あるいは強制送還の制度が取られていること、こういった点が国際人権基準を満たしていないのではないか

との指摘があったというふうに承知をいたしております。

今回の法改正におきましては、ただいま申し上げましたように人道上の配慮に関する制度が拡充されたところでありますけれども、今後もより一層、適切な出入国管理制度の在り方について国政の場で議論がされるということを期待いたしているところであります。

次に、県議会議員選挙におきます投票率の低下や無投票の増加についてのお尋ねがございました。

4月に執行されました県議会議員選挙におきましては、投票が行われた全ての選挙区で投票率が過去最低となりまして、全体の投票率も41.29%と4回連続で過去最低を更新いたしました。この点につきましては誠に残念に思っております。また、御指摘もありましたが、17選挙区中9選挙区が無投票となりまして、こちらについても過去最多となったところであります。

こうした投票率の低下や無投票の増加は、その時々政治課題や争点の有無、あるいは個々の選挙区事情などにも影響されるものでありまして、そこに至った要因について多面的に分析をする必要があると考えます。今回の選挙におきましては、経済対策あるいは人口減少といった課題への具体的な対策面で明確な対立軸が提示をされなかった、そのために有権者の関心がいま一步高まらなかったといったことも要因になったのではないかというふうに考えております。

しかしながら、選挙は言うまでもなく民主主義の基本であります。多くの有権者の方々に投票いただきまして、その意見を反映した県政が実現されることが望ましいと考えております。また、私自身もそうでありますけれども、当選した以上は、自分に投票していただいた方だけではなくて、県民の皆さん全体の利益を考えて

行動していく、そうした言わば全体の奉仕者としての立場が求められると、そういった立場にあるというふうに考えております。

そうした意味からいたしましても、無投票ではなく投票が行われ、しかもできるだけ幅広い有権者が投票に参加をいただく、結果として投票率が上がるという状態が一般的には望ましいというふうに考えております。

次に、知事選挙の投票率を上げていくために何が大事と考えているかというお尋ねがございました。

先ほど申しましたように、投票率は一般的に立候補者の構図がどうなっているか、また大きな争点があるかないかなどによって左右をされるというふうに考えられます。こうしたことを考えますと、常日頃から地域の課題あるいは潜在的な争点となり得る点につきまして、県民の皆さんに十分に理解をしていただいております。ということが必要ではないかと考えます。

現職の知事であるという立場も踏まえまして、日頃から情報発信の仕方を工夫して、県民の皆さんの県政への関心を高めるように努力をしております。その上で、選挙戦の構図が固まった後には、それぞれの候補者が論点を明確にし、有権者に分かりやすく訴えることが必要だと考えますので、そうした考え方で対応してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況と今後の見通し、また今後の感染状況に応じた情報提供の在り方についてお尋ねがございました。

県内の感染状況は、5月の下旬頃から増加をしております。5類移行前の同じ定点医療機関の実績と照らし合わせますと、2月下旬と同程度の1日当たり100人から150人程度の新規感染者に相当する、そうした水準になっているものというふうに推測をいたしております。この

新規感染者数や入院患者数の状況から申しますと、5類移行前の県独自の対応の目安に当てはめると、6段階のうち下から2番目の注意の水準に位置するというものと考えております。

現在、御指摘もありましたように、全国的に感染は増加傾向にあると考えておまして、国の専門家会議、厚労省のアドバイザリーボードにおきましては、今後夏にかけて一定の感染拡大を来すということも想定をされているところであります。

こうした状況を踏まえますと、県といたしましては、感染の際重症化することが心配をされます高齢者や基礎疾患をお持ちの方には、積極的にワクチンの追加接種、いわゆる6回目の接種をお願いしたいと考えております。また、新型コロナウイルス感染症に関する質問や御不安のある方につきましては、各福祉保健所で御相談に対応いたしておりますので、御利用いただければありがたいと存じます。

県民の皆さんへの情報提供といたしましては、週1回の発生状況についての情報提供と併せまして、注意点などをお知らせしております。現在では、換気や手洗い、消毒などをお勧めしているところでございます。今後、感染状況が大きく拡大することが見込まれる場合には、国からの情報も踏まえまして、より踏み込んだ感染対策を随時県民の皆さんに呼びかけてまいり、そういったことを想定しているところでございます。

次に、いわゆるこども未来戦略方針に関しまして、優先されるべき課題が何か、また県が先行して取り組むべき課題は何かというお尋ねがございました。

現在、国におきましては、この戦略方針に掲げます施策の速やかな実施に向けた検討が進められております。私といたしましては、例えば男性の育児休業の取得促進に向けた制度、ある



いは柔軟な働き方につながる労働法制の整備など、国の責任において社会全体の構造でございますとか意識を変えていく、そういった施策を優先して実施に移していただきたいというふうに考えております。

本県においては、少子化対策を抜本的に強化いたします観点から、まずは若年層の人口減少への対応が先行して取り組むべき課題だというふうに考えております。そのため、若年層の定住あるいは中山間対策を意識した女性の活躍などに向けまして、全庁的に施策を検討してまいります。

具体的に想定をしておりますのは、女性にニーズの高い事務系企業の誘致を進めますほか、これまで男性中心の職場とされてまいりました、例えば建設業、第1次産業などの分野でも、デジタル技術の活用などによって女性の進出を後押ししていく、そうした施策が必要というふうに考えております。また、男女の固定的な役割分担意識の解消などによりまして、地域社会の意識を変えて、若い女性にとって魅力ある地域をつくるということも、極めて重要ではないかと考えております。

このような観点から、お話のありましたこども未来戦略方針に掲げました施策のうちでは、男性の育児休業の取得促進ですとか、子供、子育てに優しい社会づくりに向けた意識改革、こういった部分について特に力を入れて、県としても取り組みたいと考えております。子育て世代の若い方々に選んでいただける、こどもまんなかの高知県を目指しまして、全国を先導する覚悟で少子化対策を抜本的に強化してまいります。

次に、このこども未来戦略に関連いたしまして、県での窓口を一本化して、ワンストップで相談に応じられないかというお尋ねがございました。

この戦略方針に掲げられております諸施策は多岐にわたります。国のみならず本県におきましても、子ども・福祉政策部、教育委員会を中心に各事業を所管する部署が分かれているところでございます。市町村や県民の皆さんからの御相談につきましては、所管が一義的に明確なものについてはそれぞれの窓口で対応するのが、結局は話が早いということだと思いますし、そうした対応が基本だと考えますが、一方で所管が明確でないものも現時点においてはあり得ると思います。こうしたものにつきましては、当面子育て支援課が一元的に御相談を受け付けまして、庁内の関係課と責任を持って調整しながら、しっかりと対応してまいります。

次に、保育士の確保に関する本県独自の取組はどうかというお尋ねがございました。

今月、国において決定をされましたこども未来戦略方針におきましては、幼児教育・保育の質の向上として、本県からも提言してございました保育士の配置基準の改善が盛り込まれております。他方で、御指摘もありましたように、今回の手厚い配置を可能とするためには、子供の成長を支え、安心して預けることのできる保育士をしっかりと確保する、人材確保のほうも重要になるというふうに考えております。

この点、国の方針におきましては、民間給与動向などを踏まえましたが保育士等のさらなる処遇改善を検討するとされております。県といたしましては、早期の実現に向けまして、全国知事会などとも連携をして、引き続き積極的に提言を行う考えであります。

その上で、現在の保育士確保対策につきまして、例えば移住促進策と連携したPRを強化することができないかといった点を含めまして、もう一段充実できないか、教育委員会と一緒に検討してまいりたいと考えております。

最後に、四国カルストにおける探勝路の整備



の事案も踏まえまして、今後の県の公共工事などのように教訓を生かしていくかというお尋ねがございました。

県におきます公共工事におきましては、高知県環境影響評価条例などに規定をいたします一定規模以上の事業を実施しようとするときには環境影響評価を行いまして、環境の保全に配慮し、取り組んでまいっております。また、県では、環境影響評価の対象とならない規模の公共工事におきましても、貴重な動植物の生息が想定をされる場合には事前に調査を実施するといった形で環境の保全に取り組んでまいりました。

しかしながら、今回の事案では、地域住民の方々あるいは現地の植物に精通した専門家の方々などへの、現地の希少植物に関する情報の確認が十分ではなかったというのが反省点だと考えております。そのため、まずはできるだけ早い時期から工事に関する情報を地域の方々に提供し、希少な植物などの情報を幅広く収集していくということを徹底してまいります。さらに、こうして得られた情報につきまして助言が得られますように、知見を有します専門家あるいは学識経験者などの情報を整備いたしまして、担当の部署がこうした専門家の方々に事前に確認できる、そうした体制を整えてまいります。

こうした取組を公共工事全般に適用していくということによりまして、環境の保全への配慮を徹底してまいる考えであります。

私からは以上であります。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

○選挙管理委員長(土居秀喜君) 投票率の向上に向けた本県の取組状況とその効果についてお尋ねがございました。

まず、令和元年に県内の高校3年生を対象に行ったアンケート結果を踏まえ、学校からの働きかけが重要なことから、教育委員会と連携し

た各学校での投票参加の呼びかけや、選挙や政治への関心の低さが問題なことから、出前授業の回数や対象の拡大、また情報収集の手段にインターネットが大きな比重を占めていることから、選挙啓発におけるSNSの積極的な活用といった取組を行ってきたところです。このほか、投票所等への移動支援につきましては、現在県内10市町村で実施しているところでございます。

こうした取組を当委員会として行ってきたところですが、必ずしも投票率の低下に歯止めがかかっていないのも事実です。このため、先ほどのアンケートでは家族で投票したといった声も多かったことから、今後は親子での投票を積極的に呼びかけてまいります。さらに、高校生による選挙事務への従事など、投票への関心を高める新たな取組にも挑戦したいと考えております。

また、期日前投票所の投票時間の弾力化につきましては、県内での実施事例はありませんが、まずは市町村選挙管理委員会に地域のニーズをお伺いしてみたいと思います。加えて、お話のありました山形県遊佐町の少年議会の取組は、投票や政治参加への意欲の向上はもとより、将来的な議員の成り手の育成という観点からも有用と考えます。このため、審議会への若者枠の設置と併せて、当委員会において議論をしてみたいと思います。

投票率の向上に特效薬はなく、これからも啓発や投票環境の向上といった各種の施策を工夫しながら、複合的に実施していくことが必要だと考えます。引き続き粘り強く取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、小・中・高等学校における主権者教育の拡充についてお尋ねがございました。

これまでも小・中・高等学校では、社会科や

地理歴史・公民科において、民主主義の意義や一人一人が政治に関わることの大切さについて学習をしております。また、総合的な探究の時間などにおきまして、地域の課題を追求し、解決策を考える取組も多くの学校で行われております。

しかしながら、令和4年度の全国学力・学習状況調査や県独自のアンケートでは、地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという項目において、肯定的に回答した児童生徒の割合は小学6年生で52.6%、中学3年生で45.1%、そして高校3年生では59.8%にとどまっております。

こうしたことの結果を踏まえ、今後は自ら社会に参画する力をより一層子供たちに育むために、児童生徒が主体となって学校行事をつくる活動や、地域の方々と一緒になって地域課題を解決する取組などを、積極的に取り入れていかなければならないと考えております。加えまして、世界の動向などにも目を向け、様々な課題について子供たち同士が考え、議論するといった学習にも取り組むことで、主権者教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、保育士の確保につながる抜本的な人材育成と処遇改善についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、保育士確保に向け、求職者と保育職場とのマッチングや、保育士を目指す学生への修学資金の貸付けに取り組んでおります。このほか、保育人材の育成に向け、保育士などを対象とした研修や、各園にアドバイザーを派遣しての助言など、非常勤職員も含めた質の向上を図る取組も進めております。加えまして、保育士の離職防止を図るため、保育士の補助を行う職員の配置への支援や、経営者を対象とした業務改善研修など、保育士の業務負担の軽減にも取り組んでいるところであります。

こうした中、今月国が閣議決定したことも未

来戦略方針においては、保育士の配置基準の改善が盛り込まれ、さらなる処遇改善についても検討する方針が示されております。県教育委員会としましては、引き続きまして知事部局とも連携しながら国に働きかけるとともに、本県の取組のさらなる充実についても検討してまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、医療機関との協定締結の状況、また予防計画などについてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

現在、新たな感染症の流行に備え、これまでの新型コロナウイルスへの対応を基に、必要な病床確保数や発熱外来、自宅療養者への対応などについて目標値の検討を行っております。目標達成を担保するため、入院や外来などの医療を担う医療機関などの協力が不可欠ですので、来月上旬までに医療機関等に意向を調査する予定です。一方、平時から感染症に関わる地域の関係者の連携を強化するための連携協議会については、現在保健所設置市、医師会、消防機関、学識経験者等と設置に向けた調整を進めており、来月中旬に第1回の会合を開催する予定です。

その後、医療機関等の意向調査結果などを踏まえ、連携協議会での議論等を経て、令和5年度中に感染症に係る医療提供体制の確保や、保健所などの体制整備などを盛り込んだ予防計画及び医療計画を策定する予定です。計画の協議と並行して個別の医療機関などとの調整を行い、令和6年度の前半までには予防計画などを踏まえた医療機関等との個別の協定を締結することといたしております。

次に、公立病院経営強化プランの策定に向けた県の対応についてお尋ねがございました。

公立病院経営強化プランには、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を

踏まえ、役割、機能の最適化や連携の強化、働き方改革や新興感染症などへの対応といった、今後必要な経営強化の取組などについて記載することとされております。

本県では、プラン策定に当たり地域医療構想調整会議での協議などを通じて、関連計画との整合性を確認するとともに、プランの内容について意見を求めることとしております。このため、各病院に対して、昨年8月及び今年4月にプラン策定の状況の調査を実施し、進捗状況を確認するとともに、国から新たに示されました新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に係る指針などについて、適宜情報共有をしてまいりました。

現在、8月を期限にプラン案の提出を依頼しており、9月以降、県内各地域に設けております地域医療構想調整会議において、各病院のプランを確認することとしております。その中で、新興感染症への対応における各病院の役割について関係者の皆様の御意見をいただきながら、地域の実情に応じた適切なプランが策定されるように助言をしてまいります。

次に、外来対応医療機関の市町村の偏在、また新たに感染拡大が生じたときの対応についてのお尋ねがございました。

6月22日現在、34市町村中32市町村の320の医療機関で外来対応が可能となっております。このうち、公表してもよいという了解を得ているのは、30市町村の286施設でございます。外来対応医療機関がない自治体は2つありますけれども、いずれも近隣の医療機関との連携が確保されております。また、医療機関が少ない自治体においても、中心となって検査に対応できる医療機関は確保されており、現状では全県で新型コロナウイルス感染症に係る外来診療はカバーできるものと考えております。

今後の感染拡大に備えまして、引き続き医師

会等と連携して、さらなる外来対応医療機関の充実に努めてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、生活福祉資金の特例貸付を受けた方の中で、低所得などの理由で償還を免除された金額と件数の全国及び県内の状況についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した世帯に社会福祉協議会を通じて貸付けを行う生活福祉資金の特例貸付は、令和2年3月から令和4年9月末まで実施をいたしました。高知県の貸付実績は2万8,872件、約115億円、全国では約380万件、約1.4兆円となっております。このうち、令和5年1月に償還が開始した貸付けは、県内では1万8,085件、約59億円、全国では約250万件で、金額は公表されておられません。

住民税非課税世帯等は償還が免除されることになっており、県内では償還対象の約51%、9,196件、約31億円が免除となっております。全国では償還対象の約36%、約90万件が免除となっております。金額は公表されておられません。

次に、生活福祉資金の償還免除者に対する自立支援の状況や、免除されなかった方への自立支援の状況についてお尋ねがございました。

生活福祉資金は、貸付けと併せて相談支援等を行うことで生活困窮者に寄り添う制度であり、社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援機関が連携し、必要な支援を行っております。

まず、特例貸付の償還が免除された世帯には、自立相談支援機関が主体となって、電話、訪問などプッシュ型の支援も含め、自立に向けた支援を行っております。また、償還が開始された世帯のうち、特に経済的な困難を抱える方につきましては、少額返済や償還猶予を御案内するとともに、自立相談支援機関や福祉事務所等の

関係機関につなぐなど、伴走支援を行っております。

県としましては、社会福祉協議会や自立相談支援機関の体制を強化するとともに、今年度県内3ブロックに新たに支援員を配置し、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携体制を一層強化したところです。貸付金の返済が生活の立て直しの妨げにならないよう、引き続き個々の状況に応じた適切な支援を行ってまいります。

次に、生活保護につながるを得ない方々への支援についてお尋ねがございました。

生活保護につながるを得ない方には、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の担当部署が連携し、支援が途切れることなく、本人の自立に向けて一体的な支援を行うことが不可欠となってまいります。そのため、担当者の相互理解を深めることや個別ケースの共有など、両制度の一層の連携強化に取り組んでおります。

相互の制度理解につきましては、今年度から生活困窮者自立相談支援の従事者と生活保護担当者が一堂に会し、両制度の連携をテーマとした研修会を開催することとしています。また、個別ケースの共有では、県内3ブロックに新たに配置した支援員が、両制度の担当者による支援会議の開催や、必要なサービスへのつなぎ等を支援してまいります。家計改善支援事業や就労準備支援事業など、両制度が共通して実施する事業も展開しながら、生活保護につながるを得ない方々への切れ目のない支援につなげてまいります。

次に、災害ケースマネジメントの地域福祉計画への位置づけについてお尋ねがございました。

被災者の自立・生活再建支援には、一人一人の被災状況や生活状況を把握した上で、被災者に寄り添った伴走型の支援が重要となってまいります。高知県地域福祉支援計画では、防災・

減災対策と地域福祉活動の一体的な推進を掲げ、地域の防災力を高めるとともに、地域の福祉活動の活性化を図ることとしております。

その取組として、相互に支え合う高知型地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制づくりを通じて、平時から災害に備えた取組を実施し、災害発生時にも活用することは有効だと考えております。そのため、今年度に改定予定の高知県地域福祉支援計画において、平時における高知型地域共生社会の実現に向けた取組と、災害発生時における被災者に寄り添った支援体制づくりが一体的に推進されるよう検討してまいります。

最後に、災害救助法の4号基準の適用事例、及び4号適用の判断と、今後の決意についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

災害救助法の適用基準の要件は、災害救助法施行令第1条第1項で定められており、住宅等への被害が生じた場合の基準である1号適用から3号適用と、多数の方が生命、身体への危害を受けるおそれが生じた場合の4号適用がございました。4号適用は、災害が発生するおそれがある地域に所在する多数の方が避難して継続的に救助を必要とする場合や、救出に特殊な技術を必要とする場合などが想定をされております。

本県における4号適用の事例は、過去10年間では、平成26年台風第11号と平成30年7月豪雨の2件となっております。これらの4号適用に向けた内閣府との協議につきましては、国や市町村と被害状況の共有を随時行い、緊密に連携したことで円滑に適用できたものと考えております。

4号適用の判断に当たっては、客観的な基準がないことから適用の判断は難しいケースがありますので、平時から適切な災害救助法の運用に向けた国や市町村との体制整備を進めてまい



ります。発災時には的確な災害情報を収集し、国や市町村との緊密な連携の下、今後も4号適用の迅速な判断に努めてまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、事前復興について、住民主体で取組が進められているのかとのお尋ねがございました。

昨年度は、事前復興の取組について理解を深めていただくため、高知県事前復興まちづくり計画策定指針を活用し、沿岸19市町村との勉強会を実施するとともに、市町村長を対象としたトップセミナーを開催いたしました。

こうした中、昨年度から計画策定に着手した高知市と黒潮町に加えまして、本年度は5つの市町が着手しており、それぞれの市町が委託業務を発注する準備段階から、事前復興室や地域本部が積極的に関わり、助言を行っております。また、発注後の協議にも参加し、推進体制や住民の参画を含めた作成手順について市町村の状況に応じたアドバイスを行うなど、伴走型の支援を行っているところです。

昨年度から着手している黒潮町では既に住民を交えた検討会を立ち上げており、本年度から着手した市町では、まずは行政の内部で地域の現状の整理や課題の分析を行った後に、住民の参画を求めていくところや、住民の意向を把握するためにアンケート調査を予定しているところもあります。また、来年度から着手する予定の四万十市では、住民を交えた策定委員会を設置するとお聞きしております。

今後も、先行事例などを紹介しながら、住民が多様な方法で計画づくりに参画できるよう、市町村に助言してまいります。

次に、災害ケースマネジメントの県版手引の策定についてお尋ねがございました。

災害ケースマネジメントは、被災状況や課題を踏まえた生活再建を支援する取組で、個別訪

問や被災者一人一人に応じた支援計画づくり、社会福祉協議会や弁護士、建築士などとの連携が必要となります。本県では、長期浸水や多数の孤立地域の発生などに加え、広域避難の可能性もあり、被災者の支援が広範囲かつ多岐に及ぶことや、期間が長期にわたることが考えられます。このため、県版手引の作成に当たっては、こうした被害想定を踏まえた内容にしていきたいと考えています。

今年度は、これまで県外被災地に出向いてお聞きした事例をはじめ、国や鳥取県、徳島県の手引を参考にしながら、まずは基本的な取組を盛り込んだバージョン1を策定したいと考えております。具体的には、実施体制の整備や人材育成などの平時の取組に加え、避難所で過ごしているときや応急仮設住宅で暮らしているときなど、発生後のフェーズごとに被災者支援の対応ポイントなどを盛り込む予定です。その後、市町村や社会福祉協議会、NPOなどの関係団体と協議を進め、研修や訓練も行いながら、本県の実情に合わせた手引へとバージョンアップさせてまいります。

次に、災害ケースマネジメントに関する内容を地域防災計画に盛り込む必要があるのかとのお尋ねがございました。

令和5年5月に修正された国の防災基本計画では、国及び地方公共団体は災害ケースマネジメントによる被災者支援の仕組みを整備するよう努めることが盛り込まれております。国の修正を受け、次回の県地域防災計画の修正時に反映させることとしており、各市町村の地域防災計画においても、その内容が反映されるよう促してまいります。

最後に、災害ケースマネジメント実施者への研修についてお尋ねがございました。

災害ケースマネジメントは、一部の自治体を除いて全国的には取組が進んでいない状況であ

り、まずは県や実施主体となる市町村の職員にその必要性について理解していただくことが必要です。このため、令和3年度には市町村長を対象にしたトップセミナーを開催いたしました。今年度は、県や市町村の職員、関係団体を対象に、災害ケースマネジメントの考え方や担う役割など、基礎的な研修を県内2か所で実施する予定です。

災害ケースマネジメントを実施する際には、県は市町村の体制づくりや人材育成の支援、専門家の派遣などの後方支援、市町村は個別訪問や支援計画づくりなどの実務を担います。また、弁護士や建築士の方々には相談対応、社会福祉協議会・NPOの方々には被災者とのコミュニケーションの取り方や課題を適切に把握するノウハウなど、それぞれの役割に応じたスキルを身につけていただくことが必要となります。

そのため、県版手引作成後は、県や市町村の職員、個別訪問を実施する方、相談員などを対象に、研修会や具体的な事例を交えたワークショップを実施するなど、実施者それぞれのスキルアップが図られるよう取り組んでまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、本県における事業継続力強化計画の認定件数についてお尋ねがございました。

事業継続力強化計画は、規模の小さな事業者であっても容易に策定ができ、かつ計画の実効性が確保されるよう令和元年度に制度化されたものであり、お話にありましたように税制面などで優遇措置が受けられるものです。この事業継続力強化計画の本年4月末時点における県内の認定件数は345件となっております。その内訳は、事業者が単独で計画を策定する単独型が340件、複数の事業者が原材料や部品の確保の協力的体制を構築するなどの連携型が5件となってお

ります。

次に、計画の策定を促すための取組についてお尋ねがございました。

本県においては、事業継続力強化計画の策定を促すための講座を昨年度から実施しているところです。この講座は、専門家による指導の下、その場で計画を策定していただくことで、1日で申請手続に必要な書類を完成できるプログラムとしております。その上で、確実に認定まで結びつくよう、講座終了後のサポートも実施しております。

昨年度は、高知市など県内4地域で講座を6回開催し、オンラインでの参加を含めまして62社、79名の方々に御参加をいただきました。今年度も昨年度と同様に県内4地域で講座を6回開催することとしております。昨年度は講座の開催時期が夏場に集中しておりましたが、この時期が繁忙期の事業者もおいでますので、今年度は開催時期の分散化を図ってまいります。

また、未策定の事業者には、直接講座の御案内も行っていくこととしております。こうした取組によりまして、より多くの事業者に参加いただくよう努めてまいります。

最後に、認定事業者に求められる計画策定後の取組についてお尋ねがございました。

認定事業者には、策定した計画の実効性を高めることが何より求められます。具体的には、有事の際にしっかりと事業継続できるよう、計画内容について従業員に理解を浸透させるための社内研修の実施や、初動対応の訓練の定期的な実施といった平時の対策のほか、こうした取組で得られた結果を基に計画の見直しが求められます。

また、自家発電設備の導入など、事前対策の整備を計画に盛り込んでいる場合には、この整備を早期に行っていただくことも求められます。その際には、低利融資や税制といった認定に伴

う優遇措置を積極的に活用していただきたいと考えております。このほか、認定を契機として事業継続力をより高めるため、BCP策定の検討も行っていただきたいと考えております。

より多くの中小・小規模事業者の皆様が地震を含めた様々なリスクに対応し、有事の際にもしっかりと事業継続ができますよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

**○林業振興・環境部長（武藤信之君）** まず、天狗高原遊歩道の工事における特記仕様書と検討委員会の設置についてお尋ねがございました。

四国カルスト県立自然公園の自然探勝路の整備に当たりましては、工事発注前を含めまして現地調査等を複数回行いましたが、その際、希少植物については生育を確認できませんでした。このため、特記仕様書におきましては、希少植物の適正な保全についての記載はしておりません。また、希少植物の生育を確認できなかったことや、今般の自然探勝路の工事の規模であれば専門的な検討は必要とされていないことから、整備事業前に専門的な委員会は設置しておりません。

次に、今回の工事は、バリアフリー観光のアドバイザーやEバイクの利用者などからの意見を踏まえ、整備したのかとのお尋ねがありました。

この整備に際しては、優れた風景地である四国カルスト県立自然公園について、バリアフリー化などにより利用者が安心して自然を楽しんでいただけるよう、地元の意向を踏まえ、Eバイクや自転車、さらには車椅子なども通行可能なものとしたところです。この整備に当たりましては、バリアフリー観光のアドバイザーやEバイクの利用者から直接意見を聞いておりませんが、設計段階から工事に至るまで関係者と協議を重ねながら、自転車道や遊歩道のバリアフリー

化に関する基準に基づき、工事を進めたところでございます。

なお、現在遊歩道周辺の希少植物の再生に向けた対策について、検討委員会を設置して専門家に御意見を伺う取組を進めておりますが、これと並行して、公園利用者に対しアンケート調査を行っております。こうして得られました情報、御意見を基に必要な対策を取りまとめ、天狗高原における希少植物の再生などに取り組んでまいります。

最後に、生物多様性こうち戦略の改定における公共工事との向き合い方などの検討についてお尋ねがございました。

生物多様性こうち戦略は、高知県の生物多様性が豊かに維持されている社会を実現するための総合的な指針として策定しており、来年度には改定することとしております。その改定については、環境審議会の御意見を伺いながら、これまでの取組や現状と課題などについて整理し、新たな短期目標や行動計画を策定することとしています。その中で、公共事業等についても周辺の環境等について調査を行うことなど、今般設置しました希少植物等保全対策検討委員会における意見も参考に検討を進めてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

**○総務部長（徳重覚君）** まず、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関して、今後のスケジュール及び財源確保についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答え申し上げます。

会計年度任用職員の勤勉手当に関しましては、今回の地方自治法の改正を受け、今月9日に総務省から適切に支給すべきとの技術的助言が行われました。あわせて、事務処理マニュアルが示されたことから、現在検討を行っているところでございます。

具体的には、総務省の助言に沿って、実際の

勤務期間に応じた期間率や、人事評価の反映を含めた成績率の取扱い、またその運用方法などを精査する必要がございます。また、令和6年度から支給するよう助言もあることから、給与条例の改正は本年の12月議会にお諮りすることになるのではないかと現段階では考えております。

加えて、勤勉手当を支給するためには財源確保も必要となります。このため、本年3月に全国知事会から国に対し、勤勉手当の支給に当たって増加する財政需要については、地方財政計画の歳出に確実に計上することとの申入れを行いました。また、今月1日に開催されました総務省主催の四国ブロック地方財政連絡会議におきまして、私自身からも総務省の幹部職員に直接要望したところでございます。今後も、全国知事会と連携するとともに、私自身も機会を捉えまして、財源確保に向けて国に対し、しっかりと要望してまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員への勤勉手当支給に関し、県内市町村に対する助言についてお尋ねがございました。

市町村に対しましては、国が示す制度の概要やマニュアルなどの速やかな周知のほか、市町村への直接訪問や業務ヒアリングなどのあらゆる機会を捉えて、令和6年度からの支給に向けた助言を行っているところでございます。今後も市町村からの問合せへのきめ細やかな対応のほか、県における検討状況を可能な限り情報提供することで、市町村の制度設計を後押ししてまいります。

○31番（坂本茂雄君） 2問をさせていただきたいと思います。それぞれに御答弁ありましたが、残された時間の中で幾つか確認をさせていただきたいと思います。

1つは、知事、一番最初にお伺いした、私がお聞きしたのは、それぞれの政党との距離感に

についてお聞きしたのであって、知事の答弁は、なぜ推薦依頼をしたかの経過説明にしかすぎなかったというふうに私は思っています。そういった意味では、もう一度、それぞれの政党との距離感をどういうふうに日頃から捉えているのかということをお答えいただきたい。

それは、例えば国会における与野党対決法案の問題点等についてそれぞれお答えいただきましたけれども、これについても私は幾つか指摘をしたい点もありますが、もう時間の関係でそれぞれできませんが、ただこういう法案に対しての知事の先ほど述べられた姿勢が、またそれぞれの推薦依頼をした政党との距離感にもつながってくるというふうに私は思っています。ですから、この国会におけるそれぞれの法律に対する知事の姿勢というのは、ある意味、推薦依頼をされた政党の皆さんにとっては、一つの距離感を推しはかるものではないかなというふうに思っています。取りあえず、ここではまずその距離感の問題について改めて知事に答弁をさせていただきたい、そのことをお願いします。

もう一つは、4番の子育て支援の関係です。こども未来戦略方針等、高知県が力を入れて取り組まなければならない課題、それについての知事の答弁がございました。いずれにしても、若年層の定住の問題などを含め、女性の雇用の場の確保、そういったことなどについて、これから積極的に進められていくというふうなお話がありました。そのためにも、例えば先ほど共産党のはた議員が言われた賃金の問題なども大きな課題にはなつてこようと思います。

そういったことも含めて、知事自ら言われたこどもまんなかの施策を本当に進めていくためには、どういった施策にもっと力を入れなければならないのか、今先ほど知事が答弁された、そのこと以外にはもうないのか、そのことについてもう一度知事にお伺いしたいと思います。



それと併せて、私がお聞きした県内に保育士を招き入れるぐらいの本県独自の取組、一つの策として、例えば移住促進策と連携させた取組というような御答弁がありました。それと併せて、先ほど教育長がお答えになった人材確保のためのさらなる処遇改善、これをどういうふうにリンクさせていくのかということが、教育長も言われた知事部局との連携ということになってこようかと思えます。

そのために、私は県内に保育士を招き入れるぐらいというのは、例えば移住促進策を進めていく際に、もし保育士の資格を持っていなければ、高知県へ行ったら保育士の資格を取ってもらいます、そして保育士になりたい方がいたら、高知県では保育士になっていただいて、職場も構えますと。あるいは、逆に県外において保育士をしている、高知県に移住したい、だったら保育士としてこういった職場もありますというようなことをアドバイスしていきなり含めて、本当に高知県は、例えば保育士を確保していくためにすごく丁寧な取組をしているというようなことがされるのかどうか。そこまで私は踏み込まないと、なかなか保育士の確保というのは難しいのではないかというふうに思えます。

その意味で、移住促進策との連携した取組という知事のお考え、私は一つの案だというふうに思いますので、この点について、先ほど私が述べた点と併せてどうなのかということを知事にお聞きしたいと思えます。

それと、四国カルストの問題ですけれども、知事が答弁された、例えば事前の情報確認が十分ではなかったというようなことなどを含めて、工事の情報提供を事前にやりながら、そこからきちんと情報をいただいて事前確認をしていくということと、先ほど部長が答弁されたことが、どういうふうにかちんと整合性が取れたような取組がされていくのかということが、私は大事

だろうというふうに思っています。

そういった意味では、今回の検討委員会の中での議論の具体化をやっていくことと併せて、この事前確認をしていくということはどういうふうに取り組みされるのか、具体的にですね。そのことについては林業振興・環境部長にお答えいただきたいというふうに思います。

以上、2問です。

○知事（瀧田省司君） まず、1点目の知事選挙に向けてのそれぞれの政党間との距離感という点についての御質問でございます。

私ただいま申し上げましたのは、行政トップとしてできるだけ幅広い御支援をいただくことを念頭に、各政党に推薦願を出しましたと御答弁申し上げました。

さらに、あえての御質問ですので、この距離感について多少補足をいたしますと、当然4年前の知事選挙において御支援をいただいた政党、そうでない政党でございます。また、その後の私の政治活動に関しましても、いろいろな形で御支援、御助言をいただいている政党、そうでない政党、これはございます。政治家でございますから、そういったところを反映しての距離感の違いというのは当然あるということは御理解をいただきたいと思えます。

その上で、先ほどあえて会見におきます自由民主党の県議会におきます議席減についてのコメントを引かれましたけれども、このコメントそのものは、記者会見で記者の方から、特に自民党の議席減ということについて、知事の受け止めをという特定をした御質問がございましたので、あえてお答えをしたということでありまして、それ以上の他意はございませんので、念のために申し添えたいというふうに存じます。

国会の各法案についての賛否ということについてもお話がございましたが、国会の審議状況に関します中身につきましては、そうした政党

の賛否状況というのは一つの参考要素ではございますけれども、議会で御質問いただいた際には、あくまでそれぞれの法案の中身について勉強させていただいた上で、私自身の立場を御説明させていただいている、御答弁をさせていただいているつもりでございます。

それから、子育て支援に関してのお話でございますけれども、今回の出生数の全国47都道府県最下位ということに関しまして、改めて分析をした過程の中で、本県の場合、合計特殊出生率は全国と比べてそれなりに上の水準が維持できておりますけれども、言わば母数になります若い女性あるいは子育て世代の若者の数が大きく減っているということが、結局出生数の激減というところに大きく影響を与えているのではないかというふうな分析を現段階でいたしております。

そのため、ただいま御答弁いたしましたように、特に若い女性を中心とした若者世代を増やしていく、そのためには、仕事、生活、安全・安心、この3要素だと思いますが、仕事の中では、ただいま御指摘がありました賃金の水準、このことについて、産業の力を強くしていくということを含めて向上を目指していく、これは当然であるというふうに思います。

保育士の処遇に関しまして特にお話がありました。

ただいま特に御指摘もございましたから、現実には昨年などは6名の方が移住者で、保育士として県内に就労していただいているという報告も受けました。そうした実績をさらに伸ばしていくという意味において、どういった方法ができるかということを考えてもらいたいという点を、教育委員会にも答弁の調整の中でお願いいたしましたので、教育委員会のほうで、ただいま議員から御提案がありました点も含めてどういった新しい方策が考えられるかというのは検

討していただいて、その上で私としてもそれについては前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○**林業振興・環境部長（武藤信之君）** お尋ねのありました四国カルスト県立自然公園の状況を踏まえまして、どういった情報収集など、どう取り組んでいくのかというお尋ねだったかと思えます。

自然環境への配慮ということにつきましては、工事を行う現状によって一律に定められるものではないというふうなことが、特徴としてあるかと思っております。そうした観点から、事前にしっかりとした情報を収集していくというところが肝になってくるんだろうというふうに考えているところでございます。

そういった観点から、今回御指摘が——厳しく御意見をいただいておりますような件につきましても、なるべく早い段階から地域に情報を提供いたしまして、地域の現場に精通をした方々から情報を提供いただけるような取組を進めていくということが重要だろうということを考えておまして、そうした取組を徹底していく、そしてその得られた情報を専門的な見地から、どのような対応をしていくのがよいのかということを御助言いただけるような専門家の方々などの情報を整備して、事前に確認できるような体制を整えていくということが重要だというふうに考えているところでございます。

○**31番（坂本茂雄君）** ありがとうございます。

いずれにしましても、とにかくこの高知県政、常にやはり県民としっかりと向き合って、弱い県民の方には伴走しながら取り組んでいく、こういった姿勢を持った県政であっていただきたいということを御要望させていただいて、最後にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○**議長（弘田兼一君）** 以上をもって、本日の議

令和5年6月27日

事日程は終了いたしました。

明28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時51分散会

令和5年6月28日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 戸田宗崇君  
 2番 上治堂司君  
 3番 桑鶴太朗君  
 4番 土森正一君  
 5番 榎尾絢子君  
 6番 上田貢太郎君  
 7番 今城誠司君  
 8番 金岡佳時君  
 9番 下村勝幸君  
 10番 田中徹君  
 11番 土居央君  
 12番 横山文人君  
 13番 西内隆純君  
 14番 加藤漠君  
 15番 西内健君  
 16番 弘田兼一君  
 17番 明神健夫君  
 18番 三石文隆君  
 19番 畠中拓馬君  
 20番 依光美代子君  
 21番 大石宗君  
 22番 武石利彦君  
 23番 西森美和君  
 24番 寺内憲資君  
 25番 西森雅和君  
 26番 久保博道君  
 27番 樋口秀洋君  
 28番 岡田竜平君  
 29番 田所裕介君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 坂本茂雄君  
 32番 はた愛君  
 33番 細木良君  
 34番 岡田芳秀君  
 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 井上浩之君  
 総務部長 徳重覚君  
 危機管理部長 中岡誠二君  
 健康政策部長 家保英隆君  
 子ども・福祉政策部長 山地和君  
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君  
 産業振興推進部長 沖本健二君  
 中山間振興・交通部長 中村剛君  
 商工労働部長 松岡孝和君  
 観光振興部長 山脇深君  
 農業振興部長 杉村充孝君  
 林業振興・環境部長 武藤信之君  
 水産振興部長 松村晃充君  
 土木部長 荻野宏之君  
 会計管理者 池上香君  
 公営企業局長 笹岡浩君  
 教育長 長岡幹泰君  
 人事委員長 門田純一君  
 人事委員会会長 澤田博睦君  
 公安委員長 古谷純代君  
 職務代理者 江口寛章君  
 警察本部長 五百藏誠一君  
 代表監査委員 高橋慎一君  
 監査委員 土居秀喜君  
 監査事務局長  
 選挙管理委員長



事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 中島勝海君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 飯田志保君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 大川美千子君  
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和5年6月28日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

- 第8号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 権利の放棄に関する議案
- 第14号 権利の放棄に関する議案
- 第15号 県有財産(立木)の処分に関する議案
- 第16号 宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第17号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋耐震・補強)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問  
(3人)



午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。



## 諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、古谷純代公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



## 質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第17号「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上17件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

19番畠中拓馬議員。

（19番畠中拓馬君登壇）

○19番（畠中拓馬君） おはようございます。一燈立志の会、畠中拓馬でございます。本日、登壇する機会をいただきました。よろしく願いいたします。県執行部並びに県職員の皆様、先輩・同僚議員の皆様には、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。初めての質問が会派を代表してとなりますが、議長のお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、香南市野市町で生まれ育ちました。祖父は警察官で、祖母は仕出屋をしていました。一刻も早く社会へ出たかったのでしょうか、私の父は16歳で山田高等学校を退学して働き始めました。商事会社に勤めた後、父が立ち上げたのが贈答品の会社です。そのような家系で育ったので、私も商売に携わることを考えながら育ちました。

私は、サッカー少年でしたが、高校時代、少々

元気過ぎるところがありました。父の後を追うように17歳で山田高校を中退し、ガソリンスタンドで働きました。働く場を農協の出荷場に移した後、入ったのは父の会社です。傍ら、一時は飲食店も営みました。一貫して野市に根を下ろして商売に励んでまいりました。

今、高校を途中でやめる子供たちは少なくはないと思います。私はその子供たちに言いたいことがあります。学校をやめたからといって人生を諦めるなどということでは、勉強はいつだってできます。早く社会に出たからこそ学べることも少なくありません。再チャレンジの道もあります。

社会に出た後、私も通信制高校に入り直そうと思って資料を取り寄せたことがありました。忙しくなって学び直しはできませんでしたが、必要があれば普通に学び直しができる社会、再チャレンジできる社会が大切だと痛感します。行きづらくなったら学校をやめることができ、学ぼうと思えば学べる、そんな社会の実現に少しでも寄与したいと考えています。

もちろん不便なこともあります。県議会議員を志したときに地元の方にこう言われました。おまえ中卒やろ、おまえが行く世界じゃないと。確かにそうかもしれませんが、私を当選させてくれたということは、多くの皆さんが私に期待してくださっている一面もあるということだと思います。私は私なりに精いっぱい頑張ります。高校を途中でやめた人間だからこそ見える世界もあると思います。教育にしろ経済にしろ、私なりの視点で発信したいと考えています。

私は商売人ですので、数年前まではまさか自分が政治に携わるとは思ってもいませんでした。大きく変わったのが2020年に起きた新型コロナウイルスの感染拡大です。地域経済の落ち込みは激しいものでした。例えばギフト用品を扱う私の会社は売上げが一気にストップしました。

ブライダルも回忌法要も、一切が止まってしまったからです。

茫然としたときに頼りとなったのが政治でした。特に我が会派の大石宗議員には相談に乗っていただきました。同業者と組合を立ち上げ、県の補助金を活用させていただいて、県内産品にこだわったメイド・イン・高知のギフトカタログを作りました。それを売上げの支えにしながら、ギフト業界全体が苦境を乗り越えました。あのときほど政治の力を感じたことはありません。

その延長が県議会議員選挙への立候補でした。昨年4月の補欠選挙ではあえなく落選しましたが、不思議と悔いはありませんでした。政治に関わるようになって地域の姿がより一層見えてきました。コロナ下で落ち込んだ地域経済を救いたい、地元の世話人のようにみんなの相談にも乗りたい。考えれば考えるほど政治への思いは募り、再度挑戦させていただきました。一度落選し、政治への思いをじっくり考え直したのはよかったと思っています。その思いを持ち続けて頑張りたいと思っています。

県議会議員を志したきっかけが新型コロナ禍による地域経済の疲弊でしたので、まずはコロナ関連融資の問題から質問させていただきます。6月7日の高知新聞に、「県内保証残高 最高2,360億円」という記事が載りました。県信用保証協会が保証をつけた事業者融資が過去最高の2,360億円になったという記事です。注目すべきは、債務残高の6割超が新型コロナ対策のゼロゼロ融資だということです。ゼロゼロというのは、保証料と金利がゼロだという意味です。苦境に陥った事業者にとっては誠にありがたい融資ですが、借りたものは返さないといけません。既に多くの方の返済が始まったところもあり、返済はこれから本格化します。

しかし、まだまだ経済は回復していません。

回復以前に、コロナ前とは様相が違うという業界もあります。例えば私が携わるギフト業界や、かつて携わった飲食業界です。ギフトで大きな割合を占めるのはブライダルですが、コロナ前とは一変しました。披露宴に招く人数ががっくりと減少したのです。以前のような盛大な結婚披露宴は影を潜めつつあります。葬式も同様です。小ぢんまりとした家族葬が増え、新聞に死亡広告を出す人はぐっと少なくなりました。飲食業界にしても、お酒の飲み方はコロナ前とは違って見えるように見えます。少なくとも売上げは元には戻っていません。

そんな状況でゼロゼロ融資の返済が始まっています。コロナ前の2019年度末、県信用保証協会の保証債務残高は約1,057億円でしたが、それがゼロゼロ融資のスタートとともに急増し、2022年度末には2.23倍の2,360億円。無利子、無保証という有利な融資だったために債務残高が増えたのだと考えられます。返済の困難さを考え、県は今年から経営改善支援融資をスタートさせています。借換えによって苦境を救おうというわけです。これは必要な制度だと思います。苦境にある事業者を救うには欠かせないと考えます。

しかし、それだけでは問題は解決しません。コロナ前とアフターコロナは状況が違うのです。最も必要なのは、事業者が返済できるように、事業や財務の再構築をすることではないでしょうか。そこに手を差し伸べることではないでしょうか。事業再構築の中には手厚い補助金がついているものもあります。これはありがたいことだと思います。しかし、実際に事業再構築を考え、補助金を申請しようとするとき、事業者の努力だけでは難しいものがあります。

先ほど申しましたように、私は商売に携わっています。例えば私が事業再構築の補助金を得ようとするとき、商工会に相談します。経営指導

員の方のアドバイスを受けながら事業再構築のプランをつくり、補助金の申請書類を作ります。これが実はそう簡単ではありません。伴走してくれる経営指導員の熱意や力量に左右されるところがあるのですが、経営指導員の皆さんは異動をされます。長期の計画について腰を据えて相談するのが難しい側面があるのです。

6月19日の高知新聞に高知商工会議所の梅原浩一さんが載っていました。梅原さんは事業再構築補助金の採択率でカリスマと形容される中小企業診断士さんです。郡部の商工会にはなかなかこのような方がいません。商工会議所や商工会のことではありますが、知事はまず郡部の事業者をめぐるそのような声を知っていただきたいと思います。その上で、郡部の商工会に対する底上げ策を考えてほしいものだと考えます。

5月末、ゼロゼロ融資の返済を前にして破産手続に入った業者の方がおられました。返済が不能になったとき、代位弁済をするのは県信用保証協会です。事業者には債務が残り、県信用保証協会は求償権を持つことになります。つまり事業者から債権回収をします。倒産した後も返済義務は残るのです。

繰り返しますが、コロナ前とコロナ後は事業環境が違います。事業継続が困難になって返済不能になる前に、事業や財務の再構築が必要だと思います。私もそうだから分かりますが、毎日必死に事業を続けている事業者本人は事業再構築まで考えが及びません。県経済を救うため、そのようなピンチにこそ県が乗り出すべきではないでしょうか。もちろん補助金はありがたいのですが、それにとどまらない手だてを検討してもらえないでしょうか。

ゼロゼロ融資は国と県が保証料と金利を負担することで実現しました。その意義をどのように総括し、コロナ前の2.23倍、2,360億円という現在の保証債務残高についてはどう評価される

でしょうか、知事にお聞きします。

また、焦眉の課題はゼロゼロ融資のソフトランディングですが、それについてはどう考えておられるか、具体的にどういう手だてを構想しているか、商工労働部長にお聞きします。

事業再構築についてもお伺いします。事業者の事業再構築に向け、どのような手だてを考えておられるでしょうか。特に、郡部の事業者に何らかの手だてを施すお考えはいかがでしょうか、商工労働部長にお聞きします。

私は、今後、事業継続を断念する事業者が増えるのではないかと懸念しています。それを防ぐため、必要なのは事業の再構築です。雨傘が必要なのは強い雨が降るときです。雨がもう降り始めています。もう既にぬれ始めている事業者を救うため、県が大きくて強い雨傘を差しかけてくれることを期待します。

経済の話に関連して、私が考えることを少し述べさせていただきたいと思います。私は地元で商売をしてきて疑問に感じるがありました。地元で業者がいる、または団体があるのに、行政が仕事を高知市の業者に発注することがあるのです。地元で賄うことができる事業はその地域で回したほうがいいのにと考えたものでした。地元の企業や団体に依頼し、経済を地元で回すことは大切な取組ではないかと思えます。もちろん対象企業がない場合は仕方ありませんが、入札のハードルが高くて地元企業がチャンスをつかみ取れない状況は改善してもいいのではないかと思います。

これは県レベルでも同じではないでしょうか。コンサルでも広報でも建設事業でも、県外大手に任せれば県の担当部局は安心だと思います。しかし、それでは経済の起爆剤となるはずの公金が県外に流れていくように私には見えます。最低賃金の低さでも分かるように、高知の経済力は全国でも最下位に近いはずで。そのよう



な地域では、国や県、つまり公の果たす役割は大きいのではないのでしょうか。国や県がお金を注入し、県内でお金が回るようにする、そのお金が民間を通ることにより、経済が少しずつ大きくなる、そのような構図です。ハード事業にしる、ソフト事業にしる、県が発注するときには地元でお金が回るかどうかを大きな要素にするべきではないかと思います。

高知市で塗装会社を営む私の友人は、ボランティアで学校のプール清掃をしています。高圧洗浄機を持ち込み、社員と共に黙々とプールを洗っているのです。私はそのような活動も発注の要素にしてはどうかと思います。つまり地域貢献という要素です。

価格だけを見ては県外大手にはかなわないかもしれません。しかし、発注というのは高い安いだけではなくてもいいように思います。少し手助けをし、実績づくりさえしてあげれば、地元業者でもできることはたくさんあります。経済がきちんと回らないと、恐らく出生率も上がりません。県外に出た子供たちが帰ってくることもできません。高知県のお金は高知県に落ちるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。土木工事では、県内事業者への優先発注へ積極的に取り組んでいるとお聞きしています。

土木工事以外でも、地域経済の活性化と県内事業者の経営の安定化を図るために、県が発注する際には県内事業者を優先することが必要だと思いますが、会計管理者の御所見をお伺いします。

次の質問です。昨年4月の県議会議員補欠選挙に敗北した後、私は香南市野市町の県道交差点で朝の見守りを続けてきました。黄色い旗を持ち、毎朝通学の小学生たちの交通安全を見守っています。きっかけは、選挙に落ちたときに、桃太郎旗を持って国道に立てとアドバイス

をされたことです。しかし、どうせ立つなら人の役に立つことをと、桃太郎旗ではなく交通安全の旗を持つことにしました。平日は毎朝7時から8時10分まで立っています。

その中で発見が2つありました。1つは、楽しいということです。おはよう、行ってらっしゃいと声をかけると、子供たちが元気に、おはようございますと返してくれるのです。朝から元気のいい声を聞くと、今日も頑張ろうという元気が出てきます。やる気が湧いてきます。出張で不在だったときは、昨日はどうしよったかと気にかけてくれます。この4月の選挙で当選したときは、おめでとうと子供たちが言ってくれました。朝の見守りは今では私の日課です。楽しく見守りをさせてもらっています。

もう一つ気づいたのは、危険の多さです。冷やりとすることが多いのは、雨の朝、信号が変わる直前です。青で渡ろうとして子供たちは駆け出します。向こうから来た車が左折しようとして、その子供に気づかないことがあります。はっとして私は旗を差し入れて車と子供の間に入ります。私は体が大きいので目立ちますし、少々車にぶつかっても致命傷になることはありません。だから思い切って体を入れるのですが、車には、危ないじゃいかと怒られます。そのようなことがこの1年ちょっとの間に何度かありました。私が1年間、定点で経験しただけで何度かの冷やりがあるのですから、県内ではかなりの冷やりがあるだろうと推察できます。事故につながったことも少なくないと想像します。

そこで、小学生、中学生の絡む交通事故は年間何件で、そのうち徒歩で通学途中、下校途中に負傷した人数、さらには事故の原因について警察本部長にお伺いします。

その上で、子供たちの安全のためには県民の交通安全意識を上げることが欠かせないと思います。あわせて、危険な場所を安全にするハー

ド整備も欠かせません。県としてできることは何か、どう取り組むのか、知事の御認識をお伺いします。

交通安全で気になっていることを最後に1つ述べさせていただきたいと思います。横断歩道の脇で子供が待っているとき、止まらない車をよく見ます。子供の姿が見えなくて通り過ぎる車もありますが、待っている子供を見ても気にせず走り去る車もあります。日本自動車連盟の2022年調査によると、信号機のない横断歩道で歩行者横断時に車が停車する率は、高知県は32.9%でした。全国平均は39.8%で、四国のほか3県は愛媛が53.0%、徳島が32.0%、香川が26.0%です。

横断歩道の脇に歩行者が立っていたら止まる、これは習慣だと思います。長野県では8割以上の車が止まっています。高知県でもこれを習慣にすることはできないでしょうか。お金は要りません。厳しい取締りも要りません。広く啓発するだけで止まる車は増えると思います。歩道の脇に子供が待っている、車が止まる、ありがとうと声をかけて子供が渡る。それだけで運転する人の気持ちも明るくなるのではないのでしょうか。

ぜひ啓発に努めていただき、せめて全国平均を上回るようになってほしいと私は思いますが、どのように取り組んでいくのか、警察本部長にお聞きします。

次も子供に関する質問です。私には自慢の姉がいます。姉は19歳で結婚し、子供3人を産みました。夫の経営する会社が倒産したため、夫婦は身を粉にして働きました。そのおかげで負債の返済も完了し、新しく立ち上げた会社は順調に成長しています。ここで私が目を向けたいのは、両親を陰で支えた子供のことで。両親が寝食を忘れて働いているため、小学生の長女は下の子供の面倒を見ざるを得ませんでした。

私が感心するほどその長女、私のめいですが、彼女はずっと下の子供の面倒を見ていました。

ヤングケアラーという言葉があります。こども家庭庁はこう定義づけています。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。当然、私のめいもヤングケアラーです。自分自身にその自覚がなかったでしょうが、立派なヤングケアラーなのです。

私が気になるのは、今年3月に発表された中高生に対する県の実態調査です。誰かをケアしているためにやりたいことができていないというヤングケアラーが1.7%でした。本当にそれだけしかないのでしょうか。ケアラーという響きから、介護という認識を持っている人は少ないと思います。つまり、家で御飯を作っているくらいはケアラーではないと思っている人たちがいるのではないのでしょうか。小学生を調査していないことも気になります。小学生こそ真っ先に手を差し伸べる必要があるからです。

それからもう一つ、中高生の調査で、家の恥だから言えないと考える雰囲気はないのでしょうか。しかも、この調査は、インターネットによる任意調査です。回答率が1割以下というのも気になります。埼玉県はケアラー支援条例をつくって子供たちを救おうとしています。今後、国もヤングケアラー対策を進めていくと思われます。その土台になるのは実態調査です。

ヤングケアラーについてどういう認識をお持ちでしょうか。この実態調査は本当に実態を反映しているとお思いでしょうか。支援を必要としている子供を幅広く見逃さない取組が必要だと思いますが、子ども・福祉政策部長の御所見をお聞きします。

支援が必要なヤングケアラーがいれば、行政は支えてあげるべきだと思います。怖いのは、今回の実態調査が独り歩きすることです。高知

県には行政が手を差し伸べるべきヤングケアラーは1.7%しかいないと認識されることです。埼玉県では約25人に1人の割合でヤングケアラーがいるそうです。高齢者や共稼ぎの多さを考えると、高知県にも隠れたヤングケアラーは少なくないと考えます。

次に、4月の県議会議員選挙では、多くの県職員の方々が選挙関係の事務に従事されたことと思います。誠に御苦労さまでございました。この場を借りてお礼を申し上げます。ただ一つ、私が気にかかるのが投票率です。県内全体の投票率は41.29%で、過去最低だった前回は5ポイント以上も下回りました。さらに気にかかるのが若者の投票率です。18歳と19歳の投票率は僅か17.37%、初めて10代が投票に参加した4年前の前回は5.89ポイントも下回りました。

選挙は民主主義の根幹だと思います。民主主義を支えるはずの選挙を6割の有権者が放棄する、10代に至っては8割以上が放棄するというのは、正常な社会の状態ではないように思います。どこに原因があるのでしょうか。私たち候補者の側にも責任はあると思います。候補者に魅力がない、あるいは投票したい候補者がいないということです。当然、私たち議員の側も考えなければなりません。

しかし、低投票率の原因はそればかりではないように思います。私が狙上に上げたいのは、投票を支える仕組みです。高知県は高齢化先進県です。施設に入っているお年寄りも少なくありません。お年寄りの中には投票したくてもできない人がいます。投票所に入所者を連れていくことまでは施設がやってくれない、人手の問題があって施設としても対応できないというケースがあるからです。投票したいという人がいるのであれば、県として何とか手だてを考えるべきではないでしょうか。

もちろん施設内での投票や郵便投票などの道

はあります。しかし、ハードルが高いのです。手続が煩雑過ぎるのです。では、施設を出て勝手に行けるかとなると、それは施設のルールに従わざるを得ません。ルールに従わないと退所させられるかもしれませんから。選挙は民主主義の基本です。私は、高齢者先進県らしい手だてを考えてほしいと思います。

施設に入所する高齢者が投票できないケースがあることを御存じでしょうか。それをどう認識し、どのように改善されようとお考えでしょうか、選挙管理委員長にお聞きします。

若者の投票率に関して、茨城県では、高校に移動投票所を設置して投票率を向上させる取組をしております。こうした工夫は本県においても可能なものではないでしょうか。また、子供一人一人に考えさせる教育、社会性を身につけさせる教育をもっと積極的に行うべきではないでしょうか。

私は17歳のときから社会に出て働きました。社会は矛盾だらけですし、理不尽なこともあります。その中で悩み、もまれる中で私は政治という希望を知りました。8割が投票に行かないのは、8割の若者が悪いわけではありません。目先の勉強に子供たちを駆り立て、自ら考えさせることや、社会性を身につけさせることを重視しない大人が悪いのです。10代の投票率は、日本の学校教育がきちんと人を育てているか否かのバロメーターでもあると思います。

10代の投票率が2割を切ったことについてどういう認識をお持ちでしょうか。この低投票率と学校教育の関係の認識と、その対策について教育長にお聞きします。

次に、農地の環境維持についてです。東日本大震災の後、県は尾崎前知事の肝煎りで営農用燃料タンクの震災対応を図りました。営農用燃料タンクというのは、ビニールハウスを加温するための重油タンクです。2012年末時点で県内

には9,313基の燃料タンクがありました。その75%は農協の所有するタンクで、残りがほかの給油業者もしくは個人が所有するタンクです。2021年12月のデータでは、タンクは8,041基に減っています。農協所有とその他所有の割合に変化がないとすると、農協の所有するタンクが約6,000基、その他所有のタンクが約2,000基となります。

震災対応に当たり、県は民間事業者と協力して震災対応のタンクを開発しました。補助制度をつくって普及を図りましたが、2016年は213基、2017年は237基、2018年は206基を整備した後、停滞ぎみです。昨年はどうとう100を切って92基の整備に終わりました。累計数は1,464基で、全体の18%にとどまっています。

県は、南海トラフ地震の津波による被害を想定しているかもしれませんが、重油タンクの懸念はそれだけではありません。地震の揺れによって倒壊する可能性がある、竜巻や風水害で損壊することも考えられます。倒壊や損壊によって重油が漏れたら土壌も川も汚染されます。つまり、津波だけを想定しては対応できないのです。

1つのタンクには2,000リットル近い重油が入っています。仮にその半分が漏れると1,000リットルです。2022年に北海道のホテルで起きた重油流出事故では、227億円の漁業被害が発生したと言われました。そのときは8,000リットルが地中に漏れたそうです。高知県では2,000リットルの重油タンクが8,000基以上も並んでいます。災害によって複数のタンクから重油が漏れるという想定は決してオーバーではありません。仮にタンク10基から1,000リットルずつ漏れ出すと1万リットルです。深刻かつ広範囲な土壌汚染並びに水質汚染が発生する危険性は拭えません。

長崎県の試算によると、1,000リットルの重油が川に流出した場合、油の吸着と土の入替えで

600万円の費用がかかるそうです。漁業被害やそれに対する補償はその中に入っていない。ハウス園芸は本県の重要な基幹産業です。リスクを回避するためにも流出防止装置のついたタンクの普及をこれまで以上のピッチで進めるべきだと思います。タンクの4分の3は農協が所有しており、県が農協に働きかけることによって震災対応型への転換が可能だと思います。

県の勧めで開発した震災対応タンクの普及が遅れている原因と今後の取組について農業振興部長の御所見をお伺いします。

長崎県は、万が一重油が流出した場合の備えとなる賠償責任保険への加入率も明らかにして、2017年で13%だそうです。古い重油タンクではホースやバルブの劣化による流出も想定されます。そうなったとき、賠償責任が生じることも考えられます。長崎県はそのような事態を想定して賠償責任保険への加入を勧めています。

本県の賠償責任保険への加入率はどの程度か、また加入率のアップに向けて今後どのように取り組まれていくのか、農業振興部長にお聞きします。

県土の環境を守るのは県政の基本的な責務だと思います。仮にまだ賠償責任保険を視野に入れていないとしたら、ぜひ加入促進に努めてほしいと思います。

次も環境関連の問題です。高知県の偉大な文人に森下雨村という方がおられます。名編集者として江戸川乱歩や横溝正史を見だし、52歳で高知に帰って名文を書き続けた人です。彼の作品の一つに「猿猴川に死す」という随筆がありますが、そこに出てくる猿猴の横島義喜は私の曾祖父です。曾祖父は仁淀川筋に生まれ、第1次大戦後のシベリア出兵から帰った後、香長平野に小作に入りました。仁淀川と物部川を我が庭のようにして漁をしていたようです。猿猴



のように魚を捕り、溺れた女の子を助けようとして岩に頭を打ちつけて亡くなりました。

「猿猴川に死す」には、半世紀以上前の仁淀川や吉野川、物部川、新莊川などの様子が生き生きと出てきます。物部川はこう書かれています。「物部川の鮎は型もよく、大体いつの年も豊漁であった。上流に深い渓谷がある。上下流とも底石の荒い急流だからであろう。釣りによし、友掛けによしである」この原稿ができたのは1958年、今から65年前です。65年を経て、物部川をはじめとする県内の河川は大きく変わっています。今手を打たなければ再生不能になるのではないかと危惧されるほど河川環境が悪化しています。

私は物部川の近くで生まれ育ちました。私にとって最も身近な川が物部川です。県内どこの川でも同様の問題があるのですが、その中でも極めて深刻な状態にあるのが実は物部川です。物部川上流域では2004年8月と翌年9月に大規模な山腹崩壊が発生しました。それ以来、現在まで大量の土砂が物部川水系に流入し続けています。その影響が海にまで広がって深刻さを増しています。

山腹崩壊による最も影響が大きいのは、最上流部にある永瀬ダムです。土砂の流入量は毎年20万から30万立米、西日本豪雨に見舞われた2018年には140万立米が流入しました。現在、1,800万立米の土砂がたまっていると見られています。緊急事業として土砂を取り除いていますが、遅々として進みません。大きなネックはコストです。1万立米の土砂を取り除くためにかかるコストは約1億円と見られています。片や毎年20万から30万立米の土砂が増え続けているのですから、毎年20億円以上をかけてやっと平衡状態というのが実情です。

貯水池に土砂がたまることにより、下流には絶え間なく濁水が流れています。たかが濁水と思われるかもしれませんが、影響は深刻です。

目に見えないほどの濁りであっても、土の粒子は底石を覆います。土の粒子に覆われた石には藻が生えません。アユの主な餌は石に付着する藻類です。餌がなくなればアユは育ちません。元気がなくなり、冷水病などの病気にかかりやすくなります。付着藻類の減少は水生生物の減少にもつながり、それは川の生態系を根底から覆す危険性があります。

2018年、物部川漁協は県知事に河川環境改善の要望書を出し、その中で、漁業法で定められた水産動植物の増殖に適した河川とは認められなくなると訴えました。森下雨村がアユの型がよく、いつの年も豊漁であったと書いた物部川の生態系が、今崩壊しかけているのです。どうすればいいのでしょうか。

報道によると、県と国、民間で構成する物部川濁水対策検討会は、流域関係者が連携して土砂を総合管理するという方向を打ち出したそうです。画期的なことだと思います。山の土砂が川を豊かにし、川からの石や砂が海を豊かにします。海も山も含む全流域で考えないと、川の問題は解決しません。

土砂問題に限らず、私は流域管理という概念を県自身が持つことが大切だと考えます。流域という概念で考えると、関係する部局は河川課、港湾・海岸課、危機管理・防災課、環境対策課、中山間地域対策課、水産業振興課、農業基盤課、環境農業推進課、公営企業局、そして土木事務所や農業振興センター、衛生環境研究所など多数にわたっています。流域環境を土木や農業、山村振興、内水面漁業まで含める縦割りに横串を刺すような強い組織で対応することが、河川環境の悪化を食い止めることにつながるのではないかと私は考えます。

川が変われば海も大きく変わってきます。魚が減った、貝が減ったというのはお年寄りが口

をそろえますし、何より海岸が痩せ細っています。ケーソンを幾ら設置しても追いつかないほど海岸は痩せ続けています。物部川濁水対策検討会では、下流側のダムを流水型にして土砂を下流に流すことが議論されていることも報道されていました。技術的な課題はあるでしょうが、これはぜひ前向きに考えていただきたいと思います。流水型にすると湛水部が減って川が戻ります。流水部に比べ、湛水部は川の自浄作用が劣ると言われています。湛水部が減り、流水部が戻ることが、濁水を軽減させることにつながると考えます。

この物部川の濁水対策について、関係機関でしっかりと横の連携を取って対応することができているのか、土木部長にお聞きします。

物部川の3つのダムからの土砂排出については、合理的な手段の一つが流水型へのダム改造だと考えます。私が新聞紙上でこの案を知ったのは今年の1月ですが、その後どの程度検討が進んでいるか、土木部長にお聞きします。

また、ダムを流水型にする場合、懸念されるのが発電量です。永瀬は多目的ダムで、吉野、杉田は発電専用ダムです。県は2010年度から2024年度まで四国電力と売電に関する15年契約を結んでいます。来年度が最終年度なので、その契約は間もなく期限を迎えます。

県は、これまで県営発電所の電気を四国電力に随意契約で売電していました。ところが、2012年度、地方公共団体が行う売電契約について、一般競争によることが原則との周知が国から改めてなされましたが、私は単純な一般競争入札には疑問を持っています。自然エネルギーというかけがえのない県民の財産をめぐる契約ですから、相手方の信頼度が最も大切だと私は思います。昨年は、県立高校など41校に電力供給していた新電力会社が契約途中で撤退し、県が1億円近い損害を被ったことが明らかになりました。

た。2025年にはまだ1年ありますが、契約方法はできるだけ早く検討を始める必要があると思います。

どのような考え方で契約に臨むのか、公営企業局長にお聞きします。

発電に関する質問をもう一つ続けます。香南市香我美町の民間企業がSDGsの一環として、266.6キロワットアワーの自家消費型太陽光発電装置と45キロワットアワーの大型蓄電池を導入しました。余った電気は四国電力に売電する計画でしたが、四国電力からは買取りは難しいとの回答があったということです。事情を聞くと、幾つかのことが分かりました。まず1つは、高知県の東部と西部は電気が余っているような状態にあるということです。第2に、郡部に延びる送電線の容量が小さいことです。容量が小さいため、郡部に発電施設を造っても四国電力に買い取ってもらえない可能性が高いのです。つまり、郡部で大規模な再生可能エネルギー発電施設を造っても、電気を買い取ってもらえないわけです。

温室効果ガス削減にはマイナスなのですが、やむを得ないところもあると考えます。送電線を新たに引けばそれが発電コストに上乗せされます。電気代が上がる可能性があります。発電施設ができたからといって軽々に送電線を引けないのは無理からぬところがあると思います。しかし、見方を変えると、国は2013年度比で46%削減という2030年度までの温室効果ガス削減目標を掲げています。それを目標にして再生可能エネの導入に努めているにもかかわらず、末端では貴重な電力が十分活用されない構図になっている。もったいないと思うのは私だけでしょうか。

温室効果ガス削減のため、今後太陽光やバイオマス、小水力、風力などの再生可能エネルギーに発電がシフトすることも考えられます。送電

線が小さいために郡部ではそのような施設を造れないとしたら、それは高知県の将来にとってマイナスです。では、どうするか。私は電力の地産地消を考えるべきだと思います。地域で発電された電力をその地域で消費するという考え方です。鍵は蓄電所です。余剰電力をためられたら、効率的にエネルギーを使うことができます。

今月14日、四国電力は愛媛県で36メガワットアワーの大型蓄電所を建設することを明らかにしました。それほど大きなものでなくても構いません。郡部に蓄電所があれば電気の地産地消が現実的になると思います。電気は生活の要であり、国の土台です。

再生可能エネルギーの今後と電気の地産地消について知事の考えをお聞きします。

最後に、南米のお話をさせていただきたいと思います。「猿猴川に死す」と森下雨村が随筆に書いた横畠義喜の子供のうち、2人は戦後パラグアイに移住しました。私にとっては祖母のきょうだいに当たる人たちです。パラグアイで子孫を増やし、私たちきょうだいとは、いとこ会と称して交流を続けています。パラグアイ移民3世、4世の彼らと私が交流できるのは、彼らがパラグアイで日本語を学んでいるからです。言葉だけではありません。彼らは日本の伝統文化についても学んでいます。私たち以上に日本の伝統文化を大切にしている側面もあります。

パラグアイには7,000人の日系人がいますが、うち高知県からの移住者とその子孫は1,000人を占めています。日系人に占める高知県人率は断トツの1位です。日本語を学び、日本の伝統文化を大切にしているということは、彼らが高知との絆を保とうとしていることを意味します。私はその絆をこちらからも強く握り返さないといけないと思います。

戦後、高知県からパラグアイへの移住が注目

を集めたのは、1957年に大正町が分村移住をしたときです。このときは21家族、130人が入植しました。以来数度、本県からパラグアイに集団移住しています。1世の方たちはアマゾン上流部の原生林や原野を切り開き、苦勞の末にパラグアイへ定着しました。私のいとこ会の中にはパラグアイでスーパーを手広く経営している親戚もいます。農業はもちろん、経済界でも高知県民の2世、3世が欠かせない位置を占めています。

パラグアイだけではなく。ブラジル、ボリビア、ペルー、アルゼンチン、ドミニカ共和国など、中南米にはたくさんの高知県人が移民をしました。高知県人会が今も残っている国だけでもパラグアイ、ブラジル、アルゼンチン、ドミニカ共和国と4つあります。

南米移民の子孫の方々との絆をこれからどうするおつもりでしょうか。南米との絆が大きくなると、本県の経済や教育にとっても大きな可能性が出るように思いますが、知事のお考えをお聞きします。

遠い南米で高知を思う彼らに、知事として温かい言葉をかけてあげてほしいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして、私の第1問とさせていただきます。ありがとうございました。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 畠中議員の御質問にお答えいたします。

まず、コロナ対策に関しますいわゆるゼロゼロ融資の総括と保証債務残高への評価についてお尋ねがございました。

ゼロゼロ融資は、コロナ禍という未曾有の厳しい経営環境の中で、経営者の心理的な不安を和らげますとともに、事業継続と雇用の維持に大きく寄与したものであるというふうに認識しております。また、この間の本県におけるいわゆる

コロナ倒産は、他県と比べて低い水準にあります。

こうした結果を残すことができましたのは、まず第1には、経営者御自身の御努力によるわけでありますけれども、これに加えまして、金融機関や商工会、商工会議所など関係機関の御尽力のたまものと考えており、この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げたいと存じます。

一方、2,360億円という保証債務残高は、お話にありましたように、コロナ禍前の2倍を超える、これまでにない非常に大きな残高となっております。いかにコロナ禍による影響が大きく、事業者の方々に大きな痛手を与えたかということ、また返済に向けても相当の苦難を乗り越える必要があるということを示す数字であるというふうに受け止めております。

このため、こうした状況の中においても安定した返済が行われますように、御紹介いただきましたように、事業計画の策定を要件とした借換え融資であります経営改善支援融資の制度を、今年1月に創設いたしました。今後、何より大切なことは、この借換えの時点でしっかりとした事業計画をつくり、着実に実行していくことであると考えます。そのためには、金融機関や、お話がありましたような商工会などの寄り添った丁寧な支援が必要不可欠でありますので、関係機関との連携を一層密にしていきたいと思います。

次に、交通安全対策への県の取組についてお尋ねがございました。

まず、県民の皆さんの交通安全意識の向上につきましては、県や警察、市町村、民間事業者、民間団体などで構成をいたします高知県交通安全推進県民会議を中心といたしまして、県民運動として取り組んでおります。

具体的な活動といたしましては、春、秋、年末年始の交通安全運動でございますとか、毎月

20日の県民交通安全の日に、県内全域で街頭指導と併せましてチラシの配布などの啓発活動を官民協働で実施いたしております。また、ラジオやテレビなどを利用いたしまして、子供をはじめとする交通弱者のそばを通行する際には徐行するといった、思いやりのある運転をドライバーに呼びかけているところであります。これからも子供の交通事故防止に向けまして、県を挙げて積極的な広報啓発に取り組んでまいります。

次に、子供たちの安全確保に向けた通学路の対策についてであります。この点につきましては、令和3年に発生をいたしました千葉県八街市におきます事故を受け、教育委員会、警察、道路管理者によります合同点検を実施いたしまして、この時点で対策が必要な箇所として、合わせて554か所を抽出いたしました。

この箇所につきまして、3者で分担をして対策を進めております。例えば、教育委員会におきましては通学路の変更、ボランティアによる見守り活動、学校での安全教育、こういった取組を、警察におきましては標識や路面標示の設置、交通指導取締りといった活動を行っているところであります。

道路管理者によりますハード面での整備は、380か所を対象としておりまして、歩道整備によります歩行空間の確保、あるいはガードレールの設置などを行っております。本年度末にはこのうちの約8割に当たります293か所で対策が完了いたします。残る87か所につきましては、歩道整備などに係ります用地買収に時間を要しておりますために、当面路側帯のカラー舗装などの暫定的な対策を併せて実施することにいたしております。

こうした3者の取組によりまして、本年度末には、対策が必要とされた箇所全てについて安全対策が講じられるということとなります。引



き続き、教育委員会、警察、道路管理者の合同で定期的な通学路の点検、そしてそれに基づきます交通安全対策を実施いたしまして、いわゆるPDCAサイクルに基づきます継続的な取組を行ってまいります。

次に、再生可能エネルギーの今後と電気の地産地消についてのお尋ねがございました。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けましては、再生可能エネルギーの主力電力化を目指していくということが大きな柱となります。昨年策定いたしました脱炭素社会推進アクションプランにおきましては、CO<sub>2</sub>の削減に向けた取組といたしまして本県の豊富な自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入などを進めるということといたしました。その中で、自家消費型発電設備の導入促進を重点施策に位置づけまして、個々の民間施設あるいは住宅などに太陽光パネルと蓄電池をセットで導入することへの支援を拡充いたしたところであります。

一方、地域単位での動きといたしましては、国の先行地域に先ほど選ばれました4つの区域、市町村で言いますと5市町村になりますが、こちらで民生部門の脱炭素化に向けて再生可能エネルギーの導入、あるいは地産地消の実現に向けた取組が進められているところであります。

例えば、北川村の事業におきましては、小水力発電設備により発電した電気を地域内の御家庭で活用するという構想を進めておられます。この事業には、県としても事業構想の策定段階から参画をしておりまして、こうした取組が成果を上げ、ほかの地域にも拡大をしていきますように、引き続き支援を行ってまいります。

また、県全体での再生可能エネルギーの活用という視点で見ますと、御指摘ありましたように、市町村をまたいで発電した電気を送電して融通し合うという、そうした仕組みも必要であります。その際、発電に適した区域に発電設備

を導入しようとしても、運ぼうとする電気の量が送電線の容量を超える場合には、接続ができないという問題がございます。このため、私も国に対しまして、本県のような再生可能エネルギー資源の豊富な区域におきましては、より送電線の増強が進みやすくなりますように、政策の提言を行っているところであります。

今後も、送電線の問題の動向も注視をしながら、個々の設備導入への支援、あるいは先行地域の取組の拡大などを通じまして、再生可能エネルギーの導入と、その地産地消の取組を本県内でも進めてまいりたいと考えております。

最後に、南米移民の子孫の方々との絆についてお尋ねがございました。

南米の国々には、本県からも多くの方々が移住をされ、言葉や文化の違う土地で並々ならぬ御苦勞をされながら、移住地の発展に貢献をしてこられました。この点は今御紹介があったとおりでありますし、たゆまぬ努力を重ねてこられた方々に、改めて尊敬の念を深くいたしております。

移住地におきましては、日系社会において高知県人会を組織されまして、中でもブラジル、アルゼンチン、パラグアイでは、現在も活発な活動が行われております。県人会の皆さんは、遠い南米の地にありながら、世代が変わる中でも、高知愛にあふれたお気持ちを持ち続けておられます。このような県人会の皆さんの熱い思いにお応えするためにも、これまでの絆を大切にしていかなければならないというふうに考えております。

県におきましては、これまでも県人会創立に係る周年の節目には、記念の訪問団を派遣いたしまして、本県出身の移住者の方々、2世、3世など若い世代との継続的な交流を図ってまいりました。本年度もブラジル高知県人会創立70周年を記念いたしまして、県議会の弘田議長を

団長といたします訪問団が、来月ブラジルを訪問する予定となっております。

また、昭和47年に開始されました海外技術研修員受入事業におきましては、例えば農業や保健・医療などの分野で、これまで南米の高知県人会から180名を超える方々を受け入れております。研修員の方々は、自らのルーツである母県高知での活発な交流を通じまして、その絆をさらに深めますとともに、学んだ専門技術を生かして母国の発展に寄与されております。

さらには、近年民間におきましても、独立行政法人国際協力機構——いわゆるJICAであります——との連携などによりまして、本県ゆかりの方々を中心に、野球やよさこいを通じた交流が始まっております。こうした活動の広がりにも新しい交流の可能性を感じているところであります。

今後も、こうした取組を積み重ねていくことで、南米移住地と本県の絆の継承、そして強化に努めてまいります。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、いわゆるゼロゼロ融資のソフトランディングをどう考えているのか、お尋ねがございました。

県では、早期に社会経済活動の回復を図ることで、円滑に融資の返済が進むことを目指し、これまでも時々の状況に合わせた経済対策を実施してまいりました。しかしながら、融資を受けた事業者の中には、売上げがコロナ禍前ほどには回復していない中、エネルギーや原材料価格高騰の影響を受け、約定どおりの返済に不安を持っている方が多いものと認識しております。

こうしたことから、お話にもありましたように、借換えなどに対応する経営改善支援融資を今年1月に創設したところでありまして、まず

はこの融資制度の周知を徹底してまいります。

その上で、何より大切なことは、先ほど知事からも答弁いたしましたように、借換え時に経営環境の変化に応じ、事業や財務を見直し、しっかりとした実現可能な事業計画を策定し、実行していくことであると考えております。そのためには、金融機関や商工会などの寄り添った支援が必要となりますことから、まずはコロナ融資の返済が本格化するに当たって、改めて関係機関と意を一にして取り組んでまいります。

次に、事業者への支援、特に郡部の事業者への支援についてお尋ねがございました。

規模の小さな事業者では、1人が何役もの仕事をこなしており余裕がないこと、また事業計画策定のノウハウも乏しいことから、計画の策定、実行には商工会などの丁寧な伴走支援が必要となります。こうした状況の中、郡部の商工会では、経営指導員がそもそも少なく、短期間で異動する可能性があること、また経験年数の違いなどから力量に差があることは課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、県では、これまでも経営指導員の資格取得や専門研修への参加の費用を助成するなど、支援スキルの向上に努めてきたところです。加えて、本年度は中小企業診断士や金融機関出身の専門家を経営支援エキスパートとして、商工会全体に2名、商工会議所全体にも2名配置し、後方支援の体制を整えたところです。どの地域においても一定の水準以上の支援を提供できますよう、今後も現場の経営指導員の支援スキル向上に努めますとともに、後方支援の強化についても必要に応じ検討してまいります。

(会計管理者池上香君登壇)

○会計管理者(池上香君) 県内事業者への優先発注についてお尋ねがございました。

県が実施する物品等の調達に当たりましては、

価格はもとより、品質面などを評価する一方、議員のお話にありましており、地域経済への波及や雇用の確保に留意することが重要であると考えています。そのため県では、各種物品をはじめ、広告や情報関連サービスなど様々な業種に係る競争入札参加資格者の指名基準において、原則として県内事業者を優先すること、また随意契約の場合の見積業者の選定についてもこの規定を準用することを定め、これまでその趣旨を全庁に通知し、取組を進めてまいりました。

直近の発注状況を見ますと、令和4年度の用品等調達特別会計を通じて実施した3,189件の調達のうち、県内事業者への発注件数は3,040件、発注率は95.3%でした。また、会計管理局において把握している令和3年10月から令和4年9月までに実施した清掃、警備、設備保守、印刷に係る競争入札合計92件のうち、県内事業者への発注件数は77件、発注率は83.7%となっています。

今後も県の発注に際しましては、地域経済の活性化につなげることを念頭に、可能な限り県内事業者を優先するよう、県の会計検査や契約事務研修の機会などを活用して周知を徹底し、引き続き全庁で取り組んでまいります。

(警察本部長江口寛章君登壇)

○警察本部長(江口寛章君) まず、小学生、中学生が関係する交通事故件数、徒歩で登下校中に負傷した人数、事故原因などについてお尋ねがございました。

10年前の平成25年には、県下で小学生の関係する事故84件、中学生の関係する事故は58件発生し、そのうち徒歩で登下校中に交通事故に遭い負傷した小学生は15人、中学生は0人となっています。件数、負傷者数とも年々減少傾向で推移し、令和4年には、県下で小学生の関係する事故は16件、中学生の関係する事故は21件ま

で減少し、そのうち徒歩で登下校中に交通事故に遭い負傷した小学生は4人、中学生は0人となっています。

次に、事故の原因についてですが、過去10年間で発生した徒歩で登下校中の小中学生が関係する交通事故を分析した結果、車両の運転者側に安全不確認や前方不注視などが主な原因として認められる一方、歩行者側の約6割にも飛び出しなどの原因が認められる状況となっております。

なお、こうした状況を踏まえ、引き続き知事を会長とする県交通安全対策会議、県交通安全推進県民会議で定められた交通安全計画や、交通安全運動の推進方針に沿って、各種対策を的確に実施してまいりたいと考えております。

次に、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率の向上に向けた取組についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、一般社団法人日本自動車連盟が昨年行った、県下の信号機のない横断歩道における歩行者横断時の車両の停止率は、近年大幅に向上してはいるものの、全国的な動向により引き続き全国平均を下回っている状況であります。

現在、県警察では、交通事故防止の観点から停止率を向上させるため、PR動画の作成や各種広報媒体を活用した広報啓発、地域・事業所などにおける呼びかけ、違反行為の取締りなどを強化しております。

また、令和3年から県などと共に、あいさつ県民運動を推進しているところであります。これは、歩行者に対して横断歩道を横断する際に、手で合図をするなどの横断の意思を示すことに加え、停止した車両の運転者に対して歩行者から感謝の意を示すことで、運転者に、人に優しい運転をより意識してもらおうとする取組です。これにより、歩行者、運転者ともに交通ルール

とマナーの遵守の大切さを感じてもらい、人に優しい交通社会の実現を目指しているところがございます。

今後とも県警察といたしましては、関係機関、団体と連携を図りながら広報啓発や取締りなど、横断歩道は歩行者優先の意識を醸成させる取組を進め、交通事故のない、人に優しい交通社会の実現を目指してまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

**○子ども・福祉政策部長(山地和君)** ヤングケアラーについての認識と、支援を必要としている子供を見逃さない取組についてお尋ねがございました。

ヤングケアラーは、子供の年齢に合わない過度な家事や家族の世話などを担うことで、子供自身の権利が守られていないと思われる子供とされており。令和4年度に行いました本県のヤングケアラー実態調査では、ヤングケアラーと思われる方は1.7%、また本人に自覚がないヤングケアラーが含まれている可能性がある、世話をしている家族がいると回答した方は15.3%となっております。

議員からお話がありましたとおり、本人や家族にヤングケアラーの自覚がないケースも多いと思われることから、周りの大人がヤングケアラーに気がつき、声をかけていくことが重要であると認識をしております。そのため、教育現場や福祉専門職、地域の様々な支援者など、周りの大人がヤングケアラーへの意識を高めることで、支援を必要とする子供を幅広く見逃さない体制づくりを進めてまいります。

具体的には、教育分野では、支援ガイドラインを活用した校内研修の実施や、校内支援会議への児童福祉部署の参加による教育と福祉の連携強化、小・中・高校生向けのリーフレットを作成し配布するなど、早期発見や把握に取り組んでまいります。また、福祉・介護・医療分野

では、専門職員を対象にヤングケアラーを発見するための注意点や、対応する上で配慮すべき点などを学ぶ研修を推進しております。地域の様々な支援者には、高知型地域共生社会の実現に向けた取組として、ヤングケアラーをはじめ、困っている人に寄り添い、支援につながるというソーシャルワークの知識と実践を学ぶ研修を新たに開始いたしました。

これらの取組により、ヤングケアラーを見逃さない支援体制を構築し、子供の気持ちにしっかりと寄り添いながら、必要な支援につなげてまいります。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

**○選挙管理委員長(土居秀喜君)** 施設に入所する高齢者の投票機会の確保についてお尋ねがございました。

老人ホームや病院等の施設に入所、入院している方で、歩行が困難など一定の事情がある場合には、施設内で不在者投票を行うことができます。この不在者投票は、施設が県選挙管理委員会の指定を受けている必要があります。特に、対象者の多い特別養護老人ホームや養護老人ホームでは、令和5年6月時点で、県内の施設のうち約88%が指定を受けているところです。

しかしながら、御自身が入所している施設が指定を受けていない場合には投票を諦めてしまうケースがあり得ます。このため、当委員会においてこうした不在者投票制度の周知に加え、指定施設数の拡大に取り組んできたところです。

その結果、不在者投票指定施設の全体数は、令和元年の227施設から、令和5年には269施設に増加しております。今後の新たな指定に向け、特に入所者の多い未指定施設には、当委員会が直接お願いに伺ってまいります。また、不在者投票の手順について分かりやすいマニュアルを作成するといった工夫を重ねてまいります。

高齢化が進行する本県においては、老人ホー



ムや病院等における投票機会の確保は極めて重要です。引き続き、きめ細やかな取組を続けてまいりたいと考えております。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 4月に実施された県議会議員選挙の10代の投票率の結果についての認識と、低投票率と学校教育の関係についての認識及びその対策についてお尋ねがございました。

今回の10代の投票率が過去の県議会議員選挙や国政選挙と比較しても低い結果であったということは、県教育委員会としましても重く受け止めております。この要因としましては、高等学校卒業後に住民票を異動させることなく、そのまま県外に進学等をしていることも少なからず影響しているものと思われま。しかしながら、政治への参加手段の一つである選挙の投票率が20%に満たないという現状は、生徒たちに自ら社会に参画する力を育むことが十分にできていないということの現れであるというふうに考えております。

現在の主権者教育の取組としましては、政治や選挙、社会の仕組みについての学習はもちろんのこと、地域の課題を追求し、解決策を考える取組も多くの学校で行われております。また、高等学校では科目「公共」において、実際の選挙を題材に政策比較を行い、投票する際の基準を考えるとといった授業なども始まっております。こうしたことに加えまして、今後は、生徒が主体的に考え行動する社会貢献活動を積極的に取り入れるなど、子供たちが多くの方々とも関わりながら、自分にも社会を変える、あるいは社会をよくする力があると実感できる活動を推進していくことが大切だと考えております。

さらに、選挙管理委員会との連携による出前授業や模擬投票といった、子供たちが政治や選挙をより身近に感じることが出来る体験的な取組を一層進めるなど、主権者教育の充実を図っ

てまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、震災対応タンクの普及が遅れている原因と今後の取組についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましており、JAは県内に設置されています農業用燃料タンクの4分の3を所有しておりますので、JAが費用を負担して既存タンクからの置き換えに取り組んでいるところではありますが、一方でタンクと一体的に整備を進めています防油堤につきましては、JAの所有物ではないことから、生産者の自己負担が必要となります。

震災対応タンクへの置き換えが遅れている原因としましては、防油堤整備は生産者にとって所得向上につながる前向きな投資ではないこと、また整備するために生産量の減少につながるハウスの一部撤去が必要な場合があることに加えまして、ここ数年は新型コロナの影響と生産資材価格の高騰で経営が厳しく、生産者への積極的な啓発ができなかったことなどが考えられます。

そこで、生産者の負担を少しでも軽減するため、本年度から燃料タンク対策事業の補助対象限度額を引き上げております。なお、津波浸水地域内に多くの燃料タンクが設置されている地域につきましては、重点地域に位置づけ、生産者に対して積極的に啓発を行っているところでございます。

今後は、啓発活動に併せて拡充しました補助事業の周知を行うとともに、既存ハウスの強靱化対策や、園芸用ハウス等リノベーション事業などの前向きな事業と組み合わせた取組を推進することで、普及につなげてまいりたいと考えております。

こうした取組を進めていくためには、JAなどの重油を供給する業者や市町村の協力が欠か

せませんので、これまで以上に連携を強化することで、震災対応タンクの普及に取り組んでまいります。

次に、賠償責任保険加入率と今後の取組についてお尋ねがございました。

J Aが所有または給油しているタンクにつきましては、ほぼ全てが賠償責任保険に加入しているとお聞きしておりますし、J A以外の給油業者が所有しているタンクのうち、確認が取れたものを含めた県全体の加入率は8割近くになっていると考えております。

賠償責任保険は、河川や水路などに重油が流出した場合に、吸着マットなどによる重油の回収処理費用や損害賠償などが対象となっておりますので、万が一に備えた保険への加入は大変重要であると認識しております。今後は、J A以外の給油業者の協力もいただきながら、賠償責任保険に加入していないタンクの所有者に、保険制度の周知と加入の啓発をすることで、さらなる保険への加入率アップにつなげてまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、物部川の濁水対策について、関係機関で連携を取って対応できているかとお尋ねがございました。

平成16年に物部川において濁水が長期化し社会問題となったことを契機に、河川、魚類などの専門家や漁業協同組合、国の関係機関、庁内の関係部局が参画する物部川濁水対策検討会が平成17年に発足いたしました。平成19年度からは流域住民の代表として、流域3市の市長にも参画していただいております。本検討会での議論を踏まえまして、山の崩壊を防ぐ治山事業や、ダム湖から濁水の早期排出を促す永瀬ダムの運用など、ダム上流域から発生する濁水の軽減に、関係機関が連携して取り組んでまいりました。

令和3年度からは、土砂を上流から下流まで

適切に流す総合的な土砂管理が必要と考えまして、海岸や水生生物の専門家、流域の森林組合や土地改良区などの関係機関に新たに加わっていただくとともに、庁内でも農業基盤課と港湾・海岸課が新たに参画しております。令和4年3月には、この体制により物部川の3つのダムの連携や改造など、上流域の土砂を下流まで適切に流す方法を検討の上、実施すべき方向性を取りまとめたところです。今後も様々な関係者の皆様の力を結集し、具体的な対策の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、物部川の3つのダムからの土砂排出について、どの程度検討が進んでいるのかとお尋ねがございました。

物部川で土砂を上流から下流まで適切に流すためには、3つのダムを改造することが有力な手段であると考えております。その改造に当たりましては、土砂の排出方法に加え、近年の気候変動による洪水流量の増加への対応や、ダムの改造に伴う発電への影響など、技術的に高度な検討を、少なくとも数年かけて進めていく必要があります。

現在、国と県において流水型ダムへの改造も選択肢の一つとして、様々な対策案によるシミュレーションなどを行っているところであり、引き続き国と連携の上、しっかりと検討を進めてまいります。

(公営企業局長笹岡浩君登壇)

○公営企業局長(笹岡浩君) 2025年度、令和7年度以降の県営発電所の売電契約の考え方についてお尋ねがございました。

公営企業局としましては、2009年度、平成21年度に四国電力と締結した電力受給に関する基本契約が、2024年度、令和6年度末で終了することに伴い、翌令和7年度以降の売電契約については、改めて締結に向けて取り組む必要があります。

契約締結に当たっては、地方公共団体が行う売電契約が、地方自治法に基づき一般競争入札により締結するとの原則を踏まえ、手続を行う考えです。一般競争入札では、競争性が高まり、より有利な売電価格で契約できる反面、契約の相手方の経営状況や能力などの確認による契約履行の確保という点で難しい面があると思います。加えて、現在燃料高騰など予測の難しいリスクの影響で、大手や新電力などの各電力会社は厳しい経営状況にあり、契約途中での撤退などの事例も見受けられます。

こうした状況から、入札手続に当たっては、参加資格を確認する際に、事業者の財務諸表などにより経営状況や今後の見通しを適切に把握するとともに、一定の売電収入を確保できる工夫を図ることなどにより、電気事業の経営安定を目指します。さらに、地域への貢献、県有施設への電力供給といった条件を契約に設けることも検討し、信頼性の高い事業者と契約できるようにしたいと考えています。

引き続き、先行する他県の事例なども参考にしながら、相手方の経営安定度をより把握できる方法などを検討し、来年度には新たな契約締結に向けた手続が確実に進められるよう、それまでに方針を決めたいと考えております。

○19番（畠中拓馬君） 知事、執行部の皆様には丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

第2問目はございませんが、要請を少しさせていただきたいと思っております。

まず、ヤングケアラーに関することですが、埼玉県では福祉部だけではなく、経済、教育など全庁的に対応しておりました。ぜひ知事にも県庁挙げて取り組むという姿勢を示していただきたいと思っております。また、調査について答弁がなかったんで、また今後しっかりと体制を取っていただきたいと思っております。

もう一つ、農業用燃料タンクです。尾崎知事時代に進めた事案ではありますけれども、尻すぼみになっております。今後、しっかりと当初の予想どおり、最終まで充実していただきますようお願いを申し上げます。

以上です。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

23番西森美和議員。

（23番西森美和君登壇）

○23番（西森美和君） 公明党の西森美和でございます。議長のお許しをいただきましたので、公明党を代表して質問に立たさせていただきます。

私は16年前、生後3か月の娘を抱えて高知市議会議員に初めて挑戦をいたしました。結婚して価値観が変わり、子供を産んでまた変わり、この子が生きる社会について深く考えるようになりますと、政治がとても身近なものに思えました。乳飲み子を抱えて飛び込んだ世界でありましたが、様々な課題に直面したとき、どれほど多くの皆様に支えていただき、育てていただいたか分かりません。私自身がそうであったように、どんなライフステージに立っていようが、また年齢や性別を問わず、その人が望む挑戦を後押しできる社会をつくらせていきたい、そう強く願っております。

コロナを経験して、県行政がこんなに身近であったのかと感じていらっしゃる方は多くいらっしゃると思います。人口減少対策も災害対

策も景気の回復も待たなしの喫緊の課題でありますので、先人の方々の御努力に学びながら、さらに身近な県政を目指して精進してまいりますので、県民の皆様、知事並びに職員の皆様、先輩・同僚議員の皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

災害時における市町村への支援や連携の在り方についてであります。近年頻発する豪雨災害や、全国各地で発生している地震に対して、県民の皆様の御不安はますます大きくなってきていることと感じます。私は、県議会議員の立場を頂き、この2か月間、市町村の役割と県の役割についてとても考えさせられました。

地方自治法には市町村優先の原則があり、実施主体である基礎自治体に対して都道府県行政は広域機能、連絡調整機能、補完機能の強化が求められる立場にあることはよく承知しております。一方で、全国の都道府県においては、市町村の自主性、主体性に留意し過ぎるあまり、市町村との距離が置かれ、連携が十分に図れなかったという教訓もあります。とりわけ、災害時に県と市町村との認識の違いや連携の悪さが、住民の皆様の生活再建の遅れを生じさせる見えない壁になってはならないと思っております。

そういった中で、市町村からの要請が大前提であった被災地支援も、昨今の大規模地震等の教訓を踏まえまして変わってきております。その一例が、被災自治体への支援物資の配送計画であります。大規模災害が発生した直後は、被災市町村の行政機能は著しく低下し、情報の把握にも時間を要し、民間の供給能力も低下をしております。

これらの状況を踏まえ、被災自治体からの具体的な要請を待つことなく、国や県が主体的に被災地に物資を運ぶことができる。従来は当た

り前ではありませんでした。けれど、今は被災者の命と生活環境に不可欠な物資のほか、避難所の環境整備に必要な物資、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等はプッシュ型で届けられ、その後市町村の要請に応じて、引き続き物資が配送されることとなります。

一方、平成30年の高知県西部の豪雨被害では、高知県と被災自治体間とのやり取りに一定の課題があったということも聞き及んでおります。双方ともに錯綜した状況であったことは容易に想像できますが、県として緊急時に適切な助言ができるか、また具体的な過去の事例を掌握しているか、平時から実務者レベルでの信頼関係を構築しているかどうかで、被災者支援の質やスピードは大きく異なってまいります。

ですから、これは市町村の役割だからというよりも、県民であり、住民の皆様であるこの方々を最前線で守るために取り組んでくださっている市町村をどう支えるのか、このマインドが日頃から県行政に貫かれているかどうかは、災害時にとっても重要なことではないでしょうか。

そこで、知事にお伺いいたします。市町村優先の原則を踏まえた上で、災害時における市町村への支援や連携の在り方、県の役割について御所見をお伺いいたします。

私は、知事のお話をお聞きしながら、地域の課題を市町村や住民の皆様と共有し、共感と前進への思いを強く持つておられると感じております。

災害時に市町村を支えるために、県の職員の方は平時からどのような姿勢で業務に当たることが大事であるとお考えか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、少子化対策の推進についてお伺いをいたします。本年4月から、子供のための政策を推進していくためのこども家庭庁が設置をされ



ました。これによって厚生労働省や内閣府、文部科学省など複数の省庁にまたがっていた子供を取り巻く課題に、一元的に取り組める体制となりました。こども政策担当相には、他の省庁の政策が不十分な場合、是正を求める勧告権も付与され、総合調整機能が強化をされております。

私たち公明党は、子育てや教育を国家戦略にとの考えの下、児童手当の高校3年生までの拡充、子供たちの医療費の高校3年生までの無償化、3歳未満児の保育料の無償化を3つの柱として推進してまいりました。少子化対策というのは、総合的、継続的な取組が何よりも大事であると思っております。

例えば、この児童手当が創設されたのも50年以上も前のことでありますし、2019年に実現をいたしました3歳から5歳の保育・幼稚園の無償化や、私立高校の実質無償化、高等教育の無償化も2006年から重点政策の中に盛り込み、与党内で計画にのっとって進めてきたものであります。とはいえ、全国の2022年の出生数が80万人を割り込んでおり、昨年の出生数が47都道府県で最少となった本県にとって、少子化対策、人口減少対策はさらに総合的に取り組まなくてはなりません。

そこで、まず高知版ネウボラ構想をはじめ、本県が展開されてきた切れ目のない子育て支援の総括と今後の課題について知事の御所見をお伺いいたします。

国も大きな転換点を迎えているに当たり、本県も一歩踏み込んだ対策が求められております。さらなる少子化対策の推進への知事の御決意をお伺いいたします。

こども基本法の制定を踏まえ、当事者からの視点を盛り込みながら政策を決定していく仕組みも進められてまいります。高知県が取り組もうとしている人口減少対策にとっても、子供や

若者、子育て世代の当事者の皆様の率直なお声を政策に反映させる仕組みづくりは重要であります。

従来型のものだけではなく、広く県民の皆様のお声をお聞きするための、時代にマッチした取組について知事にお聞きをいたします。

また、少子化対策に特化した部局を創設し、積極的な施策を展開していくお考えはないか、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、県内で格差が生じている子供の医療費の助成についてお伺いをいたします。全国の市町村の状況を見てみますと、中学・高校生までを対象に通院費を助成する自治体の割合は、2011年は約40%にとどまっていたのですが、2021年には9割超に広がっております。その大きな追い風となったのが、国が行ってきた国民健康保険の減額調整措置の未就学児分が、2018年度から廃止になったことであります。

減額調整とは、国保財政に与える影響や財源の公平な配分などの観点から、負担の軽減によって増加した医療費分の国庫負担分を一定額減額するという措置であります。このペナルティーが見直されたことによりまして、全国の自治体で生じた財源の総額は約56億円に上りました。

現在、公明党でも高校3年生までの医療費助成の拡大を目指した国保の減額調整措置の見直しや地方の財源確保を強く要望する中で、本年4月、政府は、高校3年生までを想定し、減額措置を廃止する方針を明らかにいたしました。どこに住んでいても同じ支援が受けられるというのは、財政状況が厳しい高知県のような自治体にとって朗報であります。

高知県内の市町村では、19の自治体が高校3年生までを無料とし、中学3年生までの助成を14の自治体で実施している一方、最も遅れている高知市では、小学校6年生までしか無償化が進んでおらず、格差が生じている状況でありま

す。本年2月の県議会におきまして、私の前任者である公明党の黒岩正好前県議が、子ども・福祉政策部長に格差解消を求めて提案しておりますが、本年になってさらに3つの自治体が中学校卒業までから高校卒業までと拡充をしているということは、それだけニーズが大きい子育て支援策だと認識されているからではないでしょうか。

知事がこれまで子供の医療費の助成については、国に政策提言をしていただいていることも、市町村の判断を優先する、尊重する立場であることは十分承知しておりますが、国の動きを踏まえた上で他の都道府県の先進事例のように、高知県としても市町村への補助について対象年齢を引き上げることも検討の余地があるのではないかと考えます。

高知県内の子供たちの医療費助成の格差解消に向けて、知事はどのようにお考えか、お聞きをいたします。

次に、災害時における南海トラフ地震対策推進地域本部の位置づけについてお伺いをいたします。

5月から6月にかけて、危機管理文化厚生委員会の委員として、出先機関等の調査活動に行っておりました。危機管理・防災課の駐在所である南海トラフ地震対策推進地域本部では、5つのブロックで共通した項目によって業務の進捗を管理しておりました。その内容は、津波避難対策、避難所の確保と充実、各種計画の策定と実効性の確保、補助金・交付金などの市町村等支援、災害対策支部体制・拠点の運営体制の強化など19項目にわたっておりました。

そこで、まず南海トラフ地震対策推進地域本部が設置をされた経緯をお聞きするとともに、設置からほぼ10年のこれまでの取組をどのように総括をされているのか、知事にお聞きをいたします。

県の災害対策本部規程によりますと、災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、必要に応じて災害対策支部を設置するとあります。災害対策支部が設置されたときは、南海トラフ地震対策推進地域本部の本部長は支部長として、支部の所管する区域内に所在する県の出先機関や地域支援企画員と連携をしながら、市町村の支援や防災拠点の運営に当たることとなります。

しかしながら、各地域本部は、その名称のとおり南海トラフ巨大地震の対策が中心であり、先ほど挙げました事業における進捗管理の項目にも風水害を想定した項目は見受けられませんでした。今や時間降雨強度50ミリを超える短時間豪雨や、総雨量が1,000ミリを超える豪雨が発生するなど、局地化、激甚化に伴う災害の発生が懸念される中、広域で大規模な豪雨災害が高知県のどこのエリアで、いつ発生してもおかしくない気象状況が続いておりますので、何とかここは整理をしていただけないものかと思っております。

実際に、調査期間中であった本年6月には、高知県西部に線状降水帯が発生をいたしました。高知県でも既に取り組を進めていらっしゃると思いますので、さらなる体制強化を求めているのであります。

また、この10年を振り返りますと、国でも様々な法整備が進んでおります。水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられ、令和4年3月には、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きが出されるなど、より一層の避難の実効性確保に向けた動きが出ております。

また、本年5月23日には、洪水などの予報を高度化する改正気象業務法、改正水防法が衆議

院本会議で成立をいたしました。国が予測した流域全体の河川水の情報を都道府県に提供できる規定となったことによりまして、防災情報の充実と、住民の皆様の早期避難につなげることを目指したものであります。こういった状況を鑑み、南海トラフ地震対策を中心に展開してきた体制をさらに発展させ、風水害対策を強化しておく必要があるのではないかと考えます。

南海トラフ地震対策推進地域本部の風水害対策への位置づけについて知事にお聞きをいたします。

また、災害対策支部の設置に至らない風水害が発生した場合、南海トラフ地震対策推進地域本部はどのような役割を担うのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

最後に、地震や風水害以外の危機事象について、南海トラフ地震対策推進地域本部はどのような役割を担っているのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

続いて、個別避難計画の作成についてお聞きをいたします。

個別避難計画の策定は、2021年5月に施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律により自治体の努力義務となりました。内閣府の調査では、現在作成済み、一部作成済みの市町村は全体の約7割に上っております。

県内の市町村を見ても、避難行動要支援者名簿に掲載する方が、市町村によってかなり幅がありますが、独自の取組をされている市町村への評価と技術的助言について子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

次に、避難行動要支援者の中でも、避難後継続して支援が必要な重点継続要医療者の災害時個別支援計画についてお伺いをいたします。避難行動要支援者の個別避難計画が災害対策基本法を根拠としているのに対し、重点継続要医療者の災害時個別支援計画は、命をつなぐための

計画として、高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルを根拠としております。今回は、特に医療的ケア児を育てる御家族の皆様からお声を頂戴している災害時の避難についてお伺いをいたします。

医療的ケア児を育てていらっしゃるお母さんは、大きくなるたびに不安や心配が増えること、そして垂直避難をする場合にも自宅の上層階へ避難しようとしたら、子供や吸引器、そして酸素、おむつ、車椅子、呼吸器、食料など、そしてお子さんと一緒にとても2階に上がることはできない、1人でできないのでサポートをしてほしい、そういった具体的な御相談事をたくさん私はいただきます。

現在、高知県では医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を進めておりまして、令和5年度末までに120名の養成を目標にしております。医療的ケア児の災害時個別支援計画の策定に当たっては、被災後の電源の確保や避難先での個室の対応など、一つ一つの困り事を計画にフィードバックさせることが何よりも重要でありますので、医療的ケア児等コーディネーターなどの支援者との連携が不可欠であります。

災害時個別支援計画の実効性を高めるために、県が養成している医療的ケア児等コーディネーターがどのように連携しているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

次に、非常時の保健活動体制についてお聞きをいたします。

約3年にわたりコロナ禍が続き、特に行政における保健師の皆様の御活躍、御努力に心から敬意を表するものであります。通常業務とともにこのコロナの対応をされるのは、大変な御苦労であったと思います。

全国的にも保健師の皆様の数や配置について見直す動きもある中、2022年に発表されました奈良県立医科大学での研究では、人口当たりの

保健師数が多い都道府県は、新型コロナにかかる人の割合が低いことも明らかになりました。健康問題に関する予防意識を、専門性を持って地域に浸透させてきた結果であり、健康危機管理においても、地域でも、また行政の組織においても重要な役割を担ってくださっているのが保健師の皆様であります。

現在、高知県下の市町村では、限られた人数体制の中、22の自治体で地区分担制と業務分担制を導入しており、県の各福祉保健所では、統括保健師を配置し、平時と非常時の保健活動について体制を強化しながら、市町村の保健活動を支援しております。

そこで、各市町村の保健師のマンパワー不足の現状と課題について健康政策部長にお聞きをいたします。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の対策において、各福祉保健所の統括保健師がマネジメントを進めていく上での教訓と今後の取組について健康政策部長にお聞きをいたします。

一方、コロナ禍でも見られましたように、大規模災害などでは、収束点や解決プロセスが見えにくいため、保健活動を行う市町村保健師などへの支援が特に重要になってまいります。地震の被害が特に多かった地域などでは、住民の皆様のPTSD——心的外傷後ストレス障害や、大事な人を亡くされた悲しみなどから鬱状態に陥る住民も多くなるほか、また訪問活動の中では、健康状態だけではなく生活再建などの不安も受け止めることも多く、相談内容を担当課へつなげる役割も担うことになり、保健師自身の心の健全を保つことが難しくなる場面があります。

そこで、市町村保健師などへの支援の観点から教訓をお聞きするとともに、さらに長期化が懸念される南海トラフ巨大地震の発生を見据えて、高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラ

インにどのように反映をされるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、浸水対策についてお聞きをいたします。

平成26年に発生いたしました高知市街地の浸水被害について、3つの流域において県と市の調整会議で進捗が図られてまいりました。久万川流域では、高知赤十字病院、北消防署を含む秦ポンプ場の排水区分内や、西久万・中久万エリアの対策が進み、紅水川流域では、万々商店街を含む北岸と福井団地を含む南岸が進んでおります。また、江ノ口川流域では、鏡川への流向変更を行った本宮町周辺などの対策が強化され、高知市でやるべき対策は、ほぼ見通しがついてきたところであります。

この間、高知県も様々な対策を講じてきてくださいました。次の段階として、河川の容量不足の根本的な課題について整理することが重要ではないかと考えております。

そこで、久万川、紅水川、江ノ口川のそれぞれの流域ごとに残された課題と今後の方向性について土木部長にお聞きをいたします。

そして、もう一つ土木部長にお聞きしたいことは、県と市町村の役割分担だけでは解決できない案件への取組の考え方についてであります。高知市での事例を申し上げますと、平成26年の高知市での浸水被害は大きく6つのエリアであり、当初県と市の高知市街地浸水対策調整会議の議題に対象となったエリアと、そうでないエリアがありました。同じ秦ポンプ場の排水区分に位置する高知赤十字病院、北消防署周辺と、もう一つは一つ橋・三園町エリアであります。両方とも大雨のとき、20年から30年来の浸水を経験しているところでありまして、住民の皆様の切実な思いが籠もったところでありました。

この前者は、新しくできる高知駅秦南町線の北側に位置し、新設する道路に降った雨が北岸にある高知赤十字病院、北消防署周辺の浸水リ



スクをさらに高める可能性があることが理由で、この調整会議のテーブルにのりました。床上・床下浸水のある地域でもあり、内水排除に苦慮していたこの地域の皆様にとって、県との協議は大きな後押しとなりました。

しかし、その一方で、秦ポンプ場を挟んで西側に位置する一ツ橋・三園町エリアは、調整会議の議題の対象外でありました。その理由は、外水である久万川からの溢水はなく、内水氾濫だと判断をされたからであります。この一ツ橋・三園町エリアの排水施設は、一ツ橋排水機場——98高知豪雨の直後、このエリアに設置された補完ポンプではありますが、周辺に比べて約4分の1程度の能力しかありませんでした。それはなぜか。久万川の容量不足という課題があったからであります。

けれど、住民の皆様はこれが最後のチャンスかもしれないという思いで、調査をしながら高知市に要望を重ね、高知市議会においても、出口である河川の管理者との協議なくして解決はできないと、調整会議での検討をしていただきたいと提案をしまりました。

その後、高知県では課題を整理してくださり、調整会議の議題を上げた上で、ポンプの増強について技術的助言や調整を行っていただきました。もしも県と市町村の役割分担で単純に仕分をされていたならば、到底解決できない課題であったと思います。令和3年に完成した排水ポンプの増強に、住民の皆様は県と市に大変感謝をされております。私は、こうした複合化した要因があるケースは、これからますます多くなっていくのではないかと考えております。

内水氾濫は市町村の責任、外水氾濫は県の責任では整理ができない課題が市町村で起こったとき、重なり合う役割について柔軟に対応することが求められると考えますが、そのことに対する土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、COPD——慢性閉塞性肺疾患対策についてお伺いをいたします。

肺に慢性的な炎症が起きる慢性閉塞性肺疾患、COPDは、喫煙などを原因とする生活習慣病の一つであります。初期症状は自覚しづらいため、国内に約530万人いると推定される患者のうち、治療を受けている総患者数は22万人と、僅か4.2%にとどまっております。さらには、死亡者の9割以上を70歳以上の高齢者が占めており、要介護状態に陥りやすくなるフレイルとの関連性も指摘をされております。

国の動向を見てみますと、令和6年度より施行される第三次の健康日本21の事業プラン案の中でも、COPD対策として、認知度の向上に加えて死亡率の減少が明記をされました。早期発見、早期治療等の対策を講じることで、目標値として令和14年度までに人口10万人当たりの死亡率を、現在の13.3から10.0、これを目指していく方針であります。

県では現在、令和6年度からの計画である第5期高知県健康増進計画、よさこい健康プラン21の見直しが行われているところでありますが、このCOPD対策を盛り込むことが重要になるのではないかと考えます。

本県のCOPD患者の状況についてお伺いするとともに、どのような課題があると認識されているのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

またあわせて、健診で把握できたハイリスク者や治療中断者に対する受診勧奨が重要であると考えます。受診勧奨事業を行っていない市町村に対してどのように働きかけをしていくのか、健康政策部長に御所見をお聞きいたします。

最後に、本県のCOPD対策の取組について知事の御決意をお伺いいたします。

不登校対策についてお聞きをいたします。

本年3月31日に文部科学省が発表した不登校

対策、COCOLOプランには、不登校の児童生徒について、学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることが明記をされております。また、多様な学びの場を確保することに向けまして、受皿となる不登校特例校や学校内に設けるスペシャルサポートルームなどの設置を促進することや、不登校を未然に防ぐため、1人1台の端末を活用し健康観察を行う取組も盛り込まれております。本県でも校内サポートルームをモデル校から設置し、子供たちの学びを支えるための取組が進められているところであります。

そこで、校内サポートルームや、授業を配信するためのタブレットの活用の促進など、不登校児童生徒一人一人に応じた支援が必要とされていると思いますが、不登校児童生徒への学びの保障について教育長にお考えをお伺いいたします。

また、不登校児童生徒の保護者は、子供への関わり方や学習の遅れなど、悩みや心配も多いと聞いております。不登校児童生徒の支援と同様に、その保護者同士が悩みを気軽に話せる機会も含めた保護者支援としての相談先が多くあることや、ニーズに応じて相談先を選択できることが必要であると思っております。

保護者に対する相談支援体制について教育長にお聞きをいたします。

最後に、災害対策から考える男女共同参画の推進についてお伺いをいたします。

これまでの大規模災害の教訓から、災害対策の男女共同参画を考える視点がとても重要であると感じております。平時の課題が凝縮して顕在化するのが災害時であるからです。

国においても、東日本大震災以降、防災基本計画や避難所運営ガイドライン等でも男女共同参画の取組が打ち出されて久しいですが、平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨、九州

北部豪雨の災害においても、ジェンダーの視点はまだまだ浸透しているとは言い難い状況であります。

生活者の視点を反映した避難所運営マニュアルの策定や、要配慮者支援における女性ニーズへの対応、役割の固定化の防止、生活再建のための就労機会の保障など、発災後から復旧・復興期まで、ジェンダーの視点からの防災の取組をさらに推進していかなくてはならないと思っております。

令和2年には内閣府男女共同参画局より、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示されました。地方公共団体が災害対策に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインであり、7つの基本方針の中には、男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの役割を位置づけるとあります。

そこで、こうち男女共同参画プランの中に、防災の観点をさらに充実させる取組を進めるよう求めますが、子ども・福祉政策部長に御所見をお伺いいたします。

また、防災、復興における意思決定の場への女性の参画について、このガイドラインには女性の割合を3割以上にするを旨とし、女性人材の登用、育成を進めること、例えば女性が多い専門職である保健師、助産師、看護師、保育士、介護士、民生委員等は、災害対応に深く関わることから、こうした女性を登用するとともに、女性の視点を取り入れるための下部組織を設けることも推進されております。

地域防災計画の意思決定の場である高知県防災会議には、委員60名のうち、令和5年は10名の女性が参画しており、昨年度より4名が増員されております。

国では、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を2025年に30%とすることを成果目標

に掲げておりますが、この目標達成に向けた今後の取組について危機管理部長にお聞きをいたします。

地域防災会議に女性を増やすことはもとより、多様な視点を地域防災計画に盛り込むために現在取り組まれていることと、さらに今後充実させていくためのお考えについて危機管理部長にお伺いをいたします。

また、市町村の防災会議の委員に占める女性の割合の実態をお聞きするとともに、女性の参画を促進するためにどのような働きかけをされるのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

先日、出先機関等の調査に伺った際、こうち男女共同参画センターソーレでは、様々な防災の研修を通して女性リーダーの養成に取り組んでくださっておりました。その中での大事な課題として挙げられたのが、女性リーダーの地域での活躍でありました。

災害対策を進めるに当たって、地域での女性リーダーの活躍が不可欠であります。危機管理部長にその取組についてお聞きをいたします。

以上で第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西森美和議員の御質問にお答えいたします。

まず、災害時におきます市町村支援や連携の在り方、そして県の役割についてお尋ねがございました。

災害時におきます国や県、市町村の責任、役割につきましては、災害予防あるいは応急対策などの段階ごとに災害対策基本法などの各種の法令、またそれに基づく計画に規定がされているところであります。こうした法令や計画の定めるところによりまして、各市町村は、1次的な災害に対処する責務を負う基本的な自治体として防災活動を実施するということが定められております。

一方、県の役割といたしましては、法令や県の地域防災計画に定めます防災活動を実施いたしますとともに、市町村が処理する防災に係る事務または業務を助け、その総合調整を行うという形となります。県といたしましては、こうした責任や役割を基本としながら、市町村の防災対策が進みますように、市町村に対して積極的に人的、また財政的な支援を行ってまいりました。

具体的には、個別避難計画や事前復興まちづくり計画の策定など、県が積極的に関わることで進捗が図られる課題につきましては、市町村と連携をして取り組んでまいりました。また、地域の防災対策への財政的支援という面で見ますと、ニーズに合わせて対象事業の拡大を図ってきておるところでありまして、例えば津波避難タワーの整備におきましては、全国でも例のない県による手厚い支援の制度を設けたところがございます。

今後も県民の生命、財産を守りますために、市町村と緊密に連携を図りながら、必要な支援については積極的に県として役割を果たしてまいります。

次に、災害時に市町村を支えるための、県職員の業務に当たる姿勢についてのお尋ねがございました。

私は知事就任以来、県民の皆さんとの対話を通じまして、県政に対する共感を得ながら、県政運営を前進させていきたいというふうに申し上げてまいりました。この点、御指摘いただいたとおりでございます。このことは仕事に当たった際の基本的な姿勢として、例えば年度当初など折に触れ職員にも説明をし、その理解と行動を促してまいったところであります。そして、この共感と前進の県政を実現する上では、市町村政との連携・協調が極めて重要でありますので、市町村職員と真摯に対話を重ねまして、ベクト

ル感を合わせて取組を進めるべきことを伝えて  
いるところでもあります。

こうした考え方の下、防災、危機管理の分野  
におきましては、年度当初に県の幹部職員が市  
町村長を訪問いたしまして、災害対策に関する  
意見交換や情報共有を行っております。また、  
担当の職員も日頃から市町村職員との会議、  
様々な訓練を通じまして、顔の見える関係を構  
築しているところでもあります。

一方で、県のレベルで見ますと、毎年県内の  
どこかで起こる災害に対応するという機会があ  
るものでございますけれども、これは市町村の  
目から見ますと数十年に一回あるかないかとい  
うような経験であるというようなものもあるわ  
けでございます。こうしたことを考えますと、  
市町村によってはこうした災害対応に係る制度  
でありましたり、対応の具体的なノウハウといっ  
た点に習熟をしていない面があり得るというこ  
とではないかと思えます。

こうした点につきまして、県職員には災害時  
に市町村が何を求めているか、また新たな課題  
はないか、いま一度想像力を働かせて市町村の  
サポートに当たるようにという点につきまして、  
改めて指示をいたしたいというふうに考えてお  
ります。

次に、少子化対策に関連いたしまして、切れ  
目のない子育て支援の総括と今後の課題につい  
てのお尋ねがございました。

本県では、全国に先駆けまして、妊娠期から  
子育て期までのリスクに応じて切れ目なく支援  
をつなぎ、安心して子育てができる環境づくり  
を進めてまいりました。その起点となります母子  
保健部門の子育て世代包括支援センターにつ  
きましては、昨年全市町村で設置が完了いたし  
ました。ほぼ全ての妊婦の方に保健師などが面  
談を行いまして、妊娠や育児の不安を抱える方  
への支援プランの作成率は8割を超えておりま

す。

また、児童福祉の部門でも、子育てに関する  
様々な相談に対応をし、多職種連携によります  
チーム支援を行います拠点の設置が、平成30年  
度は2市町にとどまったものが、現在では22市  
町村にまで拡大をしているというところござ  
います。このように妊娠期からの課題を早期に  
発見いたしまして、必要な支援につないでい  
くと、そうした切れ目ない連携体制は着実に整  
いつつあると考えます。

一方で、近年子育て家庭からの相談件数が増  
えておりまして、核家族化やコロナ禍の影響に  
よります育児不安を抱える家庭の孤立化が懸念  
をされております。さらに、地域のつながりが  
弱まる中で、いわゆるヤングケアラーや、育児  
と介護を担いますダブルケアといった複合的な  
課題を抱える家庭も顕在化をしてきております。

こうした課題への対応といたしまして、国に  
おきましては、母子保健と児童福祉の部門を一  
体化すると、そして統括支援員によりますコー  
ディネート機能を備えた、こども家庭センター  
という新たな組織の設置を推進しております。  
本県でも、こうした動きを見据えまして、市町  
村へのアドバイザーの派遣あるいは個別訪問を  
通じまして、両部門の一体的なマネジメント体  
制の強化を後押ししているところでもあります。  
加えまして、地域の子育て経験者といった住民  
参加型の相談体制を構築するといった取組、あ  
るいはアプリを活用しました子育て応援の店の  
拡大といった取組などを通じまして、社会全体  
で子育てを応援する機運を醸成いたします。

こうした取組を通じまして、子育て家庭の孤  
立を防止し、安心して妊娠・出産・子育てがで  
きます高知県の実現を目指してまいる考えであ  
ります。

次に、少子化対策の推進への決意はどうかと  
いうお尋ねがございました。



御紹介もいただきましたように、昨年の県内の出生数は47都道府県で最下位という結果が示されておりまして、私自身大きな衝撃を受け、強い危機感を持って対策を強化する、そうした必要性を感じたところでもあります。これまでの施策の成果や課題をしっかりと分析、検証した上で、中山間対策と少子化対策を一体的に抜本強化しまして、人口減少対策に取り組みたいと考えております。

まずは、若年層の人口減少への対応が急務であります。したがって、移住、定住あるいは中山間対策を意識した女性の活躍などに向けて、人口減少対策のプロジェクトチームを新たに設置いたしまして、全庁的に施策を検討してまいりたいと考えております。

具体的には、若い女性からニーズの高い事務系企業など、魅力ある仕事を創出していくということ、そしてこれまで男性中心の職場とされてきました、例えば建設業、第1次産業などの分野へも女性の進出を後押ししていく、こうした施策の強化を図りたいと考えております。

特に、男女の固定的役割分担意識の解消などによって、地域社会の意識を変えまして、若い女性にとって魅力のある地域をつくっていくということが極めて大事だと思っております。そのために、男性の育児休業の取得促進や、子供、子育てに優しい、こどもまんなか社会の実現に向けました意識改革、こういった点にしっかりと力を入れて取り組みたいと考えております。

このうち、男性の育児休業の取得促進につきましては、まず隗より始めよということがありますので、県庁が率先して取り組んでいきたいと考えており、高知県職員子育てサポートプランに掲げます目標につきまして、先ほど提示をされました政府の目標を前倒しする形で、目標の引上げを行いたいと考えております。

具体的には、現行計画で令和6年度末に対象

となる男性職員の取得率を50%という目標を掲げているところではありますが、これを改定しまして、令和6年度末までに85%、これは1週間以上の取得を前提に、85%以上ということを目指していくというふうに上方修正をしたいと考えております。私自身が全国を先導するという強い覚悟を持って、総合的な少子化対策の抜本強化に取り組んでまいります。

次に、少子化対策に関しまして、県民の声を聞く時代にマッチした新たな取組が必要ではないかとお尋ねがございました。

高知県におきましては、高知県子ども条例で設置をしております子どもの環境づくり推進委員会におきまして、子ども委員を任命し、当事者の意見を聞くように努めてまいりました。この推進委員会には今後私自身も出席をいたしまして、子ども委員からの意見を直接お聞きしたいと思っております。

また、出会いから結婚、子育てまでの切れ目のない支援を推進するため、子育て世代の当事者を含みます若い世代を対象といたしました少子化に関する県民意識調査を定期的の実施いたしております。この意識調査の結果は、各種計画の少子化に関する施策の成果指標として活用いたしております。また、出会いや子育て支援の充実強化、あるいは新しい施策の立案のために活用しているところであります。

新たな取組といたしましては、昨年少子化対策推進県民会議に若い世代部会を設置いたしました。この委員の方々からは、若者や子育ての当事者としての意見をいただきますとともに、自ら出会い・交流事業を企画していただいたり、動画による意識啓発などの活動に取り組んでいただいているということで、積極的に参画をいただいております。

今後、県におきましては、こども基本法に基づく国のこども大綱の策定を受けまして、令和

6年度に、こども計画を策定する予定としております。この計画の策定に関しましては、座談会の開催あるいは子供向けのパブリックコメントの実施などによりまして、当事者であります子供あるいは保護者の方々などの意見を幅広くお聞きして、計画に反映をさせていきたいというふうに考えております。

次に、少子化対策に特化した部局の創設についてのお尋ねがございました。

本県では、これまで施策の実行力を一段高めて、具体的な成果に結びつけていくことなどを目的といたしまして、必要に応じて部及び課室の組織改正を行ってまいりました。現在の子ども・福祉政策部は、少子化対策や子ども・子育て政策を一体的に進めるために、母子保健や女性活躍などの業務を集約しまして、令和3年度に初めて名称に子供を冠する部として設置をしたと、そういう経緯がございます。

これによりまして、少子化対策の調整機能の強化が図られたところでありますが、今後中山間対策と一体的な政策展開を行っていくためには、広範囲にわたります行政分野との連携が必要だと考えております。したがって、ただいまも申し上げましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部に、新たに人口減少対策のプロジェクトチームを設置いたしまして、しっかりと関係各部の連携を図り、全庁的な体制で総合的な少子化対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、子供たちの医療費助成についてお尋ねがございました。

県におきましては、乳幼児の保健の向上あるいは福祉の増進といったことを目的といたしまして、乳幼児期におきます医療費の無償化に取り組む市町村を支援するという趣旨で財政支援を行っております。

さらに、市町村におきましては、これに加え

て、言わば子育て支援策の強化、経済的支援の一環という形も含めて、助成対象の年齢を小学生から高校生までに独自に拡大をされておまして、御指摘のありましたように、結果的に地域間で対象となる年齢層に差が生じているという実情があります。

しかしながら、子供の医療費は本来住む地域に左右をされずに、どこでも安心して医療を受けられることが必要でありまして、国の責任において全国一律に実施をすべきというものと考えます。これがないと、財政力が強い市町村あるいは地方団体が手厚い支援があり、財政力に乏しい本県のような県ではそういうことができないということになりますので、やはり国による全国一律の対策を取っていくことが本筋の対策だと思っております。

こうした考え方から、国の責任において全国一律の子供の医療費助成制度を創設していただきますように、私自身、ここ数か月の間でも積極的に政策提言を行っているところでございます。

先日、国におきまして、次元の異なる少子化対策の実現に向けました、こども未来戦略方針が公表されました。その中には、子供医療費助成に係ります国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止が盛り込まれたということは御指摘があったとおりでございます。これは一歩前進ということだとは言えると思います。本県といたしましても引き続き全国知事会と連携して、積極的に国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策推進地域本部が設置をされた経緯と総括、また風水害の対策への位置づけにつきましてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

平成23年の東日本大震災を受けまして、本県におきます地震発生直後や応急期の対策を進め

ていくためには、地域地域でしっかりと対策に取り組むことが必要との認識に至りました。このため、平成26年4月に南海トラフ地震対策を推進するための地域本部を、5つの地域に設置いたしました。これまで南海トラフ地震に備えまして、総合防災拠点の整備や訓練の実施、避難所運営マニュアルの作成の支援、各地域の関係機関と連携した体制づくりなどに取り組んできたところであります。

また、風水害のときにおきましても、地域本部の職員は本庁の職員と同様に、台風や大雨の規模、災害の程度に応じて体制を取ってまいりました。例えば管内の市町村が災害対策本部を設置いたしました際には、必要に応じて情報連絡員として地域本部から市町村に職員を派遣いたしております。これまでも、例えば平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨をはじめといたしまして、風水害時において数多くの職員をこの地域本部から派遣しているということがございます。

この地域本部の設置から約10年を経ました。これまでの地域本部の活動の実態を見ますと、南海トラフ地震に限らずに、災害対策全般にわたる重要な役割、総合的な役割を果たしてきているというふうに言えると思います。また、近年風水害のほうも頻発化、激甚化をしているということなどの状況の変化もありまして、県の本庁自身も平成30年9月には新たに豪雨災害対策推進本部を設けて、それを恒常的に設けまして、豪雨災害対策を推進しているというような状況でもあります。

こうした状況を踏まえますと、現在の南海トラフ地震対策のみを名前に冠しました地域本部の在り方というのは、見直しが必要ではないかという問題意識は持っております、必要な見直しに着手をしまいたいというふうに考えております。

次に、本県のCOPD対策の取組への決意についてのお尋ねがございました。

COPD、慢性閉塞性肺疾患でございますが、これは肺の生活習慣病とも言われておりまして、主な原因でありますたばこをやめること、あるいは早期発見と治療により発症あるいは重症化が予防できるものであります。

本県におきましては、令和3年にCOPDにより123名の方が亡くなっています。このうち男性が98名と約8割を占めております。このCOPD対策に取り組みますことで、本県の課題であります男性の健康寿命の延伸に寄与することが期待できるというふうに考えております。

国におきましては、健康増進法に基づきます基本方針を今年5月に定めておりまして、この方針の下に、官民挙げた健康づくり運動の計画であります健康日本21が改定をされまして、令和6年度から開始をされることとなります。この中では、COPDは生活習慣病として、新たに目標値を定めて対策を講じるということとされました。

県におきましても、国の基本方針に基づきます県レベルの健康増進計画でありますよさこい健康プラン21を策定いたしまして、令和6年度から開始をする予定としております。この内容を日本一の健康長寿県構想にも反映をさせますことで、第5期の構想におきましては、これまでのたばこ対策だけではなく、COPD対策も追加して取り組んでまいりたいと考えております。

今後は、市町村などとも連携をしながら、たばこ対策やCOPDの認知度向上のための啓発などに積極的に取り組んでまいる考えであります。

私からは以上であります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、災害対策

支部の設置に至らない風水害が発生した場合の地域本部の役割、また危機事象における役割についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

災害対策支部の設置には至らないような風水害の場合、地域本部は大雨や台風などの規模、災害の程度などに応じて配備体制を取り、市町村の庁舎での連絡調整業務、災害現場での情報収集などの役割を担っています。

一方、危機事象としては、武力攻撃やテロ行為といった国民保護事案や鳥インフルエンザなどが想定されます。そのうち、国民保護事案が生じた場合には、災害対策と同様に、必要に応じて国民保護対策支部が設置され、地域本部は事務局としてその運営を担います。また、鳥インフルエンザが発生した場合には、発生した農場近くに設置される現地対策本部において、連絡調整などの業務を担うこととなります。

次に、高知県防災会議の女性委員を増やす取組についてお尋ねがございました。

国の防災基本計画では、地方公共団体は男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むこととされています。

高知県防災会議においても、女性の割合を高めるため、本年6月の委員改選の際には所属の長に限定せず、役員や職員の中から積極的に女性委員を推薦いただくよう、各関係機関に依頼をしたところです。その結果、報道機関や医師会などから女性委員を推薦いただき、女性委員は改選前の6人から10人に増加しました。しかしながら、委員全体に占める女性の割合は16.6%にとどまっています。

今後、女性委員の割合をさらに高めていくためには、これまでの取組に加え、委員全体の約3割を占める国の出先機関、いわゆる指定地方行政機関から積極的に女性委員を推薦していた

いただく必要があると考えています。そのため、指定地方行政機関の女性委員の推薦について、国の各省庁からも積極的に働きかけをいただくよう、各都道府県と共に国に対して要望していくこととしています。

次に、多様な視点を地域防災計画に盛り込むための現在の取組と今後の取組についてお尋ねがございました。

県の地域防災計画では、防災に関する政策、方針の決定過程などに女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立すると定めています。

一方、同計画は防災関係機関それぞれの責務や役割を記載しているもので、個々の防災対策の具体的な手順、内容について詳しくは記載されておりません。多様な視点を取り入れた防災体制を確立していくためには、防災に関する個別の計画やマニュアルに女性や高齢者などの意見を反映していくことが、より重要であると、そういうふう考えております。

このため、県では、防災に関する計画について検討を行う会議に、関係分野を代表する方々に参加していただくなど、多様な視点を取り入れることとしています。例えば、令和元年度に作成した避難所における要配慮者支援ガイドの検討会では、女性や障害者など関係団体の方にも委員になっていただきました。

今後、こうした取組を継続していくほか、実効性のある計画やマニュアルとするため、多様な視点を持つ方々に可能な限り訓練に参加いただき、実際の体験を踏まえた様々な意見をいただく機会を設けていきたいと考えています。

次に、市町村の防災会議における女性委員の割合と、女性の参画の促進についてお尋ねがございました。

令和4年4月1日現在、県内の市町村防災会議における女性委員の割合は平均で10.8%と



なっており、女性委員が不在の市町村もあります。女性委員の少ない市町村からは、指定地方行政機関の長など、充て職として就任していることが、女性委員の少ない原因の一つであるというふうに聞いております。

一方、県内で女性委員の割合が最も高い黒潮町は26.4%となっており、お話をお聞きしますと、防災会議の構成団体として、漁協の婦人部や女性防火クラブなど、女性団体を複数位置づけて、女性委員の割合を高める工夫をされているというふうにお聞きしました。今後は、各市町村に黒潮町の取組や県の取組を紹介しながら、防災会議の女性の参画を働きかけてまいりたいと思います。

最後に、地域における女性リーダーの活躍を促進するための取組についてお尋ねがございました。

女性が防災活動に関わる事例としては、消防団や女性防火クラブといった地域の防災活動への参加のほか、自主防災活動への参加があります。県内には現在、女性消防団員は294名、女性防火クラブ員は2,485名が活躍しており、こうした方々に地域における女性の防災リーダーになっていただきたいというふうに考えております。

県では、今年度開設する消防ポータルサイトにおいて、今まで情報発信の機会が少なかった女性消防団員や女性防火クラブ員の活動を紹介するなど、加入者を増やす取組を進めていくということにしております。

一方、自主防災組織においては、多くが既存の町内会をベースに運営されておりますので、女性がリーダーとして活動に関わる事例が少ないものと思われま。このため、県が主催する自主防災セミナーにおいて、女性の視点での自主防災活動といった内容をテーマにするなど、女性リーダーの育成に向けた取組を進めてまい

りたいと思います。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、避難行動要支援者名簿に掲載される方についてお尋ねがございました。

災害対策基本法におきまして避難行動要支援者とは、災害時に一人では避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要な方と定められております。

避難行動要支援者名簿の掲載者の要件は、国から例示はされているものの、各市町村が地域の実情に応じて定めることとされているため、市町村間で対象者の範囲に幅があります。例えば、本県の沿岸部では津波浸水が想定されることから、独居高齢者を一律に掲載の対象とするなど、地域の実情に合わせて各市町村が適切に判断しているものと承知をしております。

一方で、令和3年5月の災害対策基本法の改正によりまして、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことを受けて、各市町村において真に避難支援が必要な方を掲載するよう見直しを行っており、県内の名簿掲載者は令和3年3月末の5万5,961人から、令和5年3月末には3万7,066人となっております。

県としましては、真に避難支援が必要な方が災害時に円滑かつ迅速に避難できるよう、引き続き市町村担当者を対象とした研修会や市町村への個別訪問を通じまして、掲載要件の適切な設定や実効性のある個別避難計画作成についての助言を行うなど、市町村の取組を後押ししてまいります。

次に、医療的ケア児の災害時個別支援計画の実効性を高めるための医療的ケア児等コーディネーターとの連携についてお尋ねがございました。

医療的ケアが必要な方は、災害が発生すると、避難や電源の確保、医療や福祉の関係機関等と

の連絡や連携、必要な物資の確保が必要となるため、平常時から災害時を想定して準備をすることが不可欠です。そのため、市町村の保健師等を中心に、御本人や御家族、医療や福祉等の関係者が協力して、災害時個別支援計画の作成を進めております。

作成した計画の実効性を高めるためには、計画に基づき訓練を行い、検証し、災害時に的確に行動するための仕組みづくりを進めていくことが重要です。平常時には、医療的ケア児等の支援を総合調整する、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療・福祉・保健・教育関係など多職種が連携して、医療的ケア児の生活支援を行っていることから、災害時においてもコーディネーターとの連携が重要となってまいります。

このため、コーディネーターに医療的ケア児に係る災害対応の事例を用いたグループワーク形式によるスキルアップ研修を受講していただくなど、計画の実効性を高めるための連携強化を図ってまいります。

さらに、コーディネーターが中心となり、医療関係者、福祉サービス事業者、医療機器取扱業者等から成る災害時における支援ネットワークを構築するなど、医療的ケア児等コーディネーターの方々の協力をいただきながら、市町村や関係機関と共に医療的ケア児に寄り添った支援を行ってまいります。

最後に、災害対策における男女共同参画の推進についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたとおり、災害時には平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事や育児、介護等の女性への集中や配偶者等からの暴力などのリスクが高まることから、防災対策における男女共同参画の取組が重要となっております。

このため、こうち男女共同参画プランにおい

て、取組の柱に地域・防災分野における男女共同参画の推進を掲げ、防災に関する意思決定過程への女性の参画や、防災の現場における女性の参画の拡大に取り組んでいるところです。具体的な取組の一つとして、こうち男女共同参画センターソールにおいて女性防災プロジェクトを展開し、女性防災リーダーのネットワークの拡大に取り組んでおります。

県としましても、女性の視点が加わった防災対策や女性防災リーダーのネットワークが地域地域で広がっていくよう、各市町村の防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携を後押しし、女性防災リーダーの活動と、自主防災組織等における地域の防災活動との連動を促進するなど、取組を一層強化してまいります。

災害に強い社会の実現のためには、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した災害対応を行うことが必要ですので、危機管理部と連携し、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進してまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、各市町村における保健師のマンパワー不足の現状と課題についてお尋ねがございました。

令和4年度保健師活動領域調査の結果によりますと、県内の行政保健師は、県が97人、高知市を含む市町村が337人の計434人となっており、人口10万人当たりでは全国第1位の64.2人となっております。しかしながら、現実には保健師を募集しても応募がない、採用しても定着が難しい、産休や育休の取得で長期に不在になった際の代替保健師がいないといった声が、特に小規模の市町村を中心に聞こえており、人材の確保が課題となっております。

こうした課題について、県では保健師養成に関わる大学教員や市町村・福祉保健所の保健師から構成する人材育成評価検討会を開催して、

人材確保に向けた実効性のある取組などについて近々議論を始めたいと考えております。あわせて、人事交流や各市町村の採用情報を県ホームページで広報するなど、引き続き人材確保に向けた取組を支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の対策において、各福祉保健所の統括保健師がマネジメントを進めていく上での教訓と今後の取組についてお尋ねがございました。

新型コロナの感染急拡大時には、疫学調査や患者の健康観察、入院調整など多岐にわたる業務が増大し、保健師を中心とした保健所業務が逼迫する状況となりました。そうした状況におきましては、統括保健師自らが現場対応を行わざるを得ず、マネジメント機能が十分に発揮できなかったという教訓がございますので、それを生かし、統括保健師のマネジメント機能の確立と、有事の際に即応できるサポート体制の整備を進めていくことが重要だと考えております。

そのため、迅速かつ適切なマネジメントが行える統括保健師の人材育成研修を11月から実施するよう、教育機関、国立保健医療科学院のほうとも連携をして、調整を現在進めているところでございます。あわせて、県の各福祉保健所や高知市保健所で策定します感染症の蔓延等に備えた準備を計画的に進めるための健康危機対処計画に基づき、計画的な人員配置や人材育成に取り組んでまいります。

次に、市町村保健師などへの支援の観点からの教訓と、長期化が懸念される南海トラフ地震を見据えた高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインにどのように反映するのか、お尋ねがございました。

南海トラフ地震時など、大規模災害時の保健活動については、新型コロナウイルス感染症と同様に、市町村の統括保健師によるマネジメントが重要となってまいります。市町村の統括保

健師の役割は、発生直後から応急期にかけて、地域全体の被災の状況や健康状況などの情報管理、DMAT——災害派遣医療チームや保健師等活動チームの受援調整業務、関係機関への情報伝達など多岐にわたります。新型コロナウイルス感染症による保健業務の逼迫時には、情報伝達が遅れ、対応に支障が出ることなど課題となったことから、統括保健師はこうしたマネジメント業務に専念できる体制づくりが必要だと考えます。

こうした教訓も踏まえまして、ガイドラインには統括保健師の役割や情報伝達の在り方、長期化に備えた統括保健師を補佐する保健師の人材育成研修などについての記載を充実したいと考えております。

次に、本県のCOPD患者の状況と課題への認識についてお尋ねがございました。

本県のCOPDの死亡率は、令和3年の人口動態統計では人口10万人当たり18.1で、全国平均の13.3を大きく上回っております。また、死亡者の多くは高齢者であることを踏まえましても、高齢化が進む本県におきましてはCOPD対策が課題であると認識しております。

このため、令和6年度からの、よさこい健康プラン21と併せて、日本一の健康長寿県構想にもCOPD対策を位置づけ、医師等の専門家などで構成する健康づくり推進協議会において、目標を設定した上で着実に取組を進めてまいります。

具体的には、COPDの原因としては、喫煙の関与が大きいと言われておりますので、たばこ対策を推進することと併せて、早期の発見と治療による重症化の予防のため、リーフレットを作成するなど、疾患の認知度を上げるための啓発を進めたいと考えております。

最後に、ハイリスク者や治療中断者に対する受診勧奨を行っていない市町村に対する働きか

けについてお尋ねがございました。

現在、県内では特定健診やがん検診において、COPDのハイリスク者や治療中断者に特化して医療への受診勧奨を行っている市町村はございません。ただ、COPDの症状や、たばこの影響などについてのチラシの配布やポスターの掲示によって、幅広く啓発しているというふうにお聞きしております。

健診の場では、喫煙の状況や自覚症状の有無について把握することができますので、喫煙歴や症状のある方に対して、予防や早期発見から治療へ結びつけていくことが重要であると考えております。そのため、市町村が健診や保健指導を行う際に、COPDの予防や早期発見につなげるためのチラシを作成し、活用していただくことなどにより、COPD対策を強化してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、久万川、紅水川、江ノ口川の各流域の浸水対策における残された課題と今後の方向性についてお尋ねがございました。

最初に、久万川につきましては、高知市西久万の県道高知北環状線との交差付近から上流約1.3キロメートルの区間について、平成2年度から河川改修事業を進めてまいりましたが、一部区間の用地取得が難航しているという課題があり、平成19年度から事業を休止しております。こうした状況の中、平成26年8月の台風により浸水被害が発生したため、河床の掘削や局所的な護岸のかさ上げ等の対策を実施してまいりました。残る用地取得の課題につきましては、地権者の意向確認を適宜実施しておりまして、一連の区間の用地取得のめどが立った段階で事業を再開したいと考えております。

次に、紅水川につきましては、久万川への合流地点から上流約2キロメートルの区間につい

て、昭和58年度から河川改修事業を進めてまいりましたが、万々商店街の中ほどにある県道弘瀬高知線の石神橋付近が未着手となっております。石神橋付近の整備につきましては、堤防の高さを現状より上げることとなるため、橋梁の架け替えが必要となります。それにより、橋梁前後の路面が高くなることから、沿道の商店や住宅への影響が大きいといった課題があり、現時点で事業着手のめどが立っていない状況です。こうしたことから、久万川と同様に、河床の掘削や局所的な護岸のかさ上げ等の対策を実施してきたところです。

最後に、江ノ口川につきましては、城西公園から上流の区間につきまして、河川の両岸に人家が連なっているといった課題があり、河道拡幅による河川改修が困難な状況となっております。このため、流域内で校庭貯留設備を整備するとともに、今年度高知商業高等学校付近で江ノ口川へ流れ込んでいる谷川の水を鏡川への放水路に導く工事を予定しております。

早期の河川改修が困難である紅水川や江ノ口川につきましては、引き続き流域の関係者全員が協働して、氾濫を未然に防止、軽減する流域治水の考えに基づいた、流域での校庭貯留設備の新設などについて検討してまいります。

次に、内水氾濫は市町村の責任、外水氾濫は県の責任では整理できない課題が生じた際の、重なり合う役割への柔軟な対応についてお尋ねがございました。

お話にありました高知市が管理する一ツ橋排水機場でのポンプ増強につきましては、排水量の増加により排出先の久万川の氾濫の危険が高まることから、実施が困難な状況となりました。この課題を解決するため、高知市街地浸水対策調整会議におきまして、県と高知市で検討、調整を行い、県が久万川の河床掘削を優先して実施することで、高知市でのポンプの増



強が実現いたしました。

こうしたことも踏まえ、関係者が連携して減災のための目標を共有し、対策の検討や調整を行う場として、平成29年2月に県や市町村等で構成する豪雨に強い地域づくり推進会議を土木事務所単位で設置いたしました。県といたしましては、こうした場を通じ、内水対策等を行う市町村の課題や意向を十分に把握し、地域の浸水被害の早期解消に向けて、施工時期の調整を行うなど、柔軟な対応を行ってまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、不登校児童生徒への学びの保障についてお尋ねがございました。

不登校の状況にあっても、子供たちが学びたいと思ったときに学ぶことができる場所や機会を保障することは、大変重要なことであると考えております。このため県教育委員会では、現在各エリアの中学校11校に校内サポートルームを設置し、また多くの市町村教育委員会では、教育支援センター内に学習支援の場を設け、不登校児童生徒の教育機会の確保に努めております。

こうした場所では、自分の教室に入りづらい子供たちが、一人一人の状況に応じた学習支援を受けております。ある子供は、自分の興味のある学習課題を研究し、またある子供は、オンライン配信で所属の教室の授業を受けております。このような経験を重ねながら、自分の学級に復帰する子供たちも増えてきている状況で、校内サポートルームなどの運営や学習支援のノウハウにつきましては、さらに各市町村及び学校へ普及していきたいと考えております。

一方、校内サポートルームなどに通うことのできない子供たちに、学びの保障を行っていくことも重要なことでもあります。このため、今月、登校ということのみを目標としない多様な教育機会の確保に向けて、外部の有識者で構成され

る協議会を立ち上げました。その中で、不登校特例校の設置やフリースクールとの連携、メタバースの活用なども検討してまいります。そして、こうした検討内容を参考にしながら、不登校に対する施策を充実していきたいと考えております。

次に、保護者支援としての相談体制についてお尋ねがございました。

不登校児童生徒の保護者は、子供たちと同じように不安や悩みを抱えており、そうした保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、適切な支援が得られるようにすることが必要だと考えております。

現在、県では、全ての公立学校等にスクールカウンセラーを配置し、保護者の方も相談できる体制を整えております。また、心の教育センターでは、来所相談や電話相談に加えまして、子育てに悩みを抱える保護者同士の交流の場を定期的に設けております。さらに、市町村においてもいわゆる親の会を開催している地域もあります。参加している保護者の方々からは、悩みを聞いてもらって気持ちが楽になった、同じ悩みを持った保護者がたくさんいると知り安心できたといった声も聞かれるなど、こうした機会や場は保護者の精神的な安定につながっているものと考えます。

一方で、保護者によっては、学校以外で相談できる場所を知らなかったり、相談すること自体に不安や抵抗感を覚える方々もおられます。このため県教育委員会では、チラシやカードのほか、新たにユーチューブなどのメディアも活用して、様々な相談先や悩みを持つ保護者が集える場の周知を行ってまいります。あわせて、利用者の声を紹介するなどして、保護者がより気軽に話し合ったり相談できる機会が持てるように努めてまいります。

○23番(西森美和君) 大変御丁寧な御答弁をい

いただきましてありがとうございました。

特に、南海トラフ地震対策推進地域本部のことにつきましては、濱田知事のほうから、見直しにも着手をするという御答弁をいただきまして——私は、やっぱり10年間かけてずっと集中的に南海トラフの地震対策を進めてきてくださったことを大変ありがたいと思っているんです。この10年間、そこに特化してきたからこそ、できてきた市町村のサポートがあったと思うので、やっぱりこの10年間で気象状況も変わってきて、次のステージに進んでいくという意味では、風水害も、そして国民保護の観点もしっかり盛り込んでいただくということは、とても重要であると思います。

私も調査に行かせていただきまして、地域防災監や地域防災企画監の方にお話をお聞きしますと、やっぱり水防の関係で技術職、また専門性を持っていらっしゃる方が本部長になっていらっしゃると思いますので、そういう意味では連携もきちっとできていますし、水防の体制が見えないところで整っているというのは実感しております。

ただ、私は、瑣末なことかもしれませんが、名前ってとても大事だと思っています。そこに役割と責任が発生すると思いますので、そういう意味も含めて、もし機能強化も検討していただけるようであれば、現場で風水害の対策もやったださっている方の御意見もお聞きしていただきながら、見直しをしていただけたら大変ありがたいと思います。

そして、男性の育休につきましても上方修正をするということで、知事のほうから全国を牽引する決意でやっていかれるというお話でしたので、昨日の坂本県議への御答弁の中で、この出生数の最下位であったことを細かく分析してみると、合計特殊出生率は最下位ではないけれども、若者の流出、そして特に若い女性の人

口の流出がとても高知県では顕著であって、深刻であるとお話もありました。

私はやっぱり子育て支援、少子化対策は総合的にやらなくてはいけないと思うので、働き方の問題もそうですし——実はこの子供に特化したというのを提案させていただくときに、平成15年6月に我が会派の西森雅和県議が、青年に特化した、青年の声をしっかり集約ができるような部局を創設してはどうかというような提案もあったので、どういう形にするかは、実効性が担保されることが一番大事であると思いますので、そこを踏まえて御検討いただけたら大変ありがたいです。

プロジェクトチームも設置をされて、全庁的な体制を整えてくださるということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、COPDにつきましても、知事のほうからしっかり取り組みますというお話がありました。どうぞよろしく願いいたします。

私がこのCOPDを知ったのは、コロナの重症化リスクの因子になるということで、コロナのワクチン接種ができないという、そのこの入り口から実はCOPDを知ったんです。ただ、本当に認知度が低くて——私も恥ずかしながら知らなかったわけなので。ただ、福祉保健所、どこに行っても壮年の男性の死亡率が高い、喫煙率も高いということで、ひょっとしたら潜在的なCOPD、治療を中断された方も含めていらっしゃると思いますと、10万人当たり、全国よりも多い18.1と御答弁があったと思いますが、そういうことを踏まえますと、本県にとっても、とても大事な取組になるかと思っていますので、ぜひともよろしく願いを申し上げます。

そして、土木部長、ありがとうございました。それぞれの河川について御答弁いただきました。久万川、西久万のエリアにつきましては、実は大変苦慮していたといえますか、平成26年の浸

水のとときに、万々商店街のほうは、南から来た、石神橋からの溢水で水が来た。そして、すり鉢状になっている。北は円行寺のほうから久万川の溢水で三重苦だったわけです。

この久万川を乗り越える水をまずは防ごうということで、パラペットのかさ上げを先んじてされたわけですが、そのことによって下流域の西久万が少し浸水のリスクが高まったということ、私は大変重く受け止めておりました。けれど、全体で河床掘削も、前任である黒岩正好前県議が提案もされて、国の国土強靱化の財源も使っていただいて、河床掘削によって20センチの水位が下がったということは、とても重要なことだと思っています。そのおかげで高知市も内水排除の対策がようやく本年から進み始めておりますので、やはり県と市の協力関係というか、共に取り組むということで、課題解決にはしっかり向かっていっていると思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

そして、江ノ口川につきましては、1つ要望させていただきます。流域治水で取り組んでくださっていることは御答弁でもいただきました。本来だったら江ノ口川のほうに放流する雨水を、容量が狭いので、一旦水なし川になった本宮川のほうに南下をさせて、そこから上本宮排水機場を通過して鏡川に放流するという、ある意味、県と市でウルトラCのような対策をここの本宮町周辺はやってくださっています。

高知市でそれに取り組んで、住民の方が取り組んでくださって、今最後の課題として、上本宮排水機場の自動化に向けて、県が管理されている鏡川のような構造物のことがありますので、それを最後、しっかり対応していただきたい。高知市のほうでもいろんな設計委託もしまして、今まさに協議をされているところだと思いますので、そのことを強く要望させていただきます。

そして、紅水川です。これは第2問を行わせていただきます。先ほどお話にもありました紅水川のちょうど万々商店街の一番南側に位置する石神橋です。ここは南岸のほうからも福井第二排水機場が放流される、そして石神橋の直前の南万々排水機場からも出てくる。一番ここが狭くなっているんですけど、水位が上がりやすいところ、ここが昔ながらの橋なので、陸地のほうに水が漏れてしまう。ここは、今までの従来どおりの対策では多分、何十年たっても駄目なのではないかと思っております。

住民の皆様との協議ももちろん大事であります。大きな課題でもありますので、石神橋の対策について方向性を示していただきたいなと思っております。これは土木部長に御答弁を第2問でいただきたいと思っております。

以上で第2問といたします。

**○土木部長（荻野宏之君）** 紅水川の石神橋付近の対策につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、堤防をかさ上げする必要があるということで、そうなりますと、橋の架け替えが必要になる。そうなりますと、その前後の路面が高くなりますので、沿道に影響があるということで、非常に難航しておるところでございます。

この事業を進めるためには、その影響を受ける近隣商店街など、地域住民の方の合意形成が必要になってまいります。その合意形成をしていくに当たりまして、石神橋の南側で高知市の都市計画道路が計画されているということがございます。合意形成に当たりましては、この都市計画道路と一体となった橋梁周辺全体の計画づくりがまず必要であると考えてございます。そのために、まずは計画策定に向けました進め方について、高知市と連携して検討をしてまいりたいと考えてございます。

**○23番（西森美和君）** 土木部長ありがとうございます

いました。

ここにつきましては、実は浸水被害が発生した直後の平成27年に、国交省の国土技術政策総合研究所、国総研と言われるところですが、そこが調査に入ってくさっておきまして、地域の住民の皆様からいろんな御意見というか、意見交換を行っております。そのときに国総研の職員の方が、これほど中心市街地というか、商店街でもある住宅地で、30年もこれほどの浸水を、ある意味苦しめられているというのは、全国的にも類はないんじゃないかと、そういうお話も聞いております。

私は、ここの石神橋の対策はどうしても様々な選択肢を排除せず、取り組んでいただきたいと思っておりますので、まずは住民の皆様にも説明をさせていただき、お知恵もいただきながら、解決へと進めていただけたらと思います。

この国総研については、また調査をさせていただこうと思うので、機会を改めて提案をさせていただきたいと思っております。

以上で全質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(今城誠司君) 暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩



午後3時再開

○議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番 戸田宗崇議員。

(1 番 戸田宗崇君登壇)

○1番(戸田宗崇君) 1番、自由民主党、土佐市選挙区選出の戸田宗崇でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまし

て初めての発言をさせていただきます。

私は、土佐市の市議会議員として12年7か月務めさせていただきました。その間、みんながまさかと思うような出来事が幾つか起こりました。市議に初当選した直後、未曾有の被害となった2011年3月に発生した東日本大震災、3年半前には、世界中に広がった中国武漢発の新型コロナウイルス感染症、昨年2月からのロシアによるウクライナへの侵攻など、本当にこれまで誰も想像もしていない、まさかの出来事が起こったわけで、今後も何が起こるか分からない世の中でありまして。議員としてしっかり働いていく覚悟でございますので、諸先輩議員の皆さん、そして執行部の皆さんをはじめ傍聴席の皆様、どうか御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。それでは、質問に入らせていただきます。

まず、少子化対策、婚活についてお伺いいたします。

濱田知事は、今議会冒頭の提案理由説明で、昨年の県内の出生者数は都道府県で最下位という衝撃的な結果が示されました、中山間対策と少子化対策を一体的に捉えてより多くの若者を中山間地域に呼び込むなど、対策のギアを上げ、総合的な人口減少対策に取り組まなければなりません、あわせて、未来を担う子供たちの教育の振興、健康で支え合う地域共生社会の実現、防災・減災や産業振興に資するインフラ整備といった、県勢浮揚の基盤となる取組を着実に進めると発言されました。また、県は、出生数の減少は複合的な要因があると思うが分析していきたい、若い世代の希望がかなって結婚し、希望する誰もが安心して子供を産み育てることができるよう、出会い機会の拡充や子育てしやすい地域づくりなど、少子化対策の抜本的な強化に取り組むとしています。

厚生労働省の人口動態統計によれば、2022年



の日本人の年間出生数は77万747人で、前年比5%、4万875人の減少で、80万人割れは1899年に統計を開始して以来初めてで、1人の女性が生涯に出産する子供数の推計値である合計特殊出生率は1.26にまで低下して、2005年に並ぶ過去最低を記録しています。出生数の減少はコロナ禍による影響もあるが、それ以前から加速傾向にあり、100万人台を維持していた2015年から僅か7年で4分の3の水準に落ち込んだことになります。

昨年の人口自然減は過去最大の79万8,214人で、前年より16万9,980人拡大しています。2020年の国勢調査によれば、外国人の人口は274万7,137人で、総人口の2.2%にすぎず、出生数の減少がそのまま人口減少に直結することになります。出生数の減少に歯止めがかからない限り、人口は減り続けることになります。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した2023年の推計によれば、日本人の人口は2020年に1億2,339万9,000人から、100年後の2120年には66%減少して、4,122万9,000人になると推計されています。また、出生数が減った理由は、子供を出産する年齢の女性数が激減したからとの指摘もあります。近年、出産した女性の9割弱が25歳から39歳であります。総務省によれば、2022年10月1日現在の25歳から39歳の日本人女性は約929万人であるが、25年後にこの年齢に達するゼロ歳から14歳は約696万人で、約25%も少ないのが現状です。

政府は、異次元の少子化対策を打ち出しました。高知県は、他県に先行して人口減少、少子高齢化が進んでいます。昨年1年間の高知県の出生者数は3,721人で最も少なく、1人の女性が一生のうちに産む子供の数の指標となる合計特殊出生率は1.36で、全国平均に比べて0.1高いものの、前年を0.09下回り、3年前より361人減少し、過去最低の状況です。

少子化を克服するためにも、これまで以上に積極的に婚姻件数を増やさなければいけないと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策について質問をいたします。

私は東日本大震災発生直後から何度も被災地に足を運び、被災の状況から復興まで見てまいりました。12年が経過し、高台移転や公営住宅の整備、三陸沿岸道路、JR常磐線の全面開通などインフラの整備はほぼ完了しました。しかしながら、12年経過した今でも生まれ育った場所、ふるさとに帰れず、避難生活を余儀なくされている方々が約3万1,000人おられるのも現状であります。一日も早い完全復興を願うばかりであります。また、東日本大震災で犠牲になられた方は、震災関連死、行方不明者を含めた死者数は2万2,200人を現在超えています。お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りいたします。

高知県におきましては、津波の被害が想定される海岸地区での堤防の強化や避難場所や避難タワーなど、命を守るの整備はこれまで一定進み、南海トラフ地震が発生したときの想定死者数も大幅に減少しています。現在も一人の命も落とさない取組を国、県、市町村が一体となっていて行っているところであります。私の住む土佐市でも避難場所の整備はほぼ完了し、今後は地震発生時を想定した自助・共助での避難訓練などが重要であると考えます。地震はいつ起こるか分かりません。地震予知は現在の科学的知見から難しく、数日、数時間前の発生を予知するのは困難です。

先月5日には、石川県の能登半島で震度6強と5強の地震が起こり、全国で震度5弱以上の地震が6回も発生しました。これほど多くの地震が頻繁に起こりますと、南海トラフ地震もそろそろ起こるのではないかと考えてしまいます。

専門家の見解では、今回の地震は南海トラフ地震との関係はないとのことですが、いま一度、日頃から地震の備えをしなければなりませんと思ったことでした。

南海トラフ地震は、過去1,400年間に約90年から150年間隔で発生していて、1946年の昭和南海地震から76年が経過していますので、年々大地震の発生の可能性が高まっています。2020年の国土交通白書によりますと、30年以内の南海トラフ地震発生確率は70から80%とされています。夜間発生したときにどうするのか、停電が長時間続いたときにはどうするのか、様々な被害を想定して対策を行わなければなりません。

例えば、強い揺れでブロック塀、家屋が倒壊して避難路を塞ぎ、避難ができなくなることも想定されます。夜間ならなおさら避難が困難になるでしょう。津波被害が想定される土佐市の宇佐・新居地区などの沿岸部では、車両の進入できない狭隘な路地も多く、耐震改修ができていない空き家も近年多くなってきています。命を守るためにも避難路を確保することが肝要です。

避難路の安全対策にはこれまでも取り組んできていますが、現状と今後の取組について危機管理部長にお伺いをいたします。

そして、避難場所へ無事に避難ができて命が助かって、L2級の東日本大震災のような地震が起これば、沿岸部の居住地区では瓦礫の山になっていることが想定されます。過去の地震では、働いていた会社や事業所が被災し、働く場所を失った事例がたくさんあります。そのようなことを考えたとき、現在津波被害が想定される沿岸部の事業者が、事前に内陸部へ移転しやすくなるような新たな施策も必要と考えます。震災後の人口流出を防ぐためにも、早期の働く場や住居の確保が大変重要と考えます。

そこで、事前復興の取組をどのように進めて

いくのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

また、復旧・復興には安全な耐震性の高い道路整備が重要です。そこで、県の管理する道路における橋梁の耐震対策の状況について、土木部長にお伺いをいたします。

そして、平常時は蛇口をひねればいつでも水が出ます。私の居住する土佐市の水道管路、基幹管路の耐震適合性のある管の割合、耐震適合率は、令和2年度は30.5%、3年度が34%にとどまっています。地震発生後の復旧・復興にも大きく影響することが懸念されます。

上水道の耐震強化など、災害時の水の確保をどのように進めているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、道路標識、道路標示についての質問をいたします。質問の趣旨は、消えゆく道路標示についてでございます。

つい先月のことでございますが、令和5年春の全国交通安全運動が5月11日から5月20日までの10日間実施をされました。この運動の目的は、県民一人一人が交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人に優しい交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止することとされております。私の住む土佐市においても、朝と夕の通勤・通学時間帯を中心に、横断歩道や交差点などにおいて土佐警察署の皆さん、交通安全指導員の皆様、PTAの方々や市役所職員の皆さんなど、多くの皆さんが早朝から立たれ、交通事故を防止する取組をされておりました。私も県民の一人として、心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。

交通事故防止は誰もが願うものであり、一人一人がルールとマナーを守り、交通事故防止に向けた意識の向上と啓発が肝要であると考えております。しかしながら、交通事故による死者

数ゼロという一年はいまだございません。高知県警察のホームページを拝見しますと、高知県内の交通事故発生状況は、昨日6月27日までの事故件数は449件、前年同期の事故件数は431件で18件、4.2%の増となっております。また、昨日までの交通事故死者数は4人、前年同期の死者数は14人で10人減り、マイナス71.4%となっております。死者数は大幅に減少しておりますが、事故件数は残念ながら微増であります。

先ほど交通安全運動の目的に触れさせていただきました。安全で安心な人に優しい交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止するとの目的にもありますように、私の質問も、交通安全運動の目的と同じ交通事故を防止するための交通環境の改善であります。

道路法第45条第1項には、「道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない」、また同条第2項には、「前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める」とされております。この第2項に規定されております省令とは、昭和35年12月17日号外、総理府、建設省令第3号、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令であります。省令第4条第2項には、道路標識のうち次に掲げるものは都道府県の公安委員会が設置するものとする規定されております。

公安委員会が設置する道路標識は様々でございますが、このたび消えゆく道路標示として質問させていただきますのは、省令第8条及び第9条、別表第5に規定する指示標示のうち、停止線、横断歩道についてでございます。

本年も、土佐市内において命に関わる痛ましい人身事故が発生しております。一見、比較的見通しのよい交差点のように見えても、大人の

目線と子供の目線が違うように、歩行者目線と乗車時のドライバー目線は違います。道路法第45条第1項には、交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識または区画線を設けなければならないとされております。

これらの道路標識、今回は路面に表示されている道路標示についてでございますが、ドライバーの目線から見えやすいものとするように、交通の安全と円滑を図るために、常に表示しておかなければならないと考えます。

私の質問の趣旨は、個別の事故発生の起因を問うものではありませんが、事故発生場所の中には、止まれの道路標識はあっても、道路標示の一時停止線は経年劣化により舗装が剥がれ、非常に見えにくい、分かりにくい状況になっている場所もあったのではないのでしょうか。また、土佐市市野々の市道から国道へ進入する交差点におきましても、通学路であります。横断歩道や停止線が見えにくくなっていたところ、現在、警察官により応急的な白いスプレーによる補修措置が取られております。道路標示の補修は、少ない予算の中で交通量の多い場所から効果的に取り組んでいることと思いますが、人口の少ない小さな地域住民からの交通事故未然防止のために、喫緊に御対応いただきたいとの切実な願いもございます。

御紹介いたしました事案は、県内どの地域においても同様な現状ではないかと思われま。質問は、交通事故発生による悲しい惨状を未然に一つでも防ぐ対応についてでございます。高知県警におかれましては、県民の命を守り、安全・安心な町の実現に向け、日々御尽力いただいております。

私たち県民が安心して生活できておりますことに心から感謝申し上げ、道路標示の整備状況及び今後の方針について、警察本部長の御答弁をよろしくお願いいたします。

次に、今後路線バスの廃止、減便が予想される公共交通についてお伺いいたします。

現在、高知市では地域公共交通の在り方を議論しているところとお聞きしています。とさでん交通の利用者数は人口減少により年々減少していましたが、コロナ禍でさらに減少し、経営状況は厳しい状況であると伺っています。路面電車は、市街地のみでの運行に見直すことや、バスでの運行に切り替えることなどが議論されているようです。土佐市内のバス路線についても、本年10月には高知と高岡間の減便、来年10月には宇佐と中島間の廃止がされる予定とお聞きしています。働き方改革で、来年4月から運転手さんの拘束時間、休憩時間などが見直されることや、利用者の減少から路線の廃止、減便と思われる。

お年寄りや子供などの運転免許を持たない交通弱者の足の確保、また通勤や通学といった日々の交通手段として、最低限必要な公共交通体系を維持するために、市町村の行うデマンドバスや乗合タクシーなどへの支援を拡充するべきではないかと考えますが中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、教員採用試験についてお伺いをいたします。

6月18日付の高知新聞に、教員採用試験の記事が掲載されていました。それによると、志願者数は前年より342人少ない1,944人で、6年ぶりに2,000人を割ったこと、高知県教委は今回の志願者減について、全国最速を逃した影響もあるかもしれないとの記事でした。

子供たちの学習環境、学力向上のためには、少しでも優秀な教員を採用するため、全国で教員の争奪戦が行われています。高知県では平成29年度から教員採用試験を大阪での試験会場を増やして分母を倍増し、優秀な教員の採用、獲得に努めているところです。その成果か、2022

年度の全国学力・学習状況調査では、高知県学力の状況は総合で小学生では全国7位、中学生では46位の結果でありました。小学生の学力は、ここ数年で向上いたしました。中学生の学力は残念ながら結果が出ていませんので、結果を分析して、今後も引き続いて学力向上のため、未来を担う子供たちの教育に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

今回の志願者の減少の理由、背景はどこにあるのでしょうか。鳥取県の採用試験が1週間早かったのが原因ではないかとのことですが、どのように捉えているのか、教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、通信制高校生の運賃学生割引についてお伺いいたします。

6月18日の高知新聞の記事によりますと、本年度からJR四国の通学定期券が利用できなくなっている、JR四国の定める学生割引の指定条件を満たしていないため、保護者らは通信制も全日制や定時制と同じ学生なのにと憤っているとの記事が掲載されていました。また、本日の高知新聞には、JR四国は、学割発行のために定めた規則の基準を満たしていない、今のところ規則を変えるつもりはない、救済策は講じる考えはないことを明らかにしました。

通信制高校に通学する生徒さんは、中学校卒業後の15歳から、仕事をしながら通う成人まで年齢幅が広いわけで、いろいろな生徒さんがいます。車やバイクの免許のある生徒は、今回の学生割引が利用できなくなったことはさほど影響はありませんが、私が心配しているところは、中学校を卒業してから入学する15歳から成人になるまでの生徒です。学校から自宅が近い方は公共交通を利用しなくてもいいでしょうが、遠方から通う生徒は、どうしても公共交通機関を利用しなければなりません。

また、JRでの学割が利用できなくなったこ



とで、通信制の学校を選べなくなり、学びの場がなくなること、様々な理由で普通高校に進学できなかった生徒たちの受皿である通信制学校での学べる機会を失うこととなります。

J R 四国への今後の対応について教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、商店街の空き店舗対策についてお伺いいたします。

商店街は地域の買物の場で、にぎわいの場として重要ですが、近年は店主の高齢化、後継者不足で空き店舗が増加しています。土佐市においても空き店舗の活用が求められています。土佐市高岡町の商店街は間口が狭く、奥に長くなっていて、道路沿いは店舗で奥が住宅になっていたり、1階が店舗で2階が居住スペースの建物が大半であります。

先日、空き店舗の持ち主から相談があり、店舗を借りたいとの話があり前向きに検討していたが、借主が店舗を改修するときには、高知県の空き店舗出店支援事業で条件を整えば100万円が上限で2分の1、3分の1の補助の制度はありますが、店舗は古く、耐震改修ができていないため、貸すのを諦めたそうです。高岡町の商店街は、昭和56年5月以前の建物が多くあります。特に、空き店舗になっている建物は、ほとんどが56年5月以前の建物と思われま

す。土佐市でも木造住宅の耐震工事には補助があり、耐震診断は無料で、耐震改修設計が上限32万4,000円、耐震改修工事が上限125万円の補助があります。しかし、居住スペースのない店舗には補助事業はありません。空き店舗の持ち主が長年使うことのなかった、老朽化が著しく、地震が起これば倒壊するかも分からない、耐震改修ができていない店舗を貸すわけにはいきません。耐震改修工事には、建築費用も資材の高騰で多額の費用がかかる状況であります。大型店舗の出店も多く、高齢化で後継者不足であり、

商店街は年々衰退をしています。空き店舗を活用して、少しでもにぎわうまちづくりに取り組むべきと考えます。

空き店舗利用推進への補助拡充を求めますが、商工労働部長のお考えをお伺いいたします。

次に、食品衛生法改正についてお伺いいたします。

前回の改正から15年が経過しており、食を取り巻く環境の変化、国際化等に対応して食品の安全を確保するため、平成30年に改正法が公布され、順次施行されました。

主な改正点は2つあります。1つ目、改正法では原則全ての食品等事業者に一般衛生管理に加え、H A C C Pに沿った衛生管理の実施を求めています。2点目は、改正前に比べ営業許可対象業者が拡大し、県内の漬物製造業、水産製品製造業、密封包装食品製造業を営む事業者は、来年5月までに新たな営業許可取得が必要となっております。

そこで、特にH A C C Pに沿った衛生管理と許可制度の見直しといった食品衛生法の改正について、高知県内の関係する業種、業者の皆さんにどのように周知しているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

また、秋田県では、秋田名物のいぶりがっこ、薫煙乾燥させて作る漬物ですが、食品衛生法改正により、漬物製造業者に営業許可が必要になり、現在自宅で漬物作りをしている多くの個人事業者も施設整備が求められ、高齢化で後継者もないため、設備費の負担により廃業を選ぶ例が相次ぐおそれを危惧していて、秋田県は漬物を販売する方々を対象にアンケートを実施したところ、結果は4割が高齢化などを理由に製造を取りやめる意向との回答があり、設備導入に必要な資金面の不安を訴える声も多かったそうです。

本県の漬物製造業者においても、零細、個人

事業者が多く、食品衛生法の改正に伴う営業許可取得のために必要な施設整備が、資金面からも難しいという声をお聞きしています。

県においては、漬物製造業が行う施設整備に対する支援をどのように考えているのか、産業振興推進部長にお伺いします。

次に、農業現場の問題についてお伺いします。

農業の現場では、深刻な労働者不足などもあり、私の居住する土佐市でも農作業の現場や、自転車で走っている外国人実習生の姿をよく見かけます。以前は、中国からの技能実習生がほとんどでありましたが、最近ではベトナムやインドネシアからの実習生が多いようです。

農作業の現場では、施設園芸ハウスでのナスやキュウリ、ミョウガなどの収穫作業、シシトウやニラなどの出荷作業、ショウガやかんきつの生産から収穫、出荷までの作業を行っているようです。土佐市でも外国人技能実習生の受入れ機関が幾つかありまして、現状の話をお聞きしますと、雇用契約をしている農家さんは最低賃金で雇用している方が多く、最低賃金の高い他県へ流れる傾向があること、また農業は就労環境がきついこともあって、高知県への農業技能実習を希望する実習生は少なくなっているそうです。

また、日本の賃金は他国と比べても決して高くはないので、労働条件や賃金のよい他国に流れている状況もあるとお聞きをいたしました。今後も日本はしばらくの間、少子高齢化で人口減少、生産年齢人口の減少が続くことが予想されます。生産現場では、全ての農作業や出荷作業を機械化することはできないと思いますので、安定した労働者の確保に努めなければなりません。

農業生産者の現場は、近年の肥料、資材の高騰や、丹精込めて生産した農産物の販売価格も上昇せず、苦しい状況であります。その上、賃

金を上げることはなかなか難しいとの現場の声もあります。高知県の基幹産業である農業を守り、発展を続けるためにも、労働力の確保は重要な課題であります。

そこで、外国人技能実習生の受入れの現状と今後の労働力確保の取組について農業振興部長にお伺いいたします。

また、私の近所では、3年ほど前に会社を辞め、夫婦で新規就農していましたが、最近離農して再就職した事例もあります。高齢になり後継者もなく、仕方なく耕作をやめるケースもたくさん見受けられます。高齢化による農業者の減少がさらに進んでいく中、耕作放棄地の増加も懸念されます。

そこで、本県の耕作放棄地の現状と今後の取組について農業振興部長にお伺いいたします。

次に、林業振興の取組についてお伺いします。

皆さん御承知のとおり、高知県は森林率84%、全国一の森林県であります。今年度の林業振興の主要施策では、第4期高知県産業振興計画に基づき、原木生産の拡大、木材産業のイノベーション、木材利用の拡大、担い手の育成・確保の4つの戦略で進め、具体的な原木生産の拡大では、森林クラウド、Clowoodの本格運用に加え、先端林業機械の導入による作業の省力化を促進する、また持続可能な林業振興には森林資源の循環利用が重要であることから、現在4割程度にとどまっている再造林率を引き上げるため、再造林推進プランを策定し、取組の抜本強化を図るとされています。

国では、先月末の花粉症に関する関係閣僚会議において、花粉の発生源となる杉人工林の伐採規模を、現在の年間5万ヘクタールから7万ヘクタールに拡大させ、10年後に面積を2割程度減らすことが示されました。さらに、苗木の生産も9割以上を花粉飛散の少ない品種にして植え替えを進めることや、住宅分野における杉

材製品への転換の促進に加え、杉の伐採や植え替えなどの事業量に対応するための高性能林業機械の導入支援を図ることなどが示され、このほど公表されました。骨太の方針に盛り込まれています。

先日も新聞報道で、仁淀川町が県内で初めて町再造林率100%宣言を発表され、今後の方針として、皆伐後の林業適地に杉やヒノキの苗を植え、将来は花粉症対策苗の導入を計画することなどの方針が示されました。そこで、伐採や再造林などを担う林業従事者を育成していくとともに、花粉飛散の少ない苗木の供給が欠かせないと考えます。本県には、林業大学校や自伐型林業の推進に取り組む自治体もあります。

県内の林業就業者の現状と、今後どのように林業就業者を育成し確保していくのか、また再造林に必要な花粉飛散の少ない苗木の供給にどのように取り組むのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

そして、伐採した原木はその後製材加工されます。最近では住宅に加えて非住宅分野でも木材利用が期待されています。品質と性能が確保された木材製品を供給することが必要になっています。一方、製材品の品質向上につながる、のこの目立てを行う職人が全国的に少なくなってきたおり、岡山県北製材工業協同組合では3人の従業員を雇用し、39社ののこの目立て研磨を行っている聞いております。このような、需要に応じた製材品を安定的に供給していくためには、乾燥材などの施設整備とともに、目立てなど技術の継承も重要と考えます。

高品質な製材品の供給体制の整備をどのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、第4期産業振興計画についてお伺いいたします。

高知県の基幹産業である農業、水産業は、こ

こ数年での急激な肥料、資材、飼料の高騰や燃料コストの上昇で販売価格に転嫁できず、経営に苦しんでいる状況であります。販売価格の下落は、コロナ禍で生活環境が一変して行動が制限され、人の動きが減少して需要が低迷したこと、全国各地に露地ショウガを生産する圃場が増加したことが原因ではないかと言われております。

様々な理由は考えられますが、こういった農業者の援助を行い、今年第4期産業振興計画の最終年度となります。

こうした厳しい農業政策にどのように取り組んでいくのか、SAWACHIを核として、これまでの経験と勘に頼った農業からデータ駆動型農業への転換を推進されております。農業振興部長にお伺いをいたします。

以上をもちまして、私の1問目の質問といたします。御答弁よろしくお伺いいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 戸田議員の御質問にお答えをいたします。

少子化の克服に向けて、積極的に婚姻の件数を増やすことにつきましてお尋ねがございました。

県では、出会いの機会の拡大に向けまして、1つには、県内3か所に出会いサポートセンターを開設してマッチングを進めるといったこと、また2つには、県内の企業等に御協力をいただいております高知家の出会い・結婚・子育て応援団と連携をしてイベントを実施するといった取組、3つには、地域におきますボランティアによる婚活サポーター制度によりますお引き合わせ、こういった形で独自の対策を行ってまいっております。

また、出会いから子育てまでのライフステージの各段階に応じた少子化対策の取組につきまして、官民協働によります県民運動として展開

をしてまいっております。こうした取組の結果もありまして、いわゆる合計特殊出生率で見ますと、本県は全国と比較しても高い水準で維持をしてきたものというふうに考えております。

しかしながら、コロナ禍以降、いわゆる出会いイベントの大幅な減少などによりまして、婚姻の数は県内でも年々減少いたしておりますほか、依然として県内の未婚率は、全国と比較して高い水準にあるという課題がございます。

一方で、本県では出生数に占めます第3子以上の割合が全国と比較して多いことがございますし、希望する子供の数も多いと。言い換えますと、大家族を歓迎するという強みがあると言えますので、その入り口となります出会いの創出あるいは結婚支援、これは大変重要な意味を持つというふうに考えております。

こうしたことから、今年度は新たに若い世代のニーズに対応した社会人交流事業を、市町村や民間の企業と連携して実施をするということなどによりまして、県の関係事業を通じた出会いの機会を倍増させるという取組を行っております。

さらに、ただいま御説明しました開設から15年以上経過をいたします出会いサポートセンターの事業につきまして、例えば今後、民間の結婚相談所のノウハウも活用したマッチング支援といいました、他県におきます好事例も参考にしながら、機能強化を図るといったことを検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、避難路の安全対策の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

沿岸19市町村では、避難路や避難場所などを定めた地域ごとの津波避難計画を平成25年度末までに策定をしております。この計画に基づき、

高知県津波避難対策等加速化臨時交付金などを活用し、避難路や避難場所、避難タワーの整備が進められてきました。また、各地域本部では県の土木事務所や市町村、地域住民と連携し、避難路の現地点検を行い、倒れやすいブロック塀や老朽住宅などの危険箇所を把握し、地図上に整理をしております。この現地点検で明らかになったブロック塀や老朽住宅の除却対策などを進めるため、県と市町村が連携し補助制度を創設するとともに、所有者に対して戸別訪問による呼びかけや説明会などを行ってまいりました。

こうした取組もあり、ブロック塀対策の補助実績は、平成25年度に年間80件であったものが平成28年度には倍増し、さらに平成30年度以降は年間350件程度で推移しています。また、老朽住宅の除却は、平成25年度に年間32件だったものが翌年度には151件、令和2年度以降は年間550件程度で推移しており、それぞれ一定の対策が進んでいます。

しかしながら、所有者がブロック塀対策に消極的であったり、所有者が不明な老朽住宅も残っていることから、引き続き市町村と連携し、粘り強く対策を進めてまいります。

次に、事前復興の取組をどのように進めていくのか、お尋ねがございました。

第5期南海トラフ地震対策行動計画では、沿岸19市町村において、令和6年度末までに事前復興まちづくり計画の策定に着手し、令和9年度末までに策定が完了することを目標としております。県では、市町村の計画策定を支援するため、国の補助に上乗せする補助制度を創設しており、今年度は7つの市町が活用することになっております。現在、事前復興室と地域本部が市町村に出向き、委託業務の仕様書や発注方法に関する助言を行うとともに、委託業者との協議にも参加し、作成手順や技術的なアドバイ



スを行うなど、進捗状況に応じた支援を行っています。

来年度以降に着手する市町村に対しましても、先行事例の紹介や着手に向けた課題のヒアリングを行うなど、それぞれの市町村に直接出向き協議を行うなど、早期の計画策定に向けて積極的な支援を行ってまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 県が管理する道路における橋梁の耐震対策の状況についてお尋ねがございました。

県では、平成7年の兵庫県南部地震を受けて、橋桁を落とさない対策を主体として耐震対策に取り組んでまいりました。そうした中、平成28年の熊本地震において、対策を行った橋梁でも路面に段差が生じ、通行ができなくなった事例が確認されたため、現在では対策をさらに一歩進めて、被災後速やかに機能を回復できる対策を行っております。これらの対策につきましては、緊急輸送道路上の橋梁のうち、津波による流出のおそれがない564橋から行うこととしております。

このうち、従前から実施してきた橋桁を落とさない対策につきましては、残り1橋で完了いたします。また、速やかに機能を回復できる対策につきましては、昨年度末で398橋が完了しており、残る166橋につきましては、南海トラフ地震の発災後に県外からの応援部隊の移動経路となる49橋を優先して対策をしているところです。

今後も、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算等を最大限に活用し、引き続き橋梁の耐震対策にしっかりと取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、上水道の耐震強化など、災害時の水の確保をどのように進めるか、お尋ねがございました。

災害発生時の水の確保に向けては、市町村における基幹管路の耐震化対策や、災害などで断水した場合に備え、応急給水対策に取り組むことが重要であると考えております。

管路の耐震化ですが、令和4年3月末の時点で本県の基幹管路の耐震適合率は23.2%と、全国平均値41.2%を下回っており、しかも基幹管路の総延長は1,578キロメートルと膨大であることから、耐震化整備には多大の時間と予算を要します。このため、市町村においては、病院や避難所などの重要な給水施設への管路をあらかじめ設定し、優先的に整備を行っております。それと並行して、次の応急給水対策に取り組むことにより、災害時の水の確保に努めております。

まず、県では災害の発生時に必要な水をためておくことができる配水池の耐震化を優先的に進めるため、平成28年度に市町村に対する補助事業制度を創設し、支援してまいりました。令和4年3月末時点における配水池の耐震化率は78.7%と、全国平均値60.8%を大幅に上回っております。満水時の給水量では、67万の県民が1日当たり6リットル使用すると仮定した場合の41日分に相当する、約16万6,000トンの水が確保できると見積もっております。

次に、確保した水を災害拠点病院、救護病院、人工透析病院などの重要医療施設や避難所など必要とする場所に必要な量を配送するため、事前に給水先の施設や給水量、また給水車や給水タンクで飲料水を運搬する給水方法などを定めておく必要がございます。このため、令和6年度を目途に、全市町村において応急給水計画が策定されるよう支援しております。

加えて、県ではこの応急給水計画に基づく事前対策が効果的に進むように、本年度、給水車などの資機材の整備を支援する補助事業を創設したところであり、引き続き災害発生時の水の

確保に全力で取り組んでまいります。

次に、食品衛生法改正について、県内の関係する業種、事業者への周知についてお尋ねがございました。

平成30年6月に公布されました食品衛生法等の一部を改正する法律では、原則として全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加えてHACCPに沿った衛生管理の実施を求めることや、食中毒の発生リスクや過去の食中毒の発生状況などを踏まえた営業許可業種の見直しなど、7項目について対策強化や制度設計などがございました。

まず、HACCPに沿った衛生管理の制度化につきましては、令和2年6月の施行後1年間の経過措置期間を設け、令和3年6月から本格的に適用されております。経過措置期間中には、HACCPが義務化されること、制度の概要や新たに増える業務内容、簡略化されたアプローチによる衛生管理が可能となっていることなどについて情報提供を行ってまいりました。

具体的には、法律の公布後、順次県内の食品関連の店舗を有する全事業者2万3,827施設に対して、県及び高知市保健所から法改正の通知文書を送付いたしました。このほか、食品営業許可証交付講習会や食品衛生責任者講習会などの機会を捉えて情報提供を行っており、平成30年度から現在までの間に合計665回、約1万4,000人余りの皆様に受講していただいております。

次に、営業許可制度の見直しにつきましては、令和3年の施行後3年間の経過措置期間を経て、令和6年6月から本格適用されます。改正により新たに営業許可が必要となる業種、例えば漬物製造業、それから水産製品製造業などにつきまして、市町村や農協などの団体と連携しまして事業者の把握に努めるとともに、講習会の開催や保健所などによる相談対応などを行っております。

本格適用まであと一年となりましたので、引き続き新たな営業許可制度などについて、保健所、一般社団法人高知県食品衛生協会などと連携し、事業者の皆さんからの相談対応や情報提供に努めてまいります。

(警察本部長江口寛章君登壇)

○警察本部長(江口寛章君) 道路標示の整備状況と今後の方針についてお尋ねがございました。

道路標識及び標示については、交通量や道路形状などにより耐用年数が異なることから、県内の状況を警察署が主体となって点検の上、交通実態も踏まえつつ、計画的な補修を行っておりますが、あわせて標識の小型化や廉価な資材への変更など、予算の効率的な執行にも努めていく必要があるものと考えております。

また、国では交通安全施設の整備について、昭和41年以降、交通安全施設等整備事業長期計画に即して推進されてきておりましたが、現在では各分野の長期計画を統合した第5次社会資本整備重点計画に即して、重点的、効果的かつ効率的に推進することとされております。

その間、交通事故死者数は全国的に6分の1以下となり、また少子化に伴い学校の統廃合が行われるなど、交通や事故の実態に大きな変化が生じているところであり、特に高知県の人口動態から見れば、その影響は相対的に大きいものと考えられます。こうした中で、道路交通環境の変化等により、現在の交通実態に適合しなくなった交通規制は、交通の安全と円滑の観点から廃止を含めて見直すことも、予算の効率的執行の観点から方策の一つと位置づけているところです。

いずれにしても、県警察といたしましては、本年の運営指針を「高知県の安全・安心を守る強く優しい警察～県民に寄り添い、ともに歩む～」とし、重点目標の一つに、交通事故から県民を守る対策の推進を掲げているところであ

り、こうした観点に立って対策を進めてまいり所存であります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 市町村が行うデマンドバスや乗合タクシーなどへの支援の拡充についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、コロナ前から続く利用者の減少やバス運転士の不足に加えまして、来年4月の運転士時間外勤務の上限適用等を受けました路線バスの減便や廃止が予定、検討されております。

こうした中、その代替手段として市町村が実施するデマンドバスや乗合タクシーなどの取組は、地域住民の利便性を維持しながら移動手段を確保する大変重要な取組でございます。このため、県ではこうした取組の実証運行や車両の購入、更新、バス停、待合所の設置などに対する補助制度を設けております。今般の土佐市の事案につきましても、この制度の活用について御相談を受けているところでありまして、市と連携しながらしっかり対応していきたいと考えております。

一方、当面の間は、県内の人口減少や高齢化の進展は避けられず、特に中山間地域などでの移動手段確保の取組は今後ますます重要となります。現在進めている中山間地域再興ビジョンの検討の中でも、有識者委員会が直接中山間地域の交通事業者から課題、ニーズをお伺いすることとしております。こうした御意見も踏まえながら、地域における移動手段確保の在り方についてしっかりと議論してまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、今回の教員採用審査における志願者の減少の理由、背景についてお尋ねがございました。

本県の教員採用審査につきましては、これまで1次審査の日程を全国一早めることや、関西

会場の設定、大学推薦枠の導入などにより、全国的に見ても高い志願倍率を確保してまいりました。

しかしながら、今回の志願者数は昨年に比べ342人減少し、志願倍率も昨年の8.3倍から7.6倍へと低下しております。その理由、背景の一つとして、他の自治体においても大量退職を踏まえた採用数の拡大や、審査日の早期化など教員確保に向けた取組が進められていることが挙げられると考えております。また、全国的に指摘されておりますように、長時間勤務や多様化、複雑化する教育課題への対応といった、教員が置かれている環境そのものがマイナスイメージとして捉えられているという課題も大きいものと考えております。

こうしたことから、今後も教員の働き方改革を一層進めるとともに、教職の魅力の発信や採用制度の見直しなど、応募者増加に向けた取組を推進してまいります。

次に、通信制高等学校に通う生徒の運賃学生割引に関してのJR四国への今後の対応についてお尋ねがございました。

JRの運賃学生割引、いわゆる学割は、生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として、中学生や高校生などが利用できるものであります。このうち通信制学校では、JR四国の規則に基づいて、授業日数や授業時数などの学割の適用条件を満たし、JR四国から指定を受ける必要があります。県内の通信制課程を持つ高等学校3校では、以前からこの条件を満たしておらず、指定を受けておりませんでした。しかしながら、これまで学校、JR四国ともに指定の有無を確認することなく、割引が適用されておりました。そのような中で、昨年度JR四国から指摘があり、双方で規則を確認し、協議も行いましたが、本年度から規則どおりの運用がなされることになっ

たものであります。

このため、県教育委員会としましては、私立学校を所管いたします文化生活スポーツ部とも連携しながら、JR四国に対して通信制高等学校における指定条件の緩和に向けた要望を行っていきたくと考えております。なお、こうした規則は、他のJRにおいても同様であることなどから、今年15日には本県の3校も加盟する全国高等学校通信制教育研究会が、通学定期券に係る要件の緩和などにつきまして、各鉄道会社に働きかけを行うよう文部科学省に要望書を提出しております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 商店街の空き店舗対策についてお尋ねがございました。

地域における商業機能の拠点である商店街に、かつてのにぎわいを取り戻し、活性化を図る上で、空き店舗の利用促進は大変重要であるものと認識しております。このため、県では平成21年度に商店街の空き店舗を活用して事業を始める方に対する補助制度を創設し、これまでに145件の出店を支援してまいりました。

お話のありました空き店舗の耐震改修に対する支援につきましては、個人の住宅とは異なり、耐震化することにより耐用年数が延び、その期間相当の収入を得る事業用資産に公金を投入することに課題があることなどから、現状で補助金による支援の実施は難しいと考えております。

このため、県では事務所や店舗などの耐震化については融資制度を創設し、支援を行っているところです。事業を離れている方の中には、この融資制度を御存じない方がおられることも考えられますので、改めて商店街や市町村、商工会などと連携し、制度の周知に努めてまいります。

なお、空き店舗の耐震化に対する助成自体は難しいと考えておりますが、空き店舗のさらな

る利用促進に向けては、事業者や市町村の声をお聞きしながら、支援策の拡充について検討をしております。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 食品衛生法の改正に伴う漬物製造業者への支援についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたとおり、来年6月から漬物や干物などの食品を製造する場合には、食の安全性確保の観点から営業許可が必要となります。この営業許可を取得するためには、自宅の台所とは別の事業専用のスペースや調理器具等の洗浄設備といった設備投資が必要となりますことから、事業者の減少や、お話にもありました、いぶりがっこのように地域の伝統的な食文化の衰退が全国的に懸念されております。

実際に、県内の漬物製造業者からは、あと何年続けられるか分からないので新たな投資は難しい、あるいは経過措置期間が終了する来年の5月末をもって製造をやめるといった声をお聞きしました。また、市町村長からは、多くの事業者が高齢であることから、新たな設備投資は困難であり、このままでは地域ならではの味の伝承が危ぶまれるといった危機感を持つ意見が寄せられております。

経過措置終了まで残り1年を切りましたことから、ソフト、ハード両面で事業者に寄り添った支援を強化したいと考えております。具体的には、まずソフト面としては、事業者の意向を確認し、過度な負担とならない改修方法等について、個々の状況に応じたアドバイスを行います。また、ハード面の財政支援といたしましては、複数の事業者が共同で行う加工施設の設置や改修に対する補助制度がございますことから、その周知徹底を図り、活用を促してまいります。

こうした取組を市町村や保健所、地域本部と共に早急に行いますことで、地域の伝統的な食



文化や特産品の製造、販売を守っていきたくないと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、外国人技能実習生の受入れの現状と今後の労働力確保の取組についてお尋ねがございました。

本県の農業現場におきましては、外国人技能実習生の存在が、今や欠かすことのできないものとなっており、昨年は農林業分野に、前年より42名の増となる672名の実習生が、県内各地で野菜の収穫や出荷調製作業などに従事されておられます。しかしながら、議員のお話にもありました、国内外における人材の獲得競争に加え、国において技能実習制度の見直しが議論されるなど、今後は、より確保が困難になると懸念されているところでございます。

このため、県としましては、ベトナムやフィリピンといった送り出し国との良好な関係が築けるよう、官民一体となって交流を深めますとともに、昨年度作成しました母国語による農作業動画マニュアルをPRに活用するなど、本県が魅力的で選ばれる県となるよう、積極的に取組を進めているところでございます。

また、今後の労働力不足の解消に向けては、外国人を含む人の確保と農作業の省力化の両面からの取組が大変重要であると考えております。このため、人の確保の面では、繁忙期における県内外からのアルバイトの確保や農福連携の取組などをさらに強化してまいります。あわせて、省力化の面では、防除用ドローンやリモコン式草刈り機といったスマート農業技術の普及拡大に向けた支援を積極的に行ってまいります。

こうした取組を進めるに当たりましては、関係機関の協力が何より重要でございますので、JAや福祉関係者の皆様などとの連携を密に図りながら、さらなる労働力の確保に努めてまいります。

次に、本県の耕作放棄地の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

本県の耕作放棄地の一つの指標であります、今後耕作される見込みがない遊休農地は、令和4年3月末現在で938ヘクタールとなっております。全国的にも同様の傾向でございますが、ここ数年で急増しており、コロナ禍による生産物価格の低迷などがその一因と考えられております。

耕作放棄地の増加は、農業の衰退だけでなく地域の衰退にもつながるため、県におきましては、生産性の向上を図るための圃場整備や農地中間管理機構を通じた出し手と受け手のマッチングなど、新たな耕作放棄地の発生防止に向けて様々な対策を講じているところでございます。

こうした中、農業経営基盤強化促進法が改正され、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する、地域計画を市町村が策定するよう法定化されました。地域計画の策定に当たっては、農地1筆ごとに10年後の担い手を特定し明確にする目標地図の作成も求められております。この地域計画は、今後の耕作放棄地の抑制にも大きく寄与するものであり、これをより実効性のあるものとするためには、自分たちが住む地域の将来ビジョンを真摯に話し合っていただく過程が何より重要であると考えております。

このため、県としましては、各農業振興センターを中心に、市町村やJAなどの関係機関と共に地域の話合いの中にしっかりと入り込みながら、積極的にサポートしていくこととしております。また、地域の話合いの中で担い手が見つからなかった農地につきましては、簡易な圃場整備の実施や農業法人のさらなる育成、さらには地区外からの担い手の確保に取り組むなど、関係機関が一体となって耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、将来の優良農地の確保に

つなげてまいります。

最後に、農業現場の置かれた厳しい状況にどのように対応していくのかについてお尋ねがございました。

現在の農業の置かれている現状は、コロナ禍や世界情勢を背景に、エネルギーや資材価格が高騰する一方で、農産物の価格転嫁は進んでいない状況となっており、施設園芸を中心とする本県農業は大変厳しい状況に置かれております。こうした状況を踏まえ、県としましては、まずはI o Pクラウドを核としたデータ駆動型農業を県内各地に普及させることで、収量の増と経費の削減による農家所得の最大化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、I o Pクラウドに蓄積されますハウス内の環境データを活用し、最適な環境に改善することにより、収量の増加と重油の削減につなげ、また収穫量データを無駄のない肥料の使用につなげられるよう、伴走型の営農支援を行ってまいります。あわせて、省エネルギーにつながる設備導入に対する新たな支援制度を創設するとともに、資材高騰の影響をできる限り緩和するため、園芸用ハウスの低コスト化の取組を進めるなど、農家負担の軽減に向けた対策をしっかりと講じてまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) まず、林業就業者の現状と今後の育成・確保策、また花粉飛散の少ない苗木の供給についてお尋ねがございました。

県内の林業就業者数は、ここ数年1,600人前後で推移していますが、年齢が60歳代以上の方が約4割を占めており、今後この年代を中心に就業者の減少が予想されます。こうした状況に対応するためには、林業に就業したい方々を即戦力として育成することや、林業の職場を魅力あるものとしていくことが重要と考えております。

具体的には、林業大学校において1年から2年かけて機械操作や造林、育林などの高度な林業技術を習得した人材の育成を進めております。これにより、平成27年の開校以来、令和4年度までに140人の人材が林業事業体などで活躍しています。また、できるだけ早く林業に就業したい方に向けましては、6か月から1年間の就業前研修への支援を行っております。加えて、本年度からは小規模林業に取り組むグループにつきましても、再造林をはじめ様々な施業に対応できるよう当研修事業の支援対象に追加したところでございます。

林業の魅力化に向けましては、林業事業体などが行います就業者のキャリアアップの仕組みづくりなどへの支援を通じまして、多様な人材が働きやすい職場づくりを進めていきたいと考えております。このような取組に加えまして、就業説明会等での情報発信や相談対応をきめ細かに行いながら、林業の担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

次に、花粉飛散の少ない苗木の供給については、これまで従来の苗木を花粉飛散の少ない苗木に転換できるよう取り組んでまいりました。具体的には、平成27年度より花粉飛散の少ない種子の採取を目的とした母樹を育成するため、採種園の整備を進めております。これまでに母樹となる苗木を800本余り植栽しており、今年度新たに100本程度の植栽を計画しているところでございます。こうした取組により、令和元年には少量ではありますが、初めて種子が採取され、令和3年度にはこの種子を使用した苗木が生産されました。今後、植栽した母樹の生育が順調に進み、種子の生産が拡大することで、再造林に必要な苗木の供給量も拡大していくものと考えております。

これらの取組を着実に進め、林業就業者の育成・確保や花粉飛散の少ない苗木の供給量の拡

大を図り、持続可能な林業振興につなげてまいります。

次に、高品質な製材品の供給体制の整備にどのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

木造化や木質化が期待される非住宅建築物などにおける木材需要に対応していくためには、生産量の確保と併せまして、品質や性能の確かなJAS製材品や、乾燥材を安定的に供給していくことが重要です。一方、県産製材品全体に対する出荷割合は、JAS製材品で約1割、乾燥材で約6割にとどまっており、これら製材品の供給体制を強化していくことが必要となっています。

こうしたことから、県におきましては木材の乾燥施設や強度選別機などの導入支援や、製材品の品質管理に関する技術支援などを進め、高品質な製材品の供給体制の強化を進めているところです。また、製材を行うためには、帯のこのなどの目立て加工が重要となりますが、のこの目立て職人の高齢化が進んでおり、その技術の継承が課題となっております。このため、県では目立て技術の習得に関する研修や、帯のこの自動目立て機の導入に対して支援を行っているところです。

こうした取組によりまして、製材事業者や関係団体とも連携しながら、住宅分野に加え、非住宅建築物の木造化や木質化に対応できる高品質な製材品の供給体制を整備してまいります。

○1番（戸田宗崇君） 知事をはじめ執行部の皆さん、御答弁いただき誠にありがとうございます。今回は、私の時間配分の都合で全ての通告した質問ができませんでした。おわびを申し上げます。

私が今回質問したのは、常日頃から重要で永遠の課題と考えられる南海トラフ地震対策、農林水産業の振興、少子化対策と、近況気になっ

たことを質問させていただきました。課題は次から次に出てまいります。これからも山積する課題が少しでも解決できるよう、議員の立場で努めてまいります。

安全・安心な県土づくり、活力ある元気な高知県を目指してまいります。選挙区の土佐市と県民の皆様の声をつなげることをお約束いたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時22分散会

令和5年6月29日（木曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 戸田宗崇君
- 2番 上治堂司君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 土森正一君
- 5番 榎尾絢子君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 横山文人君
- 13番 西内隆純君
- 14番 加藤漠君
- 15番 西内健君
- 16番 弘田兼一君
- 17番 明神健夫君
- 18番 三石文隆君
- 19番 畠中拓馬君
- 20番 依光美代子君
- 21番 大石宗君
- 22番 武石利彦君
- 23番 西森美和君
- 24番 寺内憲資君
- 25番 西森雅和君
- 26番 久保博道君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員（長者） 高橋重一君
- 人事委員（会長） 澤田博睦君
- 人事務局長（長者） 刈谷敏久君
- 公職（警察）本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員（局長） 高橋慎一君



事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 中島勝海君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 飯田志保君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 大川美千子君  
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和5年6月29日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の

一部を改正する条例議案

- 第8号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 権利の放棄に関する議案
- 第14号 権利の放棄に関する議案
- 第15号 県有財産(立木)の処分に関する議案
- 第16号 宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第17号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋耐震・補強)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

門田純一人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、高橋重一人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、刈谷敏久公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



### 質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第17号「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上17件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

17番明神健夫議員。

（17番明神健夫君登壇）

○17番（明神健夫君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、次元の異なる少子化対策の財源についてであります。

日本の人口は1967年、昭和42年に1億人を突破しました。そして、2008年、平成20年に1億2,808万人のピークに達した後、人口減少の局面に入りました。人口の将来推計でベースとなるのは、国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに発表する将来推計人口で、現時点で最新のものは令和5年推計であります。長期の合計特殊出生率を中位推計では1.36に仮定しています。この推計によりますと、総人口は33年後の2056年には1億人を割って9,965万人となり、47年後の2070年には8,700万人になると推計されていま

す。

人口減少のスピードとしては、7年後の2030年頃は年間65万人の減少ですが、その後、人口減少は年々拡大し、37年後の2060年頃には年間90万人前後にまでなります。7年後の2030年頃は高知県クラスが毎年1つずつ、また37年後の2060年頃には香川県クラスが毎年1つずつ消えていく計算であります。このように、我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にあります。

令和5年1月23日、通常国会が召集され、岸田首相は衆参両院の本会議で行った施政方針演説の中で、急速に進展する少子化に言及し、子供・子育て政策を最重要視され、出生率を反転させるため、次元の異なる少子化対策の実現を表明されました。

その後、総理からの指示を受け、こども政策担当大臣の下、関係府省により構成された、こども政策の強化に関する関係府省会議を立ち上げ、その中で学識経験者や子育て当事者などからのヒアリングを重ね、また国内各地で総理主催のこども政策対話を開催し、子育て当事者の方々から直接意見を伺う取組を行うなどして取りまとめた「こども・子育て政策の強化について（試案）」が3月31日に公表されました。4月1日にはこども家庭庁が新設、発足しました。そして、4月7日には次元の異なる少子化対策の実現に向けた財源確保策などを話し合うこども未来戦略会議の初会合が開催されました。

試案の中で示された今後3年間に行う具体策をまとめた、こども・子育て支援加速化プランに必要な財源は、年間3兆円半ばと見られています。政府内で安定的な財源として、全世代が加入する医療保険の保険料に上乘せする案が浮上していますが、経済界などから反論が出ており、調整は難航が避けられそうにありません。

5月29日、財務大臣の諮問機関であります財

政制度等審議会は、少子化対策の財源について、公平な立場で広く負担する新たな枠組みを検討することが必要とする建議をまとめ、財務大臣に提出されました。

建議では、少子化対策の成否について、日本経済の成長力や財政、社会保障の持続可能性に影響する、国家の命運を左右する取組であると指摘しています。その裏づけとして、恒久的な施策には恒久的、安定的な財源の確保が必要であると強調しています。財源については、企業を含め社会、経済の参加者全員が負担能力に応じて全世代型で負担することで、子育て世帯は期間全体として給付が負担を上回る手取り増となる仕組みを求めています。また、赤字国債の増発を念頭とした将来世代への負担の先送りは本末転倒で、あってはならないとしています。委員から、税も選択肢から排除すべきではないという意見があったことも記されています。

少子化対策に要する財源の確保については、社会保険方式を中心とする国、フランスやドイツなどもあれば、税方式を中心とする国、スウェーデンや北欧諸国もあります。我が国の社会保障体系の最大の特徴は、社会保険方式が中心となっているところであります。

戦後、我が国の社会保障を再建するに当たって最大の論点となったのは、社会保険方式と税方式のいずれを社会保障の中心とすべきかということでありました。社会保険方式も税方式も、国民が健康で安心して生活を送ることを保障するために、公的に支援する制度であるという点には変わりありません。違うのは、支援に要する財源をどう確保し、それをどのように提供するかといった具体的な仕組みであります。

社会保険方式では、国民が保険料として支払うお金は全て保険給付に使われることがあらかじめ決まっています。医療保険や年金、介護保険のように我が国では広範な分野に社会保険方

式が導入されています。そして、例えば医療保険に加入している人が支払う保険料は医療サービスのみに使われ、それが道路整備などに使われることはありません。

これに対し税方式では、国民が支払う時点では、その税が何に使われるかはあらかじめ決まっていません。使い道が決まるのは、毎年国や地方自治体の責任で予算案の編成作業が行われ、最終的には国会や地方議会の審議を通じて決定されていくことになります。

それでは、一体社会保険方式と税方式の選択はどのような基準に基づいて行われてきたのかといいますと、そこに明確な基準があるわけではなく、結局のところ、その政策選択を国民が納得し、支持するかどうかによって決まってきました。

近年の格好の事例が高齢者介護であります。高齢者介護が大きな社会問題となった1980年、昭和55年から1990年代当時、介護サービスは税方式の老人福祉と社会保険方式の老人医療の2つの制度から提供されておりました。しかし、老人福祉は予算面の制約のためサービスが慢性的に不足しており、一方老人医療は薬漬けなどにより適切なサービスが提供されないという問題を抱えておりました。

そこで、当初この問題の打開策として、1994年、平成6年に提案されたのが、税方式の消費税率を引き上げ、その増税分を介護サービスの充実などに充てようとする構想でありました。使途が福祉に限られていなかったことなどから、多くの国民の納得が得られませんでした。

その後、本格的な検討が始まったのが社会保険方式の介護保険であります。社会保険方式は、負担と給付の関係が明確で収入となる保険料は全て介護サービスに使われる、高齢化が進み多くの人が介護サービスを利用したいという要望が高まる中で、国民が拠出するお金が全て介

護サービスの拡大に直結するという点で、国民の理解を得られやすいのではないかと考えられたのであります。

提案された介護保険を多くの国民が支持した背景には、家族による介護が限界に達していたことがあります。核家族化など、世帯規模の縮小が急速に進むとともに、介護は長期化、重度化し、家族は高齢者を支え切れず、介護地獄と呼ばれるような状況が現出していました。この家族機能をめぐる状況変化が、介護サービスの拡大を求める世論を巻き起こし、介護保険を推進する原動力となったのであります。そして、介護保険は2000年、平成12年4月に導入され、その後貧弱だった介護サービスは急激に拡大し、国民の期待どおり介護サービスの利用が一気に広がりました。

現在の子供・子育て分野の状況は、介護保険導入時に似ていると思います。現行の子育て支援は、税方式の児童手当や保育と労働保険方式の育休給付金が柱となっています。しかし、児童手当は予算面の制約から小粒のままであり、保育所も一部の地域では待機児童問題の解消が図られていません。そして、雇用保険制度や育休制度の育休給付金の対象は限定されており、多くの女性が制度から排除されているという問題を抱えています。

さらに、高齢者介護と同じように、我が国の家族機能には大きな変化が生じており、それによって子供、子育てに対する社会的支援の必要性が大きく高まっています。言うまでもなく、家族は社会の基礎的な単位であります。その家族をめぐる現状に、近年大きな変化が生じています。

1つ目は、世帯規模の縮小であります。3世代同居が急激に減少し、核家族化や単身世帯が増えることによって、家族機能は大きく低下しています。これは若い世代においては、都市部

に移住し、近くに親族が住んでいない地域で生活することによって一層深刻化しています。

2つ目は、子育てに最も深く関わる変化であります。夫婦がともに外で働く共働きの増加であります。かつて例外的な存在であった共働き世帯は、今や7割に達しています。そして、3つ目は、若年世代の雇用、経済基盤の不安定化であります。非正規雇用が増大し、経済面で不安を抱える若年夫婦が多くなっています。

以上のことから、親が十分に子供の養育ができるよう、社会的に支援する新たな、次元の異なる少子化対策の試案が公表され、現在その対策に充てる財源の確保策が検討されています。内閣府が平成26年10月に行った「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」では、国民の9割以上が、子供を産み育てることによる負担は社会全体で支えるべきと答えています。

私は、介護保険を例に挙げて申し上げましたように、次元の異なる少子化対策の安定的な財源として、国民が拠出する全てのお金が、待ったなしの課題である子供・子育て支援加速化に直結するという点で、社会保険方式が多くの国民の理解を得やすいのではないかと思います。知事の御所見をお伺いします。

続きまして、食料・農業・農村基本法の間取りまとめへの意見についてであります。

食料・農業・農村基本法の見直しを議論してきた農水省の基本法検証部会は、5月29日農水大臣に中間取りまとめを提出し、公表されました。日本の農業の方向性を定める基本法は、農政の憲法とも呼ばれてきましたが、施行から20年以上が経過し、農水省の検証部会で見直しが進められてきました。ウクライナ情勢やコロナ禍の経験から、有事の際、国民に食料を安定的に供給できるよう、制度を変えることが柱であります。

食料・農業・農村基本法改正に向けた主な内



容は、感染症や紛争で食料の輸入が止まった場合政府が農家に増産や流通規制の命令をどのように出すのか検討する、平時から食料の安全保障を考え輸入の多い農産物の国産化に取り組む、値上げが相次ぐ食品に比べ農産物は生産コスト上昇分を販売価格に反映することが難しいと指摘し、農産物などの適正な価格形成に向けた取引が推進される仕組みづくりを検討する、経済的理由により十分な食料を入手できない国民が増加しているとして、フードバンクやこども食堂などの活動を支援する、農村人口が減ることが予想され農地の受皿となる経営者を育成・確保するとしております。

これまで不測の事態というのは、輸出の中断など一時的なものという見方で、短い期間で対処できるという想定でありました。しかし、今や世界は変化しています。紛争が起きて海上輸送が止まる事態や、穀物生産国による輸出規制、気候変動による世界同時不作、感染症拡大による物流の途絶など、幾つもの要因が重なって、長期的に食料を輸入できない事態を想定しなければならなくなっています。

日本は、食料安全保障を専ら輸入に頼ってきた結果、食料自給率はカロリーベースで38%、令和3年度と先進国の中で最低の水準にとどまっています。だが、ロシアのウクライナ侵攻で食料安全保障のリスクが浮き彫りになった今、コストをかけて国内生産を増やして自給率を上げながら、不測の事態への対応を整備する必要があります。あわせて、平時の食料安全保障も重要であります。また、農産物の生産コスト上昇分を販売価格に反映させる仕組みづくりは、農家が再生産できるための喫緊の課題であります。

今後は、中間取りまとめへの意見を募集し、全国各地で意見交換会を開いた上で9月に正式決定し、来年の通常国会に基本法の改正案を提

出する方針であります。

については、知事が上京する際に合わせて、基本法の間取りまとめへの意見として、農業の担い手不足の中で食料をどう増産するのか、また農家の高齢化で耕作放棄地が増えているが、農地を誰に持たせ、どのように有効活用するのか。

中山間地域の多い過疎・高齢化の先進県が抱える根本的な課題に対処する道筋を明確に示すよう要請していただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、地方創生のインターンシップについてであります。

地方創生は、人口高齢化が進行する中で東京圏への人口の過度の集中を是正し、地方において活力ある地域社会を実現しようとする政策であります。2014年、平成26年から始まり、2015年、平成27年には、国と地方自治体の5か年のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、地域経済の活性化、地方移住、地域少子化対策、安心で魅力的なまちづくりなど、広範な取組が進められています。2020年、令和2年から総合戦略は第2期目に入っています。

地方創生は、人口という観点から見ると、人の地域間移動、すなわち人口移動に着目した政策であります。出産、育児がしやすく出生率が高い地方から、出生率が非常に低い東京圏への移動を抑制する、もしくは東京圏から地方への移動を促すことによって、出生率の維持・向上を図ることが目標の一つとなっています。

このように人口移動ということが重要視されているのは、そもそも我が国の少子化が進行してきた背景に、今も続く地方から東京圏への大量の人口移動があるからにはほかなりません。戦後以来、これまで3期にわたって地方から東京圏、大阪圏、名古屋圏の3大都市圏への大きな人口移動が行われてきました。第1期は高度経

済成長期と重なる1960年、昭和35年から1970年——昭和45年——代前半であり、第2期はバブル経済の1980年——昭和55年——代後半であります。

そして、現在は2000年、平成12年以降から続いている第3期に当たります。このうち第2期と第3期は東京圏への転入のみが顕著であり、今日大幅な転入超過が続いているのは東京圏だけであります。東京圏への転入超過数は2019年、令和元年には14万6,000人までになり、こうした人口の移動の結果として、我が国は東京一極集中と言われる状況となっています。

2020年、令和2年10月1日現在、東京圏には約3,693万9,000人、日本の総人口の29.3%もの人が住んでいます。欧米の比較的人口の多い国では、首都圏の人口比率が5ないし15%程度であることに比べると、我が国の東京圏への人口集中度は相当高いと言えます。東京圏への転入超過のほとんどが10代後半から20代の若者世代であります。

若者が東京圏へ転入している主な理由は、進学と就職であります。意識調査によりますと、まず1番目の進学については、自分の志望に合った大学などが地方になくて、東京圏にあることに尽きます。2番目の就職も同様に、自分が希望する企業や業種が地方には少なく東京圏に多いことが挙げられています。また、地方への就職が低調な理由として、地方の企業のことをそもそも知らない若者が多い、つまり地方の企業に対する若者の認知度が非常に低いという問題もあります。高校で受験勉強してそのまま東京に行ってしまうため、自分の出身地の産業や企業のことを知る機会ほとんどありません。地方出身者が地元のことを知らないのであれば、Uターンするはずがありません。

このため、地元高校から東京圏などの大学へ進学した地方出身者の学生に、地元企業のイン

ターンシップに参加してもらい、就職する時点で、もう一度地元呼び戻そうという地方創生のインターンシップに本県も取り組んでいます。例えば、東京圏への転出が多い岩手県では、東京圏などに在住する岩手県出身学生に対し、県内企業でのインターンシップを進めるため、学生向けの広報やイベントを実施したり、インターンシップアドバイザーを配置してインターン相談窓口機能を強化しています。

この取組は、企業側だけでなく、学生からも評価が高いということですが、本県の取組内容とその成果、あわせて企業や学生からの評価について商工労働部長にお伺いをします。

次に、地域人教育の調査研究についてであります。

高校までに地元企業のことをよく知っている度合いが高いほど、将来出身市町村へのUターンを希望する割合が、全く知らなかった者に比べると2倍近い高さとなっている調査結果が出ています。

地方の小・中・高校では、各教科等の学習を通じて地域の文化や産業等に対する理解を深める、ふるさと教育を行っておりますが、まだまだ地元を知ってもらう機会が足りないと感じています。各地域は産業や生活、福祉、文化、伝統など様々な分野で問題を抱えていますが、それを解決していく若い人材が圧倒的に不足しています。

一旦外に出てもいいので、いつか地元に戻って地域の中に入り、課題解決に取り組んでほしい。そうした機運を高めるような取組、例えば単に郷土についての知識を深めるだけでなく、生まれ育った地域を自ら盛り立てていこうという気持ちを持ってもらうこと、つまり若者たちの地元に対する貢献意識や意欲を高めるような取組が重要になっていると思います。

その点で参考になると思うのは、地方創生で

大きな成果を上げている長野県飯田市の地域人教育の取組があります。飯田市の市長は、地元の人材が地域を離れた後も、やがて戻ってきて、地域で活躍する人材サイクルを構築する必要があると強調しています。そのために飯田市が2012年度、平成24年度から取り組んでいるのが、高校からの地域人教育であります。この地域人教育は、飯田OIDE長姫高等学校商業科で実施されております。

第1学年は、飯田市の中心市街地を練り歩き、町の人から地域の魅力や課題を教えてもらうとともに、自分たちでも発見をします。また、大学の教授による地域連携に関する講義のほか、地元の経営者、金融、行政の専門家から学びます。

第2学年は、地元で行われるイベントに運営者として積極的に参加することで、世代を超えた協働とコミュニケーションを磨きます。また、地域資源を生かした商品の企画開発の取組とPOP——POPとは物言わぬセールスマンとも言われるように、紙や布に売り出したい商品名、価格、商品の説明文などを書いて情報を提供し、販売の後押しをする広告媒体のことです——広告、プレゼンテーションなど情報発信について学びます。

第3学年は、地域課題を発見し、地域資源を生かした企画をし、地域の方と協働して実践します。市民向け、観光客向けなど多岐にわたります。また、実践からの魅力発信や課題の解決策を市長や地域へ提言するとともに、意見交換することで卒業後の実践に生かします、という実地中心のカリキュラムとなっています。

最初は地域のことなんか面倒くさいと思って、いた今どきの高校生が、3年間地域の学びを続けるうちに、地域のために自分たちができることがないかを考えるようになり、地元を自分のやりたいことが実現できる場所と感じるように

なっている、地域人教育によって地域の中に入って自らの課題を見つける探求力、その解決方法を考える発想力、それをプロジェクトとして組み立てる事業構想力、関係する人々にプロジェクトに関わってもらふ人的関係構築力、その成果を発表するプレゼン力も顕著に高まっていると市長は強調しています。

ついては、長野県飯田市の飯田OIDE長姫高校商業科が取り組んでいる地域人教育を調査研究し、重要と判断した取組は、現在本県の高校が取り組んでいるふるさと教育や地域課題研究授業、また地域探究学習などに反映させ、いつか地元に戻って地方創生の原動力となる人材の育成につなげていただきたいと思います。教育長の御所見をお伺いします。

続きまして、南海トラフ地震臨時情報の周知についてであります。

南海トラフ沿いの大規模地震、マグニチュード8からマグニチュード9クラスは、今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震、昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態であります。南海トラフでは過去に想定震源域の東側と西側で、時間差で大規模地震が発生する事例があり、この後発地震に対して備える必要があります。

地震は、現在の科学では予知できません。その代わり、巨大地震につながる異常現象が観測された場合、防災に役立てようと設けられたのが南海トラフ地震臨時情報であります。

令和元年5月に、国は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく基本計画を改定し、各事業者の南海トラフ地震防災対策計画に、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を盛り込むことが義務づけられました。南海トラフ地震臨時情報——以下臨時情報と言います——は、南海トラフ全域を対象に、

地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など、異常な現象が観測された場合に気象庁より発表されます。

臨時情報が発表される異常な現象には、半割れケース、一部割れケース、ゆっくりすべりケースの3通りがあります。臨時情報の種類は、調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了の4種類があります。例えば、半割れケースは、南海トラフの想定震源域内でマグニチュード8以上の地震が発生した場合で、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警戒といった形で発表されます。発表された場合は、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をする必要があります。地震発生後の避難では間に合わない可能性がある住民は、1週間の事前避難を行う必要があります。

このように、臨時情報が発表された際は、後発地震に備え、国や県、市町村などから異常な現象に応じた防災対応が呼びかけられますので、それぞれの内容に応じた防災対応を行う必要があります。

昨年の5月、日本経済新聞に、南海トラフ地震臨時情報が発表された際、それぞれの内容に応じた防災対応を行う必要がありますが、その内容が分かりにくく、国民の大部分は内容知らない、静岡県が2021年度、令和3年度に県民にアンケートしたところ、臨時情報の内容まで知っているとの回答は26.4%にとどまっていた、高知県でも知っていると答えたのは20%ほどだった、防災意識の高い県でも認知度は低いという記事が掲載されておりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、住民が参加する防災訓練の中止や、住民向けの説明会の中止などが響いていると思いますが、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが5月8日、季節性インフルエンザと同

等の5類に引き下げられました。また、5月以降、5日には石川県能登地方地震、マグニチュード6.5、11日には千葉県南部地震、マグニチュード5.2、同じく11日には北海道日高地方東部地震、マグニチュード5.4、26日には千葉県東方沖地震、マグニチュード6.2と大きな地震が頻発しており、県民の皆さんの不安も高まっていると思います。臨時情報の意味と必要な行動をしっかりと伝えておかないと、いざというときに役に立ちません。

今後、市町村と連携して、県民の皆さんに臨時情報の内容と、それぞれの内容に応じた防災対応をどのような方法で分かりやすく説明し、理解と周知を加速させていくのか、危機管理部長にお伺いをします。

次に、感染症に見舞われたときの事業継続計画策定についてであります。

日本は、これまで多くの自然災害に見舞われています。ここ15年程度に限っても、平成23年の東日本大震災では地震による強い揺れと、その後巨大な津波で甚大な被害が生じました。平成28年の熊本地震、平成30年の北海道胆振東部地震では最大震度7が記録されています。水害についても、平成28年に北海道、東北地方で相次いだ台風、平成29年の九州北部豪雨、令和元年の房総半島台風や東日本台風などによる洪水や内水氾濫、土砂災害が頻発しています。

そして、令和2年には新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、社会的、経済的に極めて大きな被害をもたらしています。現在は、日本を含め世界で主流となっている新型コロナウイルス、オミクロン株派生型XBB系統は、世界的に感染が拡大しています。専門家は、日本でも夏に一定の感染拡大のおそれがあると言っております。

これら地震、水害、感染症による損失は計り知れないものがあります。企業もその例外では



なく、建物、設備への被害、電気、ガス、水道などのライフラインの途絶や、従業員が出勤できないことなどによる事業の縮小・停止を余儀なくされた企業が多くあります。また、感染症の拡大防止のため、外出自粛やイベントの中止なども事業活動へ様々な影響をもたらしています。

残念ながら、地震や津波、そして感染症の蔓延が、いつどこで発生するかを予測することはできません。それを止めることもできません。しかし、企業は不測の事態に見舞われたときでも、その被害を可能な限り小さく抑えようとするとともに、自社の事業を中断させず、また中断した場合でも速やかに事業を復旧、継続し、その社会的責任を果たすことが求められています。

内閣府防災担当が策定した「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—」令和3年4月改定では、ガイドラインの目的を、大地震等の自然災害、感染症の蔓延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン—供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すことで、我が国の企業、組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することである、各企業、組織における積極的な検討を願うとしています。

企業は、実際に自然災害や感染症の流行に見舞われた際、何が起こるのか、そしてそれが自社にどのような影響を与えるのかを認識することが重要であります。それを認識すればこそ、的確に備えることができます。地震や水害などの被害については認識の上、事業継続計画を策定されておりますので、ここでは感染症の被害認識について申し上げます。

感染症の影響は主として人、つまり従業員への健康被害であります。建物、設備やインフラの被害が小さい場合でも、自社の従業員の多くが感染症に罹患して就業できなければ、事業の継続は困難であります。実際、毎年流行を繰り返してきた季節性のインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型ウイルスが出現することによって、おおよそ10年から40年の周期で新型インフルエンザが発生しています。

国は、病原性の高いインフルエンザや、同様に危険性のある新感染症が発生した際に備え、国家の危機管理として対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法を平成25年4月に施行しています。また、日本において令和2年1月に初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、同法の対象となっていないでしたが、その流行の影響を受け、同法の対象として新型コロナウイルス感染症を追加する改正法が令和2年3月に施行されています。

次に、これまでも複数の災害が同時に発生することはありました。例えば、地震が発生し、その後断水するなど衛生状況が悪化する中で、感染症が流行するというパターンです。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化している中で自然災害が起こると、それはそのまま複合災害となりますから、これを踏まえた事業継続計画を準備する必要があります。

感染防止に必要な体制を整えるには、経営者の積極的な関与が必須であります。感染防止対策には、接触回避のために出張など移動を制限すること、またテレワークの導入のように働き方そのものを変えるものもあり、それぞれの局面で経営判断が求められるからであります。

感染防止対策のポイントは、その感染症がどのように流行を拡大するのか、つまり感染経路を理解すること、そしてその感染経路を断つこととあります。例えば、新型コロナウイルス感

感染症の主な感染経路は、飛沫感染と接触感染ですが、これらの感染経路を断つことができれば、感染拡大の抑制が可能です。感染症流行の不測の事態に見舞われ、甚大な損害を被った場合、従業員や顧客、取引先など企業のあらゆる利害関係者に多大な影響を及ぼすことになります。

このような事態を回避するために、事業継続計画を策定する際、想定される感染症流行の被害からどのように防御、軽減、復旧するか。例えば、その対策の基本的な考え方の一例として、主な感染経路を可能な限り断ち、職場でクラスターを発生させないように、次の対策に取り組むことで、大事な経営資源である従業員を守る。基本的な感染症対策を徹底する、飛沫感染と接触感染を断つ感染症対策では、従業員一人一人が基本的な対策を徹底することが極めて重要です。次に示す対策を全ての従業員が実践できるようにする。マスク着用・せきエチケットを励行する、石けんによる手洗い・アルコール消毒薬による手指消毒を行うなど。また、発熱やせき、全身倦怠感などの症状がある場合に出勤するとそれが職場の感染拡大につながる可能性があるから絶対に出勤しないことを徹底するなどといった、感染症流行の不測の事態を乗り越えるための方針、体制、手順を示した事業継続計画策定の取組が求められています。

前にも述べましたように、事業継続計画の目指すところは、不測の事態が起こった場合、自社の事業を中断させないこと、また中断した場合でも可能な限り短い期間で復旧させることであります。例えば、地震で自社ビルが損傷し使えない、あるいは感染症で従業員が出社できないなどの事態をどのように克服し、事業を継続していくかがポイントとなります。

については、感染症に見舞われたときの事業継続計画の策定を、今後どのような方法で企業に

促していくのか。あわせて、令和元年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査、令和2年3月、内閣府防災担当によりますと、事業継続計画の策定済みの企業は、大企業で68.4%、中堅企業で34.4%でありました。この10年前調査、平成21年度では、大企業で27.6%、中堅企業では12.6%でありましたので、毎年策定率は着実に増えていますが、本県の事業継続計画の策定状況について危機管理部長にお伺いしまして、私の1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、次元の異なる少子化対策の財源としての社会保険方式に対する考え方についてお尋ねがございました。

国は、6月のこども未来戦略会議におきまして、次元の異なる少子化対策の素案を公表いたしました。2024年度、令和6年度から3年間のこども・子育て支援加速化プランに要する追加予算を3.5兆円としております。その財源につきましては、歳出改革の徹底と併せまして、企業を含む社会全体で負担をする支援金制度などで確保することとし、国民に実質的な追加負担を生じさせないという方針が示されております。さらに、プランが完了いたします2028年、令和10年までに安定財源を確保することとし、その間の財源不足につきましては、必要に応じて、こども特例公債を発行して充てるということといたしております。

こうした安定財源の確保の方策につきましては、国においてしっかり議論をいただくべきと考えております。その前提で、つなぎ国債に頼ることなく、将来的な安定財源を確保するという観点からは、議員のお話のとおり、社会保険方式か税方式かといった点は大きな論点と考えます。

社会保険方式は、御指摘もありましたように、一般的には負担と受益の関係が明確であるがゆえに用途も明確である、そうした点で国民の理解が得やすいものだと考えます。ただ、現役世代の給料に保険料を課す方式を取る場合には、企業が賃上げなどに懸命に取り組む中で、若い世代の可処分所得の増加を抑制しかねないといった反対論が予想され、現実に関わらずこうした議論も行われているのではないかと思います。

この点、政府が新たな枠組みとして検討しております支援金制度は、高齢者も含めまして幅広い世代から御負担をいただき、子供関連の給付に充てられることとなります。そのため、一方では例えば児童手当の財源として活用する場合に、高齢者の世代から理解が得られるのかといった負担と給付の対価性が課題になってまいります。したがって、こうした支援金制度を社会保険方式の一環として導入するには、次世代を担う子供たちを社会全体で支えるという機運の醸成とセットで、国民的な議論が欠かせないというふうに考えます。

現在、子供関連の政策に要する財源は、一部に保険料や事業主拠出金が活用されておりますが、大部分が消費税増税分を含みます公費たる税方式で賄われております。仮に税方式を取る場合でありましても、消費税のように幅広い世代から広く負担をいただき、社会保障財源として目的税化するとすれば、実質的に今回の支援金制度のような社会保険方式に近いような方式になるというふうに考えることもできるかと思っております。

いずれにいたしましても、国において国民が理解しやすい納得できる方法で、安定的な財源の確保に努めていただきたいと思います。

次に、食料・農業・農村基本法の間取りまとめへの意見についてお尋ねがございました。

国におきましては、制定からおおよそ20年が経

過をいたしました基本法につきまして、この間の情勢の変化を踏まえ、改正に向けた検討が行われているところであります。先月の末には、その中間取りまとめが公表されました。

その中では、環境などに配慮した持続可能な農業、あるいは食品産業への転換といった基本理念や、食料、農業、農村など分野ごとの基本的施策の方向性が示されております。一連の施策には本県が提言をいたしました適正な価格形成に向けた仕組みの構築といった内容も盛り込まれているところであります。

岸田総理の指示を受けまして、今後法改正に向けた議論が加速をされますけれども、農業・農村の維持・活性化に向けて、いかに実効性のあるものになるかということが重要であると考えます。

このため、御指摘ありましたような担い手不足、あるいは耕作放棄地の増加といった多くの課題を抱える本県といたしましても、国に対して様々な機会を捉えまして、こうした課題の解決に向けた提言をしっかりと行ってまいります。

また、この20年を見ますと、本県の耕地面積は1割以上減少し、基幹的農業従事者は4割以上減少をいたしました。こうした中で、近年はエネルギーや資材価格などの急激な高騰に見舞われているという状況であります。

中山間地域を多く抱えます本県の農業・農村を取り巻く環境は、より一層厳しさを増していると、私自身実感をしております。今年、産業振興計画の最終年となりますので、これまでの施策の効果をしっかりと検証いたしました上で、本県農業が将来にわたり持続可能なものとなりますように、しっかりと取り組んでまいります。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) インターンシッ

プの取組状況と、その成果や評価についてお尋ねがございました。

本県においても、インターンシップの促進に向け様々な取組を実施しているところであります。まず、県内企業に対しましては、インターンシップの実施を促すとともに、効果的に行っていただきますよう、セミナーの開催や専門家派遣の支援を行っております。また、こうした企業のインターンシップ情報を県のポータルサイトでも発信をしているところです。その結果、サイトにインターンシップ情報を掲載する企業の数は、例えば夏のインターンシップでは、令和2年度の75社から令和3年度には86社、令和4年度は117社、また今年度は現時点で既に138社と着実に増加をしております。

インターンシップを実施した県内企業からは、自社の仕事を学生に直接知ってもらうことができた、採用の応募につながったと、インターンシップの効果を実感する声をお聞きしております。

次に、学生に対しましては、先ほどのポータルサイトでの情報発信に加えまして、メールやSNSの配信、さらには県と就職支援協定を締結している大学などの御協力もいただきながら、周知に取り組んでいるところです。また、県外在住の学生には交通費を助成し、県内企業が行うインターンシップへの参加を促しております。その結果、昨年度に県内企業のインターンシップに参加した学生数は、令和2年度の803人に対して、2倍近い1,429人と大きく増加しております。

参加した学生からは、ホームページだけでは得られない情報や、企業の実際の雰囲気を感じることができた、自分のやりたい仕事ができる環境と分かり、就職試験を受けたいと思ったなど、インターンシップを評価する声を多くお聞きしております。

このように、インターンシップは県内就職を促進するために大変有益な手段でありますので、引き続き実施する県内企業と、参加する学生の増加に向けて取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 長野県立飯田OIDE長姫高等学校の地域人教育の取組を本県の取組に反映させてはどうかとお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、飯田OIDE長姫高校は、郷土愛を育み、地方創生の原動力となる人材育成を狙いとして、地域人教育を進めております。

同校の教育の特徴の一つは、自分で考え行動できる力を伸ばし、地域の中核を担うリーダーを育てるという明確なビジョンの下、商業科などの専門学科の強みや地域資源を生かした教育プログラムを構築していることにございます。また、そのビジョンの実現のため、高校と地元飯田市、そして松本大学が協定を結び、まさに一丸となって地域人教育を進めていく体制が確立されております。

本県におきましても、これまで中山間地域にある高校などでは、地域の方々の協力をいただきながら、地域課題を解決する学習を進めてまいりました。また、本年度より商業科で学ぶ生徒が地域での起業や地域産業の活性化策などを学ぶ起業家教育プログラムを山田高等学校と伊野商業高等学校でスタートさせたところであります。

飯田OIDE長姫高校の学びは、本県のこれらの学校の取組に参考となる部分も大変多いと考えており、今後直接同校を訪問し、その取組についてさらに調査研究を行っていききたいというふうに考えております。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、南海トラ



フ地震臨時情報についてお尋ねがございました。

臨時情報を正しく理解していただくことにより、地震への備えの再確認や事前避難などを行うことができるため、被害の軽減につながると考えます。県では、臨時情報についての理解を深めてもらうため、啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」や県の広報紙、SNS、テレビなど様々な媒体を活用して啓発を実施しています。また、国においては、内閣府が啓発動画やリーフレットを作成し、ホームページなどで紹介しているほか、高知地方気象台では、住民向けの講演や小学校でのリーフレットの配付、ラジオ番組での解説などを実施しています。

しかしながら、臨時情報の仕組みが分かりにくいことや、これまでに運用された事例がないこともあり、県民の認知率は令和3年度の地震・津波県民意識調査では20%、令和4年度の県民世論調査でも25%と低い状況です。こうした調査結果も踏まえ、これまでの取組に加えまして、市町村と連携し、市町村広報紙での周知やイベントでの啓発など、様々な機会を捉えて啓発を実施してまいります。さらに、国においても丁寧な周知を継続していただけるよう、全国知事会を通じて引き続き要望してまいります。

次に、感染症に対応した事業継続計画、いわゆるBCPの策定を促す方法と、BCPの策定状況についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、感染症に対応したBCPの必要性は高まってまいりました。感染拡大以降、各省庁から経済団体などに対して、感染症に対応したBCPの策定について要請が行われております。そうした国の動きも踏まえ、県においてもセミナーの開催や手引の作成などを通じて、BCPの策定支援に取り組んでおります。

感染症に対応したBCPは、それ単独で策定する場合もありますが、事業の内容によっては

既存の防災のBCPに追記する場合なども想定されます。このため、庁内関係課で構成します事業者のBCP策定推進に係る検討会において、それぞれの取組について情報共有を行うとともに、感染症に対応したBCPの策定の手法や、業界団体への働きかけなどについて検討したいと考えております。

また、防災に関するBCPは、南海トラフ地震対策行動計画に目標値を定めて、その策定支援に取り組んでおります。県が調査した令和4年度末の主な業種の策定率は、商工業者は従業員50人以上で80%、50人未満では12%、旅館・ホテルは50人以上で100%、50人未満では50%、トラック事業者は50人以上では100%、50人未満では23%などとなっております。

災害時や感染症発生時においても事業継続が図られ、県民生活への影響が最小限となるよう、引き続き事業者におけるBCPの策定支援に取り組んでまいります。

○17番（明神健夫君） それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。

第2問はありませんが、今後こども未来戦略会議が打ち出します次元の異なる少子化対策の実現に必要な恒久的、安定的な財源の確保案が国民の皆さんの納得と支持を得られ、我が国の出生率が想定どおりに反転することを願ひまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩



午後1時再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

18番三石文隆議員。

(18番三石文隆君登壇)

○18番(三石文隆君) お許しをいただきましたので、まず初めに知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

このたび、私は県議会議員として新たにスタートすることとなりました。始まりに当たり、改めて私にとっての不易の部分について述べたいと思います。

私は、昭和53年に中学校の社会科の教員として採用され、15年間高知市内のいわゆる教育困難校に籍を置いていました。たばこ、暴力、シンナーの吸引など問題行動は日常茶飯事で、授業が分からず、さりとて学校以外に居場所のない子供たちに必死に向き合っておりました。

このような中、私が大切にしていたことは吉田松陰先生の教育理念であります。松陰先生は身分にこだわらず、来る者たち全てを受け入れました。共に畑仕事などをしながら、それぞれの長所を見つけ伸ばすという教育を行われました。そして、教え子たちに、人間に最も大切なものは至誠、真心であり、至誠を持って相手に接すれば、心を動かされない者は一人もいないと説きます。

私も生徒一人一人に真心を込めて接し、じっくり話を聞き、共に汗や涙を流し、家庭訪問を繰り返しながら、本人や家庭とつながっていくことで人間関係を築いていきました。集団の中で虚勢を張って問題行動を起こす生徒も、本当は寂しがり屋で優しい子ばかりです。全てがうまくいったわけではありませんが、生徒の成長する姿に触れることで教師のやりがいを感じると同時に、子供たちから教えられることが多くありました。その教え子たちも立派に成長し、県内外で活躍をしています。

私は、まだまだ松陰先生の足元にも及びませ

んが、課題に対して真摯に耳を傾け、至誠を持ち、時世にこびず、利に走らず、世のため人のために動くことを信条としています。松陰先生の生き方、これが私の不易であります。

さて、県は今後の県勢浮揚への道筋として、デジタル化、グリーン化、グローバル化など時代の潮流を捉えた施策に取り組んでいます。いわゆる不易と流行の流行の部分が注目されがちではありますが、私は新たな施策を次々と創出すればするほど、不易の部分が重要であると考えます。

そこで、県勢浮揚を図る上で不易と考えていることは何か、知事にお尋ねいたします。

また、知事は就任以来、共感と前進をキーワードに県政を推進しておられます。令和5年度は、成果に徹底してこだわっていくと公言されています。こうした熱意こそが県勢浮揚に向けて重要であることは言うまでもありません。本年度も県民座談会「再び、濱田が参りました」などの機会を通じて、精力的に県民との座談会や現場視察などに取り組むと聞いています。しかし、県庁職員を含め周りの人たちが、成果ばかりを知事に見せようとしていては本末転倒、4年目だからこそ裸の王様にならないよう、課題となっている点に大いに目を向けるべきであります。

その上で、いかんことはいかんと大なたを振るっていただきたいと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、県民世論調査の結果活用について質問いたします。

昨年12月に、令和4年度県民世論調査の結果が公表されました。その一つに、南海トラフ地震対策に関する設問があります。自宅では南海地震に備え飲料水を備蓄しているかについては、していないが1位となっています。また、過去1年間に地域や職場の地震に関する防災訓練に参加したことはあるかについても、していない

が1位となっていました。これらの結果から、県民の防災意識が薄くなっているのではないかと考えてなりません。

本調査結果をどのように分析し、県民の防災意識を高めるための取組にどのように生かしていくのか、危機管理部長にお伺いいたします。

このほかにも、地球温暖化対策に関するものがありました。地球温暖化問題について知っているもの全てを選択する設問において、高知県が令和32年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいるを選択した割合は僅か11%となっていました。

この結果の受け止めと今後の対策について、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

県は、毎年度県民世論調査を実施していますが、結果がきちんと県民に周知されているのか、また県の施策にどのように反映されているのか、不明瞭さを覚えます。

県民世論調査の結果をどのように生かしているのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、こども食堂の意義について質問いたします。

新型コロナによる落ち着きとともに、こども食堂の取組が進んでいます。私は、月1回程度食事を提供し、安心して過ごせる居場所づくりを行ったところで、子供たちの日々の暮らしを変えることができるのかと疑問を感じており、こども食堂が増え続けることは、家庭教育力の弱体化を生むことにつながるものであると警鐘を鳴らしてきました。子供が本当に望んでいるのは温かい他人の食事だとは到底思えません。また、無料や安価で食事を提供するこども食堂が増え続けることは、家庭教育力の弱体化を招くことになりかねません。

家庭教育については、教育基本法第10条で「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必

要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されています。つまり、子供の教育の第一義的責任は保護者にあり、保護者は家庭教育の中において、責任を持って子供に基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、挨拶や礼儀、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけさせなければなりません。

元来、厳しい環境にあっても、保護者は子供にどう関わっていくべきか、なすべきことは何かを考え、子供の成長を喜ぶ気持ちを深めることが大切です。こども食堂の取組は、子供たちの見守りにつながることで、保護者が地域の方々に子育ての悩みや不安を相談したりする場になっていることなど、居場所づくりとしては有効な面があると思いますが、本来は真に困っている子供のためのものです。仮に、こども食堂に来ている生徒がいれば、その背景にある家庭環境や保護者の情報に関心を持ち、できる限り家庭で食事ができるように促さなければなりません。さらに、こども食堂に来ている親子に対しては、家庭で食事をすることの大切さを説くべきであります。やがてはここに来なくても、家庭で食事が取れるように仕向けていくべきではないでしょうか。

こども食堂の意義や目的は何か、また到達目標は、それを増やすことではなく、家庭教育力を上げ、むしろこども食堂そのものが減っていくことにあると考えますが、子ども・福祉政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、国旗・国歌について質問いたします。

私は、20年以上このことを質問し続けています。その理由は、戦後教育においてゆがめられた国旗・国歌に対する常識の後遺症がいまだに拭えていないからであります。平成11年8月に

国旗及び国歌に関する法律が成立し、日章旗が国旗として、君が代が国歌として法制化されて今日に至っています。

また、同年8月9日に内閣総理大臣から、我が国の国旗である日章旗と国歌である君が代はいずれも長い歴史を有しており、既に慣習法として定着しているものであるが、21世紀を目前にして今回成文法でその根拠が明確に規定されたことは誠に意義深いものがある、国旗と国歌はいずれの国でも国家の象徴として大切に扱わなければならないものである、また国旗と国歌は国民の間に定着することを通じ、国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしているものと考えているとの談話が発表されました。それ以降、25年がたとうとしていますが、国旗・国歌は国民に定着しているのでしょうか。

令和5年3月に行われたワールド・ベースボール・クラシック大会では、ヌートバー外野手が日本の国歌を覚えてきたことが話題になりました。アメリカでは、自国や他国の国旗・国歌に対する尊重義務は当然のことなのでしょう。また、観客による国歌斉唱を目にしたアメリカの記者が、日本人が斉唱した国歌に感銘を受けた、歌詞は分からないけれども忘れられないほど美しく、意気揚々としていながらも哀愁が漂っている、今夜は多くの人が歌っていて本当に特別な瞬間だったと語ったそうです。

このように、スポーツの国際大会などでは、優勝した日本人選手をたたえるため国旗が掲げられ、国歌が奏でられます。これを見聞きした多くの国民が喜びと誇りを感じ、日本人の心が一つになる瞬間を共に経験したのであります。にもかかわらず、国旗・国歌は戦前の軍国主義につながるという拒否する人がいます。

私が教員もしていた昭和50年当時、周りは日教組だらけでした。彼らは平和教育という名の

下、まだ判断力や理解が十分でない真っ白な子供たちの心に向かって、いきなり戦争の恐怖心、残酷さを吹き込む、そして戦争への憎しみと憎悪の感情を育てるという指導をしてきました。

当然、戦争を起こすことはあってはなりません。しかし、彼らは戦争というと、条件反射的に恐ろしい、嫌だという反応しか示さないように仕向け、国旗・国歌を否定することが是であるという一方的な概念を植え付けてきたのであります。このような教えを受けた児童生徒は、純粹であればあるほど、それ以降の人間形成に深い影響が残るのです。その結果、国旗・国歌に心からの愛着を抱くことができないばかりか、終生国を愛する心を持つことのできない人間をつくってしまった可能性すら否定できないのであります。

国旗には、どの国旗もそれぞれの国の成り立ちや歴史、伝統、宗教、文化の中から生まれ、建国の理想や国民全体に共通する願いなどが込められています。国歌もまたその国の歴史、文化、伝統の中から生まれたものです。長い歴史と高い文化を誇る我が国において、国旗・国歌は連綿と国民に引き継がれ、大切な民族の文化の結実としてここに存在しているのであります。

戦後続いてきた教育現場の不毛なイデオロギー的対立に終止符を打ち、日本国民が様々な歴史的・文化的背景を踏まえながら作り上げてきた国旗・国歌に対する深い思いを尊重し、日本国憲法を持つ民主国家、平和国家、そして文化的国家のシンボルとして、大いに守り続けようではありませんか。

さて、濱田知事は平成3年3月から在サンフランシスコ日本国総領事館で勤務されています。アメリカでの3年間の生活経験を踏まえ、海外と日本とを比較して、国旗・国歌に対する認識について違いがあると思うのか。あるとすればどのようなことか、知事にお伺いいたします。



また、国旗・国歌に対する意識の正常化を少しでも早く図るためにも、市町村立の施設には市町村旗を含め国旗の常時掲揚を行うよう働きかけてはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、学校教育に目を向けてみますと、学習指導要領の中で国旗・国歌については、小・中・高全ての学校種において、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする明示されています。学習指導要領は法規としての性質を有するものであります。各学校においては、学習指導要領を基準として校長が教育課程を編成し、教員はこれに基づいて学習指導を実施するという責務を負っています。

私立学校も自由ではありません。私立学校法第1条により、建学の精神に基づく独自性や自主性が認められているものの、教育基本法第6条に、私学も公の性質を有するものであると規定されております。私立学校においても学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において国旗の掲揚、国歌の斉唱は当然に指導されなければなりません。

しかし、いまだに改善されていないのが土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校であります。こうしたふらちな行為、ふらちとは道理に外れていて道徳や法に背いていること、けしからぬことではありますが、それを繰り返すことは教育者として無責任であり、決して許されることではありません。

そこで、私立学校の令和4年度の卒業式、令和5年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、昨年9月議会で、未実施の土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校に対して、県庁挙げてグローバル化を推進している今だから

こそ、県庁全体で問題意識を共有した上で、解決に向けて取り組んでいただきたいと要請をしました。

県庁全体で未実施の学校について問題意識を共有していただいたのか、またどのように未実施の学校に働きかけをしたのか、学校からの応答状況も併せて文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、公立小中学校と県立学校の実施状況について質問いたします。コロナ禍において、国歌演奏に変更した学校があったという話を聞いたことがあります。

令和4年度の卒業式、令和5年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況について教育長にお伺いいたします。学習指導要領の遵守に緩みが起こることがないように、いま一度留意していただきたいと思います。

次に、公立小中学校における国旗の常時掲揚について質問いたします。私は令和4年9月議会で、公立学校の各市町村立の小中学校において、屋外の掲揚台などに国旗を常時掲揚し、子供たちが日頃から国旗に親しみ、国旗を主体的に尊重する態度が育つような環境づくりに努めてはどうかとの質問をしました。

教育長からは、屋外の掲揚台などに国旗を常時掲揚するなど、日頃から国旗に接し、親しむ環境をつくることも、国旗を尊重する態度を育むためには有効であると考えている。現在、全ての県立学校では国旗の常時掲揚を行っている。市町村立学校については、国旗の常時掲揚などの取組については、市町村教育委員会などにおいて適切に判断、実施されているものである。ただ、今後市町村教育長の皆様方に対して、機会を捉えて、先ほど申し上げた私の考えをお伝えしていきたいと考えているとの答弁をいただきました。

市町村立の学校における国旗の常時掲揚につ

いて、市町村の教育長に対してどのような機会を捉えて、どのように県教育長の考えを伝えたのか、市町村の教育長の反応も併せて教育長にお伺いいたします。

また、同議会で卒業式のスタイルについて質問をしました。式のスタイルを決定するのは各校の校長であることは承知していますが、私は、卒業式といえば、いわゆるステージ型や一面式と呼ばれるスタイル、国旗や校旗が掲揚される舞台に正対して児童生徒が座り、かつ壇上で卒業証書を授与していただく形式が最も厳粛な形であり、適切であると考えます。いわゆるフロア型や対面式と呼ばれるスタイルが伝統になっている学校があります。これを考えたのは日本教職員組合と全日本教職員組合だと言われています。卒業式を厳粛な式典から、なれ合い型へと品格を下げるために考え出されたものでしょう。

昨年度の公立小・中・高等学校の卒業式において、一体何校の学校でいわゆるステージ型や一面式、かつ壇上で卒業証書を授与するスタイルで実施されたのか、教育長にお伺いいたします。

次に、私立学校の振興や大学の魅力向上について質問をいたします。

本県の私立中・高等学校の生徒の割合は全国的に見ても高く、中学校は全体の約5分の1、高等学校は約3割の生徒が私立学校で学んでいます。特に中学校は全国第2位となっています。また、私立学校には毎年度国からの補助金と県からの補助金が交付されています。

令和4年度、各私立学校に対して補助金がどれだけ交付されたのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

私は、令和3年度の6月議会で、私立学校の振興や大学の魅力向上などの施策についても、総合教育会議でより一層協議すべきではないか

との質問をしました。総務部長から、今後は総合教育会議の場において、私立学校や大学などの施策も含め、教育上の諸課題について深く掘り下げ、解決に向けた有効な対策を打ち出すための協議を重ねていくとの答弁をいただきました。確かにその年度には話題にされています。

令和4年度の総合教育会議では、私立学校の振興や大学の魅力向上についてどのような協議がなされたのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、情報活用能力の育成について質問をいたします。

本年度の総務委員会の出先機関調査で、幾つかの学校の授業を拝見しました。その中で清水高等学校で行っていた国語の授業が印象に残っています。それは、情報活用に関する学習で、1枚の写真から生徒たちに、情報を受け取る側は1つの情報だけをうのみにしてはいけない、情報は本当なのか、別の見方はないのかなど、立ち止まって考えなければならないということを理解させようとしていました。

いつの時代も世の中の情報というものは、必ず特定の意図を持って誰かによって編集され、様々な媒体を通して発信されてきました。受信者側がそのまま受け取ってしまうと、無意識のうちに誰かの意図した情報を取り込み、それが正しいものと思い込んでしまいます。つまり、発信者側は受信者の思想や行動を支配する立場にあると言えるわけであります。また、正義感を振りかざして相手を攻撃し、あつという間に世論をつくり上げ、人権や命を奪うことにもなりかねません。

特に、多数の人々が発信者とも受信者ともなり得る現代社会において、情報を正しく読み解き、一方からの情報だけに振り回されることなく、他の情報を重ね合わせて判断したり、取捨選択したりする力を養わなければなりません。

このような情報活用能力の育成に関する学習

は、意図的、計画的、系統的に行われているのか、小・中・高等学校における実態について教育長にお伺いいたします。

次に、県内の児童生徒の約半数が在籍している高知市の学力向上対策について質問いたします。

県は、平成30年度から高知市学力向上推進室に小中学校課の指導主事を派遣して、集中的な訪問指導を行ってきました。高知市学力向上推進室に派遣している指導主事による学校訪問の現状について教育長にお伺いいたします。

本年度で6年目になりますが、結果は出ているのですか。1つの市町村に県から指導主事を派遣するのは異例中の異例であり、あくまでも緊急的な対応であったはずです。

高知市への指導主事派遣はいつまで続けていくつもりか、教育長にお伺いいたします。

さらに、高知市が抱える課題対応策として、高知市と高知市以外の教員の人事交流を強力に行うべきであると考えますが、その現状を教育長にお伺いいたします。

次に、教育の日の形骸化について質問いたします。

教育は国家百年の大計であり、国家の根幹でもあります。私は平成14年2月議会を皮切りに、数年にわたって教育の日を新設してはどうかとの質問を続けてきました。県教育委員会は、平成22年11月22日の全国生涯学習フォーラム高知大会閉会式において、毎年11月1日を高知県教育の日とする教育宣言を行いました。宣言では、全ての県民が教育についての理解と関心を深め、高い志を持つ子供たちを育み、共に学び合う意識を高めるとともに、一人一人が学ぶ目的を自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくり上げていくと述べられています。

この宣言から12年が過ぎました。初期の頃は、子供たちにポスターや標語を募集するなど認知

されつつありましたが、今では県教育委員会のホームページに教育に関する協議会や研修会を一覧表にして公開しているにすぎませんか。こういうことを形骸化というではありませんか。

平成22年9月議会で私は、教育の日を制定し、県民が親として、地域の人として、学校の支援者として、様々な立場の人たちがどのような形であっても、子供たちを育む場と時を設けることを願います、語り合ったり触れ合ったりする中で、子供たちをよりよい姿や方向に導いていく、小さな実践の日にしてほしいと思いますと訴えており、今もなおその願いは変わっておりません。

愛媛県は、「えひめ教育の日」推進大会、推進フェスティバルを毎年度開催し、県民総ぐるみで教育を推進しています。次期教育大綱などを改訂する本年度だからこそ、幅広い視点で多くの方々が教育について語り合うことが重要であると考えます。

高知県として、教育の日の取組は十分であると考えられるのか、また今後どのような展開を考えているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、教員採用試験の抜本的な改革について質問いたします。

教育は人なりと言われるように、教育の質や成果を左右するのは教師であり、教師は我が国の未来を開く子供たちを育てるという崇高な使命を有する、かけがえのない職業であります。まさに教師は聖職者であると思います。しかし、教員の職場はブラック企業と言われているせいか、若い学生にとって敬遠される傾向が顕著になっているのも事実であります。

もっと教員の魅力を発信すべきであると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

さて、文部科学省の発表によると、令和3年度に実施した全国の公立学校教員の採用試験における採用倍率は3.7倍でありました。本県の場

合は8.8倍、これは全国で最も早い日に1次選考を行ったり、県外の会場においても審査を行ったりするなどの手だてによる結果だと言えます。しかし、合格者の中に辞退者が出てくれば、実質的には倍率は低くなってくるはずです。昨年度末には教育長自ら臨時講師募集のチラシを配布しなければならないほど教員不足が深刻化しているとの報道もありました。

全国一早い試験も、本年度は鳥取県に先を越されました。既に他の教育委員会では、採用試験の対象を大学3年生に広げたり、民間企業に勤めている人などに対して特別選考を実施したり、初任者に独自手当を支給したりするなど、教員志望者を増やすため奮闘しています。しかし、高知県が大きな改革をしたということは耳にしません。スピード感や危機感が感じられず、もどかしさが募ります。抜本的な改革に速やかに着手する必要があるのではないですか。本県出身者や臨時講師の経験が活かせる採用選考、多様な専門性を有する人材の確保、大学との連携、社会人の活用など検討していくべき点は様々あると思います。

本県の教員採用志願者増に向けて、どのような取組をしようとしているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、県庁職員の接遇について質問いたします。私は、令和4年9月議会で、相手を思いやるマナーとして使っていた江戸しぐさを紹介した上で、副知事に対して、職員同士や来庁者に対する思いやりの行動を県庁職員が積極的に取り入れることで、県民全体のマナーアップにつながるができるかと考えるがどうかとの質問をしました。

副知事からは、県庁内において職員同士、あるいは来庁された方に対して、相手を敬う気持ちを持って積極的に会釈をすることや、言葉に出して挨拶をすることは、人間関係を良好にし、

お互いを和やかな気持ちにさせる大切な行動だと思っている、幹部職員をはじめ職員一人一人に直接語りかけ、行動を促していくとの答弁をいただきました。

ある市では、市民はお客様だと捉え、職員は廊下でお客様に擦れ違う際には笑顔で挨拶や会釈をすること、そうすることで慣れない場所での不安を和らげることにつなげるという教育を行っているそうです。高知県も県民にとって信頼され頼りにされる県庁となるために、全ての方に対しておもてなしの気持ちを持つことが大切であります。庁舎は単なる職場という感覚ではなく、公共の場であるという認識や、常に注目されているという感覚を持って業務を遂行すべきと考えます。

特に挨拶は県民との良好な信頼関係を築くためのツールであると思いますが、現在の県庁職員の挨拶などのマナーについてどのような評価をしているのか、副知事にお伺いいたします。

次に、県庁本庁舎1階玄関ホールのしつらえについて質問いたします。しつらえとは、お客様をもてなすために、玄関、庭、部屋などを整えて準備をするという意味であり、茶道などで根づいている言葉であります。

私は、これまでに四国内の県庁舎を何度も訪れました。愛媛県は正面玄関ロビーの床に大理石が敷き詰められており、品格のよさや高級感が漂っています。香川県は開放的な空間が広がり、デザイン性の高い机や椅子などが目を引いています。徳島県には広い県民ホールがあり、休憩場所としても多くの方に活用されています。いずれの県も、しつらえが魅力的で、来訪者の心を躍らせます。

翻って、高知県はどうでしょうか。本庁舎1階玄関ホールに入って左側、高知家や牧野博士のポスターなどが貼られています。ポスターを貼ることについては理解できますが、同じもの



を何枚も何枚も掲示しています。この意図が理解できません。

さらにホール奥へ進むと、県職労の掲示板があり、職員団体の主義主張に関連するものが掲示されています。活動自体は認められているものですが、一般県民が多く訪れるあの場所で、職員の労働条件や職場環境の改善についての主張を目にした県民はどう思うのでしょうか。誰のための県庁かと言いたくなります。場所をわきまえるべきであります。

一体どのような意図を持ち、どのような計画性を持って、本庁舎の1階玄関ホールの管理をしているのか、総務部長にお伺いいたします。

西庁舎は、入り口前に県立高校生が栽培した花が季節ごとに咲き乱れ、来庁者の心を和ませてくれます。県の顔である本庁舎1階玄関ホールも、高知県らしさや季節感を持たせるとともに、高知県ひとにやさしいまちづくり条例を進めている立場からも、障害者や外国人にも優しい空間に改造すべきと考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、県勢浮揚を図る上で、私が不易と考えていることについてお尋ねがございました。

端的に申しますと、1つには、県民の皆さんの共感、県勢浮揚に当たって県民の皆さんが心を一つにするということが大事ではないかと考えております。

私は、令和元年12月の知事就任以来、共感と前進を基本姿勢として県政の運営に当たってまいりました。本県が直面する困難な課題に立ち向かい、県勢浮揚につなげていくためには、県民の皆さんとの対話を通じて、県政に対する共感を得ていくということが何よりも大切だと考

えます。

どんなに効果的で先駆的な取組であろうとも、地域の実情に根差すことなく、県民の皆さんと心を一つにできなければ、絵に描いた餅にすぎないということではないでしょうか。このため、県民座談会「濱田が参りました」、「再び、濱田が参りました」を通じまして県内を巡る中で、現場の声をお聞きし、また施策に対する私の考えを語り、その上で施策を練り上げてまいりました。加えて、常日頃からあらゆる機会を捉えまして、市町村や関係団体の皆さんと胸襟を開いて対話を行いながら、施策を進めてまいったつもりでございます。

もう一つの不易として考えていることは、前進していくということであります。政治家として夢や希望を語ると、このことも大事だと思いますけれども、やはり何よりも実績、成果を上げていくということが大事ではないかと。言い換えますと、課題解決に向けて一歩でも二歩でも前進をしていくということが重要だと考えております。

取組に関しまして、いかに県民の皆さんの共感を得ようとも、具体的な成果をお示しできないと考えます。このため、各政策の目標を明確にした上で、その進捗状況を科学的な知見なども踏まえながら、一つ一つ丁寧に検証するといった形で、いわゆるPDCAサイクルの徹底に努めてまいりました。

その結果、例えば県内事業者による外商の拡大、本県への移住者数の増加といった、県民の皆さんに実感をしていただけるような成果も次々と生まれてきていると考えます。

このように、取組の成果を多くの県民の皆さんに実感していただき、それをもって県政へのさらなる共感を得ていくと、そうしたことで取組が一層前進をし、さらに成果が拡大をすると

いった形で、共感と前進の好循環が行われることが県政をより高いステージに引き上げてくれるものと考えております。そうした意味で、まさに共感と前進という基本姿勢こそが、県勢浮揚に向けた私にとっての不易であるというふうに捉えております。

さらに申し上げますと、私は中央省庁や地方自治体での勤務を通じまして、少子高齢化などの地方の厳しい現状を目の当たりにすると同時に、地域の人々や社会が持つ可能性を感じてまいりました。こうした経験から、地方が厳しい現状を打破するためには、地域の豊かな自然、優れた潜在力を生かして、人々の暮らしを守ることが必要不可欠であると考えております。

本県は、自然や食、文化といった全国に誇れる多くの資源のほか、人懐っこく温かい県民性を有しております。こうした高い潜在力を最大限に生かして施策を展開し、県民の皆さんの暮らしを何としても守っていく、そして高知をもっと元気にしていくとの思いを常に抱いております。これまでの勤務経験に培われましたこのような地域への思い、そして高知への愛着は、知事になった今でも私の不易としてあり続けておりますし、これが県勢浮揚への原動力というふうになっているというふうに考えております。

次に、知事就任4年目だからこそ、裸の王様にならないように課題に目を向けていくべきではないかとお尋ねをいただきました。

4年前に知事に就任して以降、県内各地の様々な取組の現場に足を運びまして、多くの声に耳を傾けながら県勢浮揚に向けた取組を進めてまいりました。その際には、地域の成功事例を見るというだけではなく、できる限り厳しいお声もお聞きをしようと心がけてきました。実際に担い手不足、あるいは地域の衰退といった切実で厳しい現状を目の当たりにしたこともございますし、本県における待ったなしの課題と

して、改めて人口減少対策に真正面から取り組むと、そうした決意を新たにしたところであります。

また、県庁内におきましては、問題が発生した際に、いわゆる悪い情報ほど早く上に上がるように、風通しのよい職場づくりを県政運営指針にも掲げまして、研修などを通じて職員に徹底をし、実践を促してまいりました。

一方、お話がありましたように、耳触りのよい話が集まりがちとなるということは、古今東西を問わず、組織のトップに立つ者にとって、陥りやすい盲点であるというふうに認識をしております。議員の御指摘も踏まえまして、日頃から本県の厳しい課題を含めて、様々な情報が私に入るように努め、その情報を基に私自身が判断を下すということ、より一層心がけたいというふうに思います。

特に、ここ数年のコロナ禍で、県庁外との交流が比較的困難な状況にありましたけれども、今後は多くの方々と密に交流を行っていくということで、県庁外で情報を入手できる、そうしたルートを私自身一層増やしたいというふうに考えております。

引き続き、知事就任時の初心や謙虚な気持ちを忘れずに、県政のかじ取り役として、アンテナをより高く広く張り、幅広く課題を把握しました上で、決断すべきときには果敢に決断をする、そうした心構えを旨といたしまして、気を引き締めて県政運営に当たってまいります。

次に、海外と日本との国旗・国歌の認識の違いについてお尋ねがございました。

国旗・国歌は、いずれの国におきましても、その歴史と伝統の中で生まれ、受け継がれてきた貴重な文化の結実であると言えます。その国の象徴として大切にされているものだと考えます。そして、それを互いに認め合い尊重し合う

ということが、国際的な常識となっているというふうに考えます。

私が赴任をしましたアメリカでは、国旗掲揚時や国歌斉唱の際に、大人だけでなく子供たちも起立をし、胸に手を当てるといった形で、国旗・国歌に対する敬意が払われておりました。私自身は、まだ子供を授かっていない時期ではありましたが、駐在をしている日本人の方々と、お子さんを現地校にやっている方々からお聞きした中で、幼稚園、小学校の頃からしっかりと国旗・国歌に関する教育がなされているということを知りまして、その印象が大変思い出深く残っているところでございます。

一方、我が国におきましては、第2次世界大戦の敗戦後、言わば戦前の反動といった面で、国旗・国歌をタブー視する風潮も見られたことがあると思います。このため、国民がこぞって国旗・国歌を敬愛するといった機運を長らく醸成できなかったという点において、我が国は諸外国とは異なる経過をたどってきたと言えるのではないかと考えられます。

こうした中、学校教育において国旗と国歌に関する学習指導が行われるようになり、平成11年には、お話もありましたように、国旗及び国歌に関する法律も施行されたところであります。近年は、国民の世代交代も進み、またオリンピックなどの国際大会における日本人選手たちの活躍を見まして、自然と我が国の国旗・国歌に誇りと敬意を感じる国民が増えてきていると、そういうふうに思っております。

国際社会に生きる私たちにとりまして、自国の、そして諸外国の国旗・国歌を尊重すると、そうした姿勢や態度を身につけることは大変重要であると考えておりまして、こうした認識が一層広がっていくことを期待いたしております。

最後に、市町村立の施設への市町村旗を含め

た国旗の常時掲揚を働きかけてはどうかというお尋ねがございました。

現在、全ての県内の市町村役場の庁舎におきまして、開庁日または祝日のほか、祝意や弔意を表す場合など、いずれかの形で国旗の掲揚が行われているものと承知をしております。一方で、市町村立のその他の施設におきましては、例えば公民館など小規模なものも多くございますので、掲揚台の設置スペースに限りがある、あるいは予算の確保に課題があるといった点から、国旗や市町村旗の掲揚に至らないものもあるというふうに理解をいたしております。

国際社会におきまして、国旗は国歌とともにそれぞれの国家の象徴でもあり、国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしていると考えております。地域の住民の皆さんに身近な公共施設におきまして、国旗と市町村旗を掲揚するということは、こうした国旗などに親しむとともに、尊重し大切にするという意識の醸成に資するものであると考えます。

私といたしましては、設置者であります各市町村が施設の実情を踏まえて、できる限り掲揚に努めていただくということを期待したいと考えます。

私からは以上であります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) 南海トラフ地震対策に関する調査結果の分析と、防災意識を高める取組についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震対策についての県民の意識や対策の現状を把握、分析し、今後の対策に反映させるため、県民世論調査に水や食料の備蓄、防災訓練への参加、津波からの早期避難意識など8つの項目を設けて、継続的に調査をしております。

令和4年度の調査結果を見てみますと、水の備蓄率は35%、訓練への参加率は41%と依然と

して低い結果になっています。この調査では、回答の割合や順位を把握するだけでなく、性別や年代、職業、年収など対象者ごとの回答の違いを把握することができるクロス分析も行っています。

このクロス分析の結果、例えば水の備蓄率については世帯の収入によって差があること、防災訓練については自営業の方や無職の方の参加率が低いこと、津波からの早期避難意識率については防災教育を受けたと考えられる10代から20歳代は8割を上回る一方、特に30歳代から40歳代の働き世代は7割を下回っていることなどが明らかになっております。こうした分析の結果も踏まえ、テーマや対象者を絞った啓発の実施や、ローリングストックによる備蓄の推進など、対策の見直しを図ってきたところです。

今後、県民世論調査の項目や設問内容の見直しを検討するとともに、その結果を今後の対策に反映させることで、県民の防災意識の向上につなげてまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) 本県がカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいることを知っている割合が11%との結果の受け止めと、今後の対策についてお尋ねがございました。

お話のありました令和4年度の県民世論調査の結果の背景には、カーボンニュートラルという言葉が十分に浸透していなかったことが考えられます。また、二酸化炭素の削減に向けた県の施策と、県民の皆様の主体的な行動との結びつきが身近なものとしてイメージしにくかったのではないかと分析しております。

このため、今年度は、県民の皆様のカーボンニュートラルの実現に向けた行動を後押しする施策を強化するとともに、普及啓発にも工夫を凝らして取り組むことといたしました。具体的

には、今年度当初予算では、個人の住宅への太陽光発電設備の設置に対する補助金を拡充し、再生可能エネルギーの導入促進を図っております。また、本議会では、家庭の消費電力の削減につながります省エネルギー性能の高い家電製品等の購入支援に対する補正予算を提案しております。また、ウェブ版環境パスポートを活用し、マイボトルや食品ロスなど、二酸化炭素の削減につながる身近な行動の啓発を行ってまいります。

これらの取組によりまして、県民の皆様に令和32年のカーボンニュートラルの実現に向けた具体的な行動の浸透を図り、脱炭素型のライフスタイルへの転換を促してまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、県民世論調査の結果をどのように生かしているのかについてお尋ねがございました。

県民世論調査は、社会情勢の変化や県民の価値観が多様化する中、スピード感を持って県民のニーズを施策に反映するため、調査項目を毎年見直し、実施をしております。調査で把握した県民のニーズや意識は、計画の策定や施策の企画立案などに当たって、一つの有用な基礎資料として活用しております。

例えば、令和3年度には高知県デジタル化推進計画のバージョンアップに向けて、自宅でのインターネットの利用状況について調査を行いました。その結果、約6割の方がインターネットを利用しており、そのうち7割以上の方から生活の質が向上したとの回答がありました。また、スマートフォンの使用率が全ての世代で最も高く、60代以降は使用率が減速することも確認できました。一方、インターネットを利用していない方の約3割が利用に伴うトラブルに不安を感じていることも分かりました。そのため、県では昨年度から、高齢者などデジタル機器に



不慣れな方が集会所などの身近な場所で何度でも気軽に相談できるよう、スマートフォンの活用や操作方法を教えるサポーターの養成事業を開始し、これまで72名を養成しました。

また、昨年度は森林保全や整備に活用する森林環境税に関しまして、令和5年度以降の課税の継続について調査をいたしました。その結果は、賛成意見が約9割を占めており、令和9年度までさらに5年間延長する判断の材料といたしました。

県民世論調査は、県民の皆様の声を積極的に伺い、県政に反映する貴重な事業でございます。これまでも調査の結果は県のホームページで公表してまいりました。しかし、政策形成への活用が見える化できていないとの課題もあることから、今年度より新たに、具体的な施策への反映状況を整理し、公表したいと考えております。

今後とも、県民の皆様の調査に対する理解を深め、協力を得る工夫を重ねることで、さらに調査結果の精度を高め、県民のニーズに合った施策の展開に生かしてまいります。

次に、昨年度の総合教育会議で、私立学校の振興や大学の魅力向上についてどのような協議がなされたかについてお尋ねがございました。

知事と教育委員会で構成される総合教育会議では、教育大綱に掲げる基本理念や基本目標の実現に向けて、学力向上対策や不登校対策などについて定期的に協議を行っております。昨年度の会議におきましては、不登校対策について協議を行う中で、私立学校の教員へのヒアリング結果を踏まえまして、不登校対策は公立、私立を問わず喫緊の課題であり、教員研修の実施や福祉部門との連携が必要ということを確認いたしました。

また、国においてリカレント教育をはじめ成人学習に力を入れる中、本県でも高等学校以下を中心に議論していたこれまでの枠組みを超え

て、大学と一層連携することが必要との考えを共有いたしました。

私立学校や大学は、本県の教育の発展にとって重要な鍵を握っているものと考えております。私立学校や大学と大綱の基本理念などを共有し、方向性を一にして本県の子供たちの教育環境の充実に取り組めるよう、総合教育会議において、より積極的に議論を行ってまいります。

最後に、本庁舎の玄関ホールについて、どのような意図と計画性を持って管理しているのか、また障害者や外国人にも優しい空間にすべきではないかとお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

本庁舎の玄関ホールにつきましては、来庁される県民の方々や県外からのお客様の目に留まりやすい場所であり、高いPR効果が見込まれます。このことから、県の施策を中心に様々な広報素材を展示してきております。また、職員団体の掲示板は、その情報などを指定の掲示板に秩序正しく掲示し、職員に周知するために、昭和37年の庁舎建設当時から設置を認めてまいりました。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、県庁の顔として、お客様を迎え入れるしつらえになっているかという視点においては、改善すべき点もあると考えます。このため、今後展示や掲示の在り方など玄関ホールの環境整備について検討してまいります。

一方、障害のある方や外国人にも優しい空間とすべきとの点につきましては、これまでもバリアフリー化を進めてきております。例えば、玄関ホール内にある庁舎案内の点字表記や絵文字、いわゆるピクトグラムによる表示や、正面玄関前への車椅子用昇降機やスロープの設置、玄関出入口から受付などへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行っております。

玄関ホールの環境整備について検討する際に

も、このような誰にでも優しい空間づくりの視点は重要であると考えております。今後とも、本庁舎を訪れたお客様を優しくお迎えすることができる玄関ホールのしつらえを意識しつつ、高知県らしさや季節感を感じていただけるよう工夫してまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) こども食堂の意義と目的について、また到達目標についてお尋ねがございました。

本年4月に発足したこども家庭庁では、全ての子供が様々な学びや社会で生き抜く力を得ることができる機会を持てるよう、地域に安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めております。

本県におけるこども食堂は、その居場所の一つとして、現在把握できているもので22市町、102か所で実施されており、食事の提供だけではなく、社会から孤立しがちな子供や保護者を地域で見守り、支援につなぐことを目的としております。こども食堂では、子供や親子と地域の方々との交流、食育につながる料理体験など、支援者が思いを持って様々な活動に取り組んでおり、子育ての負担感の軽減、家庭の教育力の向上などにもつながることに意義があるものと考えております。

こども家庭庁では、今後こどもの居場所づくりに関する指針を策定し、居場所づくりをさらに推進する予定です。本県におきましても、国の動きに沿って居場所としてのこども食堂の達成目標を定め、支援に取り組んでまいります。

また、こども食堂は、NPOや民生委員・児童委員、地域ボランティアなど子供を支援したいとの思いを持った方々に支えられています。県としましては、こうした支援者が意欲を持って活動できるよう、ネットワークづくりや相談体制の充実など、支援者のサポートの強化に取

り組んでまいります。

お話にありましたこども食堂と家庭の教育力との関係につきましては、本年4月に施行されましたこども基本法において、子供の養育については家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことが定められております。その基本法の趣旨に沿って、こども食堂を通じて子供や保護者に寄り添い、社会全体として子育てを支える取組を進めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、私立学校の令和4年度の卒業式、令和5年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがございました。

県内には18の私立小・中・高等学校がございます。このうち、令和4年度の卒業式において、式場内での国旗掲揚及び国歌斉唱のいずれも実施されなかった学校は、土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校であります。また、同じく令和5年度の入学式において実施されなかった学校も、土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校であります。

次に、県庁全体での国旗掲揚、国歌斉唱未実施の学校についての問題意識の共有、未実施の学校への働きかけと、学校からの応答状況についてお尋ねがございました。

学校教育における国旗と国歌に関する指導は、児童生徒が我が国の国旗と国歌の意義を理解し、諸外国の国旗と国歌を含め、これらを尊重する態度を身につけることができるよう、学習指導要領に基づいて実施されています。そして、この学習指導要領は、全国のどの学校においても一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準であり、法規としての性質を有するものであるとされて

おります。

小・中・高等学校の学習指導要領の特別活動では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとして定められております。したがって、各学校においては、公立、私立のいかにかわらず、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において国旗の掲揚や国歌の斉唱が当然に指導されるべきものであります。

入学式や卒業式など学校で行われる様々な行事の中でも、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の展開への動機づけを行い、学校生活に有意義な変化や折り目をつける重要な意味を持つ儀式において、国旗を前にして、きちんとした態度で国歌を斉唱するという基本的なマナーを実践する場を確保することが求められているものと承知しております。

入学式や卒業式は、国旗・国歌の大切さを教える貴重な機会であり、特定の学校の児童生徒のみがこの貴重な機会を享受することができないことは、教育の機会均等の観点からも望ましいものではないと考えております。

これらを踏まえ、国旗掲揚、国歌斉唱の未実施の土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校には、生徒の皆さんへの適切な教育指導という観点から、国旗掲揚、国歌斉唱の指導を行っていただけるよう、粘り強く要請しているところであります。

こうしたことにつきまして、庁議の場において私から説明し、県庁全体で問題意識の共有を図りますとともに、引き続き未実施校への働きかけを行ってまいりました。

まず、土佐中・高等学校に対しましては、昨年の9月議会で三石議員の御質問にお答えいたしまして以降、私や担当課長がこれまでに合わせて5回の学校訪問を行い、校長に対し学習指

導要領にのっとった入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施について、重ねて要請を行ってまいりました。

具体的には、まず昨年11月、私が学校を訪問し、9月議会での答弁内容を説明するとともに、改めて実施の要請を行いました。校長からは、学習指導要領の趣旨は理解している、形式として従っていないことは申し訳ないが、伝統として行ってきたやり方である、引き続き理事会などで検討を重ねていく旨のお話がありました。さらに、本年2月にも私が訪問し、重ねて要請するとともに、本年度からの新任の校長に対し、県からの要請についてしっかりと引き継いでいただくよう申入れを行いました。

本年4月初旬には、私が新任の校長を訪問し、本年度の入学式における対応予定についてお聞きするとともに、これまでの議会での答弁の内容などをお伝えし、要請を行いました。校長からは、校長に就任して間もないため、入学式は従来どおりの形式で実施する、今後しっかりと検討していく旨のお話がありました。

また、4月下旬には担当課長が、今月には私が訪問し、再度要請いたしました。校長からは、我が国の伝統や文化には敬意を払うべきである、また国際社会において、国旗・国歌に敬意を払う態度は重要であると考えている、これまでの伝統を変えるという判断には至っていないが、学習指導要領に定められたものであることを踏まえて検討、議論を続けていく旨のお話がありました。

次に、清和女子中・高等学校に対しましては、昨年の9月議会以降、私や担当課長が合わせて4回学校訪問を行い、理事長や校長に対して要請を行ってまいりました。

具体的には、まず昨年12月に私が訪問し、校長に対し9月議会での答弁内容を説明するとともに、改めて実施の要請を行いました。校長か

らは、当校では宗教的行為である礼拝を行っている中に、入学式、卒業式の要素が入っているものであり、国旗掲揚、国歌斉唱を実施していないことで、ないがしろにしているつもりは決してない、国旗・国歌を尊重する姿勢や態度の育成については、授業など教育活動全体を通じて行っている旨のお話がありました。

本年2月には再度私が訪問し、理事長、校長に対して要請を行いました。理事長からは、県からの要請については理事会に報告し協議している、当校の特性に基づくものとしてあくまでも礼拝として行っているものであり、今の段階で変更することは難しいと判断している旨のお話がありました。さらに、4月には担当課長が、今月には私が訪問し、校長に対して重ねて要請を行いました。校長からは、学習指導要領の趣旨や、国旗・国歌の大切さは理解している、引き続き検討を続けていく旨のお話がありました。

最後に、令和4年度に県内の各私立学校に対して交付された補助金の額についてお尋ねがありました。

私立学校を設置している学校法人単位で、国からの補助金の額と県からの補助金の額を、法人の設立順でお答えいたします。

高知小・中・高等学校、国60万円余り、県4億7,900万円余り。土佐中・高等学校、国1,400万円余り、県5億3,400万円余り。土佐女子中・高等学校、国400万円余り、県3億3,700万円余り。清和女子中・高等学校、国70万円余り、県1億900万円余り。高知学芸中・高等学校、国30万円余り、県5億円余り。高知中央高等学校、国100万円余り、県3億4,800万円余り。明德義塾中・高等学校、国1,200万円余り、県3億6,800万円余り。土佐塾中・高等学校、国100万円余り、県4億500万円余り。太平洋学園高等学校、国80万円余り、県1億4,500万円余り。とさ自由学校、

国50万円余り、県3,100万円余り。以上10法人、18校の合計では、国3,700万円余り、県32億6,100万円余りとなっております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、令和4年度の卒業式、令和5年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがありました。

公立小中学校及び県立学校を対象に毎年実施しております卒業式及び入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱の状況に関する調査の結果、令和4年度の卒業式及び令和5年度の入学式での国旗の掲揚は、全ての学校で実施されております。

国歌斉唱につきましては、令和4年度の卒業式において、小学校は全ての学校が実施しております。中学校につきましては、卒業式の前日に新型コロナウイルス感染症の集団感染が起こったことにより、急遽国歌演奏に変更した学校が1校ございました。また、県立学校におきましては、新型コロナウイルス感染症感染対策として、国歌演奏のみとした学校が高等学校で2校、特別支援学校で3校ございました。

令和5年度の入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、国歌演奏とした特別支援学校の3校を除く全ての学校で国歌斉唱が実施されております。

次に、国旗の常時掲揚に関する私の考えをどのように市町村教育長に伝えたのか、またその反応はどうであったかとお尋ねがありました。

まず、令和4年9月議会におきまして、子供たちが国旗に親しみ尊重する態度を育てる環境づくりについて、私の考えを述べさせていただきました。その内容は、これからのグローバル社会においては、日本の伝統や文化、歴史についての知識と誇りを持ち、世界の中で自信を持ってこれを語れるように育てていくことが重要で



あること、また国の象徴である国旗に親しみ、これを尊重する態度を身につけ、あわせて他国の国旗をも大切にすることを養うことが必要であること、そのため学習指導要領にある学習に加え、屋外に国旗を常時掲揚することなど、日頃から国旗に接し親しむ環境をつくることも、国旗を尊重する態度を養うためには有効と考えるといったことであります。

昨年10月に開催されました県内全ての市町村教育長が集まります高知縣市町村教育委員会連合会研修会におきまして、これらも含めて9月議会での答弁内容をお伝えしております。この会を受けまして、後日お会いした幾人かの市町村教育長からは、我が町では既に常時掲揚を実施している。あるいは、ふるさとや国に対する誇りや愛着をこれからの社会においてはしっかりと育んでいくことが重要である、そのためにも国旗に触れる機会を増やしていくことも大切であると考えている。今後、国旗の常時掲揚について学校と情報交換もし、共に考えていきたいといった声もいただいております。

次に、一面式かつ壇上での卒業証書授与の実施状況についてお尋ねがございました。

令和4年度の卒業証書授与式を実施した学校において、一面式かつ壇上で証書授与が行われた市町村立の小学校は、前年より2校増の10校で全体の5.5%、中学校は1校増の58校で全体の63.0%となっております。県立中学校及び県立高等学校は計39校の全ての学校において卒業式を一面式で行い、かつ卒業証書の授与をステージで実施しております。

入学式や卒業式については、学習指導要領において、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものであると示されております。各学校が前例踏襲ではなく、学習指導要領の趣旨を踏ま

え、また卒業証書授与式の意義を校長主導の下にしっかりと話し合い、計画、実施することが肝要であると考えております。

次に、情報活用能力の育成についてお尋ねがございました。

情報活用能力は、予測困難な社会において、問題を発見、解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質、能力となります。学習指導要領におきましても、言語能力、問題発見・解決能力等とともに、学習の基盤となる資質、能力として、小・中・高等学校共通に位置づけられております。

小中学校におきましては、国語科や社会科を中心に、情報の客観性や信頼性を吟味したり、情報を活用する際のルールやマナーを学んだりする学習に取り組んでおります。例えば、国語科では、複数の新聞記事から得た情報を比較検討し、発信元など信頼性を確かめた上で、自分の考えを文章にまとめたり、伝え合ったりする活動が行われております。また、高等学校におきましては、教科「情報」の学びによって身につけた情報活用能力を他の教科、科目等でも活用し、学びをさらに深める学習が行われております。

生成AIの登場など、情報化社会は急激に変化をしております。こうした社会において、児童生徒が情報の真偽を自ら判断し、効果的に活用できる力を育成することがますます重要となっております。今後もそれぞれの校種の発達段階に応じて情報を多面的、客観的に捉え、論理的に考える力を養う学習活動の充実を図ってまいります。

次に、高知市学力向上推進室に派遣をしている指導主事による学校訪問の現状についてお尋ねがございました。

まず、高知市への指導主事派遣の経緯をお話ししますと、平成29年度の「高知県・高知市 知

事・市長及び教育長連携会議」におきまして、高知市教育委員会から、学校への指導を充実させるための指導主事の増員要請がございました。県教育委員会では、これを受け、県全体の学力向上を図るためには県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市の取組強化が不可欠であると考え、知事の了解もいただき、高知市の学力向上推進室に指導主事を特別に派遣することを決定いたしました。

派遣人数は、平成30年度は兼務3名を含め10名、令和元年度からは13名となっております。これにより指導体制も整い、高知市の学校も授業改善を積極的に進めるようになっております。訪問回数は、平成30年度は1,177回、令和元年度は2,021回、令和2年度以降はコロナ禍による影響もありましたが、年に1,500回から1,800回程度訪問指導を実施しております。

指導主事は、計画的に学校を訪問し、校内研修や教科会などで学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりや学力調査の分析について指導を行うとともに、各校の学習課題の解決に向けた相談にも乗っております。そして、こうした高知市学力向上推進室の活動につきましては、県市の教育次長や担当課長などで構成します運営委員会を定期的に開催し、情報交換を行い指導支援計画のPDCAを回すようにしております。

次に、高知市への指導主事派遣の継続に関する考え方についてお尋ねがございました。

高知市への指導主事派遣に関しましては、令和3年度に開かれた「高知県・高知市 知事・市長及び教育長連携会議」において、その成果、課題を検証し、今後の方向性を協議いたしました。

その際、学力向上推進室の指導主事が直接学校を指導することの成果として、教員の授業改善への意欲が向上していることや、課題の大きかった中学校についても学力向上の兆しが見え

ることなどが確認をされました。また、国語、算数・数学に比べ、社会、理科、英語は授業改善がまだ十分に進んでいないことや、小中学校の連携を進める必要があるといった課題を共有いたしました。

その上で高知市からは、いましばらく指導主事派遣を継続してほしい旨の要請がありました。県としましても、取組の成果も徐々に現れてきた状況にあり、この流れを確かなものにするためにも、現体制を当面は継続していくことが望ましいと考え、了解をしたものであります。

一方で、令和4年度の全国学力・学習状況調査では、高知市の中学校の結果が再び厳しい状況となったところであります。このため県教育委員会といたしましては、本年度の学力調査の結果も分析した上で、指導主事派遣の効果などを改めて検証し、今後の方向性について高知市と協議をしまいたいと考えております。

次に、高知市と高知市以外の教員の人事交流についてお尋ねがございました。

教職員の県全域での人事交流については、全県的な教育水準の平準化や学校の活性化、また人材育成の観点から大変重要なものと考えております。このため本県では、県全体を東部、中部、西部の3教育事務所管内と高知市の4つのブロックに分け、このブロックをまたぐ学校間の異動を広域人事交流として推進しております。

この広域人事交流を活性化するためには、県内の小中学校の全教職員の約3分の1が勤務します高知市と他の3教育事務所との交流が不可欠であり、これまでも高知市教育委員会と協議をしながら積極的に進めてきたところであります。

令和5年4月1日付人事異動においては、3教育事務所から高知市へは39名、高知市から3教育事務所管内へは33名の計72名の広域交流を

実施しており、これは5年前の1.2倍となっております。そのうちの学校経営の中心となります管理職におきましては計24名であり、これは5年前の1.8倍となっております。

今後も、県全体の教育水準の向上と学力や不登校などの教育課題の改善、学校組織の活性化に向けて私自ら高知市教育長と直接協議を行い、高知市との広域人事交流を推し進めていきたいと考えております。

次に、教育の日の取組や今後の展開についてお尋ねがございました。

県民の教育に対する関心を高め、一人一人が本県の教育のよりよい在り方に向けて考え、行動する風土づくりを目指す教育の日の存在は、大変重要だと考えております。そのため、これまでフォーラムの開催や、議員のお話にもありました標語やポスターの募集といった取組を展開してまいりました。また、一昨年度は県政150年に合わせた教育の日の関連企画として、県内の学校の歴史などを紹介するパネル展を実施したところであります。

こうしたことに加えまして、近年は、本県の教育振興に向けた取組に対する県民の皆様に関心を強めていただくために、教育の日の意義や教育の大切さについて、継続した日頃からの情報発信が大切であると考え、この点に力を入れて取り組んでまいりました。

具体的には、県教育委員会の各種の取組を教育の日の関連事業として網羅的に位置づけ、教育委員会を挙げてその意義の周知・啓発を図っております。また、より多くの県民の皆様へ情報を届けることを目的に、県の広報テレビ番組などを活用した発信にも努めております。さらに、若い方々にも本県の教育への関心を高めていただくために、土佐の学びを発信するユーチューブチャンネル「とさまなチャンネル」を今月5日に開設したところであります。

今後も、本県の教育の在り方について、幅広い県民の方々に我が事として関心を持っていただき、多くの方に子供たちの教育を支える活動をしていただくことが重要であると考えます。そのためにも、これまでの取組も分析しつつ、他県の動きなども参考にしながら、より実効性のある教育の日の展開に向けた取組を検討してまいります。

次に、教員の魅力発信についてお尋ねがございました。

教職が若い学生から敬遠される傾向がある一方で、本県の学校現場には、教師という職に使命感とやりがいを持ち、児童生徒のために生き生きと働いている教員が数多くおります。そうした志や思いを持った方々に、教育界に、また本県の学校に多く来ていただくためには、教職は人を育てるといふ崇高な仕事であることや、子供の成長に合わせて自身の成長も実感できるといった教員の魅力をしっかりと発信していくことが大切だと考えております。

これまで本県では、教育への情熱にあふれる本県の若手教員の声を採用審査の募集案内などで紹介することや、ICTの活用など働き方改革の取組をホームページなどで発信するといった取組を通じて、教員の志望者にその魅力を伝えてまいりました。

今後は、これまでの取組に加えまして、より若者に親しみのある媒体であるユーチューブの「とさまなチャンネル」を活用し、教員が生き生きと児童生徒に関わる生の姿を動画で配信するなど、よりリアルな情報発信に努めていきたいと考えております。また、大学にも出向き、採用説明会や講義などの機会を捉えて、学生の皆さんに教員の魅力を伝える取組も行ってまいります。

こうした取組を通じて、未来を担う子供たちを育む崇高な使命に魅力を感じる質の高い教育

人材を確保してまいりたいと考えております。

最後に、本県の教員採用志願者の増加に向けた取組についてお尋ねがございました。

これまで本県では、採用審査の早期化や関西会場での実施、現職教員等特別選考の導入など、教員確保に向けて様々な取組を行ってまいりました。しかしながら、全国的にも教員不足が課題となっており、本県においては、特に小学校の志願者の減少傾向や辞退者の増加といった状況が続いております。こうしたことから、教員確保に向けた対策の強化が喫緊の課題だと捉えております。

このため、来年度は採用審査において、現在49歳までとなっている一般受審者の年齢制限のさらなる緩和や、大学推薦枠の拡大などを検討してまいります。加えまして、臨時教員の経験をより生かせるような審査方法の見直しにも取り組んでいきたいと考えております。

また、多くの若者に教員を目指してもらうためには、教員の処遇を改善することも大変重要だと考えます。現在、国において給与の在り方をはじめ、教員の処遇改善に向けた検討が進められておりますので、本県としましてもその動きを注視するとともに、必要に応じて全国教育長会などとも連携して政策提言等を行ってまいりたいと考えております。

県教育委員会としましては、他県の対応も参考にしながら、引き続き採用審査の在り方を検討するとともに、教員の魅力の発信や働き方改革の取組を積極的に推進し、より多くの方に本県教員を目指していただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) 県庁職員の挨拶などのマナーに対する評価についてお尋ねがありました。

挨拶は、人間関係を円滑にする大切なコミュ

ニケーションであり、挨拶ほど簡単でたやすいコミュニケーション方法はないとも言われております。県では、これまでも新規採用職員を対象に、公務職場で必要な接遇マナーや来客対応、案内、そして訪問の基本マナーを学ぶ研修などを実施してまいりました。また、各所属に配置しております応接マナーの職場研修指導者を対象に、職場全体のマナー向上に向けた研修も行っております。

さらに、昨年の9月議会で議員から御指摘をいただいて以降、改めて私自身が直接幹部職員に挨拶の励行も含め、職員のマナー向上について取り組むように指示をいたしました。また、研修などにおいて、直接職員にも行動を促してきたところでございます。

私も毎日つぶさに庁内を見て回っているというわけではございませんけれども、擦れ違う際に挨拶や会釈をする職員や、庁内で困っている方に積極的に声をかけ案内をする職員をよく見かけます。自然な挨拶や応対をしている職員も増えているように感じているところでございます。

挨拶とは、心を開いて相手に迫ることであり、挨拶は相手の心の扉も開くという名言もございます。引き続き、折に触れて職員に行動を促すとともに、職場の中で自然に当たり前に挨拶や会釈ができる風通しのよい職場環境づくりも進めてまいりたいと考えております。

○18番(三石文隆君) それぞれ御丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。

特に、文化生活スポーツ部長からは、未実施の土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校に対しまして何度も要請をしに行っただと、こういうことの内容の答弁をいただきました。ありがとうございます。

私立学校には、私学の独自性というもの認められております。しかし、私立学校といえど



も、学習指導要領は遵守すべき教育課程の基準であります。にもかかわらず、何度言っても何度言ってもそれが守られていないと。本当に国旗・国歌についての改善がなされていないということは、先ほども言いましたけれども、ふらちという言葉を使わせていただきましたけれど、ふらち千万、私立学校で身勝手な教育がなされていいんでしょうかね。また、自国の国旗、そして国歌を大事にしない、そういう者が他国の国旗・国歌を尊重するような、そういう心、精神が生まれてくるんでしょうか。以前にも質問したことがありますけれども、国旗・国歌を大切にしない、そういう国があるんでしょうかね、私はそう思います。

今後、いまだに国旗・国歌の実施がなされていないこの2校に対して、どのように取り組んでいくか、再度文化生活スポーツ部長にお伺いをしたいと。

それともう一点、県の顔である本庁舎1階玄関ホールの上つらえについて、総務部長から答弁をいただきました。改造するとすればどのようなスキームで実施するのか、再度総務部長の御所見をお伺いいたしまして、2問といたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 先ほども申し上げましたが、入学式、卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱について定めております学習指導要領は、全国のどの学校で学んでも等しい水準の教育指導が受けられるようにすることを目指しているものであると承知をしております。

したがって、私立学校におきましても、その特性や自主性は重んじながらも、公の性質を有する学校である限り、学習指導要領に基づく適切な教育指導を行っていただく必要がございます。こうしたことにつきましては、未実施の学校におかれましても、これまでの県からの

要請によりまして、十分に御理解はいただけているものと受け止めております。

これまでには、学校創立以来未実施でありましたとき自由学校が、県からの重ねての要請に応じられ、一昨年度の卒業式及び昨年度の入学式から実施を開始された事例もございます。土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校に対しましても、伝統や礼拝といった特性は尊重しながらも、生徒の皆さんへの適切な教育指導という観点から実施していただきますよう、引き続き粘り強く要請をしております。

○総務部長（徳重覚君） 本庁1階玄関ホールの環境改善について、どのように具体的に進めていくのかという再度の御質問でございました。

先ほども申し上げました、県庁の顔としてふさわしい玄関ホールとなるように、まずは展示物や掲示物であふれたこの現状をどのように改善していけばよいかというところは、これらを設置している場所であったり、方法などについて、その取扱いをどのようにしていくかというのを具体的に検討してまいりたいと考えております。その上で、現在展示や掲示を行っている関係先に対して、具体的に協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（三石文隆君） 国旗・国歌の問題は、グローバル化が一層進展する中で、児童生徒が国際社会において尊敬をされ、信頼される日本人として成長していくためには、日本人の自覚を養い、国を愛する心を育てることは、もうこれは基本中の基本であります。教員の都合で教えられていない子供たちは、ふびんでなりません。文化生活スポーツ部だけではなく、ぜひとも県庁全体で課題意識を共有していただいて、解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、県庁の顔である本庁舎1階ですが、予算をかける必要はないと思うんですね。温か

みのある高知県らしいものに改造していただくことを強く要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長（弘田兼一君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（弘田兼一君） ただいま議題となっている第1号から第17号まで、以上17件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末213ページに掲載〕



○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明30日から7月5日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月6日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月6日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時43分散会

令和5年7月6日（木曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 戸田宗崇君
- 2番 上治堂司君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 土森正一君
- 5番 榎尾絢子君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 横山文人君
- 13番 西内隆純君
- 14番 加藤漠君
- 15番 西内健君
- 16番 弘田兼一君
- 17番 明神健夫君
- 18番 三石文隆君
- 19番 畠中拓馬君
- 20番 依光美代子君
- 21番 大石宗君
- 22番 武石利彦君
- 23番 西森美和君
- 24番 寺内憲資君
- 25番 西森雅和君
- 26番 久保博道君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 中島勝海君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 飯田志保君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 大川美千子君



議事日程(第5号)

令和5年7月6日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

- 第8号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 権利の放棄に関する議案
- 第14号 権利の放棄に関する議案
- 第15号 県有財産(立木)の処分に関する議案
- 第16号 宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第17号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋耐震・補強)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 追加  
第18号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2  
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案
- 追加  
議発第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書議案
- 議発第3号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書議案
- 議発第4号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書議案



議発第5号 ジェンダー平等の実現に向け男女賃金格差の是正を求める意見書議案

議発第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書議案

議発第7号 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書議案

追加

議発第8号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書議案

追加

議発第9号 マイナンバーカードの健康保険証利用の運用停止及び現行健康保険証の存続を求める意見書議案

追加

議発第10号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



### 諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末247ページに掲載〕



### 委員長報告

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第17号まで、以上17件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

金岡佳時危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長金岡佳時君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（金岡佳時君） 危機

管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第7号議案、第8号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、医療施設等物価高騰緊急対策事業委託料について、執行部から、光熱費などの高騰分の経費が公定価格に反映されておらず、物価高騰の影響を受けながらも医療サービス等の安定的な提供を継続している病院、診療所、訪問看護ステーション、あはき・柔道整復の施術所などに対して、給付金により支援を行うものであり、昨年度も同様の給付事業を行っているとの説明がありました。

委員から、対象施設によって金額に差があるが、給付金額が少額な施設は、煩雑さを考えると申請しない可能性が出てくると思うが、給付金額の設定根拠と、申請はスムーズにできるようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、金額の設定については、昨年度と同様にモデル的な施設に照会をして、6か月程

度の影響額を見通し、その2分の1程度を支援する。申請については、前回も多数の実績があることから、今回もしっかりと周知を行い、できる限り活用をお願いしていくとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、フードバンク活動支援事業費補助金について、執行部から、昨今のコロナ禍や食料品等の物価高騰による県民生活への影響が続く中、生活に困窮する家庭に直接食料品を提供する活動、いわゆるフードパントリーの取組拡大に向け、食品保管用の冷蔵冷凍庫などの初期投資費用や広報経費の支援を行い、地域における支え合いの支援ネットワークの構築強化を図るものであるとの説明がありました。

委員から、予算では20団体分を確保しているが、実際どれぐらいの団体が活用される見込みであるかとの質疑がありました。執行部からは、半分程度はフードバンクを主に行っている市町村社会福祉協議会が、残り10団体については地域共生社会の推進の観点から、主にスーパーや小売店などの民間企業等に声かけをして、御協力いただければと考えているとの答弁がありました。

次に、障害者生産活動支援事業費補助金について、執行部から、障害のある方の就労継続支援事業所の、物価高騰等への対策を含む生産活動の基盤強化のため、各分野の専門家であるアドバイザーの助言等に基づく新たな生産活動分野への進出や、新商品、新サービスの生産、提供などを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、アドバイザーの助言に基づく取組ということだが、アドバイザーにはどういった方を想定しているかとの質疑がありました。執

行部からは、事業所ごとに課題が違うため、それぞれの事業所で適切な人材を選任してもらうことを考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、適切な人材とはどういう方でもいいのかとの質疑がありました。執行部からは、例えば、中小企業診断士や洋菓子のパティシエなど、これまでのアドバイザーの活用事例を県のホームページで紹介しており、そういったものを参考にしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、地域子育て応援事業委託料について、執行部から、今年度、こうち子育て応援の店のスマートフォンアプリ化に取り組んでいるが、アプリを活用した子育て世帯への生活支援と併せて、アプリ利用者の拡大を図り、その誘客効果により、応援の店の登録拡大を図ることで、持続可能な子育て世代を応援する仕組みを構築するものであるとの説明がありました。

委員から、子育て応援のためには、クーポンではなく現金のほうがよいのではないかとの質疑がありました。執行部からは、一過性の給付金の支給ではなく、子育てしやすい環境づくりのために、子育てを応援してくれる店舗に誘導することで、社会全体で子育てを応援する仕組みづくりをしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、特に中山間地域などの小さな店舗がアプリに対応していくための支援はありなのかとの質疑がありました。執行部からは、個別の店舗では機器の導入やアプリの使用は必要なく、アプリで読み取るためのQRコードを設置していただくことで構わない。今後、県内各地域で登録の説明会を実施し、またコールセンターを設置して、店舗からの問合せに対応できるようにしていくとの答弁がありました。

別の委員から、現在490店舗ある応援の店を1,000店舗に増やす目標となっているが、いつまでに達成する見込みであるかとの質疑がありま

した。執行部からは、今年度事業で店舗拡大に取り組んでおり、今年中には1,000店舗としたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、アプリ利用者の拡大を図っていくために、今年中という目標で効果が上がっていくのかとの質疑がありました。執行部からは、子育て家庭へのクーポンの配布はアプリのリリース後となる。年末年始のシーズン前には使えるよう、委託事業だけでなく県でも直接店舗を訪問するなどして、登録店舗の拡大にできる限り前倒しで取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第8号「高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、特定非営利活動促進法の規定により、NPO法人などが県に対して行う申請や届出などに関し、ウェブ報告システムを使用して行うことができるようにするなど必要な改正をするものであるとの説明がありました。

委員から、オンライン化することでNPO法人の事務は簡素化されることになると思うが、県での業務はどうなるのかとの質疑がありました。執行部からは、これまでは書面で受理した内容を国のホームページに登録するなどの業務があったが、そういった手続が簡素化されるものと思われるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活スポーツ部についてであります。

宿毛市陸上競技場の公認陸上競技場としての設置継続に係る支援について、執行部から、第3種公認陸上競技場である宿毛市陸上競技場は、公認の更新に当たって、トラック走路の大規模な改修工事が必要であり、多額の費用を要することなどにより、宿毛市としては単独での公認継続は困難との判断に至っている。こうし

た状況の中、公認陸上競技場は幡多地域になくてはならない施設という共通認識を有する幡多6市町村から支援の要請を受け、協議を重ねた結果、現時点での県の方針としては、宿毛市陸上競技場は県西部地域唯一の公認陸上競技場として重要な施設であることなどから、県が一定の負担をすることは適当であり、公認陸上競技場としての設置継続に要する整備費及び維持管理費の2分の1を補助したいと考えているとの説明がありました。

委員から、整備にはどれぐらいの期間を要するのかとの質問がありました。執行部からは、設計に約3か月、工事に約8か月要すると聞いているとの答弁がありました。

委員から、整備完了後、公認は自動的に更新されることになるのかとの質問がありました。執行部からは、日本陸上競技連盟の検定を受けなければならないが、規定をクリアできるよう整備を行い、工事完了後直ちに公認の認定をいただけるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 下村勝幸商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長下村勝幸君登壇）

○商工農林水産委員長（下村勝幸君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第13号議案から第15号議案まで、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、農業振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、園芸品販売拡大事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の5類移行に合わせて、商機を逃さず、県産園芸品をPRし、販売額の増加を目指すため、試食販売員の県産青果物の理解促進を図るための人材育成や活動支援のための経費などを、県内農業関係団体で構成する園芸品販売拡大協議会へ支援するものであるとの説明がありました。

委員から、試食販売員の育成はどのような方を対象としているのか、またどういった場面で活動していくのかとの質疑がありました。執行部からは、試食販売員については派遣会社に委託しているが、関東、関西で10ないし20人は早期に育成していきたいと考えている。一般の量販店のほか、高知の園芸品を販売するイベントなどにも配置してPR活動を行っていただくこととしているとの答弁がありました。

委員から、今回の事業を活用して育成する試食販売員の方については、派遣会社において、その技術を継続的に継承していく必要があるのではないかと意見がありました。

別の委員から、イベントなどでのPR活動をさらに効果的にしていくためにも、育成した試食販売員の方を登録制にするなど、何らかのシステムをつくる必要もあるのではないかと意見がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、地球温暖化対策推進事業費について、執行部から、電気料金の値上げなどによる家庭の負担を軽減するとともに、家庭における省エネを促進するため、省エネ性能の高い家電製品などの購入を支援するもので、民間事業者に委託して行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、購入対象期間が10月中旬からとなっ

ているが、エアコンなど夏場に必要とする機器の購入を考えた場合、対象期間をもう少し早めることはできないのかとの質疑がありました。執行部からは、先行する他県の事例などから、対象店舗の募集など事前準備に一定の時間を要することが想定され、最短でも10月頃になると考えるが、手続等の中でできる限り早い時期に開始できるよう努力はしていきたいとの答弁がありました。

委員から、対象店舗が決まれば早急に告知し、手続が始まる前の夏場の期間に購入したものについて遡及して適用することはできないのかとの質疑がありました。執行部からは、今回の事業は省エネ家電の購入を促進することを目的としており、既に購入したものを後押しする形ではないため、期間前のものを対象とすることは考えていないとの答弁がありました。

別の委員から、購入支援以外の経費についてはどのような内訳となっているのかとの質疑がありました。執行部からは、申請書類の審査やコールセンターにおける人件費のほか、広報のための費用などを想定しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

林業振興・環境部についてであります。

希少植物等保全対策検討委員会について、執行部から、四国カルスト県立自然公園公園施設の再整備に関して、当該自然公園における希少植物の保全や取り巻く環境を踏まえた今後の取組を検討することを目的として委員会を設置し、6月12日に第1回の検討委員会を開催した。検討委員会の委員からは、将来の世代にわたり自然資源を残していく、あるいは増やしていくということを念頭に今回の問題を捉える必要がある、今回の工事によるアスファルトを剥いでもすぐには戻らない、元の自然に近づけるには5年から10年かかるのではないかと、外来種などが



入ってきた場合に即対応できるようなモニタリング体制が必要など、様々な意見をいただいている。今後、県議会や検討委員会でいただいた意見を基に、県としての考え方を整理した後、7月下旬から8月中下旬に第2回の検討委員会を開催する予定であるとの報告がありました。

委員から、検討委員会においては、自然公園における工事の在り方についても検討が必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、今回の事案では、工事について事前に地元の方々にもう少し説明をしていく必要もあったのではないかと考えている。事前の情報開示や地域の方々から広く意見をいただくことは重要な点であり、今後検討委員会の中で議論していただきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、今回整備した自然探勝路は傾斜がきつく、車椅子を利用される方々の安全面の対策が必要ではないか。また、雷や希少植物の盗掘についても県として対策を検討する必要があるのではないかと質問がありました。執行部からは、事故防止のため現地に一定表示をしているが、分かりにくい部分もあり、改めて確認をしたい。雷対策については、表示等、まずはソフト面での対応を考えている。また、安全面や希少植物の盗掘対策において、自然探勝路に車が進入できないよう検討を進めているところであるとの答弁がありました。

別の委員から、外来種のモニタリングについては、どのような形、メンバーで行うこととしているのかとの質問がありました。執行部からは、今回の検討委員会の委員でもある、地元の植物に詳しい方の指導の下、施設管理委託業務の中で定期的に探勝路沿いを確認していくことを考えており、現在管理者の津野町と調整を行っているとの答弁がありました。

委員から、専門家の指導を受けたとしても、モニタリングには専門性が重要になってくるの

で、モニタリング方法も含め十分注意が必要である。また、今後検討委員会で検討を進めていく際には、議論していく内容について十分確認した上で、慎重な検討をしていただきたいとの意見がありました。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の取組状況について、執行部から、佐川町で整備を進めている新たな管理型産業廃棄物最終処分場について、処分場の南側斜面の表面が滑り落ちる状況が発生した。これは、土塊や軟岩が吸水による膨張と乾燥による収縮を繰り返すことで細粒化する現象で、斜面の勾配を維持できず崩れたもので、今後工事を安全に進める対策を検討した結果、安定勾配を確保する工法を選択することとした。今回の追加対策により、工期が1年半から2年延長になる見込みであるが、その間は日高村の現行施設の埋立容量を法令に基づく手続により増量し、空白期間が生じないようにしたいと考えているとの報告がありました。

委員から、広大な範囲ののり面に植生なども行わない工法で支障はないのか、また施設本体の建設地の地盤は問題ないのかとの質問がありました。執行部からは、今回の事案は表面が砂状になり斜面を滑り落ちたもので、深い層が崩れるということではないと報告を受けている。施設本体の場所となる埋立地内については地盤改良を行うこととしているとの答弁がありました。

別の委員から、今後追加安全対策などを行っていく中で、想定している事業費を超えた場合、県負担、市町村負担、高知市負担は従来の割合で負担することになるのかとの質問がありました。執行部からは、仮に財源不足が生じた場合は当初の割合で負担を求めていく形になるが、追加的な負担が発生する可能性があることについては、市町村等に報告し、理解をいただい

いるとの答弁がありました。

別の委員から、地元の方々にはどのような説明を行っているのかとの質問がありました。執行部からは、佐川町と日高村には説明を行い、佐川町の住民の方々には、佐川町の町政報告会の中で報告をさせていただいている。今後、変更設計が出来上がった段階で改めて説明会を開催したいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 上治堂司産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長上治堂司君登壇）

○産業振興土木委員長（上治堂司君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案、第10号議案、第16号議案、第17号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、トラック運送事業者支援事業委託料について、執行部から、トラックドライバーの時間外労働に上限が設けられ物流の停滞が懸念される、いわゆる物流の2024年問題への対応に取り組むトラック運送事業者を対象に、事業継続への支援金を給付する事務を高知県トラック協会に委託するものであるとの説明がありました。

委員から、支援金の給付要件は、物流の2024年問題への対策の取組を2つ以上実施することとされているが、どのような取組項目を挙げているのかとの質疑がありました。執行部からは、

国の持続可能な物流の実現に向けた検討会等で示されている、トラック運送事業者が取り組むべき対策のほか、本県独自の人材確保に関する項目を加えた12項目としており、幅広く多くの事業者に取り組んでいただくことで、物流の2024年問題対策に向けた機運を醸成していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、支援金の給付に当たりトラック運送事業者の取組はどのように評価していくのかとの質疑がありました。執行部からは、支援金の給付事務を委託する予定である高知県トラック協会が、トラック運送事業者の取組状況を把握しフォローアップしていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県としてはトラック運送事業者の取組をどのように支援していくのかとの質疑がありました。執行部からは、県としても取組状況を確認していくほか、物流の2024年問題に対応するためには、トラック運送事業者だけでなく荷主となる企業等の理解や協力が欠かせないことから、荷主関係団体を対象とした意識啓発のセミナーなどを開催し、しっかりと支援していくとの答弁がありました。

次に、地域公共交通対策事業費について、執行部から、燃料価格の高騰に伴い、県内の路線バス事業者においては、運行経費の増加が経営を圧迫しており、車両更新などの設備投資ができていない状況である。今後も公共交通を担っていただくためには、設備投資の促進が不可欠であることから、車両購入に係る経費を支援しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、路線バス事業者が必要としている支援は、どのように把握しているのかとの質疑がありました。執行部からは、県内の路線バス事業者の多くが、バスの更新目安とされる20年を超えても利用している車両があるという現状を聞き取り、必要な台数を確認した上で予算計

上しているものであるとの答弁がありました。

別の委員から、関連して、路線バスの減便には運転士不足の問題も関係していると聞くが、運転士確保について県はどのように関わり、取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、運転士確保については、路線バス事業者も課題と捉えており、県も非常に重要な課題だと認識している。県では、運転士確保に取り組む事業者と一緒に東京や大阪で運転士の就職イベントに出展して、路線バス事業者とのマッチングに取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光振興推進事業費補助金について、執行部から、5月に就航した台湾と高知を結ぶ定期チャーター便の運航期間延長に向けて、旅行会社へのセールスや旅行商品販売促進のためのプロモーションを強化するため、高知県観光コンベンション協会へ補助しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、定期チャーター便の延長に向けた交渉の見通しはどうかとの質疑がありました。執行部からは、現在交渉を進めているところであるが、多くの地方都市が誘致を行っているようであり、本県としては旅行会社のニーズにしっかり応え、旅行者が高知へ旅行したくなるような環境をつくっていくようにしたいとの答弁がありました。

複数の委員から、定期チャーター便の延長と国際定期便化に向けては、当委員会としてもしっかり後押しをしていきたいと思っているので、執行部と議会が協力して取り組んでいきたいと考えているとの意見がありました。

次に、客船受入等業務委託料について、執行部から、外国客船が寄港した際に、高知市中心市街地での観光案内など、受入れ体制の充実を図り、外国人観光客の満足度を高めることで、

外国客船のさらなる誘致と外国人観光客のリピーター確保につなげようとするものである。本年3月に国際クルーズの受入れを再開して以降、高知新港に外国客船が多数寄港しており、今年度は過去最高の寄港が予定され、当初の見込みより増加した分を計上しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、外国客船の寄港が増えてきた要因は何かとの質疑がありました。執行部からは、コロナ禍が落ち着いてきて外国客船のツアーが多く組まれるようになってきたことや、これまでコロナ禍においても日本の客船を積極的に受け入れてきた実績が評価された結果によるものではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、玄関口となる高知市でスムーズな受入れを図っていくことは重要だが、県として、高知市以外の地域への波及効果にはどのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、高知新港から出ていくツアーバスについては、県内のいろいろなところを周遊できる商品を旅行会社に提案している。また、ツアーに行かず船で滞在する方については、シャトルバスを用意して気軽に高知市中心商店街で買物ができるように取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

新たな定期コンテナ航路の就航について、執行部から、高知新港の活性化に向けた本県の誘致活動が実を結び、コンテナ取扱量世界第3位のCMA CGMグループによる新たな定期コンテナ航路が、韓国の釜山港との間に就航することになった。この新たな航路の定着に向けて、船会社と荷主を支援する補助制度を活用するほか、新たに高知新港を利用する荷主の掘り起こしを行い、安定的な貨物の確保を図っていきたいとの報告がありました。

委員から、多くの貨物を集めないと今後撤退という可能性も出てくると思うが、貨物の集積に向けた現状はどうかとの質問がありました。執行部からは、新型コロナウイルス感染症の影響で海上物流が混乱し、遅延や抜港が慢性化したため、大口荷主を中心に、より利便性の高い他港への切替えが進んでいた。この新たな定期コンテナ航路は荷主にも非常に好評であり、既存の2路線と合わせると週3便になるという利便性の向上を積極的に打ち出していくことで、県内企業に高知新港を利用していただいて、高知新港の発展、さらには高知県経済の発展に努めていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 明神健夫総務委員長。

（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第6号議案、第11号議案、第12号議案、以上8件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第2号「職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する業務に従事した職員の特殊勤務手当について、国家公務員の取扱いを踏まえ、本県においても廃止しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染症が5類に分類された5月8日以降、これまでに関連す

る業務に携わった職員への手当についてはどのような状況になっているかとの質疑がありました。執行部からは、5類移行後は、季節性インフルエンザと同様、基本的に医療機関を中心とした対応になっているため、該当の業務は発生していない。今後も職員が直接患者に接する等の業務が発生する可能性は低いと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、放課後児童クラブ等デジタル化支援事業費補助金について、執行部から、放課後などにおいて1人1台タブレット端末が使用できる学習環境の充実を図るため、市町村が行う放課後児童クラブなどへの無線LANの整備を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、端末の持ち帰りの実施率が低い状況の中、放課後児童クラブ等での環境整備を行う必要性をどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、多くの児童が放課後子ども教室、放課後児童クラブを利用しており、学習や体験の場となっている。Wi-Fi環境を整備することにより、放課後のほか、夏季休業中などにおけるタブレット端末の活用促進を図ることができるようになるとの答弁がありました。

別の委員から、無線LAN環境を整備した後の維持経費について、市町村との協議等はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、令和6年度以降の維持経費については、国の補助事業である放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営費補助の中で市町村の要望額を申請していくとの答弁がありました。

別の委員から、今回の補正予算による整備対象の想定数として、放課後子ども教室55か所、放課後児童クラブ67か所を見込んでいるが、これは県内にある当該施設のうち、どれくらいの



割合に当たるのかとの質疑がありました。執行部からは、今回の整備想定箇所数は、それぞれ開設数の約3分の1に当たる。それ以外については、学校の余裕教室で運営しており、既存のWi-Fi環境が活用できる等の状況にあるため、対象としていないとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

第11号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」及び第12号「高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」についてであります。執行部から、道路交通法の一部改正等により、電動キックボード等が特定小型原動機付自転車とされ、運転者講習制度が創設されることに伴い、新たに講習手数料を徴収できるよう、またその交通方法等に関する規定が整備されたことに伴い、県条例における信号機に関する基準に係る規定の整備など、必要な改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、新たな交通用具が車道、歩道を通行することで、周りの運転手、歩行者や視覚障害者等も戸惑い、事故につながる懸念がある。利用者や販売者だけでなく、一般県民にも徹底した周知が必要と考えるが、これまでどのような啓発を行ってきたかとの質疑がありました。執行部からは、これまで法定講習の場における安全教育や各種媒体での広報、中高生に配布している交通安全教育教材を通じた注意喚起のほか、レンタル事業者に対し、利用者への交通安全教育に係る協力要請等を行ってきた。今後も、関係機関や団体等を通じ、新たな交通ルール等について啓発を徹底するとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

まず、高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いについてであります。執行部から、本年5月にアンケートを実施し、校歌に係る在校生の意見を聞くとともに、6月には保護者や校友会の代表など学校関係者の意見を聴取した。それらの意見を参考とし、6月に開催した臨時教育委員会において、新しい校歌とすることを決定したとの報告がありました。

委員から、在校生へのアンケートでは、現在の校歌がよいという意見もあったが、みんなが納得する合意形成の取組は行われているのかとの質問がありました。執行部からは、生徒及び保護者に対し、新しい校歌にすることを文書で通知した際に、学校が主体的に参画しながら校歌を制作していきたい旨を伝えている。今後、生徒にも関わってもらいながら、校歌を制作するよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、県立高等学校再編振興計画の次期計画等の検討についてであります。執行部から、平成26年度に策定した現行の計画では、生徒数の減少に伴う適正な学校規模と適切な配置、南海トラフ地震対策への対応、次代を担う人材を育てる教育環境の整備などを柱とし取組を進めてきた。本年度が計画期間の最終年度となっており、次期計画については、生徒数のさらなる減少による高等学校の在り方と学びの保障や、教育環境を取り巻く変化への対応といった課題認識の下、今年度から来年度にかけて教育委員会を中心に、有識者等の御意見を伺いながら検討を進めていくとの報告がありました。

委員から、遠隔教育の普及等の環境の変化を踏まえ、これまでの再編統合等とは違う観点で議論を進めてほしい。また、地域みらい留学に関しても、中山間地域の拠点を守るという観点から、どのように進めていくかとの質問がありました。執行部からは、各高等学校の魅力化が

大事であり、地域資源を活用しながら、県外からの留学生、地元の生徒を含め、多様な価値観に触れ合いながら成長できる環境をつくっていきけるよう考えていきたいとの答弁がありました。

次に、非強制徴収債権の放棄についてであります。執行部から、令和4年度に高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行ったことについて報告がありました。

委員から、債権回収の費用対効果を考慮して債権放棄を行うという判断も理解できるが、例えば債権回収に係る弁護士への業務委託に際し複数の少額債権について一括して受託してもらうよう交渉するなど、方法等について十分に議論されているのかとの質問がありました。執行部からは、委員からの指摘を踏まえ、今後の債権管理に当たり、弁護士委託の手法も含め、教育委員会から庁内全体の事案を扱う税外未収金対策幹事会にも意見を伝えるようにしたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



## 採 決

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よっ

て、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第17号議案まで、以上16件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、以上16件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。



## 議案の追加上程、提出者の説明、採決（第18号）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末217ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第18号「令和5年度高知県一般会計補正予算」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田省司知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

第18号議案は、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙に要する経費につきまして、総額5億7,000万円余りの一般会計補正予算を追加しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第18号「令和5年度高知県一般会計補正予算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末218ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） 日程第2、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決するこ

とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第2号—議発第7号 意見書議案）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号から議発第7号 巻末220～233ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書議案」から議発第7号「生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書議案」まで、以上6件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりまし

た議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書議案」から議発第7号「生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書議案」まで、以上6件を一括採決いたします。

以上6件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よって、以上6件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



#### 議案の上程、討論、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末236ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに

決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

28番岡田竜平議員。

(28番岡田竜平君登壇)

○28番(岡田竜平君) 私は、ただいま議題となりました議発第8号「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書議案」に、県民の会代表といたしまして、賛成の立場で討論させていただきます。

そもそも厚生労働省から、保育の基本となる考え方や保育内容が定められております保育所保育指針の中で、保育所保育の質を担保する仕組みとして、各保育所ではこの指針を日常の保育に活用し、社会的責任を果たしていくとともに、保育の内容の充実や職員の資質、専門性の向上を図ることが求められるよう記されております。

一方で、近年この指針にある施設で働く保育士を目指した学生が学ぶ短大や大学に学生が集まらず、保育士として就職しても早期の離職も目立っているとお聞きいたします。その理由といたしまして、保育士の給与の低さが上位に挙げられており、若者が職業を選択する時点で将来の生活への不安を抱き、保育士という職業が敬遠されているのであります。

そんな中であって念願の保育士となり、期待とやる気、奉仕の精神で働き始めても、思い描いた職場の現実との乖離に直面し、それでも懸



命に働き、いつしか命を預かっている重みに耐えられなくなり離職するといったケースもあるようです。保育を専門としている保育士は、他人の子供を預かっていることで、保護者よりも命の貴さに日々真剣に対峙しているということを私たちは再認識するべきであります。

さらに、現況として、児童の中には他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手であったり、多様な個性を持った児童が増えており、そのような児童へは保育士を増員する加配という対応が取られております。しかしながら、現場ではグレーゾーンと言われる児童が増えており、配置基準の数字では示せない課題も内在しており、このような中での対応の難しさで、多忙化に拍車がかかっているということも離職と無関係とは言えません。

ここまでお話いたしました保育所は、児童福祉法第39条では、保育所は保護者の委託を受けて保育を必要とするその乳児または幼児を保育することを目的とする通所の施設とあり、本意見書は、保育の現場の声を酌み取り保育現場を俯瞰して捉えたとき、その解決に向け、今まさに緊急的に取り組まなければならない課題解決の実現を訴えるものでございます。

コロナ禍を経験した今、社会生活基盤を支える職業に従事するエッセンシャルワーカーの重要性は言うまでもありません。そんな中、とりわけ保育所が充実しなければ、その他のエッセンシャルワーカーはもとより、全ての職で労働する方の働く機会をなくすことにも直結しております。この状況改善がなされなければ、全産業が人材不足による総崩れをすることがあり得るのです。

ここで、政府が少子化対策等を示したこども未来戦略方針についてですが、ここにはこども・子育て支援加速化プランが盛り込まれておりまして、そこには全てのこども・子育て世帯を対

象とする支援の拡充といたしまして、本意見書にもあります保育人材確保、保育の配置基準改善とさらなる処遇改善、そして全ての職種にはなりますが、希望する非正規雇用の方々の正規化を進めるという文言が並べられ、それらを緊急的に急がなければならない旨の記述となっております。

加速化プラン冒頭を要約してお伝えいたしますと、2030年代に入るまでのこれからの六、七年がラストチャンスであり、待ったなしの瀬戸際にあるとし、続けて、以下の各項目に掲げる具体的政策について、今後3年間の集中取組期間において、できる限り前倒して実施するというものでございます。この以下の各項目に掲げる具体的政策というのが保育人材確保であり、75年ぶりの配置基準改善とさらなる処遇改善なのです。

一方で、政府は当方針に先ほどの文言が明記されたにもかかわらず、増員が必須要件となれば現場が混乱するとして、その後の小倉将信こども政策担当大臣の会見では、保育士を自発的に手厚く配置した保育所には運営費に加算して支払う方法で対応するとし、基準見直しに対して慎重姿勢に切替えをいたしました。このやり方では、日本全体として足りない保育士の人材確保は到底実現されないわけで、結果、保育の質の向上は望めず、現状維持プラスアルファにとどまるものと予想されます。

この保育の質に関しましては、こども家庭庁が初めて行った不適切な保育の実態調査でも明らかになりました。園児の通園バス置き去り事件や、園児への暴行事件も保育士の人材不足と無関係とは言えません。

今の状況では、現場の自発性に頼っている場合ではございません。前述の保育の配置基準改善に関しまして、増員したら加算という手法に切り替えたことは、早急に取り組まなければな

らない課題に対する逼迫感の乏しさが感じられ、後退したと言わざるを得ず、本来保育士に対し強烈なインパクトのある処遇改善等がまず期待され、あわせて配置基準の改善が望まれるべきであります。

保育現場及び保護者が待っている次元の異なる少子化対策の実現に必要なのは、緊急性を理解した本気度と言えます。今こそ施策の実行性が問われており、日本の子供たちの成長と発達を支援するための緊急性を要する重要な政策でございます。

こども未来戦略方針では、保育の課題が少子化対策の中で議論されておりますが、本来、保育の価値は子供の数で変わるということはないわけで、そうであれば、当然日本社会が少子、多子にかかわらず、その中で議論されるべきであります。

そこで、本意見書によって、岸田文雄内閣総理大臣が議長を務める、こども未来戦略会議での施策がスピード感を持って具現化されるよう、令和6年度予算編成に向け背中を押すものであります。

最後に、本来保育所という施設について議論する場合、子供の目線に立ち、どう充実させるかを話し合われるべきであります。ですので、子供自身が通いたくなるような保育所に向けた議論が進むことにも今後期待をいたしまして、本意見書の賛成討論といたします。何とぞ先輩・同僚議員の皆様にも御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第9号 意見書議案)

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第9号 巻末239ページに掲載〕

○議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「マイナンバーカードの健康保険証利用の運用停止及び現行健康保険証の存続を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

11番土居央議員。

(11番土居央君登壇)

○11番(土居央君) 自由民主党の土居央でござ

います。自由民主党会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第9号「マイナンバーカードの健康保険証利用の運用停止及び現行健康保険証の存続を求める意見書議案」について、反対の立場で討論をいたします。

まず、マイナンバーカードは、自身のマイナンバーを確認するための身分証明書にとどまらず、各種行政手続のオンライン申請をはじめ、コンビニエンスストアでの証明書の交付や民間のオンラインサービスなど幅広いサービスで利用が可能であり、国民の利便性の向上や行政の効率化など、今後の日本社会を支える重要なデジタル基盤です。

こうしたマイナンバーカードの利用促進を図り、もって国民生活の利便性の向上を目指して、マイナンバーカードと健康保険証の一体化やマイナンバーの利用範囲の拡大などを盛り込んだ、いわゆる改正マイナンバー法が、さきの通常国会で可決、成立いたしました。改正法の成立によって、健康保険証は来年秋に廃止され、マイナンバーカードと一体化されるとともに、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まることで、様々なメリットがあるものと期待をしています。

例えば、医療機関を受診した際に、特定健診の結果や薬の情報の提供に同意をすると、データに基づく診療や薬の処方を受けることが可能となります。口頭で説明し切れない事項も含めて正確な情報を伝えることができ、医師などから総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方が、旅行先や災害時であっても受けることができ、よりよい医療が提供されます。

加えて、マイナポータルを通じて、過去に処方された薬や、特定健診等による自分の体に関する情報をいつでもどこでも自ら確認できるようになることで、手軽に自分の体の健康管理も可能になります。このようにICTなどの技術

革新を活用したデータヘルスの推進に必要な基盤となるものです。

また、高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として利用することで、高額な医療費を一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の申請手続をする必要もなくなります。急な入院であっても、これまでのように一時払いや煩雑な手続に煩わされることなくあります。同様に、人材不足や多忙の問題を抱える医療事務の現場におきましても手作業が減り、正確性の向上が期待できるなど、負担軽減につながっていくものと考えます。

さらに、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収書を保管、提出する必要がなく、オンライン——e-Taxで簡単に医療費控除申請の手続ができます。このほかにも、就職、転職、引っ越しといったライフイベントの際の保険証の切替えが必要なくなり、健康保険証として継続して使用することができます。

このように、少子化、高齢化、人口減少、そして特に今後生産年齢人口の急速な減少が予測されている中で、よりよい医療の実現とともに、効率的で質の高い社会保障制度づくりを目指していく上には、デジタル技術の活用によるデータヘルス改革が不可欠であり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は国として進めるべき政策であると考えます。

一方、この間、意見書に記載のとおり、マイナンバーカードをめぐる様々なトラブルが相次いでいることは認識しています。各地のコンビニエンスストアで他人の証明書が発行されたことをはじめ、マイナ保険証に他人の情報が登録されていたなどのケースが発生しています。

こうした一連のトラブルは、主にヒューマンエラーに起因しており、また約9,000万枚に上るマイナンバーカードの全交付枚数に対し、少な

いものでは数十件、多いもので数千件と、率にして0.01%未満と極めて僅かであるものの、マイナンバーカードに対する国民の不安を招き、その取得や利用をちゅうちょさせる結果につながっていることは大変遺憾に思います。

私は、行政のすることにミスやトラブルがあっという間という肯定的な思いはありませんが、これだけ大規模で複雑なシステムを立ち上げようとしている過程で、ヒューマンエラー、システムエラーともに多少のトラブルは想定すべきであり、ノーエラーに縛られ過ぎるのは現実的ではないと思います。

したがいまして、エラーやトラブルに臨んでは、直ちに制度運用を停止せよというような極端な議論より、いかにエラーをなくし、いかに早くトラブルを解消するかという対応に、より焦点を当てるべきではないかと考えます。先ほど申し述べましたように、マイナンバーカードの趣旨は非常に重要です。その機能の拡充を進める上で、ノーエラーを追求するあまりイノベーションの推進が止まることのほうが、我が国にとって大きな損失だと考えます。

現在、政府においては、マイナンバーに関する省庁横断のマイナンバー情報総点検本部を設置し、他人の情報のひもづけが判明したマイナ保険証などだけでなく、ほかにもデータに誤りがないか、秋までに洗い出すことを決定しました。岸田首相は閣僚に対して、1つ、関連するデータやシステムの総点検、2つ、今後新たな誤りが生じないようにするための仕組みづくり、3つ、国民の不安払拭のための丁寧な対応、この3つの基本方針に基づき対策の強化を指示するとともに、新型コロナウイルス対応並みの臨戦態勢で、国民の信頼を一日も早く回復するべく、政府、地方自治体、関係機関一丸となって全力を尽くしてほしいと、国民の不安の払拭に全力を挙げる決意を述べています。

また、健康保険証の全面撤廃については、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提とし、経過措置として最長1年間、現行の保険証が使用できることを踏まえ、2025年秋までの期間を活用し不安を払拭していくと、重ねて理解を求めました。

さらに、もろもろの事情でマイナ保険証を持たない人が、保険診療を受けるための資格確認書につきましても、昨日のマイナンバーに関する衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、プッシュ型も視野に全ての被保険者が必要な保険診療を受けられるように対応する旨の政府の方針が示されたところです。

繰り返しになりますが、マイナンバー制度はデジタル社会の基盤であり、今後の住民サービスの利便性向上や行政の効率化と質の向上に必要となる重要な制度です。トラブルが発生しているとはいえ、デジタル化は時代の流れであり、我が国が少子化、高齢化、人口減少が進む中で、住民サービスの充実を実現していく上には、マイナンバーをめぐる一連の取組は必要不可欠なものと考えます。

だからこそ、政府においては今回の事案を重く受け止め、しっかりと点検を行った上で、このようなトラブルが二度と起こらないよう、徹底して再発防止策を講じ、一日も早くマイナンバー制度に対する国民の信頼を回復していただきたいと考えます。

そして、こうした対応を通じて反省すべきことは真摯に反省し、その上で、政府が全力を挙げて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化によるメリットを十分に発揮できる環境を整える取組こそが、我が国の未来を見据えた、真に必要な責任ある対応だと考えます。この歩みを止めることは、決して我が国の抱える問題の解決にはなり得ないと思います。



したがいまして、議発第9号「マイナンバーカードの健康保険証利用の運用停止及び現行健康保険証の存続を求める意見書議案」については意見書としてふさわしくなく、同僚議員各位には意見書に反対の立場に御賛同いただきますようお願いをいたしまして、私の反対討論いたします。

○議長（弘田兼一君） 35番岡本和也議員。

（35番岡本和也君登壇）

○35番（岡本和也君） 私は、日本共産党を代表して、議発第9号「マイナンバーカードの健康保険証利用の運用停止及び現行健康保険証の存続を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

健康保険証の廃止などを定めた、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が6月2日、国会で可決、成立しました。成立した後もマイナンバーカードをめぐるトラブルが次々に明らかになっており、この制度は本当に大丈夫かとの声が日増しに高まっています。

こんな国民の声の中、マスコミ各社の反応も大変厳しいものがあります。マスコミ各社の社説を紹介すると、6月7日読売新聞では、マイナ保険証の見直しは今からでも遅くない、選択制に戻すのも一案だろう。6月9日朝日新聞、身近な健康保険証を廃止し、トラブルが続出しているマイナンバーカードに一本化するのは無理がある、廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だ、選択制に戻すのも一案。6月9日毎日新聞、トラブルが後を絶たない、計画を十分検証し、見直しをためらうべきでない。6月10日産経新聞、マイナ保険証への一本化は国民の命や健康にも影響する、スケジュールありきでなく実施時期は柔軟になど、全国紙4紙そろって立ち止まれとの報道です。このようなマスコミの社説を見ても明らかなように、

極めて問題がある法律であると言わざるを得ません。

改めてマイナンバーカード運用の問題点を紹介します。まず、他人の情報にひもづけられた事例についてです。5月の時点で厚労省によると7,300件以上。公的給付金の受取口座が本人名義でなく家族や同居人名義になっているケースは約13万件、全く他人の口座が登録された例も748件報告されました。

6月21日の全国保険医団体連合会——保団連ですけれども——の記者会見が紹介され、6月19日までに集計されたトラブル事例アンケートについて、回答のあったシステムを運用している医療機関のうち65%の医療機関でトラブルが発生し、マイナカードを使った保険資格の確認では3,640件で無効、該当資格なしと表示され、資格が確認できず10割負担を患者に請求した医療機関は、全国推計では1,291件。さらに他人の医療情報へのひもづけは49か所、高知でも1か所発生していました。これは、別人の情報に基づいて医療行為や薬剤投与が行われる危険性があり、生命に関わる重大な問題があります。

保団連は、重大な事故につながる、直ちに運用を停止し現行保険証の廃止撤回をと訴えており、県内の医師からも、トラブルは必ず起こる、安心できる根拠のないマイナンバーに無理に移行することは難しいなどの声が上がっています。

こうしたトラブル事例を2月時点で把握していたにもかかわらず、マイナンバー法の可決、成立のため、国民に報告せず、隠蔽してきた政府の責任は重大です。

現行保険証が廃止されること自体も大きな問題があります。マイナ保険証のトラブルが生じた際、現行保険証で資格確認した例が4,000件以上報告され、現行保険証が重要な役割を果たしています。現行保険証が廃止され、申請に基づき資格確認書を1年ごとに発行する仕組みに移

行すれば、申請漏れなどによって保険資格を確認できない被保険者が生じる懸念も指摘されています。保団連の調査では、高齢者などの介護施設などでの扱いで、顔認証や暗証番号の資格管理はできないと回答した施設は、何と94%に上ります。

6月、四万十市議会での議論でも、現行保険証が廃止されカードのみになった場合、高齢者施設や介護施設では、カードや暗証番号の管理が必要になることから、四万十市の関係する施設での対応はどのようにするのかとの質問に対して、関係する7か所の入所施設に問合せをしたところ、マイナ保険証に統一された場合、7施設中5施設が管理は難しいと回答し、残り1施設では管理方法について助言をしてほしいと申出があったとの答弁がなされ、問題が浮き彫りになりました。

このような中、河野大臣の名称変更発言や、松本総務相による、管理に不安を感じる認知症の高齢者を対象に、暗証番号の設定がなくても交付できるようにするとの表明に、セキュリティーを落としてどうする、本末転倒など、その場しのぎの発言に国民から不安と怒りの声が上がっています。

JNNが7月2日に発表した世論調査では、現行健康保険証を来年秋に廃止する政府方針に対して、73%が撤回もしくは延期すべきだと回答しています。7月3日付高知新聞でも、情報漏えいの不安から5月以降318件のマイナンバーカード返納があり、急増との報道が国民の不安を表しています。さらに、昨日保団連では、マイナンバーカード保険証の相次ぐトラブルをめぐり、政府が現行の健康保険証を来年秋に廃止すれば、オンライン資格確認ができないなどのトラブルが少なくとも108万件発生すると推計したと発表しました。

以上述べたように、マイナ保険証の運用には

問題が山積しています。よって、国におかれましては、国民の不安を払拭するため、トラブルが相次ぐマイナ保険証の運用は速やかに停止し、現行健康保険証の廃止方針を撤回し、存続させることを求めるものであります。議員各位の賛同を求めまして、賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(25番西森雅和君「議長、議事進行」と言い、発言の許可を求む)

○議長(弘田兼一君) 西森議員に申し上げます。発言を許可する前に確認いたしますが、何についての発言ですか。自席で述べてください。

(25番西森雅和君「岡本議員の服装についての議事進行でございます」と言い、35番岡本和也君「私も発言していいのかな」と言う)

○議長(弘田兼一君) 岡本議員、自席でお願いします。

(35番岡本和也君「私は8年ぶりに議場に参加させていただきました。今回の議会が始まる時に、クールビズでオーケーだということで、ポロシャツも構わないじゃないか、だからポロシャツで来ました。上着を着ていかなければならないという項目はどこにもない。説明してくれますか」と言う)

○議長(弘田兼一君) 西森議員、発言を許します。どうぞ。

(25番西森雅和君登壇)

○25番(西森雅和君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

クールビズが開始された当初、たしかワイシャツ、またポロシャツでの議場での発言というのが許されておったというふうに私も認識しております。ただ、その後申合せで、本会議場では上着を着用するという申合せをたしかしておったのではないかというふうに思うところであり

ます。一度御確認をぜひしていただければと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（弘田兼一君） ただいまの西森議員と岡本議員の発言、議事進行発言のことですが、私としましては、これまでの発言記録を精査の上、議会運営委員会に諮って善処すると、そういうことにしたいと思っておりますので、御了承願います。

以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第9号「マイナンバーカードの健康保険証利用の運用停止及び現行健康保険証の存続を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第10号 意見書議案）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第10号 巻末242ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第10号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めま

す。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君） 日本共産党を代表し、議発第10号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書議案」に賛成の立場で討論いたします。

5月の消費者物価指数は前年同月から3.2%上昇し、四国電力の電気代も6月から28.74%もの大幅値上げなど物価高騰はとどまっていません。岸田政権は骨太の改革で、今年も全国加重平均1,000円を達成する目標を掲げていますが、この間の物価高騰に全く追いつきません。海外の先進国との比較でも、日本の最低賃金は際立って低く、イギリス、ドイツ、フランスといった主要先進国だけでなく、韓国よりも低く、オーストラリアと比べると2分の1以下になっています。物価高騰を上回って生活を改善させるためにも1,500円を目指し一気に引き上げることが必要です。

全国労働組合総連合が全国で実施した最低生活費調査では、全国どこでも時給1,500円以上が必要なことが明らかになっていますが、最賃には大きな地域間格差があり、最高額である東京の1,072円に対し、高知は全国最低の853円と、その差額は219円にも上っています。

昨年、高知県労働組合連合会が高知大学に協力を仰ぎ、若年単身世帯を対象に調査した高知県最低生計費試算調査では、月額として女性25万394円、男性24万9,699円という結果となり、労働時間150時間に換算すれば、必要最低賃金額は女性の時給は1,699円、男性1,665円という結果となっています。中小企業経営者の中でも最賃引上げを支持する意見が高まっています。日本商工会議所のアンケートでは、引上げ賛成は42.4%と増加しており、最賃を引き上げるために中小企業支援制度の拡充が求められています。

私たち日本共産党は、中小企業支援の財源として、アベノミクス減税等で過度にため込まれた大企業の500兆円を超える内部留保に課税し、社会保険料の事業主負担軽減など中小企業支援に使うよう提案しています。全国一律と最賃の大幅引上げが実現すれば、高知県など地方における若者流出に歯止めをかけ、労働者の生活を守り、個人消費の拡大による地域経済の立て直し、中小企業の経営の安定化にもつながります。

以上、同僚議員の賛同を心よりお願いし、意見書への賛成討論といたします。

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第10号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

————— ❦❦❦ —————

継続審査の件

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末245ページ〕  
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで先ほどの議事進行発言を議運で協議のために本会議を休憩いたします。そのままお待ちください。正副委員長は前に進んで——ここに集まっていたきたいと思います。

（議会運営委員長西内隆純君、副委員長大石宗君議長席前に移動し、協議）

午前11時38分休憩

————— ❦❦❦ —————

午前11時40分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま先ほど西森議員の服装の件、過去の



議事録を調べてくれました。それで、ここで議運を開いたという形になりました。で、令和5年4月20日の書類によりますと、5月1日から10月31日までの間の議会活動については、執行部と議会事務局職員を含め、軽装でも基本的には差し支えないものとするということになっております。その他のものを今確認いたしました、そのほかの文言は残っていないというふうなところであります。

以上でよろしいでしょうか。

25番西森議員。

○25番（西森雅和君） 議運の資料には載っていない、申合せのそういった資料というのはあるんでしょうか。ないんでしょうか。

○議長（弘田兼一君） 確認いたしましたけれども、申合せも同様の記述ということでありました。

25番西森議員。

○25番（西森雅和君） この件に関しては議運で再度協議をしていただきたいというふうに要請をさせていただきます。

○議長（弘田兼一君） 25番西森議員から、議運で協議してほしいという発言がありました。

私としても議運で再度調整をしたいというふうに思いますので、議会運営委員会の委員の皆様よろしくお願いいたします。

35番岡本議員。

○35番（岡本和也君） 私は根拠のないことで指摘されました。私はきちんとした資料の下にやったわけですから、その私に対する謝罪はないわけですか。

○議長（弘田兼一君） 25番西森議員。

○25番（西森雅和君） 議長に対してこれを確認していただきたいという議事進行でありました。

○議長（弘田兼一君） 35番岡本議員。

○35番（岡本和也君） おかしいと言うたじゃないですか。そういう取決めがあると言うたじゃ

ないですか。

（「本会議でやめてほしい」と言う者、その他発言する者あり）

個人的にも知り合いですので、もう言いません。

————— ∞∞∞ —————

○議長（弘田兼一君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

————— ∞∞∞ —————

### 閉会の挨拶

○議長（弘田兼一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、私たち議員にとりまして任期最初の定例会でありました。物価高騰の影響を受けにくい経営構造への転換に向けた事業者の取組や、影響を受けた生活者に対する支援を一層強化していくための補正予算など、当面する県政上の重要案件が提出され、議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、コロナ禍への対応は大きな転換期を迎え、社会経済活動の正常化に向けた動きは加速し、県内のにぎわいも戻りつつあると感じております。執行部におかれましては、引き続き観光振興や外商拡大、総合的な人口減少対策など、県

勢浮揚に向けた様々な取組に挑戦し続けていただきますようお願いを申し上げます。

平年より早い梅雨入りとなりました。皆様方におかれましては、大雨や災害に十分備えられ、健康に御留意の上、県勢発展のためにますます御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和5年6月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和5年度一般会計補正予算や職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、少子化対策や災害対策をはじめ、経済の活性化、さらには教育政策などに関して多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

3年以上続きましたコロナ禍への対応は、5月に大きな転換点を迎えました。現在は、社会経済活動の正常化に向けた動きが急速に進んでおり、県勢浮揚に向けて、あらゆる分野で積極的に打って出るべき局面にあります。

まずは、連続テレビ小説らんまんの放送や、台湾からのチャーター便の就航といった追い風をしっかりと捉え、観光誘客や外商拡大の取組を確実に前へ進めます。昨年来の物価の高騰に対しましては、先ほど御決定を賜りました補正予算の執行を通じまして、早急に影響緩和を図り、あわせて省エネルギー対策の推進など、社

会経済の構造転換を促す施策も講じてまいります。

また、昨年の出生数が全国最下位という衝撃的な結果を受け、少子化対策の強化を急がなければなりません。これまでの施策の成果や課題をしっかりと分析、検証した上で、中山間対策と少子化対策を一体的に抜本強化し、人口減少対策の取組を進めます。

加えて、中長期の県勢浮揚に向けた取組として、令和7年の大阪・関西万博の開催を見据え、関西圏との経済連携の強化をさらに進めてまいります。さらに、新たな時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化という潮流を先取りし、産業、生活、行政の各分野にわたり、県の施策を一層進化させます。

任期の最終年となりますが、先々の県政も展望しながら、引き続き共感と前進を県政運営の基本姿勢として、徹底して成果にこだわり、県民の皆さんと共に元気で豊かな高知県の実現を目指して、全力で挑戦を重ねてまいり所存であります。議員各位には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。議員各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長(弘田兼一君) これをもちまして、令和5年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時51分閉会